

一橋大学審査学位論文

博士論文

日本におけるスポーツ施設産業の展開に関する社会学的研究
—1960年代半ばから70年代初頭のボウリング場産業に着目して—

笹生 心太

A SOCIOLOGICAL RESEARCH ON THE DEVELOPMENT OF SPORT
FACILITY INDUSTRY IN JAPAN:
FOCUSING ON THE TEN-PIN BOWLING FACILITY INDUSTRY FROM
THE MID-1960'S TO THE EARLY 1970'S

SASAO, Shinta

Doctorial Dissertation
Graduate School of Social Sciences
Hitotsubashi University

目 次

日本におけるスポーツ施設産業の展開に関する社会学的研究 —1960年代半ばから70年代初頭のボウリング場産業に着目して—

第1章 課題と方法の設定

1-1. 問題の所在	p.1
1-2. 先行研究	p.7
1-3. 先行研究の成果と限界	p.17
1-4. 課題と方法	p.22

第2章 1960年代におけるスポーツ施設の供給構造

2-1. 福祉の供給構造とスポーツ施設の供給構造	p.27
2-2. 1960年代における福祉の供給構造	p.31
2-3. 1960年代におけるスポーツ施設の供給構造	p.44
2-4. 1960年代におけるスポーツ参加者の状況	p.61
2-5. 本章のまとめ	p.74

第3章 ボウリングブーム現象

3-1. ボウリングブーム現象の概況	p.76
3-2. ボウリング場の供給	p.88
3-3. ボウリング参加者	p.94
3-4. 本章のまとめ	p.110

第4章 関連団体による多様な性格の獲得

4-1. ボウリング関連団体	p.112
4-2. ボウリングの多様な性格の獲得過程	p.114
4-3. 関連団体による欲求の喚起	p.127
4-4. 本章のまとめ	p.135

第5章 結語

5-1. 議論のまとめと考察	p.138
5-2. 本稿の意義と限界	p.147
5-3. 今後の展望	p.149

参考文献	p.156
------	-------

調査の概要	p.165
-------	-------

謝辞	p.166
----	-------

第1章 課題と方法の設定

1-1. 問題の所在

1-1-1. 問題関心

本稿では、日本におけるスポーツ施設、特に地域スポーツの場面で利用される施設の供給について論じていく。ここで言う地域スポーツとは、学校体育や部活動以外の場面でのスポーツ活動のことである。よって本稿で扱うのは主に成人のスポーツ参加であり、そこには公共・民間施設を利用したスポーツ参加のみでなく、学校開放制度のもとで学校施設を利用したスポーツ参加や、職場施設を利用したスポーツ参加などの意味合いも含める。なお、近年では「見るスポーツ」における施設整備の重要性も多く指摘されているが（原田 2001 など）、本稿はあくまで「するスポーツ」の拠点としての施設の問題について論じる。施設はスポーツを行うための重要な基盤であるが、個人での調達が難しいため、その整備を何らかの主体に任せざるを得ない。そのため、このスポーツ参加の基盤たる施設の整備について考察することは、人々のスポーツ参加を誰が保障するのかという問題について考察することに他ならない。

図 1-1 は、2008 年におけるスポーツ施設数である¹。この図を見ても分かるように、人々がスポーツを行う場というのは、ジョギングやウォーキングなどを行う道路や公園といった公共スペースを除くと、大きく学校施設²、大学・高専施設、公共施設、職場施設、民間施設の 5 つに分けることができる。

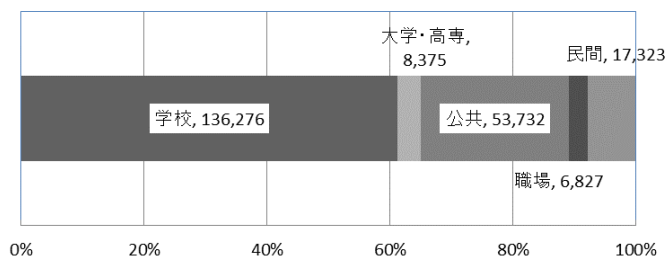


図1-1. 日本のスポーツ施設数(2008年)

文部科学省2008a より筆者作成

このうち、学校施設が圧倒的に多く、次いで公共施設が多い。学校施設の公私内訳は明らかでないが、2008 年時点での全国の小学校の 99.1%、中学校の 93.3%、高校の 74.8% が公立であり（文部科学省 2008b）、ここで示された学校施設の大半が公立学校のものであると判断してよいだろう。そのように考えると、スポーツ施設の圧倒的多数が、公共施設ないし公立学校の施設という、公的部門が供給する施設によって占められていると言える。

ところが、こうした量的に多い公的部門による施設にも、利用のための様々な限界

¹ 体育・スポーツ施設現況調査より。この調査は、体育・スポーツの振興に資するため、我が国における体育・スポーツ施設の設置者別現在数や施設の開放状況などを明らかにし、今後の体育・スポーツ施設の整備計画策定などスポーツ振興施策の企画・立案に必要な基礎データを得ようとするために実施された。母集団は市町村教育委員会、公私立の小学校・中学校・高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、国公立大学・短期大学・高等専門学校、従業員 200 人以上の事業所であり、全数調査が行われた。調査は、2008 年 10 月 1 日時点での状況を調べるものであったが、学校施設の開放状況については 2007 年度の実績である。

² 小学校、中学校、高校、専修学校・各種学校施設の合計。

がある。表 1-1 は、2013 年の体力・スポーツに関する世論調査（文部科学省 2013a）³において、公共施設に望むものの回答をまとめたものである。公共施設に望むこととしてもっとも多く挙げられたのは、「身近で利用できるよう、施設数の増加」であった。これはすなわち、公共施設を利用しようとする人にとってその量的不足が問題となっているということである。また、同質問の第 3 位以降に、「利用時間帯の拡大」や「初心者向けのスポーツ教室やスポーツ行事の充実」といった項目が上位に挙がっている。これらの内容は、いずれも既存施設のより快適な利用に関する要望であり、一般的に民間施設の有する特徴である。すなわちこれらの回答は、公共施設にも民間施設のようなサービスを行ってほしいという、その運営の質の不足に関する要望と言える。以上のように、公共施設は量的な面でもその運用の質の面でも課題を残していると言える。

また学校施設も、地域スポーツの基盤としての限界を抱えている。これらの施設は学校開放制度のもとで地域住民に提供されている。体育・スポーツ施設現況調査（文部科学省 2008a）によると、2007 年度の時点で年間を通じて定期的に曜日を決めて開放している学校の割合（小・中・高校の平均）は、平日が 57.1%、土曜日が 57.8%、日曜日が 55.7%であり、施設別の開放状況は、屋外運動場が 80.0%、体育館が 87.3%、水泳プールが 26.7%、屋外庭球場が 17.4%である。これらの開放率は、極端に言えば月に 1 回でも開放していれば開放事業を行っている学校として集計される。よってその開放頻度や開放時間、開放している施設種別などの点で限界があるため、これらの割合はさらに割り引いて考えねばならない。そう考えると、学校施設は量的に非常に多いものの、それが地域に向けて開放されている割合は必ずしも高くないと言える。学校開放制度を利用したスポーツ実践について論じた尾崎 2008 は、学校開放制度の意義と課題として以下のように述べる。

総じて学校開放は、戦後改革期以来、地域のスポーツ振興にとって重要な基盤として受けとめられてきた。とりわけ地域のスポーツクラブにとっては、従来の地域スポーツクラブであれ、総合型地域スポーツクラブであれ、学校開放はその活動にとって欠かすことのできない場であり、整備状況が不十分な公共施設の補完というにはあまりに大きな存在となっているといえる。しかし、前述のように、開放される施設や曜日・時間帯が限られていることもあり、既存のクラブで利用枠が一杯となり新規のクラブの参入がしにくいという実態がある。また、個人での利用が認められていない場合もあり、気軽にスポーツをする場として見たときに課題を残している。

(p.31)

表1-1. 公共施設に望むもの(2013年)

身近で利用できるよう、施設数の増加	34.2%
特になし	29.4%
利用時間帯の拡大(早朝、夜間など)	22.9%
利用手続き、料金の支払い方法などの簡略化	22.0%
初心者向けのスポーツ教室やスポーツ行事の充実	21.6%
高齢者や障害者に配慮した施設・設備の整備	16.1%
利用案内など広報の充実	14.2%
健康やスポーツに関する情報の充実	10.4%
託児施設の充実	9.4%
指導者の配置	9.1%
アフタースポーツのための施設の充実	8.8%
その他	1.9%
わからない	1.4%

文部科学省2013aより筆者作成

³ この調査は、体力・スポーツに関する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とするために行われたものである。母集団は全国 20 歳以上の日本国籍を有する者で、層化二段無作為抽出法によって抽出された標本 3,000 名に対して、調査員による個別面接聴取によって調査が実施された。調査時期は 2013 年 1 月で、有効回答率は 63.2%だった。

このように、学校施設は地域スポーツの重要な拠点となりつつあるものの、利用条件に様々な制約があり、地域スポーツの安定的な基盤とはいえない。

公的部門によって提供される施設は以上のような限界を抱えていることから、それらを利用するスポーツ参加率は決して高くない。図1-2は、各種施設の利用率の推移である⁴。これを見ると、この10年間で最も利用割合が高いのは民間施設（ボウリング場、ゴルフ場、ゴルフ練習場など）であり、公共施設（体育館、グラウンド、屋内プールなど）の利用者数はそれに劣っている。また学校（小・中・高校）施設も、10%に満たない利用率で推移

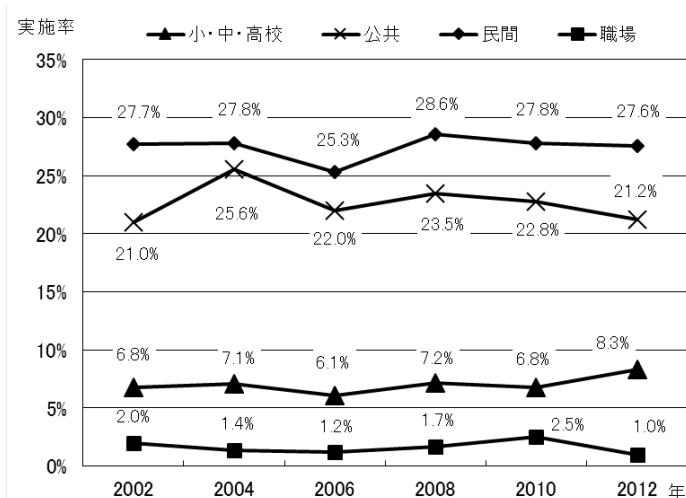


図1-2. 施設タイプ別実施率の推移
笹川スポーツ財団2012a(p.37)より一部抜粋

している⁵。少なくともこの10年間に限定すると、人々のスポーツ参加においては、民間施設の果たす役割が相対的に大きいことが分かる⁶。

以上のようなスポーツ施設の供給構造の持つ特徴は、人々のスポーツ参加行動のあり方に影響を与えている。そのスポーツ参加行動の特質の1つは、スポーツ参加の階層性である。一般的に、低額所得者に比べて高額所得者のほうがスポーツ参加に積極的であることは、経験的にも統計的にも知られている（丸山・日下 1988、川口 1995、海老原 2012 など）。こうした状況は、人々のスポーツ参加における民間施設の占める割合が高まることで、一層促進されていると考えられる。なぜなら、民間施設の多くは営利施設であり、一般的にそれを利用するには高額な金銭が必要となるからである。

⁴ この図は、笹川スポーツ財団が2002年から2012年までに実施したスポーツライフに関する調査の結果をまとめ直したものである。この調査では、例えば道路や公園、海岸といった場所でスポーツを実施した場合、その利用施設を「公共施設」と回答した者も「施設は利用していない」と回答した者も混在したと考えられる。そのため、2012年の報告書では桜美林大学澤井和彦准教授がこれらの回答を再コーディングし、施設を「公共スペース」、「公共スポーツ施設」、「民間スポーツ施設」、「小・中・高校の学校スポーツ施設」、「大学・高専等の学校スポーツ施設」、「職場のスポーツ施設」、「自宅」、「その他の施設」にまとめ直した。なお、図中では表記以外の種別の施設は割愛した。

⁵ 笹川スポーツ財団の調査では、小・中・高校の施設利用が一括りに集計されており、上述の開放率の違いに伴う参加率の差異を示すことはできなかった。

⁶ なお、こうしたスポーツ参加における民間部門の役割の増大は、近年では公共施設の運営にまで及んでいる。笹川スポーツ財団の調査（笹川スポーツ財団 2011）によると、指定管理者制度を導入している公立の社会体育施設の割合は、2005年度が19.6%であったのに対して、2008年度には34.2%と増加している。そのうち民間企業が管理する施設は、2005年度の7.7%から2008年度の24.4%と、大幅に伸びている。このように民間部門は、単純に施設の整備数という面では公的部門ほどのインパクトはないものの、人々の利用を考えたときにその果たす役割がきわめて大きくなっていると言える。

実際、笹川スポーツ財団 **2012a**⁷によると、民間施設の利用について階層との有意な関係が見られ、所得の高い層ほど民間施設を利用してスポーツに参加しているという傾向があった。そして人々のスポーツ参加行動の特質の第2は、施設側から参加種目が与えられているということである。民間部門によるスポーツ施設提供が伸長した場合、人々の自発的なスポーツ欲求によってスポーツ参加が実現するのではなく、それを提供する企業側の選択した種目において実現することとなる。つまり、企業にとって採算の取りやすい種目の施設が多く提供され、採算の取りにくい種目の施設は提供されにくくなる⁸。このように民間部門が主導権を持って種目を選択的に提供すると、参加できる種目が限定される可能性がある。例えば内海 **2005** が指摘するように、スポーツ参加を個人の消費行動として捉えやすい個人種目の施設（ボウリング場、ゴルフ場など）は採算が取りやすいが、チームスポーツの施設（陸上競技場、野球場など）は採算が取りにくい。よって民間部門は個人種目に多く参入することとなる（p.216）。その結果、民間施設において個人単位での種目が多く提供されることで、人々のスポーツ参加が個人化しているという指摘が多くなされている（中澤・新 **2006**、森川 **2011** など）。このようなスポーツ参加の個人化という特質も、民間施設の果たす役割の高まりによって促進されていると考えられる。

以上のように、現在のスポーツ参加における様々な特質のうちのいくつかは、民間施設の果たす役割の伸長によって助長されていると考えられる。本稿ではこうしたスポーツ施設供給における民間部門への依存度の高い状況がいつから、なぜ、どのように構成されていったのかを明らかにしていきたい。

なお、以下で「民間部門」という表現はすべて商業的なスポーツ施設業のことを指すこととする。企業内体育館などの職場部門におけるスポーツ施設も解釈の仕方によっては民間部門と言えるが、本稿では民間部門と職場部門は分けて理解する。また、日本における民間スポーツ施設の歴史として、大正期に YMCA が体育館を建設した事例などがあるが⁹、本稿においては、主に戦後のスポーツ施設業を分析の対象とする。なぜなら、尾崎 **1992** が指摘するように、民間スポーツ施設の発展の基盤整備は、戦後の自由主義経済体制の確立によるからである。よって以下で対象とする民間スポーツ施設とは、スポーツ施設産業と同義である。

⁷ スポーツライフに関する調査 **2012** より。この調査は、我が国の運動・スポーツ活動の実態を総合的に把握し、スポーツ・フォー・エブリワンの推進に役立つ基礎資料とすることを目的としたものである。母集団は、全国の市区町村に居住する満20歳以上の男女で、割り当て法によって抽出された標本2,000名に対して調査が実施された。調査時期は2012年6月から7月で、訪問留め置き法によって実施され、有効回答率は100%であった。

⁸ この点について川口 **1995** は、商品化されたスポーツサービスの中で「私たちは常にゲストとして陳腐な財・サービスを与えられる状況にあるか、あるいはその可能性を持っている」（p.245）とし、人々は「つくりあげられた欲望」に沿ってスポーツに参加するようになると指摘している。

⁹ YMCA は日本のスポーツ施設整備の発端の時期において重要な役割を果たしたと考えられるが、この点に関する社会学的研究はほとんど進んでいない。なお建築学的視点からの研究としては、上和田 **1987** および上和田 **1994** を挙げることができる。

1-1-2. 民間スポーツ施設の特徴

次に民間スポーツ施設の伸長を論じる前に、スポーツ施設という産業領域の特徴を整理しておきたい。

民間スポーツ施設は、その他の部門（主に公共部門・学校部門¹⁰・職場部門）との対抗関係の中で、その位置付けが社会的に大きく変化していったという点に特徴がある。スポーツ産業のその他の領域、つまり用品産業や情報産業といった領域では、基本的に民間企業が市場を開拓し、その他の部門はほとんど参入していない。だが施設業に関しては、その建設に大規模な投資を必要とするため、元々主に公共・学校・職場部門によって整備されるものであった。しかし 1960 年代からボウリング場やテニスコート、ゴルフ場などの民間スポーツ施設事業が立ち上がり、その後プールとジム設備を備えたアスレチッククラブ（フィットネスクラブ）などが次々に建設されていった。このようにスポーツ施設業という領域は、元々他部門によって担われていた領域に、民間部門が参入していった点に特徴がある。本稿では、この点を自覚しておく。

このようなスポーツ施設の公共・学校・職場・民間各部門の数の推移を示したのが、図 1-3 である¹¹。まず目につくのは学校施設の多さであるが、上述のように学校施設を地域スポーツの安定的基盤とみなすことは難しく、その量的多さは割り引いて考える必要がある。またその他の種別の施設に目を向けると、現在でこそ公共施設が民間施設および職場施設に卓越しているものの、1960 年代から 70 年代ごろまではこれらの施設よりも職場施設のほうが多く存在していた。職場施設が次第にその数を減らして

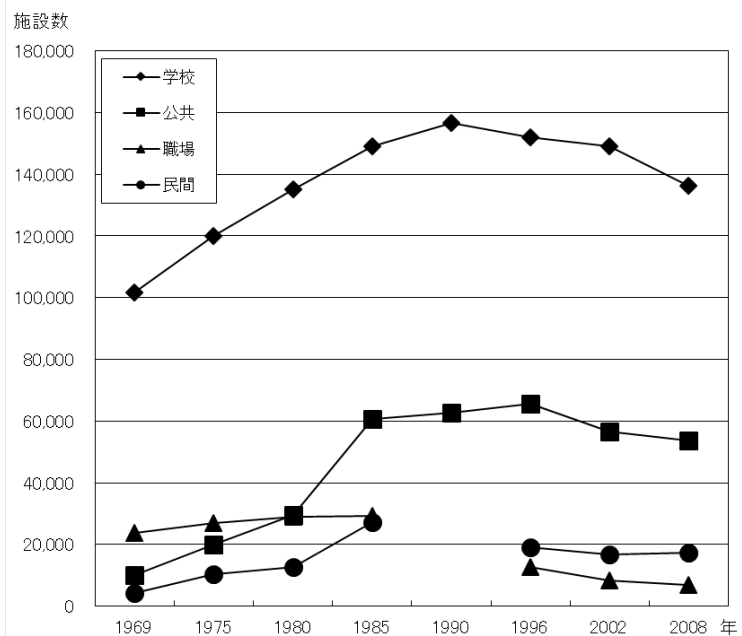


図1-3. 各種施設数の推移
文部科学省2008aより筆者作成
注:1990年の職場・民間施設のデータは欠損している

いく一方、民間施設は 1980 年代以降にその数を増やし、現在では量的側面でこそ公共施設に及ばないものの、先に見たようにスポーツ参加のうえで重要な役割を果たしている。以上のように、民間スポーツ施設は他部門との関係性の中で増減していったと

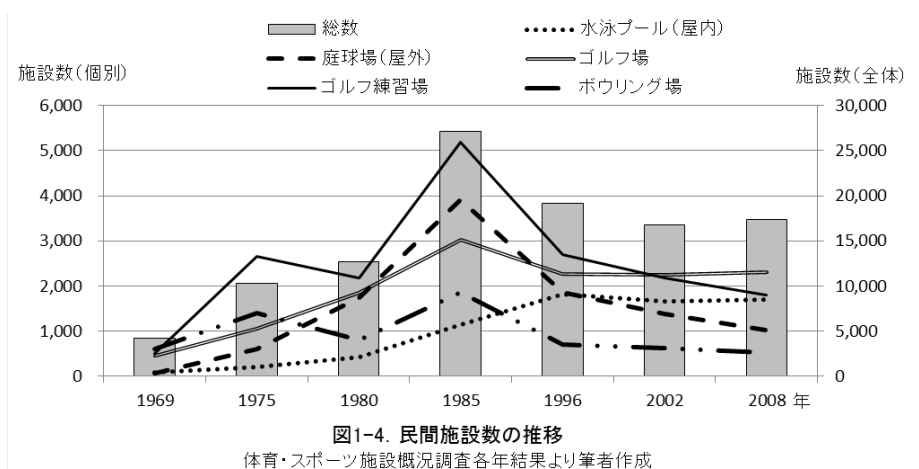
¹⁰ 日本の学校施設には、小学校・中学校・高校のもの、専修学校・各種学校のもの、そして大学・高等専門学校のものなどがある。専修学校・各種学校、および大学・高等専門学校は地域への開放の度合いが明らかでないうえ、各種統計では小学校・中学校・高校の施設をもって「学校施設」と呼ぶ場合が多い。よって以下で学校施設と表記した場合、基本的に小学校・中学校・高校の施設のみを指すこととする。

¹¹ 民間施設数は、1985 年までは営利施設数、1996 年以降は YMCA などによる非営利施設も含めた数である。また学校施設は、1990 年までは小・中・高校の施設数、1996 年以降はそれらに専修学校・各種学校のものを加えた施設数である。

いう点に特徴があることから、その分析のためには民間施設単体で分析するのではなく、他部門との共存・対抗関係を見ていく必要がある。言い方を変えると、これだけの公共・学校・職場施設が存在するにもかかわらず民間施設が大規模に展開し得たという点に注意を払う必要があるということである。

以上見てきたように、本稿の中心的関心はスポーツ施設産業の伸長そのものというよりも、スポーツ施設の供給構造の中で民間部門の果たす役割が増大したという点にある。ここで言う民間部門の果たす役割というのは、単純な供給量という意味のみならず、すでに見てきたような人々のスポーツ参加における民間施設の重要性の高まりという意味である。以下で「スポーツ施設産業の展開」などと表現する際には、スポーツ施設の供給構造の中で民間部門の果たす役割が相対的に高まった状態という意味合いを含めたい。

それでは、こうした他部門との関連の中で、民間施設は実際にどのように増減してきたのだろうか。図 1-4 は、民間施設の総数と、そのうちの主要な施設数の推移である。日本に



におけるスポーツ施設数の概況は、1969年実施の体育・スポーツ施設現況調査（文部省体育局 1970）¹²によって初めて部門横断的に明らかとなった。このときに明らかになった民間営利施設数は4,184であり、それは全施設のうち2.8%に過ぎなかった。このときに多かった施設はボウリング場、ゴルフ場、ゴルフ練習場であり、後2者は現在に至るまで民間施設の中で大きなシェアを占めている。その後、1980年代半ばにかけて民間施設数は急激に上昇するが、バブル経済崩壊後にはその数を減じていった。それでも2008年現在の民間施設数は17,323であり、全スポーツ施設のうち7.8%を占めている。この間に数を増やした施設は水泳プール（屋内）とテニスコート（屋外）であった。また統計には現れないが、プールやジム、トレーニング施設などを兼ね備えたアスレチッククラブも存在する。1980年代半ばには、好況に支えられてスポーツ専門でない企業がアスレチッククラブの経営に参入するようになり、大型施設の出店が相次いだ。その後、景気低迷とともに施設数は減少するが、業界内の整理統合が進み、サービス面での見直しが行われた。その結果顧客の利便性が向上し、次第に民間スポー

¹² この調査は、急激な社会変化に即して、我が国の体育・スポーツ振興の基本的方策を樹立するに必要な基礎的資料を得ることを目的として行われた。母集団は、全国の学校体育施設、公共社会体育施設、民間の非営利施設、営利施設、大学および専門学校の体育施設、事業所の体育施設で、全数調査が行われた。調査時期は1969年7月である。なお、同調査の結果は、社会体育実態調査という名称で、その他の事項に関する調査結果とまとめて公表されている。

ツ施設の中心的事業として認知されるようになっていった。

1-2. 先行研究

次に、スポーツ施設産業の展開に関する先行研究の概要をまとめたい。こうした展開は、スポーツ社会学領域の諸研究によって「スポーツの産業化」と呼ばれてきた。先行研究は、スポーツの産業化を「スポーツ産業の伸長」（尾崎 1991、p.82）や、スポーツ関連市場の規模の拡大（山下 1989、p.71）などと捉えている。また、スポーツを含めた社会サービス全体の産業化の可能性について論じられたレポート『社会サービスの産業化』（総合研究開発機構 1980）では、社会サービスの民間部門への移行や、民間部門によって社会サービスが提供されることを推進する政策の意味で「産業化」の語が用いられている。このように、スポーツというサービスが民間部門によって提供される場面が増え、産業としてスポーツサービスが成り立つ状況について、スポーツの産業化という語が用いられてきた。

また尾崎 2004 は、企業が供給主体となってスポーツに関する財やサービスを商品として販売し利潤を拡大する過程を「スポーツの市場化」と呼んだ。そしてそうしたスポーツの市場化を促進するために国家が政策的にスポーツ産業の育成を推進することを「スポーツの産業化」と呼び、2つの語を区別する。これは、前者がスポーツの提供者たる企業を主体とした表現であるのに対し、後者はそうした企業の活動を支援するような社会全体の状況に注目した表現であると捉えることができよう。本稿は、尾崎の言うスポーツの市場化のような、企業によるスポーツ提供の伸長という現象それ自体だけではなく、そうした形態のスポーツ提供が必要とされてきた社会の状況全体に関心がある。よって本稿においては、尾崎の言うスポーツの産業化のように、その時代ごとの政策的志向性や社会的期待という視角を持ちたい。

なお、スポーツ社会科学研究の領域においては、スポーツの産業化と類似の概念として、「スポーツの商業化」という語も用いられる。この語は「スポーツの商業主義的利用」といった表現に示されるように、スポーツの産業化と比較して、スポーツの提供が金銭消費主義的傾向を持ったことに対する批判という意味合いを帯びる。例えば「商業主義のスポーツ“侵略”」と題された伊藤 1983 は、「市場化の促進・拡大の宣伝・情報操作は、文化・スポーツのもつ統合機能によって国民を画一化し操作するばかりでなく、他の戦略的課題から目をそらさせるイデオロギー戦略—政治的利用—の一環でもある」（p.26）と、スポーツの商業化傾向の政治性を批判する。こうしたスポーツの商業化を論じる研究も、本稿の関心の射程内にあるものと言える。

ところで、ここまで見てきたようなスポーツの産業化を論じる諸研究は、スポーツ商品の内容別ではなく、スポーツという領域全体における民間部門の重要性の伸長を論じる。そしてこれらの諸研究は、しばしば用品業やサービス業のことは脇に置き、施設業における民間部門の伸長を指してスポーツの産業化と呼んできた。これは、施設はスポーツを行うための重要な基盤であり、その位置付けが他の領域に比べて大きいからであろう。本稿はこれらの知見のうち、特に施設に関するものを中心的に摂取していきたい。

以上のように先行研究の範囲を確認したうえで、具体的な研究内容を見ていきたい。本稿に重要な示唆を与えるのは、スポーツ全般の産業化について論じる中で特に施設の問題を取り扱ってきた諸研究である¹³。それは具体的には、草深 1977a、伊藤 1983、草深 1986、山下 1989、原田 1989a、原田 1989b、中山 1989、松田 1989、大西 1990、尾崎 1991、尾崎 1992、Uchiumi and Ozaki 1993、川口 1995、Ozaki 1996、尾崎 2004 といった研究である。

スポーツの産業化に関する先駆的研究は、草深 1977a である。草深は、1970 年代当時におけるスポーツ産業の成立基盤について分析し、人々のスポーツ参加に対するスポーツ産業の影響について考察している。また草深 1986 は、そうした分析を 1980 年代の状況にまで敷衍して論じた。そして伊藤 1983 や山下 1989、尾崎 1991 といったその後続く研究も草深同様、スポーツの産業化の議論の中で施設の問題を取り扱っており、またその歴史的展開およびそれを成り立たしめた社会構造の分析と、それが地域スポーツにもたらす影響について指摘している。後に見るように、これらの研究が行われた 1980 年代以降はスポーツ施設の供給構造の中で民間部門の役割が大幅に増大した時期であり、この現象の影響が地域スポーツの中に顕在化しつつある時期でもあった。そのような状況下で、原田 1989a や原田 1989b のように、そうした傾向をより大規模に進展させるための知も蓄積されていった。また、以上のようなスポーツの産業化を論じる中で施設の問題を取り扱う研究群に加えて、スポーツ政策分析の中で施設の問題を取り扱う研究も存在する。その代表的なものは関 1997 や内海 2005 などである。

以下では、これらの諸研究とそれに関連する研究の知見をまとめ、スポーツ施設産業の展開に関する研究成果の概要を確認したい。これらの研究の多くが焦点としているのは、各時期におけるスポーツ政策が民間施設の増減に強い影響を与えたという点である。そこで以下では、まず地域スポーツに関する政策の概況について整理し、それに沿ってスポーツ施設産業の展開の時期区分を定める。その後、各論者による分析をまとめていく。

1-2-1. スポーツ政策の概況

スポーツに関連する政策の潮流の変化について巨視的に論じた研究として、尾崎 2004 を挙げることができる。尾崎は、日本における地域スポーツをめぐる諸政策が、3つの体系（福祉国家的系、新自由主義的系、保守主義的系¹⁴）のせめぎあいによってもたらされたという視点に立って、特に新自由主義の系に焦点化して 1960 年代以降の地域スポーツの状況、特にスポーツの産業化の状況を考察した。新自由主義化と産業

¹³ スポーツ社会学およびスポーツ経営学の領域にて、スポーツ産業の市場規模の拡大などをもってスポーツの産業化という現象を皮相的に論じるものは多く存在する。本稿ではそうした知見を参考にはするが、個別に挙げることはしない。本稿にて主に取り扱うのは、この現象の要因やそれに伴う問題性を分析した研究である。

¹⁴ 尾崎によると、福祉国家の系はスポーツの公的基盤の整備および民主主義的なスポーツ参加を促進するもの、新自由主義の系はスポーツに関する公的基盤を民間部門に置き換えるもの、そして保守主義の系はスポーツを媒介として人々を統合する意図を持ったものである（pp.259-260）。

化はイコールの関係にある概念ではないが親和的な概念であり、本稿にも重要な示唆を与えるものである。よって以下では、この研究を参考としながら本稿の時期区分を設定したい。

(1) 尾崎 2004 による時期区分

尾崎は、1960 年代以降の地域スポーツの状況を、以下の 6 期に区分した。

第 1 期は、1960 年代である。この時期は、官民両面からレジャー¹⁵産業に対する期待が高まった時期である。通商産業省と財界によって設立された日本生産性本部は、『消費革命とレジャー産業』（日本生産性本部生産性研究所 1961）を著した。そこにおいては、今後の国民の生活消費の場面は、家庭内から家庭外の社会的施設やレジャー産業に移るとされる。生活消費のための社会的施設とは、道路、下水、公園、遊園地、プール、ホテル、娯楽施設、博物館、図書館などの施設のことであり、レジャー産業とはそれらが企業化されたものである。そうした推測が成り立つ背景には、経済発展に伴う人々の所得増加という予測がある。このように、この時期には官民一体となってその後のレジャー産業の発展に期待が寄せられた。ただし、現実的にはこの時期におけるレジャー消費は低水準であり、人々にとってスポーツを含むレジャーは「高嶺の花」であった。そのため、この時期のスポーツ産業とは主に用品業が中心で、施設業やサービス業はほとんど進展していなかった。

第 2 期は、1970 年代初頭である。この時期は、各省庁のスポーツ政策構想とレジャーブーム現象に特徴付けられる時期である。第 1 期に引き続いて、各省庁はレジャーが今後の日本社会の中で大きな位置を占めていくという予測のもと、成長産業としてのレジャー産業に対する期待を高めていった。その中でもスポーツは今後の成長が期待される分野として位置付けられ、文部省、通商産業省、経済企画庁、自治省、労働省、国民生活審議会、建設省など、様々な主体がレジャーやスポーツに関連する施策を打ち出していった。特に文部省は、1972 年に保健体育審議会答申「体育・スポーツの普及振興に関する基本的方策について」（文部省保健体育審議会 1972、以下「1972 年保体審答申」）の中で公共スポーツ施設の設置基準の目安を提示するなど、福祉の中にスポーツを位置付けるような志向性を示した。この時期は、スポーツ政策における福祉国家的系が盛り上がりを見せた時期と言える。だがこの時期のスポーツの実態としては、様々なスポーツ種目が次々と流行と衰退を繰り返し、人々のスポーツ欲求が企業によってコントロールされるといった形で、商業主義の暴走が垣間見えた。

¹⁵ ここで、余暇およびレジャーという概念に関する本稿における理解を示しておく。これらの概念について、余暇社会学領域の諸研究において定式化された概念規定は存在しない。本稿は余暇社会学者の小澤考人の議論に沿って、以下のように理解する。小澤 2001 は、日本語のレジャーは英語の *leisure* の直訳ではなく、1960 年代以降の日本に独特の、特殊性を持った余暇活動として捉えることができるとした。本稿でも、英語の *leisure* のようなより包括的な意味合いを含ませる場合には「余暇」の語を用いることとし、「レジャー」はその下位概念と位置付ける。レジャーという語が含意するのは、後に示すように、楽しみを伴う余暇活動、そして金銭消費性を伴った余暇活動という特徴である。また 1960 年代にはレジャーブームという言葉が流行し、人々の意識のレベルでは余暇＝レジャーとして理解されていたと考えられる。

第3期は、1970年代半ばから後半の時期である。この時期は、各省庁のレジャーおよびスポーツに関連する施策が頓挫し、「日本型福祉社会」構想によるスポーツ産業の拡大の下地が形成された時期であった。1973年末に起こったオイルショックは高度経済成長を終焉させ、国家体制の危機の時期にあってレジャーやスポーツに関する諸施策は等閑視された。スポーツ産業に対する期待は引き続き存在したが、第2期のような精力的な動きを国家政策の中に見出すことはできなかった。現実的に、国民のレジャー関連消費は停滞し、スポーツ産業が十全に展開するには至らなかった。この時期の危機克服のために設立された総合研究開発機構（以下「NIRA」）は、不況克服のための国家戦略構想の1つとして、「日本型福祉社会」を掲げた。この構想では、国家の財政負担をできる限り抑制し、その負担を社会に転嫁することが目指されていた。これは、スポーツ産業の側からすればその後の拡大の下地になる構想であったと言える。なぜなら、第2期に示されたような福祉国家主義的なスポーツ施設整備、つまり公共部門による施設整備を抑制する方向性が示されたからである。

第4期は、1980年代半ばまでの時期である。1980年代の国家戦略は、増税なき財政再建を目標とした行政改革が大きな柱であった。そうした流れの中で、教育・文化・スポーツ・福祉の合理化が強く求められた。特に1980年に出されたNIRAの『社会サービスの産業化』（総合研究開発機構1980）は、「文化、教育、福祉、医療、健康・スポーツ等の社会サービス分野は、今後〔中略〕民間部門により供給されるのが望ましい」（p.3）とし、スポーツのような「幼稚産業」である社会サービスに対して政策的な助成措置をもって産業化させることが目指された。この時期はスポーツ政策の新自由主義的系が顕在化し始めた時期と言える。この時期は、オイルショックの影響を引きずり、依然としてスポーツ産業は低調なままであったが、次第に用品業に代わって施設業が事業規模を拡大させていった時期であった。その後の展開も含めると、この時期はスポーツ産業にとっての「雌伏の時期」であったと言える。

第5期は、1980年代半ばから1990年代初頭の、いわゆるバブル経済の時期である。この時期は、スポーツ産業にとって、政策的な追い風を受けた絶頂期であったと言える。1989年の保健体育審議会答申「21世紀へ向けたスポーツの振興方策について」（文部省保健体育審議会1989）は、商業施設に関して「施設内容、運営方法や指導体制の面において優良な施設を公的に認定する等の奨励策を検討する」とし、スポーツ施設産業を公的な領域に位置付けようとする志向性が現れた。また『スポーツビジョン21』（通商産業省産業政策局1990）に見られるように、今後のスポーツ施設整備は、公共部門がインフラ面を整備するが運営は民間部門に委託するという構想が立ち上がり、そういう意味で政策的志向性は従来の公共部門による側面的支援からより直接的な支援の形へと変化した。実態としても、この時期はバブル経済の後押しを受けてスポーツ産業は成長を続けた。例えば総合保養地域整備法（通称リゾート法）の後押しを受けたゴルフ場の増加などは、その典型であった。またスポーツ産業の内部においては、従来産業をけん引していた用品業を、施設業およびサービス業が市場規模において上回った。こうしたスポーツ産業のサービス化は、当時の経済全体のサービス化の動きに規定されたものであった。

第6期は、バブル経済崩壊後の1990年代半ば以降である。この時期には、中央政治

において規制緩和と地方分権が掲げられた。スポーツ産業との関連では、規制緩和は公的規制を原則撤廃する方向性を志向し、スポーツサービスの市場化を促進した。例えば 1999 年には民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（通称 PFI 法）が制定され、また 2003 年には地方自治法が改正され民間事業者に対して自治体が指定管理者として公の施設の管理を委託できるようになった。これらの施策は、従来の民間活力の利用というレベルを飛び越え、スポーツサービスに市場原理を導入することを積極的に推進していると言える。

（2）本稿における時期区分

以上見てきた、地域スポーツ政策の展開に関する尾崎による時期区分を改めて簡単に言い表すと、第 1 期は官民両面からスポーツ産業への期待が高まった時期、第 2 期はその期待がさらに多くの省庁に共有された時期、第 3 期はオイルショックを経て「日本型福祉社会」の青写真が描かれスポーツ産業拡大の下地が形成された時期、第 4 期は「社会サービスの産業化」と民間委託の方向性が志向された時期、第 5 期はスポーツ産業の爆発的発展の時期、第 6 期は公共部門の市場化の時期、とそれぞれ表現できよう。

このような長期的スパンでスポーツ産業の進展を捉えた研究は管見の限り見当たらず、本稿にとって貴重な知見である。ただしこの尾崎による時期区分の視点は、本稿の問題関心からやや逸れた、地方自治や生涯学習などの観点も含んでいる点に注意が必要であろう。こうした観点を基準として区分されているのが第 4 期・第 5 期・第 6 期で、これらの時期は地方自治や生涯学習という理念の浸透度合いによって区分されていると考えられる。地域スポーツと新自由主義という尾崎の問題関心に沿えばこうした区分は適切だが、スポーツ施設産業の展開を論じる本稿においては、これらを区別する意味は薄いように思われる。第 4 期・第 5 期・第 6 期とも、その度合いはさておき、政策側がスポーツ施設産業の進展に期待を寄せ、積極的に推進した時期として、1 つに括ってしまって問題ないだろう。実際、尾崎も「80 年代の『民間活力』論や臨教審以後の展開過程は、曲がりなりにも公教育、ないしは公共の領域に踏みとどまっていたスポーツを、市場原理が貫徹する領域に迫いやる方向で一貫していたととらえることができる」（p.287）と、第 4 期以降の時期の政策の性格的一貫性を認めている。よって本稿ではスポーツ施設産業の展開の時期区分を、尾崎 2004 を「下敷き」として以下のように定めたい。

第 1 期は、終戦から 1960 年代半ばの時期である。この時期は、戦後の復興が第一に目指された時期であり、スポーツの産業化がまだほとんど起こらなかった時期である。この時期には、スポーツ振興法の制定やオリンピック東京大会開催決定などの影響で、人々の間にスポーツをする、見るという機運と基盤が育ち始めた時期であった。また野球のボールやソフトテニスボールといった用品業が次第に成長し、スポーツが商品経済の一部として編成されようとした時期であった。しかしスポーツ施設産業については、ほとんど発展が見られなかった。

第 2 期は、1960 年代半ばから 1970 年代初頭の時期である。この時期はスポーツに対する政策的関心が高まり、スポーツ政策およびレジャー政策の中で様々な思惑が交

錯した時期であった。まずスポーツ政策においては、**1972**年保体審答申に典型的なように、人々のスポーツ参加の基盤として公共施設を整備すべきという風潮が強まった。尾崎 **2004** の表現を借りれば、スポーツ振興における福祉国家的系が前面に出たと言える。しかし他方でレジャー政策の側から見たとき、人々に対する平等なレジャー提供という志向性ではなく、レジャーを通じた経済発展という志向性が色濃く出た時期でもあり、特にその点でのスポーツへの期待が強い時期だった¹⁶。この時期には、耐久消費財の普及と消費習慣の変化に特徴付けられる消費革命が起こり、財界によって、大衆の所得増加による余剰購買力がレジャー産業に向くことが期待されていた。それと同時に、この時期には通商産業省や経済企画庁などの「官」と財界などの「民」が一体となって、日本の産業を発展させていくための切り札としてレジャー産業の発展が位置付けられていた。そして **1970** 年代に入ると、国家によるスポーツの産業化構想がより明確となる。主に通商産業省が中心となって、財界を巻き込みながら、産業構造の転換を図る国家戦略の一環としてレジャー産業が位置付けられた。ここにおいては、余暇という領域が経済成長のための手段として理解され、スポーツはこうしたレジャー産業の中でも特に今後の成長が期待される部門として位置付けられていた。だが現実的には、この時期の人々のスポーツ参加は低い水準にとどまり、スポーツ産業としてはスポーツ用品の製造・流通・販売が主なものであった。それでもこの時期には、プロレスやプロ野球などの「見るスポーツ」人気の高まりや、オリンピック東京大会の開催などによって、国民の間でスポーツ参加欲求が高まった。それが、テニスやゴルフ、ボウリングなどの単発的なスポーツブーム現象を次々と引き起こしていった。

第3期は、**1970** 年代初頭から末の時期である。**1973** 年のオイルショックは国家体制の危機として認識され、レジャーやスポーツ関連の諸施策はすべて「余暇どころではない」と一蹴された。当然、スポーツ産業に対する期待も停滞したが、この時期に提起された「日本型福祉社会」構想は、後のスポーツ産業の伸長に大きく影響を与えた。つまりこの構想は、スポーツの場を提供する主体を、中央政府から地方自治体あるいは民間部門に委譲するという構想である。この点において、この時期は、表面上ではスポーツ施設産業がほとんど展開しなかったものの、その下地を形成したという意味で重要な意味を持っていた。

第4期は、**1980** 年代初頭から現在までの時期である。この時期には、政策シフトによって公民関係の役割が見直され、民活論に基づく市場創設のための政策誘導が、スポーツ施設産業の展開を促進した。例えば **1980** 年に NIRA から出された『社会サービスの産業化』（総合研究開発機構 **1980**）は、スポーツ分野においても民間活力が導入されることが望ましいとの方針を示した。さらに **1987** 年に制定された総合保養地域整備

¹⁶ これ以降、様々な主体によって余暇に関する政策が打ち出されていく。これらの主体にとっての余暇への期待・関心は、大きく分けて人々の余暇格差を是正するような福祉的志向性と、産業領域としての余暇への期待の2つに分けることができる。そうした余暇関連政策の展開を丹念に記述・分析した研究として青野 **2014a** を挙げることができる。青野によると、こうした福祉としての余暇と産業としての余暇という2つの志向性はアンビバレントなものであったが、むしろそうであったがゆえに余暇政策はその対象を拡大していったと考えられる。

法（通称リゾート法）は、良好な自然条件を有する地域において、スポーツやレクリエーションなどの活動を「商品」として提供することを後押しし、また 1989 年の保健体育審議会答申「21 世紀へ向けたスポーツの振興方策について」（文部省保健体育審議会 1989）や『スポーツビジョン 21』（通商産業省産業政策局 1990）は、スポーツを商品化し、国民のニーズに対応したスポーツ産業の創出を提唱している。そして 1990 年代後半以降は、指定管理者制度や PFI 方式の導入などに見られるように、公共施設の建設・管理・運営に対して民間企業が影響力を持つよう、積極的に誘導されてきた。またスポーツ産業内部でも、施設業が用品業の市場規模を抜き、スポーツ産業の中心的存在となった。

以上の時期区分は、先行研究の蓄積の状況を眺めても妥当なものと言える。このテーマに関する先行研究を、その注目している時期で区分すると、通史的なものが Uchiyumi and Ozaki 1993 および尾崎 2004 など、第 2 期に着目したのが草深 1977a、尾崎 1992、Ozaki 1996 などであり、第 4 期に着目したのが伊藤 1983、草深 1986、山下 1989、原田 1989a、原田 1989b、中山 1989、松田 1989、大西 1990、尾崎 1991、川口 1995 などである。第 1 期および第 3 期に焦点化した研究は、管見の限り見当たらなかった¹⁷。

1-2-2. スポーツ施設産業の展開の要因と影響

次に先行研究の知見をまとめ、スポーツ施設産業の展開に関する議論の内容を示したい。先行研究は、スポーツ施設産業の展開の要因と、それによる人々のスポーツ参加行動への影響について様々な知見を蓄積してきた。スポーツ施設産業の展開の要因としては、ここまで見てきたスポーツ政策に加えて、主に社会状況の変化と公共スポーツ施設の整備の遅滞が挙げられている。そしてスポーツ施設産業が展開することによる影響としては、人々のスポーツ欲求の過剰刺激、スポーツ参加の疎外、そしてスポーツ参加の個人化といった論点が挙げられている。さらに第 4 期になると、スポーツ施設産業をより拡大させようとする立場から、この現象を持続的に発展させるための課題も論じられるようになった。以下では、これらについて先行研究の議論をまとめる。

(1) スポーツ施設産業の展開の要因

スポーツ施設産業の展開を促進した第 1 の要因である社会状況の変化とは、第 2 期

¹⁷ 研究が存在しないということは、その時期に歴史的意義がなかったことを意味しない。特に第 3 期に焦点化した研究が存在しないのは、この時期が

「基幹産業」の回復と世界情勢への対応が先決とされ、スポーツ産業の成長・拡大への期待は引き続き存在していたが、1970 年代前半に出されていた精力的な動きを国家政策のなかに見ることはほとんどなくなった。また、現実の問題として、レジャー関連消費の停滞という状況とも相まってスポーツ産業は十全に展開するにはいたらなかった

（尾崎 2004、p.268）

という時期であったためである。ここに、スポーツ施設産業の展開の過程における研究上の大きな断絶を見ることができる。ただし、この時期はその後にはスポーツ施設産業が大規模に展開するための下地を形成した時期であり、決して「空白」ではない。

における国民のスポーツ欲求の上昇、労働時間の短縮＝余暇時間の増大、購買力の向上、経済関連省庁による余暇政策の展開、第4期における健康不安の増大や政策シフトによる公民役割の見直し（民活路線の導入）などである。第2期において重要だったのは、いわゆるレジャーブームと呼ばれる現象が起こり、人々の間でレジャーを楽しむ意識が高まったことである。またこの時期は、レジャー産業こそがその後の日本経済をけん引する領域と認識され、各省庁がこぞって余暇の名を冠した組織を立ち上げた時期でもあった。こうした社会全体のレジャーへの関心の高まりに乗って、民間企業がスポーツ施設経営に乗り出していったのである。また第4期において重要だったのは、社会政策の基本的基調の変化である。この時期には、公共部門を縮小し民間活力を利用して社会を活性化するという、いわゆる民活論が影響力を持つようになった。こうした基調はスポーツ政策にも反映され、人々のスポーツ参加はプライベートな領域に位置付けられることとなった。草深 1986 はこうした状況を直接的に『『スポーツの私的領域』封じ込め政策』（p.33）と呼んだ。

スポーツ施設産業の展開の第2の要因は、公共スポーツ施設整備の遅滞であり、これはすでに見てきたスポーツ政策の動向と深く関係する。1964年に開催されたオリンピック東京大会を契機として、地域スポーツの基盤としての公共施設整備の機運が高まっていった。そうした機運は1972年保体審答申における自治体の人口規模に応じた公共施設設置数基準の策定をもたらしたが、その後こうした機運は停滞していった。第2期に焦点化した草深 1977a も尾崎 1992 も、この時期における公共施設不足が民間施設増加のための看過できない要因として捉えている。そして第4期に入っても、こうした状況は変わらなかった。確かに公共施設数自体は伸びていったが、1972年保体審答申に示された基準は達成されず、不十分な水準にとどまった¹⁸。この点について草深 1986 は「スポーツ条件の公的整備拡充は、私企業の進出を駆逐するものであるから、『民間活力の導入』＝スポーツ産業の活性化にとっては、公的整備の抑制は不可欠な政策手段なのである」（p.36）と、公共施設整備の不備は政策的意図を持った結果であると論じる。第4期に焦点化する先行研究は、草深 1986 を除いてこの点にあまり論究していないが、それは上述の民活路線に伴う公的サービスの民営化の問題系に、論点が合流したと理解することが適切であろう。

（2）スポーツ施設産業の展開の影響

スポーツ施設産業が展開することによる影響の第1は、民間施設が人々のスポーツ欲求を過剰に刺激し、大量の動員を図る点である。それは例えば、尾崎 1992 の指摘するような広告や種目の陳腐化の促進、草深 1977a の指摘する絶え間ないモデルチェン

¹⁸ 例えば 1990 年の文部省体育局通知「スポーツ振興対策の改善について」（文部省体育局 1990）は、20 都道府県 79 市町村のスポーツ施設整備状況を調査し、1972 年保体審答申の設置基準の達成率を試算している。それによると、この基準をクリアした市町村は、運動広場で 88.6%、テニスおよびバレーコートで 72.2%、体育館で 69.6%、柔剣道場で 57.0%、水泳プールで 60.8%に過ぎなかった。また草深 1973 は、そもそも設置基準となる基礎数字に不備があり、都市部も地方部も含めた全人口のうちの 50%程度しかこの計画の中に含まれていない点を指摘する（pp.62-63）。

ジ、そして山下 1989 が指摘した運動の疑似スポーツ化¹⁹などの形を取る。ここで問題となるのは、人々の欲求を施設がコントロールし、利潤に変えていった点である。尾崎 1992 は、第 2 期において様々な種目がバトンタッチするように流行現象を起こした様子を「スポーツ産業内部におけるスクラップ・アンド・ビルドの変形版」(p.9)と表現したが、これは各企業が次々と新しい種目を提供することで人々のスポーツ欲求を操作していった結果と見ることができる。こうした問題は第 4 期においても同様で、むしろスポーツ施設産業が大規模に展開する中で、より高度に人々のスポーツ欲求が誘導されたと考えることができる。この時期は健康に対する関心が高まり、アスレチッククラブの増加に象徴されるように、各施設は健康というキーワードを梃子として人々の欲求を刺激していった。

また、スポーツ施設産業の展開に伴う第 2 の影響であるスポーツ参加の疎外とは、民間施設が利潤を向上させるために過剰なサービスを行うようになった結果、そこに参加できる人間に偏りが生まれるという指摘である。民間施設は投資を回収し、利潤を確保するために、施設の高級化や大規模化を必要とした。また、高利潤を確保するために会員制を導入し、顧客を囲い込んだ。こうした民間施設におけるスポーツの高級化、あるいは会員制の導入といった施策は、「大衆スポーツ」を標榜する民間施設が一部の階層に独占されるという矛盾を引き起こしてきた(草深 1977a)。しかしこうした一部の階層に独占されるという事態こそ、むしろ 1980 年代以降のスポーツ施設産業の大規模な展開にとって重要な要素でもあったと指摘する論者もいる。山下 1989 は、スポーツ享受における階層分化は「高次のサービスの享受者には達成感や地位の認識を、それ以外のものには上昇志向とそれに向かっての競争意識が醸成されるであろう」(p.83)とし、それが民間施設の活力形成の本質とみなしている。

最後にスポーツ施設産業の展開に伴う第 3 の影響であるスポーツ参加の個人化とは、民間施設が設備の回転率を高めるために、個人単位でのスポーツ参加を推奨するという指摘である。この点については、草深 1986 や山下 1989、大西 1990、内海 2005 などが指摘している。サッカーや野球のような人気の高い種目であっても、これらの種目を行うためには広いスペースが必要であり、必然的に土地確保が難しく、また高額賃貸料がかかる。このような種目のための施設は減価償却までに時間がかかるため、収益を上げることが難しい。そのため、民間施設は省スペースでの施設を展開することになるから、狭い土地で行うことの可能な種目の施設が多く整備されることとなる。

¹⁹ 山下 1989 は本文中にてこの概念を明確に規定していない。山下の理解では、エアロビクスやアスレチックは「運動」であって「スポーツ」ではない。「スポーツ」にはおもしろさが備わっているが、「運動」にはおもしろさが備わっていない。にもかかわらず民間のアスレチッククラブにてこれらの「運動」が提供できているのは、おもしろさやアメニティを意図的に付与し、クラブを設定する形で「スポーツ」のように見せているからであり、これを疑似スポーツ化と呼んだ。また本当の「スポーツ」であるテニスなどの場合でも、コート稼働率を上げるためにスクール形式などを採用している。このように、収益向上のために本来の「スポーツ」のあり方を分断し、見知らぬ個々人を集めてプレーさせるような形態もまた疑似スポーツ化であるとしている。以上の 2 つの事例から、山下は収益向上のためにスポーツ本来のあり方を歪めるような施策を総称して疑似スポーツ化と呼んでいると考えられる。

この論理をさらに突き詰めると、山下 1989 が指摘するテニスの疑似スポーツ化に行きつく。つまり、例えばテニスコートであれば面貸し形式にて施設を貸し出すよりも、スクール形式として多数の人々を一度に動員したほうが施設の回転率は向上する。ここにおいて、本来であれば 2 名以上によって行われるテニスという種目が、バラバラの個人によって担われるようになるのである。

(3) スポーツ施設産業を拡大するための課題

以上の論点は、基本的にスポーツ施設産業の展開が地域スポーツにもたらす影響を批判的に論じる文脈で検討された課題であった。ところが第 4 期の段階に入ってからスポーツ施設産業が大規模に展開すると、この現象を前向きに捉える論調が高まっていった。その象徴は、1989 年の通商産業省スポーツ産業研究会の発足および 1990 年の日本スポーツ産業学会の発足である。両団体の発足に関わった松田義幸は、これらの研究会および学会に対する期待を以下のように述べる。

これは私個人の見方であるが、労働省の職業安定所のパフォーマンスが低下すると、リクルート・ビジネスが成長し、都会の治安のパフォーマンスが低下すると、警備保障ビジネスが成長してきた。

これと同じで文部省の生涯教育、生涯学習のパフォーマンスが低下してきているために、教育、学習、文化ビジネスが成長してきているであろう。[中略] しかし教育関係者、特に体育関係者の中には、スポーツの産業化を望ましくないと考えている人が多い。

確かに、ビジネスは、需要があれば、なんでも産業化する、市場経済化する。そして、産業化、市場化にあたり、利益を期待できるならば、少々ネガティブな側面が生じて、食欲にビジネスにする。[中略] ところが、教育関係者、体育関係者は観念的にとらえて、いつも「引用者注：産業化に伴うネガティブな側面を」ゼロにすることを要求してくる。この辺のところは、もっとリベラルに考えて、いかにすれば縮小できるか、抑え込むことができるか、そういうことで対応した方がよい。

(松田 1990、p.25)

こうしたスポーツ施設産業を積極的に拡大しようとする立場にとっての「見取り図」と言えるのが、通商産業省スポーツ産業研究会がまとめた報告書『スポーツビジョン 21』（通商産業省産業政策局 1990）であった。そこでは、民活路線によるスポーツ施設の整備が志向され、スポーツ施設産業の拡大への期待が示されていた。

そして、このようなスポーツ施設産業の拡大への期待は、研究という面でも高まっていった。日本体育学会が編集する『体育の科学』第 39 巻第 10 号（1989 年）では、「スポーツ産業を考える」という特集が組まれ、施設も含めたスポーツ産業の進展に対して期待を寄せる論調の分析が掲載された（原田 1989a、中山 1989、松田 1989 など）。これらの論考においては、余暇時間や可処分所得の増大に裏付けられてスポーツ参加者が拡大し、スポーツ産業の市場規模がこれから拡大していくという見通しが述べられている。また、こうしたスポーツ施設産業の拡大を推進する立場から、海外の事例を引用しながら積極的に論を展開していったのが、原田宗彦である。原田は経営学

の視角からレクリエーションやスポーツの特性に論究し、スポーツに関するマーケティングの必要性を説いた（原田・菊池 1987、原田 1989a など）。特に施設の問題については、単純に民間施設を増大させるのではなく、顧客志向のマーケティングを行いながら、サービスクオリティを高めることが肝要であるとしている（原田 1991）。

こうしたスポーツ施設産業の拡大を支持する立場が一定の地位を築く中で、その持続的発展に向けた具体的な課題が指摘されるようになっていった。例えば原田 1989b は、急増した民間施設が今後継続的に発展していくために、施設のアイデンティティの問題、会員の継続率の問題、そして指導者の問題を解決すべきと論じている。第1の問題は、多くの施設において、健康づくりが主眼なのか、社交クラブなのか、それともスキルを学び競う場なのかといった、目標が不明確であるという問題である。つまり他の事業と同様に、コーポレートアイデンティティを確立することによって成長していく必要があると述べる。そして第2の問題は、民間施設が「入りやすく出やすい」という利便性を持つがゆえに、会員が継続的に施設に足を運んでもらうことが困難であるという問題である。継続率を高めるためには、顧客がどのようなニーズを持ち、どのような点に満足を感じるのかをリサーチすることが必要とする。そして第3の問題は、急激に民間施設が増加したことにより、それに見合った指導者の人材が手薄であるという問題である。また経営に無関心なスタッフが顧客をぞんざいに扱うといった点も同様の問題として取り扱われている。そしてこの点を解消するためには、指導者養成の方策が採られるべきとしている。

こうした民間施設の継続的発展に関する諸課題については、主にスポーツ経営学領域に属する研究が取り組んできた。それらは、例えば施設の経営環境の分析（宇土・柳沢 1984 など）、顧客満足度の向上（中西 2010、中路 2006 など）、プログラム開発（世戸 2007 など）、顧客管理（山崎 2009 など）といった形で細分化された知を積み重ねつつあり、原田の提起した課題を解消しつつあると言える。

1-3. 先行研究の成果と限界

以上、スポーツ施設の供給構造における民間部門の果たす役割の高まりに関する議論を確認してきた。先行研究の成果のうち、本稿の関心から見て重要なのは、以下の4点である。

第1に、現在のスポーツ施設産業の大規模な展開という状況は、直接的には1980年代からもたらされているということである。この時期にはスポーツ政策が新自由主義的な方向性にシフトすることで、公共部門の権限を民間部門に委譲する姿勢が強調されるようになった。そして同時に研究上もこの状況をより推進するような潮流が生まれ、民間施設の収益向上のための知が蓄積されることで、スポーツ施設が採算の取れる事業となった。こうした条件が整ったことで、1980年代以降、スポーツ施設産業が大規模に展開できたと言える。

先行研究の重要な知見の第2は、こうしたスポーツ施設産業の展開の礎が築かれたのが1960年代半ばから70年代初頭の時期であることを指摘している点である。この時期は様々なスポーツ種目の流行現象が次々と起こったことに特徴付けられるが、特に草深 1977a や尾崎 1992、Ozaki 1996 などの多くの先行研

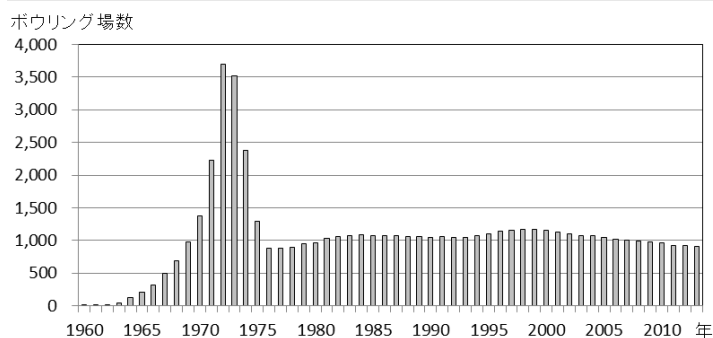


図1-5. ボウリング場数の推移
日本ボウリング場協会資料より筆者作成

究が着目するのが、ボウリングブーム現象である。図1-5は、1960年以降のボウリング場数の推移を示したものである。流行のピークは1972年で、全国に3,697センター、121,021レーンが乱立し、市場規模は約5,600億円、年間延べ利用人口は約7億2,000万人であったと言われる（余暇開発センター1980、p.162）。なおその施設設置主体は、当時から現在に至るまで、民間部門が圧倒的なシェアを占めてきた。先行研究は、当時のボウリング場産業をスポーツ施設産業のはしりと位置付けている。当時の一種異様とも言えるボウリングブーム現象は、「六〇年代のボウリング産業興隆と衰退の動きこそが、日本のスポーツ市場の構造的特徴を象徴的に浮き彫りにしている」（松田・斎藤1980、p.165）と言われるように、公的部門によるスポーツ施設が非常に少ない中で民間施設が急激に増減するという、当時のスポーツ施設供給の不安定さを象徴する出来事であった。さらに、当時のボウリング場産業はその経済規模的な成功という点に加え、何よりスポーツ施設産業の「最前線」として位置付けられてきた（通商産業省産業政策局サービス産業室1988など）。つまり、当時のボウリング場産業こそが、その後に続くスポーツ施設産業の展開に先鞭をつけた事例として理解されてきたのである。以上のように、1960年代半ばから70年代初頭におけるボウリング場産業が、日本の民間スポーツ施設の先駆的存在になったことを指摘してきた点が、先行研究の知見の第2である。

先行研究の重要な知見の第3は、スポーツ施設産業の展開は社会全体の状況に強く規定されるということである。人々の間にスポーツへの需要があったために民間施設が供給されたという単純な関係ではなく、そこに社会全体の成長戦略や、それに影響を受けたスポーツ政策が大きく関わっていた。特に、すでに述べたように施設業は他部門の動向に左右されるという特徴を持っており、具体的には公共施設の不足がスポーツ施設産業の展開の重要な要因と指摘されていた。この現象を分析していくうえで、単純な需給関係のみに着目するのではなく、社会の構造に焦点を当てる必要があることを、先行研究は示唆している。

そして先行研究の第4の知見は、第1節にて見てきた現在のスポーツ参加行動のいくつかの特質は、やはりスポーツ施設産業によって助長されたものであり、それについて早いもので1970年代からすでに指摘されてきたことである。第1節では、スポーツ参加の階層性と、施設側に参加種目が決定されるという特質に言及したが、前者は草深 1977a が「大衆スポーツ」の矛盾としてすでに指摘してきたし、後者は尾崎 1992

が民間施設のスクラップ・アンド・ビルドの変形版と表現してきた。また後者に付随して人々のスポーツ参加が個人化するという議論も、設備の回転率向上に伴う問題性として、草深 1986、山下 1989、大西 1990、内海 2005 などが指摘してきた。

以上のように、スポーツ施設産業の展開の発端は 1960 年代半ばから起こったボウリングブーム現象であり、1970 年代半ば以降、その展開は一度沈静化したのが、1980 年代に入ってスポーツ政策の潮流が変化したことに後押しを受けて再び活性化した。そして、この展開は第 1 節にて示したような現在のスポーツ参加行動の特質に影響を与えている重要な現象であり、社会全体の状況、特にスポーツ政策の動向に強い影響を受けて進行してきたと言える。このような先行研究の蓄積を見たとき、この展開をより深く論究することには重要な意義があると考えられる。それは、この展開が日本におけるスポーツ施設の供給構造のあり方を規定するものであり、それによって人々のスポーツ参加行動のあり方が強く影響を受けているからである。

スポーツ施設産業の展開は以上のような重要な意味を持つにもかかわらず、先行研究は以下に挙げる点において、論究が不足していると言える。

先行研究のもっとも重要な限界は、この展開の発端の時期についての研究の蓄積が不足しており、議論が空白となっていることである。1980 年代以降にスポーツ施設産業が大規模に展開するためには、それ以前の時期にそのための基盤的条件が整っていたはずであるが、先行研究の知見を概観すると、あたかもスポーツ施設産業が 1980 年代から唐突に興ったかのような印象を受ける²⁰。1980 年代以降に多く建設されたアスレチッククラブ、ゴルフ場、テニスコートなどの民間施設は、1960 年代にはすでに事業として立ち上がっており、1970 年代には一定程度人々に受け入れられていた。確かにこれらが産業として大きく成長したのは 1980 年代以降であったが、これらの施設産業はその前の時期にすでに誕生し、定着しつつあったのである。このように、1970 年代以前の時期は、スポーツ施設産業の基盤を築いたという意味で重要な時期として位置付けられるべきであるのに、それに関する研究の蓄積は非常に乏しい²¹。そのため、

²⁰ その典型的なものは、以下のような分析である。

七二年、「保健体育審議会答申」が出された。これはドイツのゴールデン・プランに学んだ、人口規模に応じた施設建設計画を含む総合的な国民スポーツ振興計画であり、戦後のスポーツ史においては画期的なものであった。しかし政府は、この計画の実行に熱意を示さず、計画はいつの間にか「望ましい到達目標」に変わってしまい、一三年後の調査でも、施設計画は三九・一%しか実現していないといった状況で、その後八九年の「保健体育審議会答申」では、うやむやに葬り去られてしまう。

一九八〇年代の初頭からはじまる「臨調・行革」路線・「民間活力」路線は、スポーツ分野にも現れ、文部省の社会体育施設整備費は、八二年度をピークに年々減少を続け、八七年度にはすでに約半分に下降した。そして、スポーツ施設の「民間委託」化が全国的に進行した。これとちょうど裏腹の関係で、スポーツ産業が急速に台頭し、アツという間に四兆円産業にのし上がり、経済構造のなかでも大きな位置を占めるに至る。リゾート開発に典型的に示されたように、スポーツは利潤追求の対象として、あるいは、経済発展の手段として位置づけられ、展開しはじめたのである。

(関 1995、pp.4-5)

²¹ スポーツの産業化という問題がスポーツ社会学領域の諸研究の中で広く共有されるようになったのは、1990 年代に入ってからである。高津 2008 が指摘するように、それまでのスポーツ社会学研究の中では体育とスポーツが同一視されていた。しかし 1990 年代に入ってスポーツが 1 つの産業領域として大規模に展開するようになると、スポーツは体育の枠組みでは理解できない現象となっていき、新たな認識枠組みが必要とされるよう

この時期においてどのようにスポーツ施設産業が形成され、スポーツ施設の供給構造や人々のスポーツ参加のあり方にどのような変化がもたらされたのかがほとんど検討されていないのである。

1970年代以前の時期では、第2期に焦点化した研究がいくつか見られ、それらはこの時期におけるスポーツブーム現象の経験が後のスポーツ施設産業の展開に重要な基盤を残したと指摘している。だがそれらは概論的な指摘にとどまっており、具体的事例を通じた分析が不足している。第2期のスポーツブーム現象に乗って次々と民間施設が建設されたことは、スポーツ施設の供給構造を大きく変化させ、人々のスポーツ参加行動にも変化を与えたと考えられる。だがその具体的実態が明らかでないがゆえに、説得力を持った議論となっていない。このように、1960年代半ばから70年代初頭におけるスポーツブーム現象の経験によってどのようにスポーツ施設産業が形成され、それによってスポーツ施設の供給構造がどのように変わったのかが具体的に検討されていない点が、先行研究の抱えるもっとも大きな限界である。

第2期に焦点化し、スポーツ施設産業の形成を論じた先駆的な研究は、草深 1977a である。草深は、1960年代から70年代の国家政策によるレジャー産業の強化とその意図について優れた分析をしている。特にスポーツ施設に関してはボウリング場の急激な増減に着目し、その現象の本質的な要因を、人々のスポーツ欲求の向上を公共施設で受け止めることができなかった点、そしてそうした民間部門によるスポーツ施設提供をむしろ後押しした政策的状況に求めている。また尾崎 1992 および Ozaki 1996 も、当時のボウリングブーム現象の要因の1つをこの時期の公共施設の貧困さに求めている。これらの先行研究は、スポーツ施設産業が形成され始めた時期に着目した数少ない研究であり、特にこの時期の象徴的現象であるボウリングブーム現象の有していた意義を問い直そうとした点で重要である。また、その要因をスポーツ施設の公的基盤の薄さと、それを後押ししていた政策的動向に着目している点も示唆的である。しかしこれらの研究は、方法的限界と、当時のスポーツ施設の供給構造の特徴を捉えきれていないという限界を有している。

前者の方法的限界とは、これらの研究が全体的に概論的内容にとどまっており、十分なデータを用いて当時の状況、特にボウリングブーム現象の状況を解き明かしていない点である。大西 1990 が指摘するように「民間の新しい産業発展の実態は民間の新しい業界団体の統計＝民間統計によって把握されることになる」(p.30) ため、まだスポーツ施設という産業領域が確立しきっていないこの時期の状況を量的に捉えようとするならば、民間ベースの調査結果に頼らざるを得ない。しかしそうした資料を十分に収集することは難しく、またそもそも産業の黎明期においてこうした統計が正しく収集されているか分からないという問題もある。『余暇総覧』(通商産業省余暇開発室 1974) は、レジャー関連産業は「未だに不要不急産業であるという考え方が残っている。このような見方を反映してこの産業に関する基礎資料は未整備の段階にあり、本

になった。そこで、1990年代における眼前のスポーツの産業化と「地続き」であった、1980年代におけるスポーツ産業に関する様々な展開に焦点が当たるようになり、その前史である1970年代以前における展開には光が当たらなかったのだと考えられる。

格的調査も行われないうまできた」(p.711)、「現段階では、余暇活動という需要の視点にたって、既存の全産業に関する統計資料の組み替えを正確に行うことは、不可能に近い」(p.712)としている。このような資料収集上の限界のため、これらの研究は各事例を簡単に分析するにとどまったと考えられる。またそれに付随して、これらの研究は、当時の施設整備の状況はそれなりに明らかにしているものの、人々のスポーツ参加の状況については十分なデータをもって明らかにしてこなかった。この点も先行研究の方法的限界である。

そしてもう1点、先行研究は、当時のスポーツ施設の供給構造の特徴を捉えきれていないという限界を有していた。ここまで見てきたようなスポーツ施設産業の展開を批判的に検討してきた諸研究は、その重要な要因として公共施設の不足を挙げてきた。こうした民間以外の部門による施設の不足を指摘すること自体はきわめて重要であるものの、当時のスポーツ施設の供給構造の理解として、公共施設に注目するのみでは不十分と言わざるを得ない。すでに見てきたように、民間スポーツ施設はその他の部門、つまり公共・学校・職場の各部門による施設との共存・対抗関係の中で伸長してきた。先行研究の指摘する公共施設の不足は確かにスポーツ施設産業の展開の重要な要因の1つではあったが、その他の学校施設や職場施設の状況も含めなければ、当時の民間施設が大規模に拡大し得た要因を十全に捉えきれたとは言えない。実際、後に見るように、施設の設置数としても人々の利用率としても、1960年代当時には公共施設よりも学校施設や職場施設のほうが重要な位置を占めていた。ただし結論を先取りするならば、やはり学校施設も職場施設も当時の人々のスポーツ欲求を十分に受け止められなかったがゆえに、民間施設が伸長し得たと言える。それではなぜ、公共・学校・職場施設では当時の人々のスポーツ欲求を十分吸収できなかったのか。この点を論究していく必要がある。以上のように、先行研究はスポーツ施設産業の展開を考えるうえで当時のスポーツ施設の供給構造を把握することの必要性を指摘しているものの、その認識の範囲が狭かった点が第2の限界であった。

そしてこの先行研究の第2の限界は、福祉国家に関する理解に起因するものと言える。ここまで見てきたような、スポーツ施設産業の展開を批判的に検討してきた諸研究に共通するのは、スポーツ参加を国民の権利と捉える基本的立場である。すなわちこれらの研究は、アマチュアリズムに代表されるような一部の支配階級によるスポーツの独占に反対し、福祉国家政策の中でスポーツ施設を万人に提供すべきという立場を取っている²²。そういう意味で、スポーツ施設産業の展開は、日本社会の福祉国家としての「未熟」(内海 2005、p.3)さの反映と捉えられてきた。だが後に見るように、日本社会は欧州の福祉国家と比べて独特の発展を遂げてきた。具体的には、公的部門による福祉提供が不足していたと同時に、職場部門がそれを代替してきたという特徴がある。こうした特徴は、スポーツ施設整備のあり方にも影響を与えてきたと考えられる。以上のように、先行研究が第2の限界を抱えたのは、先行研究が福祉国家とし

²² 近年では、例えば「スポーツ研究の著作を見ていると、しばしば、『スポーツをもっとやるべき』という暗黙の価値設定の上でなされている議論が多い気がする」(p.17)と指摘する広田ほか 2011 のように、こうした価値的立場に対する疑問も提示されている。こうした指摘は重要であるが、本稿ではこの問題に深く立ち入ることはしない。

ての日本社会の発展の特徴を十分把握してこなかったためと言える。本稿では、先行研究の第2の限界を乗り越えるために、福祉国家としての日本社会の特徴を踏まえたうえで、当時のスポーツ施設の供給構造を把握する必要がある。

1-4. 課題と方法

以上のような先行研究の動向を踏まえたうえで、本稿の課題と方法を設定していく。

現在のスポーツ参加の場面においては、民間施設の果たす役割が相対的に高まっている。こうした、スポーツ施設の供給構造における民間部門の果たす役割の高まりは、先行研究によって1960年代半ばから70年代初頭の第2期、そして1980年代以降の第4期の2つの時期が大きな進展の時期であることが示された。現在の大規模な展開は、第4期におけるスポーツ政策の潮流の変化と民間施設経営に関する知の共有によってもたらされていることが明らかにされてきたが、第4期の研究の蓄積に比べて、それ以前の時期については研究の蓄積が不十分であった。中でも第2期はスポーツ施設産業が形成された発端の時期であり、スポーツ施設の供給構造が大きく変化した時期であったと言える。こうした大きな変化がどのようにもたらされ、そしてその後のスポーツ施設産業が大規模に展開するために、この時期にどのような土壌が形成されたのかを明らかにすることが必要である。先行研究が、第2期におけるスポーツ施設の供給構造の特徴を象徴的に表していると指摘してきたのが、ボウリングブーム現象であった。それまで存在しなかったスポーツ施設という産業領域は、この時期のボウリング場産業によって一気に切り開かれたと言える。だが、先行研究はこうした重要な指摘をしながらも、その具体的な内容について十分に検討してこなかった。端的に言えば、松田・斎藤1980の指摘した、ボウリングブーム現象こそが当時のスポーツ施設の供給構造の特徴を浮き彫りにしているという重要な命題が、説得力を持って説明されていないのである。そこで本稿は、この時期のボウリング場産業がなぜ立ち上がることができ、それがどのように発展していったのかを明らかにしていく。

本稿では以上のような課題を設定したことから、スポーツ施設産業の展開の全体像について論究するというよりも、その発端の時期に焦点を絞って、なぜこのような産業領域が切り開かれることができたのかを論究していく。よって本稿の分析は1960年代半ばから70年代初頭の時期に限定されることとなり、この時期の状況を精緻に解明することが本稿の主題となる。この時期に生み出された土壌がその後のスポーツ施設産業の大規模な展開にどのような影響を与えていると考えられるかについては、論の最後に今後の展望として示すこととしたい。

第2期に着目した諸研究の限界は、十分なデータをもって当時の状況を明らかにしてこなかったことと、日本のスポーツ施設の供給構造に十分目を配ってこなかったことである。この2点を乗り越えることが、本稿の大きな目標となる。前者については、後に示すような先行研究が用いてこなかったデータを用いることで、その限界を乗り越えていきたい。後者については、当時の公共、学校、職場、そして民間施設の共存・対抗関係を見ていく必要がある。そして当時のスポーツ施設の供給構造を部門横断的に捉え、その特徴を浮き彫りにするためには、福祉国家としての日本社会の特徴を整

理する必要がある。後に詳しく見ていくが、日本社会は公共部門よりも職場部門が人々の生活のあり方を強く規定していたという特徴を持って成長してきた。この点で、スポーツ施設の供給も、職場部門に強く規定されていたと考えられる。

こうした本稿の着眼点同様に、スポーツ供給における職場部門の独自性に着目し、かつ本稿同様にスポーツ供給を部門横断的に捉えようとした研究として、山下 2009 を挙げることができる。山下は、企業スポーツが重要な役割を果たしてきたという日本のスポーツ供給の構造の特徴を捉えるための視角として、エスピン・アンデルセンの福祉レジーム論という視角を援用している。この視角は、従来の福祉国家論のように福祉の供給主体を国家に限定するのではなく、企業や市場、家族といった主体も福祉の供給主体として捉えるものである。本稿も山下に倣い、福祉国家としての日本社会の発展の特徴が、スポーツ施設の供給構造の特徴を規定したと理解して論究していきたい。議論を先取りするならば、福祉国家としての日本社会は、公共部門よりも職場部門が人々の生活に強く影響を与える形で発展してきた。そしてこの特徴はスポーツの場面でも基本的に同様であり、特に 1960 年代半ばから 70 年代初頭においては、職場施設が人々のスポーツ参加において重要な役割を果たしていた。こうしたスポーツ施設の供給構造の特徴が生まれた背景を説明するために、多少議論が遠回りとなるが、福祉国家としての日本社会の特徴を整理する。その際には、山下 2009 が援用したエスピン・アンデルセンの福祉レジーム論と、企業社会論²³と呼ばれる諸研究の知見を参考としたい。前者の福祉レジーム論は、国際比較的な視点から日本社会の福祉国家としての特徴を整理するために用いるものであり、その特徴を深く論究するために用いるものではない。日本社会の特徴を説明するためには後者の企業社会論を援用し、福祉供給における職場部門の影響力の強さが生まれた背景を整理していく。

以上のように、本稿の大きな問題関心は、福祉国家としての独特の発展の中で、スポーツ施設がいかに供給され、人々のスポーツ参加がいかに保障されたのか、あるいはされなかったのかというものである。その中で特に民間施設に焦点を当て、1960 年代半ばから 70 年代初頭の時期にスポーツ施設産業がなぜ形成され得たのかを詳しく分析していく。具体的な問いは、当時、公共・学校・職場部門によってそれなりの量の施設が整備されていたにもかかわらず、なぜボウリング場という民間施設が立ち上がり、爆発的と言えるほど大規模に拡大し得たのかという点に集約される。この問いを解くための分析課題は、以下の 2 点である。

第 1 の課題は、ボウリング場産業が立ち上がった 1960 年代におけるスポーツ施設の供給構造がいかなるものだったのかを明らかにすることである。ここで明らかにされるべき問いは、従来の公共・学校・職場施設ではなぜ当時の人々のスポーツ欲求を十分に満たすことができなかったのかというものである。それは、これらの施設が絶対量として不足だったからかもしれないし、利用が制限されていたからかもしれない。

²³ 企業社会論として有名なのは、企業の労働環境の実態を深く分析し、またその社会的背景について詳しく論じている、熊沢誠や馬場宏二らによる論考である。本稿はそうした労働環境という文脈ではなく、大企業中心政策から日本社会の発展を説明しようとする、渡辺治、後藤道夫、二宮厚美、加藤哲郎、町村敬志などによる論考（加藤 1988、渡辺 1999、渡辺 2004、町村 2004 など）を参考とした。

また当然、供給は需要があって成り立つものであるから、スポーツ施設の利用者、つまりスポーツ参加者の動向も併せて理解しておく必要がある。そして、スポーツ施設の供給構造は福祉国家としての特徴に規定されるので、それはどのようなものであり、その特徴によってスポーツ施設の供給構造がどのようなものとして成り立っていたのかを明らかにする必要がある。こうした点は、第2章にて議論される。

第2の課題は、従来の公共・学校・職場施設を中心としたスポーツ施設の供給構造の中で、1970年代初頭にかけて民間のボウリング場がいかにスポーツ施設という新しい産業領域を切り開いていったのかを明らかにすることである。ここでは、施設の供給側と参加側の2つの視点から論究していく必要がある。主に公共・学校・職場部門によって構成されていた従来のスポーツ施設の供給構造の中で、ボウリング場が民間という部門を一気に切り開いていくわけであるが、その過程には多くの障壁があったと推察される。新しい業種が生まれる際、その先駆的企業が既存の法制度などと格闘せざるを得ないことは、いかなる産業領域においても同様であろう。当時のボウリング場がどのような困難に直面し、それをどのような方法をもって解決したのかを明らかにすることは重要だと考えられる。なぜなら、当時のボウリング場が社会的障壁と対峙し、それに対応した結果、その後にスポーツ施設産業が大規模に展開するための土壌が作り上げられたと考えられるからである。つまり、ボウリング場が従来のスポーツに関する環境に適応するための方策を採っていったと同時に、その環境を作り変えていったと考えられる。この過程においてどのような葛藤があり、それが何を残したのかを分析することで、スポーツ施設という産業領域がどのように切り開かれたのかを明らかにできるだろう。そして、そうした状況下でどのような人々が、いかにしてボウリング場という民間施設に巻き込まれていったのかも同時に分析していく必要がある。こうした点は、第3章および第4章にて議論される。

以上の2つの課題を解くために、以下の方法を用いる。

第1の課題は、主に1960年代当時のスポーツ施設の供給構造および人々のスポーツ参加に関するものである。これらの点を明らかにするためには、当時のスポーツに関する定量的調査の結果を分析していく必要がある。ただし、1960年代における統計調査は非常に少なく、その実態をはっきりと示すことは難しい。それでも、施設に関する調査として、1955年、1960年、1963年実施の社会教育調査（文部省調査局統計課1955、1960、1963）²⁴、1964年実施の企業福祉施設調査（労働大臣官房労働統計調査部1965）²⁵、そして1969年と1975年実施の体育・スポーツ施設現況調査（文部省体

²⁴ これらの調査は、社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的に始められたものである。母集団は全国の都道府県・市町村教育委員会、都道府県・市町村首長部局、公民館、図書館、博物館、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、社会体育施設、民間体育施設、文化会館、生涯学習センターで、全数調査が行われた。

²⁵ この調査は、企業の福利厚生施設の実態を明らかにすることを目的に始められたもので、1957年と1964年の2度にわたって実施されている。調査方法は、30人以上の常用労働者を雇用する民営事業者のうちから「一定の方法により」（p.3）抽出された事業所について調査を行い、これを母集団に復元する形で行われた。標本の抽出方法が不明であることはこの調査の限界であるが、その他の調査でも「調査対象会社の選定は各業種団体に

育局 1970、1976) を用いて、当時の実態を描き出していく。また、当時の人々のスポーツ参加の状況を明らかにするためには、1957 年実施のスポーツ問題に関する世論調査（内閣総理大臣官房審議室 1957）および 1962 年、1965 年、1972 年実施のスポーツに関する世論調査（内閣総理大臣官房広報室 1963、1965、1972）²⁶を中心的に用いる。

次に第 2 の課題を明らかにするためには、当時のボウリング場産業の動向を分析する必要がある。特に、ボウリング場産業の立ち上がった要因とその後の普及を考えるうえでは、ボウリング場産業の立ち上げに大きく影響を与えた、全日本ボウリング協会と日本ボウリング場協会という 2 つのボウリング関連団体の動向を捉えることが必要と考えられる。その分析のための資料としては、『日本におけるボウリング 30 年の歩み（資料編）』（田川 1987）を中心的資料として用いる。これは、日本にボウリングが輸入されて以来の歴史が記述されている文書で、主にボウリング関連団体の視点から記述されている²⁷。またこれを補強するための資料として、元スポーツ新聞記者であり、記者の視点からボウリングブーム現象を目撃した人物が著述した著書である、『世界のボウリング 100 年の歴史と至難』（大村 2007）、および全日本ボウリング協会会報も用いる。さらに、全日本ボウリング協会の A 氏、日本ボウリング場協会の O 氏および S 氏に対する調査を行うことで、より詳細に当時の状況を明らかにする。またこれらのボウリング場産業の供給側の視点に加えて、そこに参加した人々の視点を導入するために、当時の新聞記事、当時のボウリング関連雑誌、そしてボウリングに関する諸研究を適宜利用する。新聞記事については、読売新聞社「ヨミダス歴史館」サービスを用いて読売新聞の過去の記事を、朝日新聞社「聞蔵Ⅱ」サービスを用いて朝日新聞の過去の記事を、それぞれ参照した²⁸。ボウリング関連雑誌は、現在閲覧可能な雑誌である

一任」（労務行政研究所 1974、p.2）せざるを得ないなど、こうした福利厚生施設の実態調査において標本の無作為抽出は困難だった。こうした標本の偏りの可能性は限界としてあるが、職場レクリエーションについて論じた先駆的研究である草深 1977b もこの調査を参照していることから、本稿もこの調査を引用して論を進めた。

²⁶ これらの調査は、スポーツの普及状況とスポーツに対する国民の考え方を調査し、スポーツ施策制定のための参考とするという目的のもとで行われた。母集団は、1957 年調査が全国満 18 歳以上 60 歳未満の日本人男女、1962 年調査が全国の満 18 歳から 59 歳の男女、1965 年調査が全国に居住する満 18 歳以上の男女、1972 年調査が全国 20 歳以上の男女である。それらの標本は層化二段無作為抽出法によって抽出された 3,000 名が選ばれ、調査員による訪問面接聴取によって質問紙が回収された。各年代における回答者数と回収率は、1957 年調査が 2,588 名（86.3%）、1962 年調査が 2,365 名（78.8%）、1965 年調査が 2,469 名（82.3%）、1972 年調査が 2,529 名（84.3%）だった。なお、各調査の調査年と報告書の作成年は基本的に同一であるが、1962 年調査のみ、翌 1963 年に報告書が作成されている。

²⁷ この資料の編纂にあたった田川彦太郎という人物は、全日本ボウリング協会からも日本ボウリング場協会からも距離のある中立的な立場にある人物ということで編纂を依頼されたことが、全日本ボウリング協会 A 氏への調査（2009 年 6 月 22 日）にて確認されている。

²⁸ 重要な事件についてはそれ以外の新聞社の記事も適宜参考にしたが、一般的に保守系と呼ばれる読売新聞と、革新系と呼ばれる朝日新聞の両紙を参照すれば、本稿の記述を補完するには十分であると判断した。

マスレジャー研究所『ボウリングファン』を主に利用した。また、元プロボウラー宮田哲郎による、現在日本プロボウリング協会のテキストとして利用されている資料「ボウリング・ブームの社会史」(宮田 1992) もまた、当時のボウリング参加者の資料として参考にした。さらに、江刺ほか 1971²⁹、アド・リサーチ 1972³⁰といった諸研究は、当時のボウリング参加者に対して質問紙調査を行っている。当時のボウリング参加者に対する量的調査を行っている研究は数が少なく、これらは貴重な知見を提供している。そのため、こうした資料価値のある研究も適宜参考とする³¹。

以上の 2 つの課題について、ここまで挙げた方法をもって取り組むことを通じて、1960 年代半ばから 70 年代初頭の時期におけるボウリング場産業が、いかにしてスポーツ施設という新しい産業領域を切り開いていったのかを明らかにしていく。そのような分析を行うことで、従来のスポーツ施設産業の展開に関する諸研究の知見を乗り越えることが期待できる。それは、新しいデータによる緻密な実証という点と、先行研究が着目してこなかった当時のスポーツ施設の供給構造の問題性を捉えるという点の、2 点によるものである。特に後者については、当時のスポーツ施設の供給構造の中で、スポーツ参加に不利な立場に置かれてきた人々の存在を明らかにし、そうした人々がボウリング場に引き込まれていった状況を分析していきたい。

²⁹ この調査は、1970 年 5 月 8～10 日の 3 日間、午前、午後、夕方の一定時間に博多駅に近い F ボウリング場を訪れたボウラー 427 人に対して行われた。

³⁰ この調査は、ボウリング参加者のボウリングへの関心度、ボウリング用品所有などの実態を把握することを目的とし、1971 年 9 月に東京都 23 区と大阪市 22 区で実施された。調査対象者は、確率比例抽出法で抽出された 12 歳から 54 歳の男女で、有効回答は東京都が 396 名（回収率 66.0%）、大阪市が 400 名（回収率 66.7%）だった。

³¹ 一般的に「ボウリング」という表現と「ボーリング」という表現が存在する。現在の各団体は名称として「ボウリング」を採用しており、本稿でもこの表現がふさわしいと言える。以後、新聞記事などに「ボーリング」表記が現れるが、これはすべて誤植ではなく当時の表現を踏襲したものである。

第2章 1960年代におけるスポーツ施設の供給構造

本章では、本稿における第1の課題、つまりボウリングブーム現象が起こる時期におけるスポーツ施設の供給構造を明らかにするという課題に取り組む。まず初めに、スポーツ社会学領域における福祉国家論とスポーツ供給に関する研究を概観した後に、福祉国家としての日本社会の特徴を示す。そしてそうした特徴を踏まえたうえで、1960年代におけるスポーツ施設の供給構造を分析していく。その中では、その供給構造を主に支えていた公共・学校・職場それぞれの部門がいかなる論理のもとで成り立ち、そこにどのような限界があったのかを明らかにする。最後に、そうした供給構造の中で当時の人々が実際どのようにスポーツに参加できていたのか、あるいはできなかったのかを明らかにしていく。

2-1. 福祉の供給構造とスポーツ施設の供給構造

初めに、福祉国家におけるスポーツの保障やスポーツの供給に関するスポーツ社会学領域の議論を簡単に整理する。すでに見てきたように、本稿ではスポーツ施設の供給構造を部門横断的に捉えたいという意図があることから、同じく部門横断的な視角から福祉国家を捉える、エスピン・アンデルセンの福祉レジーム論の知見に学びたい。福祉レジーム論の概要は後に詳しく示すが、この視角は欧米各国における社会福祉の供給体制を3つに分類するものである。その3種の体制とは、国家が主体となる社会民主主義レジーム、市場が中心となる自由主義レジーム、そして企業や家族などが主体となる保守主義レジームの3種である。近年のスポーツ社会学研究においては、スポーツの提供を福祉の一種とみなし、福祉レジームの視点から分析する手法が次第に現れつつある。

スポーツの供給構造を福祉全般の供給構造になぞらえて国際比較を行ったのが、内海 2013a である。内海は、福祉レジームの3類型をもとに、社会民主主義レジームの代表としてスウェーデン、保守主義レジームの代表としてドイツ、そして自由主義レジームの代表として英国のスポーツ政策を、それぞれ比較している。こうした各レジームの特徴を1国ずつ代表させて論じる手法は、エスピン・アンデルセンの分析 (Esping-Andersen 1990=2001) と同様である。内海は3ヶ国の福祉政策の変遷、スポーツ政策およびそれを支える組織の変遷、そしてスポーツ施設やクラブの整備という観点から比較し、3ヶ国の類似性と相違性をまとめている。

以上のように国際比較という観点で福祉レジーム論を援用した内海に対して、山下 2009 はエスピン・アンデルセンによる分析の基本的視角である脱商品化および階層化という指標を用いながら日本のスポーツ供給の構造を分析している。山下による研究は、スポーツ供給における職場部門の果たす役割を高く見積もった点で本稿と問題関心が近いことから、以下ではやや詳細に山下の研究の概要を示したい。

山下は、競技スポーツおよび大衆スポーツにおける職場部門の役割の高さを、日本のスポーツの構造的特徴であると見る。こうした特殊性を論究するためには、企業スポーツそれ自体を単体で見るのではなく、スポーツ総体の構造の中でそれを見る必要

がある。そこで構造的視角として採用されたのが福祉レジーム論であった。

山下の問題関心から見たとき、福祉レジーム論を援用する理由は大きく分けて2点あった。第1は、社会サービスの供給主体を国家のみではなく、政府、市場、家族といった諸主体の組み合わせによって、構造的に見るというものである。日本におけるスポーツ供給は、公共部門単体ではなく、諸部門の組み合わせによって推移してきた歴史がある。その際には、職場以外の諸部門との関係性を分析する必要があり、その点でレジームという見方は有効であった。

ただし、そうした構造的な見方としては、DeFrance and Pociello 1993=1997の提唱した「スポーツの場」という見方も類似した性格を有している³²。だがこの見方はスポーツ内部に閉じた性格を持った見方であり、それに対して福祉レジーム論は社会構造全体との関わりの中で、社会政策として福祉供給体制を分析する見方である。この点が、山下が福祉レジーム論を援用する第2の理由であった。つまり、スポーツ供給をスポーツ内部から捉えるのではなく、より広い社会政策の文脈の中に位置付けるために、福祉レジーム論を援用しているのである。

以上の2点について山下は、以下のように明記している。

それ〔引用者注：企業スポーツ〕は企業によって国家の福利厚生を代替、補完してきた日本の福祉政策とパラレルに存在しており、またその一部でもあった。それゆえ、福祉レジーム論の枠組みは、企業スポーツを、まさにこの社会政策としての福祉供給システムの展開を介在させながら、一方では全体社会の動向と関わらせ、他方日本のスポーツの供給体制全体の編成と関連させ、その特殊な位置と性格を浮き彫りにするための有力な方法論上の手がかりを与えるのである。そのことがここで福祉レジーム論を採り入れる理由となるのである。

(p.21)

このように山下は、「日本のスポーツの供給体制全体の編成」と「社会政策としての福祉供給システムの展開」の2方向に目を配りながら企業スポーツを分析するために、福祉レジーム論の視角を援用している。

そして山下はスポーツを「広義の福祉社会(豊かな社会)の構築の重要な要素」(p.29)と捉えながら、主に企業に関する社会政策との関連で企業スポーツのあり方の変遷を

³² このモデルは、フランスにおけるスポーツの場 (field of sports) の歴史的転換について考察するために考案されたものである。スポーツの場は、諸主体が向かい合い、連携し、対立し、利益を共有するような自律的な領域である。そこにおいて、諸主体は戦略的ゲームを行っており、そこから新たな利害状況が生まれていく。フランスのスポーツの場には、「スポーツ連盟イデオロギー」(The federal ideology)と「レジャーイデオロギーおよびプレイとしてのスポーツイデオロギー」(The leisure ideology and the idea of sport as play)が存在するほか、「倫理的・統合的機能」(ethical and integrative function)、「教育的機能」(educational function)、「プレイ(エンターテインメント)の機能」(play (or entertainment) function)、「見世物と市場の機能」(spectacular and market function)の4つの機能が存在する。これら2つのイデオロギーと4つの機能が関連付けられ、スポーツの場を形成している。これら4つの機能は相互作用し合い、対立し、結合し、調整され、システムのダイナミクスを保障すると同時にその成長を規制している。

分析した。そして、特に本稿の着目する 1960 年代の状況については、

そのこと〔引用者注：1970 年代までに企業スポーツが企業経営にとって重要な意味を持つようになったこと〕が可能となったのは国家が「小さな政府」にとどまって社会的サービスの供給を十全に行わなかったからである。それゆえ大企業が国家機能の一部を代替し社会階層化＝格差の拡大を進めるとともに、それを梃に大企業の支配体制を形成することが可能となったのである。この構図は福祉政策の領域とほとんど類似したものである

(p.27)

と、少なくとも 1970 年代までの時期においては、社会サービス全般の供給構造と、スポーツの供給構造が基本的に類似した性格を持つものと捉えている。この理解が正しいとするならば、当時のスポーツ施設の供給構造は、福祉全般の供給構造と類似の特徴を有していたと考えられる。

以上、福祉レジーム論をスポーツ研究に応用した内海 2013a および山下 2009 の概要を見てきた。特に本稿の関心に近い研究である山下から、福祉国家論をスポーツ供給の分析に応用することの可能性が示された。山下が示したのは、スポーツ供給を捉える際に部門横断的に捉えることの必要性和、それらの諸部門を支えた福祉国家としての日本社会の特徴を理解することの必要性である。ただし山下の分析は、紙幅の都合上、この 2 点についていずれも分析が十分でない。前者については職場部門の供給のみに関する議論となっているし、後者については確かに企業に関連する諸政策には詳しく触れているものの、そうした企業政策を支えた日本社会の発展の特徴については割愛している。本章では、山下のこれらの限界を乗り越えながら、1960 年代におけるスポーツ施設の供給構造を把握していく必要がある。前者については、1960 年代に支配的だった公共・学校・職場の諸部門による施設整備の状況を把握する必要がある。そして後者の問題については、福祉全般の供給構造の特徴を捉えながら、スポーツ施設の供給構造の特徴を整理する必要があるだろう。

また後者について山下は、1960 年代半ばから 70 年代初頭における福祉供給における職場部門の重要性の高さと、スポーツ供給におけるそれを「ほとんど類似したもの」(p.27)と表現し、その因果関係については分析を避けている。本稿はこの点にも注意を払うべきだろう。確かに内海 2005 が述べるように、「スポーツ・フォー・オール政策は明らかに福祉国家政策の第 2 段階の特徴」(p.3)であると捉えるならば、スポーツ施設の供給構造は福祉全般の供給構造に規定されたものとなるだろう。しかし、やはりスポーツ施設の整備には福祉全般とは異なる独自の論理があり、福祉国家としての特徴を単純に反映しているわけではないと考えられる。よって本稿の分析の視点として、福祉全般の供給構造とスポーツ施設の供給構造の類似性と、スポーツ施設供給独自の論理の両面を見ることが必要である。以下では、まず福祉国家としての日本社会の特徴を整理し、1960 年代における福祉供給の構造を明らかにする。そして福祉全般の供給構造の特徴を踏まえながらスポーツ施設の供給構造の特徴を整理しつつ、それぞれの部門による施設整備を規定した独自の論理を見ていく。

以上のように、本章では福祉国家としての日本社会の特徴を整理しつつ、1960 年代

におけるスポーツ施設の供給構造、特に当時支配的だった公共・学校・職場施設がどのように成り立ち、どのような人々がそれを利用していたのかを見ていく。このような見方をすることには、以下の2つの点で重要性があると考えられる。

第1に、各部門の組み合わせという視点によって、当時の人々のスポーツ参加をより実態に沿った形で描くことができる点である。エスピン・アンデルセンは、公共部門のみに着目した従来の年金給付に関する諸研究を批判して、以下のように述べる。

福祉国家について、それが何をおこなうのか、どれほど支出するのか、あるいはこれまで何を立法化してきたのかという観点からのみ捉えようとするべきではない。福祉国家が市場や代替的な民間部門の仕組みとの間でどのような相互作用を営んでいるのかという点を明確にする必要がある。年金受給者の視点に立てば、これはごく当たり前で分かりきった問題であろう。退職者は、自分の退職所得がどのような構成で成り立っているのかよく理解している。政府の観点から見た場合のほうが、年金ミックスが不明確で分かりにくいこともある。

(Esping-Andersen 1990=2001、p.111)

つまり、年金問題を考える際に、公的給付のみを見ていては受給者の生活全体を描くことができないということである。これと同様に、スポーツ施設の供給についても、単一の部門の視点のみから論じていては、当時の人々のスポーツ参加の実態を正しく捉えることはできないだろう。そうではなく、当時の人々のスポーツ参加の実態をできるかぎり正確に捉えるためには、スポーツ施設の供給構造を諸部門の組み合わせとして捉える必要がある。

そして、本稿の視角の持つ第2の利点は、スポーツ施設産業の展開をより多面的に評価できる可能性があるということである。後に見るように、福祉研究における福祉レジーム論の持つ意義は、福祉の供給構造の発達を、単一的なゴールへの「達成度」ではなく、複数のゴールへの「パターン」とみなす点にある。つまり、例えばセーフティネットが薄いとされる米国社会の状況を、従来の研究は福祉に関する「未熟」な体制と理解してきたが、福祉レジーム論はそうではなく、市場の果たす役割が強いという「バリエーション」として評価する。そうすることによって、福祉供給における主体の多様性を分析の中に含み込むことができる。翻ってスポーツ社会学領域の議論に目を向けると、従来のスポーツ施設供給に関する諸研究は、公的基盤が薄いことを根拠として基本的に日本における社会権としてのスポーツ参加の保障を「未熟」なものとして捉えてきた（内海 1993、関 1997、内海 2005 など）。だが、福祉研究における福祉レジーム論の意義をこの問題に敷衍してみると、別の見方をすることができる。つまり、現在のようなスポーツ施設産業が大規模に展開した状態は、スポーツ参加の保障が「未熟」な状態というよりも、独特のスポーツ施設の供給構造のもとで構成された、スポーツ参加の保障の1つの「バリエーション」として捉える可能性が生まれるのである。こうした見方をすることによって、スポーツ施設産業の展開を、ネガティブかポジティブかという二項対立的見方から脱出させるような地平を切り開くことが期待できる。

以上に挙げた2つの理由から、本稿ではスポーツ施設産業の展開を民間施設単体ではなく、公共・学校・職場施設との組み合わせの中で論じていく。そして、当時のスポ

スポーツ施設の供給構造の中にどのような問題があったのかを明らかにする。その問題性こそが 1960 年代半ばから 70 年代初頭のボウリングブーム現象の基盤的条件になったと考えられる。

2-2. 1960 年代における福祉の供給構造

次に、福祉国家としての日本社会の特徴を整理していく。

2-2-1. 福祉国家の成立と展開³³

19 世紀の国家観では、国家には「夜警国家」としての役割のみが期待されていた。つまり、国家は防犯や司法といった最低限の役割のみを果たすべきであり、国民の生活に介入すべきでないという価値観が支配的だったのである。だが、20 世紀に入って国民の労働活動が活発化すると、貧困と失業が社会問題となるケースが増大した。こうした状況に対して国家は、国民の社会的統合を保つためにも、積極的に国民生活や経済活動に介入することとなった。こうした国家観の変化によって、国家が次第に福祉の重要な供給主体になっていったが、現在ではこれに加えて企業や市場、家族、ボランティアな組織なども、福祉供給の主体として想定されている。

多くの先進資本主義国家においては、元々福祉の重要な供給主体は国家ではなく企業であった。そうした国々では、採掘に危険が伴う鉱業関連の企業が独自に自社従業員に対して災害保険や医療保険を提供するようになり、それが次第に国家による法定福利へと発展していった。なお現在、企業単位の福祉の提供は福利厚生と呼ばれ、法律によって企業が支出することが強制されている福利は法定福利、そうでない福利は法定外福利と呼ばれる。前者の例としては年金、医療保険、介護保険、労災保険、失業保険などが挙げることができ、後者の例としては社宅、保養所、病院施設、退職金、企業年金などを挙げることができる。橋木 2005 によると、福祉サービスの提供主体が企業から国家に移っていった要因は、以下の 3 つの理由による。第 1 に、福祉の提供を企業に任せると、その企業にとって有用なサービスのみが提供されることとなり、その企業にとって必要性の低いサービスは提供されなくなるからである。第 2 に、企業によってサービスの程度に差が出てしまうからである。そして第 3 に、福祉の提供が次第に企業の経営上の負担になっていったからである (pp.6-8)。このような背景から、国家の役割は「夜警国家」から「福祉国家」へと変わっていった。

世界的に見て、福祉国家のあり方の変遷は、大きく 3 期に分けられる。第 1 期は、終戦後の 1940 年代半ばの時期から、2 度のオイルショックの起こった 1970 年代までである。この時期、先進諸国では豊かな社会が到来するとともに企業の雇用が推し進められ、また給与水準が向上した。そして年金などの受給対象者も拡大していき、福祉国家が充実していった。その背景には、総力戦体制に駆り出された大衆に対する保障という意味合いが込められていた。第 2 期は、オイルショック以降、1990 年代までの

³³ 本小節の記述については、主に橋木 2005、鎮目・近藤 2013、北山・城下 2013 などを参考にした。

福祉の縮減期である。オイルショック以降の経済状況の悪化は、各国の福祉の切り捨てをもたらした。当時、特に米国や英国などにおいて、市場経済を重視し、民間企業の活力を用いた新自由主義的な国家の再編成が行われた。こうして 1970 年代初頭まで充実していった福祉国家は縮減していった。そして第 3 期は、1990 年代以降の福祉の再編成の時期で、それは現在までも続いている。以下に述べる福祉レジーム論に代表されるように、この時期には各国共通の福祉供給のパターンを読み取ることが難しくなり、各国独自の福祉供給体制が確立されていった。なお、このように福祉国家のパターンにばらつきが出た具体的な背景には、少子高齢化、家族の多様化、ポスト工業化社会における非正規雇用サービス業従業者の増加、経済のグローバル化、人の移動の活発化という 5 つの要因が考えられる（鎮目・近藤 2013、pp.11-12）。

以上のような福祉国家のあり方の推移は、本稿における時期区分と大きく関わっている。本稿の焦点である 1960 年代半ばから 70 年代初頭の時期は、世界的には福祉国家の充実期の最終局面に位置していると言える。こうした世界的な傾向は、基本的に日本においても同様であった。

ここまで見てきたような福祉国家の発展の概況を確認したうえで、次に福祉国家としての日本社会の特徴について整理していきたい。それは、スポーツ施設の供給構造が、福祉国家としての日本社会の特徴に規定されていると考えられるからである。ここでは、福祉国家の類型論として有名なエスピン・アンデルセンによる福祉レジーム論を簡単にレビューし、福祉国家としての日本社会の特徴を整理する。

2-2-2. 福祉レジーム論³⁴

(1) 福祉レジーム論の概要

福祉レジーム論が登場する以前の福祉国家研究においては、国家の経済水準や人口構造などの社会経済的要因が重視されており、各国とも近代化が進めば基本的にほぼ均質的な福祉国家に収斂していくという見通しが支配的であった。つまり、福祉国家の形成における政治的要因が比較的軽んじられていたのである。こうした状況に対して、様々な論者が政治の重要性を主張する理論的枠組みを提示したが、その中の 1 つにエスピン・アンデルセンの福祉レジーム論があった。

政治的要因を重視する諸研究の多くは、特定の指標（労働運動の政治権力の獲得度合いや経済の開放度合いなど）と福祉国家の発展を 1 対 1 の対応関係で捉えようとしていた。しかし、福祉レジーム論はそうではなく、複数の独立変数と複数の従属変数の組み合わせの中に福祉国家の発展を見た。つまり、従来の政治的要因を軽視し社会経済的要因を重視する見方や、特定の政治的要因のみを重視する見方は、福祉国家の発展をめぐる単線的アプローチと言えるのに対して、福祉レジーム論は複数の政治的制度的もとで多様な福祉国家の形があり得ると複線的に論じたのである。こうした、福祉国家の発展を単線的な「達成度」のように見る見方ではなく、複数の「パターン」と

³⁴ 本小節における福祉レジーム論の分析・評価については、主に伊藤 2005、新川 2009、鎮目・近藤 2013 のほか、Esping-Andersen 1990=2001 の訳者（宮本太郎）解説などを参考にした。

して見る見方が、福祉国家研究における福祉レジーム論の大きな特徴である。この点については、エスピン・アンデルセン自身が明確に以下のように述べている。

「福祉国家レジーム」は、本書の鍵となる概念である。その根本的な考え方は、支出であれ、給付対象の範囲であれ、給付の寛大さであれ、福祉国家を「大小」によって比較してはならない、ということである。そうではなく、「レジーム」という概念が浮き彫りにするのは、各国は社会的保護を推進するという共通の目標に対して質的に違ったアプローチを採っているということである。

(Esping-Andersen 1990=2001、p. iv)

こうした研究史的な意義を踏まえたうえで、以下では福祉レジーム論の内容を概観していく。すでに見たように、福祉レジーム論とは、社会サービスの提供の主体を国家のみに限定するのではなく、市場や家族などとの関係において福祉供給を見る見方である。そして政治制度は、これら複数の主体のあり方に影響を与える。

福祉レジームを類型化するうえでは、基本的に脱商品化と階層化という2つの指標が用いられる。資本主義経済において、人々が自らの生活を維持していくためには、労働力を供給する商品として自身を市場に提供する必要がある。だが、例えば社会的扶助や社会保険などの形で、国家などの主体が人々の生活を補助する社会サービスを提供するならば、人々は商品としての状態から脱することができる。これが脱商品化である。だが、この脱商品化にも様々な問題が付随する。例えば日本の生活保護のように、受給資格を厳密にテストするような制度の場合、この給付を受けることにスティグマを伴うこととなる。よって、結果的にきわめて貧困な人以外は結局商品の状態のままでいなければならない。また、労働者がどれだけ脱商品化できるかは、連帯的な労働運動の構築度合いにも影響されることから、労働組合の影響力が弱い社会では脱商品化が難しい。

そして資本主義経済は、人々の階層化を推し進める。そうした状況に対して、例えば税収の再分配などによって、不平等な階層が是正されたり、逆に固定化されることもある。また税収の再分配のみでなく、社会的市民権の構造もまた階層化に影響を与える。例えば教育システムは国民の階層化に強く影響を与えるし、女性の社会進出を促進する仕組みも同様である。こうした階層化に影響を与える様々な政治的仕組みが、国民の間での連帯の程度や形式を規定していく。福祉レジーム論は、こうした人々の階層化と連帯を組織する社会的仕組みにも着目する。

これらの指標を用いた際、福祉国家は3つのレジームに区分することができる。

第1のレジームは、大陸欧州諸国に見られるような保守主義レジームと呼ばれるものである。このレジームに属する国家は、かつて封建体制を敷いていた国々であり、中世においては都市国家を形成した国々であった。こうした背景から、保守主義レジームの国家では、人々は互いに競争し合うというよりも、自己の利益を権威的な制度に委ねる傾向にあった。よって、血縁やコーポラティズム、国家主義などの形で国民は統合され、階層化が進行した。ここでは統一アイデンティティによる連帯意識と、それに基づく相互扶助的な仕組みが重視される。よって福祉は家族や企業といった諸組織

の中で提供されることが主流であり、国家による福祉供給は残余的な位置にとどまった。またこのレジームは、他の2つのレジームよりも明確に商品化と戦う必要があった。なぜなら、市場による代替的な福祉供給は、家族や企業によるパターンリスティックな福祉制度を破壊し、こうした諸組織による結合に打撃を与えるからである。よってこのレジームでは、脱商品化も高位に進んだ。

第2のレジームは、アングロサクソン諸国で普及した自由主義レジームである。自由主義レジームは個人の自律性を重視し、福祉の調達において家族や教会、コミュニティといった制度を頼りにしない。国民は、基本的に開放的な市場のもとで平等に自律性を獲得することができると考えられていることから、脱市場化は進行しない。福祉は基本的に市場において調達されるべきものであり、市場が失敗した領域にのみ、国家による介入が認められる。そのため、国家から社会的扶助を調達するためには厳しい審査が必要であり、それを受けることは社会的なスティグマとして認識されている。こうした市場原理主義は、市場で成功した者と失敗した者の間に二重構造をもたらす。つまり、市場から福祉を調達できる富裕層と、それができず、スティグマを伴う救済に身を委ねざるを得ない下層集団の間に、格差をもたらすのである。ただし現実的には、その中間的性格を持った中間集団も存在する。こうした階層への分化という点で、自由主義レジームは階層化を推し進める体制と言える³⁵。

そして第3のレジームは、北欧諸国に見られるような社会民主主義レジームと呼ばれるものである。このレジームは、個々人をどれだけ貨幣関係から解放できるかという点を中心的課題としてきた。ただしそうした解放の過程において、個人が家族やその他の権威的諸組織へ依存することも志向しない。よってこのレジームにおいては、自立した個人に対して、国家が普遍主義的原則のもとで福祉を提供する。こうした社会権の拡張という志向性が、このレジームの特徴である。社会民主主義レジームは、他の2つのレジームに見られるような階層化による社会的分断を克服することを目指した。そこで、労働運動が強い影響力を持ち、国家によって労働者が保護される度合いが強い。

エスピン・アンデルセンは以上の3つのレジームの類型を構想したが、これらのレジームはあくまで理念型に過ぎず、また特定の社会において固定化されるものでもない。例えば以下で述べるように、日本社会は保守主義と自由主義の混合型とみなされるし、また終戦直後の英国は社会民主主義レジームにあったが、戦後の政治過程を経て次第に自由主義レジームの特性を強めていったと理解される。こうした「曖昧さ」は、福祉レジーム論の欠陥ではなく、福祉レジーム論の議論の範囲内にあるものとみなされる。

なお、上記の3つの福祉レジームの類型は、様々な反響・批判を呼んだ。その批判の中でもっとも重要だったのは、福祉供給における家族の果たす役割の軽視というものだった。より具体的に言えば、女性の家庭内労働からの解放の度合いが軽視されて

³⁵ ただし新川 2009 は、自由主義レジームは社会サービスの供給を市場に任せるだけであって、体制が積極的に階層化を推し進めるわけではないとし、このレジームにおける階層化は低位であるとしている (p.62)。

いたのである。そうした批判を受け、エスピン・アンデルセンはその後の研究（Esping-Andersen 1999=2000）以降、脱家族主義という指標を加えた。これは、前近代的社会では個人の生活が家族という単位に依存しがちであったが、それを政策によって公共部門にどれだけ転移できているかという指標である³⁶。これにより、エスピン・アンデルセンは国家、市場、家族という3つのセクターを福祉供給の主要な主体とみなすようになった。ただし、脱家族化指標を導入しても、基本的に上述の福祉レジームの3類型に変更は不要であるどころか、むしろその有効性が確認されるとしている（p.79）。

（2）日本のレジーム

それでは、これらの福祉レジームのうち、日本はどの類型に属していると言えるのか。従来、福祉レジーム論は欧米の福祉国家を中心に構想されたものであり、また日本社会は特殊な状況に置かれていることから、福祉レジームのいずれの類型にも属しないと評価されてきた。だがエスピン・アンデルセンは、その著書の日本語版（Esping-Andersen 1990=2001）の序文に、そうした評価に対する反論を述べている。エスピン・アンデルセンは日本社会を、国家が雇用拡大に強く関与している点で社会民主主義的であり、家族主義が強く社会的身分によって社会保険が分化している点で保守主義的であり、市場による福祉が発達している点では自由主義的であるとしている（p.vi）。しかしながら彼は、日本社会を「第4の類型」とみなすことに否定的である。結論としては、日本社会は「第4のレジーム」なのではなく、保守主義と自由主義の混合物として理解される。

日本の福祉供給構造の大きな特徴は、その経済発展の水準に対して社会的給付の水準が低く、セーフティネットが未発達なことである。この要因についてエスピン・アンデルセンは、家族や地域というボランタリーな組織が社会的給付の役割を果たしていること、企業が手厚い福利厚生を提供していること、そして社会全体としての貧困率や失業率が低いことの3点を挙げている（Esping-Andersen 1990=2001、pp.ii-iii）。これら3点のうちでもっとも日本社会に特徴的な条件は、第3の雇用に関する条件だと考えられる。北山・城下 2013はこの点について、以下のような説明を加える。すなわち日本は、自由な市場経済ではなく、基本的に調整的市場経済体制を採ってきたため、1960年代にかけて非常に低い失業率を実現することができた。特に大企業に限らず、中小企業や自営業に対しても育成保護をはかり、長期的な雇用維持を実現してきた。そのような雇用状況においては、福祉の供給は企業に委ねることが効率的であり、よって公的な福祉が発達しなかったのである（pp.340-341）。

³⁶ Esping-Andersen 1999=2000 の議論では、脱家族化は脱商品化の前提となる概念として位置付けられている。そのことは、以下の記述を参照すればよく理解できる。

脱商品化という概念は、賃労働関係に全面的かつ後戻りできない形で組み込まれてしまった個人に対してだけ意味をもつ。実際には、女性のなかにも、こうした個人が生まれつつあることは確かである。だが、多数の女性（そして、若干の男性）が制度的に「商品化以前」の状態に置かれている事実は依然として変わらない。こうした人々の福祉は家族であることから派生している。多くの女性にとって、市場への依存と機能的に対応するのは、家族への依存である。言い換えれば、女性の独立には、福祉的義務の「脱家族化」が必要なのである。

（p.77）

以上のように、日本の福祉は第一に職場部門が担っており、この点において保守主義的なレジームを構成してきた。つまり政府の働きかけによって失業率がきわめて低くなったことから、企業経由で多くの人々に福祉が行き渡ったのである。さらに、職場部門による福祉供給が行き渡らない領域においては民間部門が発達した。こうして職場部門と民間部門が先行的に発達したことによって、日本では公共部門による福祉の発展が抑制された。

こうした保守主義と自由主義の混合という見解は、他の研究者からもおおむね支持されている。ただしエスピン・アンデルセンとは多少表現が異なり、日本のレジームを両者の混合物として捉えるというよりも、日本国内に2つのレジームが併存しているという見方をする論者も存在する。例えば小熊 2012 は、簡潔に以下のようにまとめる。

公務員および大企業の正規雇用労働者とその家族、そして農民と自営業者といった、旧来の日本型工業化社会の構成部分は、保守主義レジームに近い世界に住んでいる。一方で非正規雇用労働者など、ポスト工業化社会への変化に対応させられている部分は、自由主義レジームに近い世界に住んでいる。その結果として、産業が硬直化して福祉制度が機能不全になるという保守主義レジームの特徴と、失業率は低いが格差が増大するという自由主義レジームの特徴が共存することとなる。

(p.24)

このように、保守主義と自由主義が混合されていると見るか、それとも国内に2つの世界が広がっているとするかによって違いはあるものの、この差は本稿の関心から見て重要な問題ではない。またエスピン・アンデルセンを含めた多くの論者が認めているように、福祉レジームはあくまで理念型であり、日本の状況を強引にそこに当てはめることに、大きな意味はないように思われる。よってここでは、福祉国家としての日本社会は、保守主義レジームと自由主義レジームの混合型もしくは並存型とみなすことができるということを確認するととどめておきたい³⁷。

日本の福祉供給の構造を特徴付ける保守主義レジームと自由主義レジームは、いずれも公共部門に依存しない点で共通である。つまり、前者は家族や企業に依存する体制であり、後者は市場に依存する体制であることから、公共福祉が貧弱となった点が日本社会の福祉供給構造の大きな特徴である。この体制は、本章の議論の焦点である1960年代にはすでに確立していたと考えられる。

³⁷ なお、こうした日本社会の類型の「座りの悪さ」を説明するために、新川 2009 は、脱商品化と階層化の2つの指標をかけ合わせて4つの類型を提唱している。脱商品化・階層化ともに高位なのが保守主義、脱商品化が高位で階層化が低位なのが社会民主主義、脱商品化・階層化がともに低位なのが自由主義であるのに対して、脱商品化が低位で階層化が高位な福祉国家を家族主義と名付け、日本社会を家族主義に分類した。ただし新川は、日本社会を家族主義レジームに分類した根拠の1つとして、企業が疑似家族主義的關係に基づいて福祉を提供していたことを挙げており、企業の果たす役割を強調している

(p.53)。このように企業という主体を重視する点において、新川の視角は、保守主義と自由主義の混合型・並存型とみなす視角と矛盾しない。

そして日本の福祉供給構造のいま 1 つの特徴は、二重構造と呼ばれる福祉享受の格差が存在することである。小熊 2012 の表現を借りれば、福祉の享受について「2 つの世界が存在」(p.24) しているのである。ではこの「2 つの世界」を区分するものは何か。それは、日本社会はあくまでユニークでないという立場に立つエスピン・アンデルセンが、唯一日本社会の特徴として強調している、日本的雇用制度である (Esping-Andersen 1990=2001、p.viii)。日本的雇用制度は、世界的に見てきわめて低い失業率という結果をもたらした。この低い失業率、裏を返せば高い就業率を背景として、日本では企業経由の福祉供給が重要な位置を占めるようになった。そのため、企業から福祉を受け取れる層と、それが叶わない層の間で、福祉享受に差が生まれてしまった。本来であればそうした格差は公共部門によって調整されるべきだが、第 1 の特徴にて指摘したように、日本では公共福祉の水準が低く、企業福祉以外の部分は「残余部分」とみなされるようになり、福祉格差の調整は進まなかった。このように、企業という主体が中心となった福祉供給構造こそが日本社会の大きな特徴であり、それが福祉享受の二重構造を引き起こす要因となった。以下で見るように、こうした二重構造も 1960 年代にはすでに確立していたと言える。

以上のように、福祉国家としての日本社会は、企業を中心とした保守主義レジームと、残余部分に対する自由主義レジームの混合型・並存型とみなすことができる。そして企業中心の福祉供給構造が、その享受に関する二重構造を生んだ。このように企業という主体が福祉供給において重要な役割を果たすようになった点が、日本社会の特徴である。そこで次に、このような福祉国家としての特徴がどのように編成されていたのかについて、企業社会論と呼ばれる諸研究の知見を援用しながら整理していきたい。

2-2-3. 企業社会論³⁸

(1) 企業社会論の概要

企業社会論とは、戦後日本社会の発展構造を大企業優先政策の中で分析する研究群である。終戦後、焼け野原の状態から復興を目指さねばならなかった日本では、福祉の充実よりもまずは経済成長が目指された。そこでは企業が一種の「準公的機関」のようなものとみなされ、本来中央政府が主導すべき事業を企業が代替してきた。福祉という面については、中央政府が万人に対して年金や医療保険を提供するというよりも、中央政府に間接的に支援された企業が、自社従業員に対して年金や医療保険を提供するという形が採られた。こうした公共部門による福祉と職場部門による福祉をリンクしたものとして捉え、そうした構造が立ち上がった背景を説明するのが企業社会論の特徴である。さらにこの企業社会論を援用することで、公共部門と職場部門による福祉の網の目からこぼれ落ちたのは具体的にどういった層なのかを明らかにすることができる。

³⁸ 本小節の企業社会論的分析については、主に加藤 1998、渡辺 1999、渡辺 2004、町村 2004 などを参考にした。また、企業国家としての日本社会における職場スポーツ施設の意義について、詳しくは笹生 2011 を参照のこと。

企業社会論の中で現代国家とは、「近代国家の特権性を打破して、大衆社会的な統合の下、社会の成員と

表2-1. 企業社会論における国家類型

	〈福祉国家〉	軍事国家	企業国家
典型	英国(～1960年代)	米国(～1960年代)	日本(～1970年代)
戦後優先課題		大衆の国家体制へのつなぎとめ	
阻害要因	共産主義の台頭	多民族国家	敗戦による貧困
対策	所得の再分配 社会保障の充実	人種の統合 「世界の憲兵」化	経済成長 所得の全階層的底上げ

加藤1988(pp.93-98)を参考に筆者作成

して立ち現れた労働者と女性たちを社会秩序の中にもう1回組みこむことを目的として作られた国家」(渡辺 2000、p.98)、「国民を階層別にあるいは階層横断的に深く統合するシステムを内包した国家」(渡辺 2000、p.115)と定義され、その統合の方法によって〈福祉国家〉³⁹、軍事国家、企業国家に分けられる⁴⁰。その概要は、表2-1のように示すことができる。

第二次世界大戦後の各国は、大衆を国家体制につなぎとめることを最優先課題としていた。第二次世界大戦の舞台となり荒廃した西欧各国は、社会主義勢力の世界化を防ぎ、政治的利権を持つようになった労働者階級の不満を国家内部で吸収するために、所得の再分配による労働者の体制内統合を最重要課題としていた。そのためにこれらの国々では、中央政府が社会保障や生活関連投資に積極的に介入し、労働者階級を懐柔するような形での成長を志向せざるを得なかった。こうして1960年代までの英国に典型的に見られるような〈福祉国家〉が出現していった。

一方、米国は第二次世界大戦による国土の荒廃という物理的影響はほとんど受けず、社会主義的伝統も有していなかったが、多民族国家であった。黒人をはじめとした様々な人種を第二次世界大戦に動員した米国では、それらの人種による地位向上への要求を受け止めながら社会統合を行うことが求められた。多様な人種を統合するためには、「世界の憲兵」として世界的な主導権を握った成長を志向せざるを得ず、軍事国家とならざるを得なかった。

これらの〈福祉国家〉と軍事国家に対して日本は、非軍事化を掲げた日本国憲法のもとで軍事国家としての成長は制限され、同時に米軍が駐留する中で社会主義化への歯止めがかかり、〈福祉国家〉化することが難しかった。そこで第一に経済成長が志向され、西欧諸国のように中央政府が企業の国有化と生活関連投資を重視する〈福祉国家〉的政策ではなく、中央政府が民間設備投資と技術革新を誘導するような行政指導型の経済政策を重視する、企業国家路線が志向された。

³⁹ 一般的な意味での福祉国家と、企業社会論における現代国家の一分類としての福祉国家を区別するために、以下では後者を〈福祉国家〉と山カッコ付きで記す。この点について渡辺 2000 は、

大きな意味では日本の現代国家も、福祉国家というふうに呼んでもよいのですが、西ヨーロッパにおいて第二次世界大戦後に成立をし、展開をした福祉国家の構造と日本の国家の構造というのはやはり相当程度に質的に異なる側面がある。したがって〔中略〕あえて、ここでは企業社会国家と呼んで、その違いを意識しながら、現代日本国家の構造の特殊性を浮き彫りにしたい

(p.96)

という意図があることを表明している。

⁴⁰ この類型は、宮本 1981 による分類を参考にして作成されている。ただし渡辺 2000 は、宮本が国家財政支出に焦点を置いているのに対して、自らの国家論は国民統合をいかに行うかに焦点を置いている点において、視点が異なるとしている (p.116)。

〈福祉国家〉においては、強い産業別労働組合と労働党政権が成長の両輪になっている。すなわち、労働者は産業別組合の交渉によって高賃金と企業内の権利を獲得していく一方、そうした産業行動では獲得できない疾病、失業、教育、高齢化などの福祉分野を労働党政権が補完する。このような〈福祉国家〉に対して企業国家においては、都市労働者に対する大企業優先政策と周縁層に対する利益誘導政策が成長の両輪となっていた。

国民統合の要は大企業にけん引された経済成長による全階層にわたる所得の底上げであり、そのために大企業に対する法人税の優遇などの政策が必要とされた。企業においては、余暇も含めた従業員の生活全体が企業の枠組みに封じ込められ、従業員は長期雇用と年功賃金を軸とした日本的経営システムのもとで労働に集中するよう駆り立てられた。

だがこうした大企業優先の労働政策のみでは、大企業従業員以外の周縁層の国家的統合が担保できない。そこで中央政府は、農林漁村部や都市自営業層などに対して、補助金の交付や公共事業誘致などの形で利益誘導も同時に行う必要があった。例えば池田勇人首相のもとで進められた第1次全国総合開発計画（1962年～）では、地域ごとの公共投資の分配の偏りの是正や、都市部と地方部の社会資本格差の是正が目指されていたが、これはまさに地方に対する利益誘導の典型であった。そして地方部における生活インフラや文化といった生活基盤の整備は、あくまで中央政府が直接投資するのではなく、誘致した企業を通じて行うものであった。また企業からすると、地域で設備投資を行うと法人税が減免になるなどの形で、税金面での優遇を受けることができた。

このように企業国家たる日本では、企業労働者においては賃金水準の向上と日本的経営システムを整備することで、同時に周縁層においては利益誘導による所得分配を行うことで、国家的統合が進んでいった。こうした大企業の成長を誘導する成長戦略は、言い換えると以下のようなものであった。

介入主義的蓄積が、ヨーロッパにみられるような国営・公営企業化と生活関連投資ではなく、民間設備投資と技術革新・産業再編成を政府が経済計画にそって誘致し、財政投融资・公共事業費を産業基盤整備・地域開発に投資して民間大企業の高利潤を保障し、優遇税制でさらに保護する、相対的に「小さな政府」による行政指導型であった。

（加藤 1988、p.97）

こうした、福祉の直接的整備よりも大企業の成長を積極的に後押しする傾向は公共投資の比率にも現れており、第1次全国総合開発計画の時点で生産基盤に対する投資額：生活基盤に対する投資額の比率は2:1であり、それが1:2である欧米諸国とは対照的な状況であった（内海 2005、p.21）。

企業社会論は、以上のような大企業優先政策＋利益誘導政策を軸とした国家的統合という視角から日本社会の発展を論じる⁴¹。そしてそうした社会における福祉は中央政

⁴¹ 論点の拡散を防ぐために割愛したが、企業社会論の代表的論者である渡辺治は、企業

府によって十分に供給されるのではなく、中央政府に側面的に支援された企業が従業員に対して福祉を提供した。

(2) 企業国家における福祉供給

次に、戦後の企業国家的発展の中で整備された、企業による福利厚生中心の福祉供給構造について詳しく論じたい。だがその前に、戦前における福祉供給の状況を簡単にまとめておく。

大正期以降の日本では重工業が発展し、欧米列強に肩を並べるまで経済力を高めていった。こうした中、他国と同じように各企業が独自に自社従業員に対する福祉を充実させていったが、1911年の工場法、1922年の健康保険法、1936年の退職積立金及び退職手当法など、政府が各企業に対して福利厚生の整備を強制するようになった⁴²。このように、すでに戦前から政府が直接福祉を整備するのではなく、各企業が独自に福祉を整備するという土壌ができあがっていたことに注意しておきたい。ただし、こうした福祉の土壌はあくまで個人の権利のためではなく、天皇や国家への貢献の程度をもとに設計されたものであり、その適用範囲は限定的であった(北山・城下 2013、pp.345-346)。そしてまた、こうした諸施策はいずれも、企業規模による福祉サービスの質の差を固定化する結果をもたらした。つまり、大企業に対しては労働災害や退職に関する保障を強制したのに対して、中小企業に対してはそうした強制を行わなかったのである。このように、戦前において既に国民の間に福祉享受の格差が生まれていた。

そして戦後、GHQの占領下において社会保障の概念が個人の人権をベースとしたものに切り替わっていく。戦前同様の限定的な福祉供給を志向する吉田茂内閣に対して、鳩山一郎、石橋湛山、岸信介といった自由民主党政権下の首相たちは、〈福祉国家〉的施策を打ち出していった。その結果、1959年に国民健康保険法が、1961年に国民年金法がそれぞれ施行され、1961年に国民皆保険・皆年金体制が成立した。だが現実的に

国家的発展のために自由民主党政権が採った政策的柱として、小国主義政治も挙げている。1950年代後半の自由民主党は、安全保障条約の改定や憲法改定によって日本の軍事的再建を図った。ところが、これに対して各企業の労働組合が大規模な反対運動を行った。1960年の安保闘争の結果、自由民主党は安全保障条約の改定こそ強行したものの、民主主義運動の高まりを目の当たりにする中で、これ以上の復古的政治にブレーキをかけた。これ以降、自由民主党は憲法9条の改定を含めた再軍備を抑制した。これが小国主義政治である。この方針を採用することにより、自由民主党政権は労働者層の支持を獲得すると同時に、日本の再軍備を危惧するアジア諸国の警戒心を和らげ、日本企業のアジア市場への進出を円滑化することに成功した。こうした、大企業優先政策、利益誘導政策、そして小国主義政治の3点を骨子とした企業国家的発展を一言で表現すると、以下のようになる。

自民党政治は、一方で小国主義の採用により、平和を望む国民の要望に応えるとともに、企業社会のうえに乗って労働者層の緩い支持を受けつつ、かつ政策の中心を経済成長の促進のための企業優遇政策に特化するとともに、成長により増大した税収を梃子とした補助金散布や公共事業投資により、衰退産業部門や地方を利益誘導政治の網の目で囲い込んだのである。

(渡辺 2004、p.61)

⁴² 橘木 2005によれば、保険料の徴収が政府の収入額を高めたため、これが戦費の調達につながったとの見方もできる(pp.31-32)。

はこれらの諸施策の水準は不十分であり、高度経済成長に伴う物価の上昇により、経済的弱者は貧困化していった。そうした状況に対して福祉政策が打ち出され、1960年代に福祉六法が整えられるなどしていったが、財政規模において不十分であり、福祉が広く国民の間に広まっていったとは言えない状況だった。

こうした公共部門による供給体制の構築が思うように進まない中、各企業は自社従業員に手厚い福利厚生を提供するようになった。企業による福利厚生の提供は、従業員の自社への忠誠心を高めることに貢献し、企業の競争力を高めるための装置として機能していた。例えば大企業では持ち家制度が導入され、結婚した正社員は低利のローンによって戸建ての家を持つことができるようになった。その他にも、スポーツ施設や海の家などの施設が企業によって整備され、正社員はこれらの施設を安価に利用することができるようになった。こうした諸制度が従業員を企業に縛り付け、企業への貢献を促進する作用を果たしていた。しかも、ホワイトカラーもブルーカラーも関係なく自社施設を利用できるようにすることにより、賃金上昇などの面で不満を抱えやすいブルーカラーのガス抜きを行うことができた。

また、〈福祉国家〉では業種別に編成される労働組合が、日本では企業単位で編成された。〈福祉国家〉では、企業横断的な労働組合が社会民主主義系の政党に力を持たせることで自分たちの政治的利害を実現しようとする。しかし日本では、労働組合が企業経営者と一体となって保守政党である自由民主党を支持し、そのもとで自社の存続に有利な政策を引き出し、企業の繁栄を通じて従業員の利害を実現しようとした。そして労働組合が雇用主との対決の中で従業員の労働環境の整備を行うのではなく、雇用主と協調的な関係を結ぶことで従業員の労働環境を整備する体制が整えられた⁴³。すなわち、日本の労働組合は自企業の安定的成長こそが労働環境の整備にもっとも有益であると判断し、雇用主と対立することよりも雇用主と協調することを選択したのである。このような仕組みのもとでは、雇用主と労働組合の協調的関係が重要となる。福利厚生は、こうした雇用主と労働組合の間の協調的関係を構築するための制度として利用された。橘木 2005 によれば、こうした雇用者と協調的な労働組合の編成は、大企業における福利厚生の充実の説明として非常に有力な理由の 1 つである (p.31)。

(3) 福祉享受の二重構造

以上のように、日本では戦前から企業中心の福祉提供の土壌が育っていた。そして戦後、企業国家として発展していく中で、福利厚生は労務管理や労使間協調のための手段として用いられたのである。そして企業による福利厚生は、それを享受できる者とできない者の格差を生み出した。すなわち、大企業の従業員は福利厚生を享受でき

⁴³ 渡辺 1999 は、日本の労働組合の特徴について、以下のように説明する (pp.46-47)。協調的な労働組合運動自体は、日本に独特なものではなく、先進資本主義諸国にも見られるものである。ただしこれらはあくまで企業の資本蓄積に対して強い規制力を有しており、企業の生産性向上による労働条件改悪について、強い抵抗力を持っている。しかし日本の労働組合は、企業に対する規制力を喪失し、むしろ企業の生産性向上に積極的に協力する性格を有している。このように、日本の労働組合は協調主義という点で独特というよりも、企業の生産性向上（と、それに伴う労働環境の改悪）に協力的であるという点において独特と言える。

た一方、中小・零細企業従業員や自営業者などはそれを享受できなかった。企業国家として発展した日本社会は、構造的に福祉格差の芽を内包していたのである。

1967年における非農林業従業者は全体で約3,025万人であったが、そのうち従業員数500名以上の企業における労働者は約753万人、官公での労働者は約383万人に過ぎなかった（総理府統計局 1967）。つまり、当時の企業における被用者の6割以上が中小企業・零細企業の従業員であった。これらの人々は、必ずしも福利厚生之恩恵に十分にはあずかれなかったと考えられる。さらに1967年当時、自営業主は約968万人、家族従業者は約880万人存在していた。こうした被用者以外の層も、福利厚生を享受することができなかった。農林漁業従業者は基本的に都市部よりも地方部に多いため、地方部の人々も同様に福利厚生之網の目から漏れていたと考えられる。これらの中小企業従業員、自営業者および家族従業者、地方部在住者といった層は、企業国家的発展の中で、利益誘導政策によってフォローアップされていた層である。つまり、大企業優先政策之恩恵にあずかることができず企業国家的統合から外れていくはずのところを、補助金の交付や公共事業誘致の形で利益誘導され、国家的統合につなぎとめられていた層である。

こうした大企業従業員とその他の層の格差は、二重構造と呼ばれてきた。この言葉は、1957年の『経済白書』（経済企画庁 1957）が最初に取り上げたもので、「一方に近代的大企業、他方に前近代的な労使関係に立つ小企業および家族経営による零細企業と農業が両極に対立し、中間の比重が著しく少なく」、「いわば一国のうちに、先進国と後進国の二重構造が存在するに等しい」（pp.35-36）と当時の労働環境を分析している。また小熊 2012 は、こうした二重構造の持つ意味について、以下のように説明する。

正規雇用と非正規雇用、大企業と中小企業の格差は日本では旧来から存在し、「二重構造」とよばれてきた。製造業の大企業は、正社員には長期雇用と社会保障を提供する一方、大量の下請け中小企業や、臨時工やパート労働者に支えられていた。現代日本の特徴は、この二重構造のうち、中核部分は工業化社会時代に築かれた地位を維持しつつ、周辺部分をいわば調整弁とすることで、ポスト工業化に適応しようとした点にある。

(p.24)

このように、実はこうした二重構造こそが、高度経済成長の重要な部分を担ってきたとすることができる。この点については企業社会論も目を配っている。戦後の急激な経済成長の要因の1つは、トヨタ自動車のカンバン方式に代表されるような中小企業への負担の転嫁や、女性に対する雇用差別によって高い採算性を維持できたことであった。企業国家たる日本では、こうした二重構造に伴う大企業従業員以外の層による不満を吸収するために、地方部への利益誘導のような仕組みを整備した。

すでに述べたように、日本では大企業優先政策と並び、周縁部に対する利益誘導が企業国家的発展のエンジンであった。利益誘導によって地方部には公共事業がもたらされ、地域経済が活発化した。のみならず、例えば農業には輸入規制や減反政策が採られたり、中小企業や自営業者には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（1966年）や大規模小売店舗法（1973年）などの保護政策が採られることで、

一定の利益誘導が行われた。こうした利益誘導政策は、経済成長に取り残されていく周縁層を、国家的統合につなぎとめておくための装置として機能していた。これらの層は、福祉享受という点では薄い基盤の上に置かれていたにもかかわらず、経済成長という点において恩恵を受けていたがゆえに不満が表面化しにくかったと言える。

また、当時盛んに言われた一億総中流という風潮も、二重構造によって不利益を被った層のガス抜きとして機能していた。一億総中流とは、高度経済成長期の世論調査の中で、自分の階層を中流に位置付ける者の割合がきわめて高くなったという現象である。こうした中流意識の高まりの要因の1つは、失業率の低下にある。この時期には、失業率が2%を切るという、いわゆる「ほぼ完全雇用」が達成された。これによって多くの人々の生活水準が向上し、中流意識が高まったと言われる。しかしその内実は、きわめて劣悪な労働環境で働かざるを得ない労働者や、実質失業状態の自営業者などが多く含まれており、大企業従業員とその他の種別の労働者の間での格差は厳然と存在していた（橋本 2009、pp.102-103）。このような二重構造は温存されたにもかかわらず、一億総中流という美辞麗句のもとで、下層階級の不満が噴出しにくかったのである。なお中流意識の増大の一端は、上述の企業別労働組合が担っている。すなわち、日本ではホワイトカラーもブルーカラーも同一の労働組合に加入し、両者の待遇の格差を是正するよう求めていった。こうしてホワイトカラーとブルーカラーの待遇の格差は是正され、両者は同じような福祉にあずかることとなった。こうした歴史的経緯が、国民の間で中流意識を高めることにつながったと考えられる。

以上のように、日本社会は企業国家として発展したがゆえに、企業による福利厚生が重要な位置を占めるという福祉供給構造を生み出した。そうした構造の中では、大企業従業員は十分に福利厚生の恩恵にあずかることができるものの、それ以外の中小・零細企業従業員、自営業者などは福祉を十分に享受できなかった。だがこれらの層は、様々な施策の中で不満を閉じ込められることで、国家的統合につなぎとめられていた。

2-2-4. 1960年代における福祉供給構造

以上、福祉国家の類型論である福祉レジーム論と、日本独特の企業中心の福祉供給という特徴の成立背景を示した企業社会論を検討してきた。これらの議論から、本稿の焦点である1960年代における福祉供給構造の特徴をまとめたい。

まず第1の特徴は、公共部門からの福祉供給が低水準だったということである。それは、終戦後の痛手から回復するために、福祉の供給よりも経済発展が第1に目指されたからである。なお、そうした状況は現在に至るまでほとんど変わっていないと言える。

第2の特徴は、そうした公共福祉の不足を補うために主要な役割を果たしたのが、企業という主体だったということである。特に資金的体力のある大企業は、自社従業員およびその家族に対して手厚い福利厚生を与えることができた。この点は特に1970年代までに顕著な傾向であり、現代ではグローバル化の進行などによって企業の福利厚生の必要性が減少し、民間部門にアウトソーシングされるようになっている。

そして第3の特徴は、以上のように企業中心の福祉供給構造であったがゆえに、福祉の享受に関する二重構造が生まれたということである。上述の1957年の『経済白

書』(経済企画庁 1957)に示された二重構造は、生産性が高く賃金の高い大企業従業員と、その逆の中小・零細企業従業員および自営業者の間の、労働条件に関する格差を示したものであった。企業という主体が福祉にも強く影響を与えたため、この労働条件の格差がそのまま福祉享受の格差にも当てはまった。1961年に国民皆保険・皆年金体制が整えられたとはいえ、職域別の福祉のほうが先行して発達したことから、企業の従業員として働くほうが手厚い福祉を享受することができたのである。この二重構造の第1の層は、上記の大企業従業員およびその家族であり、これらの層は例えば年金や医療保険などの面で有利な立場に立った。そして第2の層はその他の中小・零細企業従業員や自営業者、およびその家族である⁴⁴。第2の層について、福祉レジーム論的観点から補足すると、日本における公共部門による福祉供給は普遍主義的ではなく残余主義的であるから、企業の提供する福利厚生網の目からこぼれ落ちたこれらの層は、福祉を不十分な公共部門や民間部門、家族部門から調達せねばならなかった。これらの層は連帯を形成することができなかったがゆえに社会的な異議申し立てを行えず、福祉享受について不利な立場であり続けた。

以上のように、日本における福祉供給構造は、企業という主体を中心として構成された。そうした構造が、人々の福祉享受に二重構造と呼ばれる格差を生んでいたのである。こうした構造は、スポーツ施設の供給構造にも影響していたのだろうか。それともスポーツ施設は独自の論理で整備されているために、まったく異なる構造となっていたのだろうか。次に、この点を確認していく。

2-3. 1960年代におけるスポーツ施設の供給構造

以上のような1960年代における福祉供給の構造の特徴を踏まえたうえで、次に1960年代の施設供給の構造を分析していく。スポーツ施設の整備状況が初めて部門横断的に明らかになった1969年時点で、全国の施設数は148,059であった(文部省体育局1970)。本稿の分析対象となる公共施設、学校(小・中・高校)施設、職場施設、民間(営利)施設の数とその内訳は、公共施設が10,193(6.9%)、学校施設が101,672(68.6%)、職場施設が23,768(16.1%)、民間施設が2,522(1.7%)であった⁴⁵。量的な面だけで評価するならば、スポーツ施設の供給構造は学校施設に依存しており、それを職場施設と公共施設が補い、民間部門はほとんど重要性を持たなかったと言える。こうした構造について、以下でもう少し詳しく分析していきたい。

2-3-1. スポーツ施設供給の概要

(1) 施設内容の特徴

⁴⁴ ただし、例えば中小企業従業員は厚生年金を受け取ることができたのに対して自営業者はそれができないなどの点で、この第2の層の内部にも格差があったと見られることもできる。

⁴⁵ 残りは、大学・高専施設が5,720(3.9%)、民間非営利施設が2,522(1.8%)であった。

まず、各部門によって整備された施設内容に特徴があるのかを見ていきたい。表2-2は、各部門によって整備された施設の種類を、その多さ上位5位まで見たものである。これを見ると、部門ごと

表2-2. 部門別に見た施設名と施設数(1969年)

順位	公共	学校	職場	民間
1	運動広場 1,362	運動広場 34,848	バレーボール場(屋外) 4,442	ボウリング場 601
2	プール(屋外) 1,288	体育館 23,488	卓球場 3,913	ゴルフ練習場 508
3	体育館 985	プール(屋外) 10,983	庭球場(屋外) 3,462	ゴルフ場 458
4	野球場 853	バレーボール場(屋外) 7,854	運動広場 2,586	卓球場 381
5	庭球場(屋外) 747	庭球場(屋外) 6,777	野球場 1,999	キャンプ場 351

出典: 文部省体育局1970、p.5

の特徴が現れている。公共施設と学校施設は、運動広場、体育館、プールの3種が上位を占めている。これらの施設は比較的大規模な土地が必要となる施設であり、その整備に関して公的部門からの支援が不可欠だからであろう。逆に職場施設や民間施設は、バレーボール、卓球、テニス、野球、ボウリング、ゴルフといった、具体的な種目に特化した施設が多い。これらのうち野球場とゴルフ場を除くと、いずれも比較的狭いスペースで整備できる施設が多いことが分かる。また、具体的に種目を限定した施設を整備するということは、それだけ利用者の用途を限定し、効率よく利用させる意図があったと考えられる。

次に、各部門によって整備された施設をその規模ごとに見ていく⁴⁶。表2-3を見ると、設置部門ごとに規模の分布にばらつきがあることが分かる。まず学校施設は、全体的な傾向とほぼ同じような分布となっている。それに対して職場施設は、小規模なものが圧倒的に多い。逆に公共施設と民間施設は、各規模の施設がほぼ均等に整備されており、相対的に大規模施設の整備率が高いと言える。

表2-3. 部門別に見た施設規模の内訳(1969年)

	公共	学校	職場	民間	計
大規模	30.9%	12.8%	11.2%	31.9%	15.0%
中規模	35.4%	41.4%	26.3%	39.3%	38.3%
小規模	33.7%	45.8%	62.5%	28.8%	46.7%

出典: 文部省体育局1970、p.5

(2) 施設の分布

次に、これらの施設がどのような分布で整備されていたのかを見ていく。

⁴⁶ ここで言う規模とは、敷地面積の絶対値で測定するものではなく、あくまで各種施設の中での相対的な大小で評価したものである。つまり、例えば3,000平方メートルの運動広場は小規模施設として計上されているが、同じく3,000平方メートルの体育館は大規模施設として計上されている。

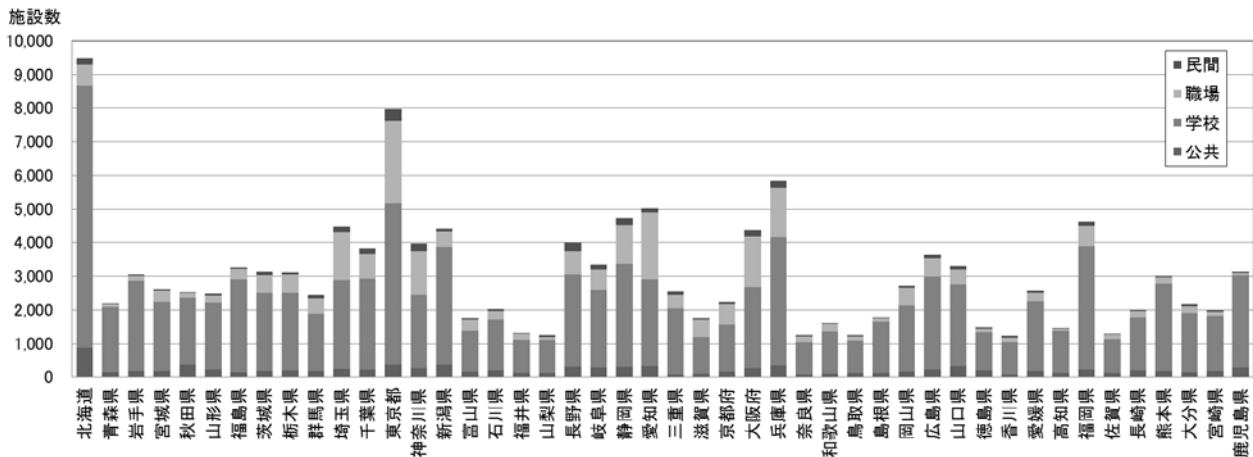


図2-1. 都道府県別の施設数(1969年)
文部省体育局1970(p.28)より筆者作成

図 2-1 は、都道府県別に見た公共・学校・職場・民間施設の合計数の分布である。これを見ると、都道府県によって施設数にかなり偏りがあることが分かる。ところが、当然ながらこうしたスポーツ施設の偏在の状況は、人口という変数を考慮に入れるべきだろう。つまり人口の多い都道府県にはスポーツ施設が多く存在するべきで、人口比で見た施設数を問題にせねばならない。

そこで次に図 2-2 に示したのは、各都道府県の人口と総施設数の関係である。これを見ると、人口と総施設数は非常に強い相関を持っていることが分かる ($R=0.838$)。すなわち、人口の多い都道府県ほど施設数が多いという関係があり、人口をベースに見れば基本的に施設数に偏りはなかったと言える。

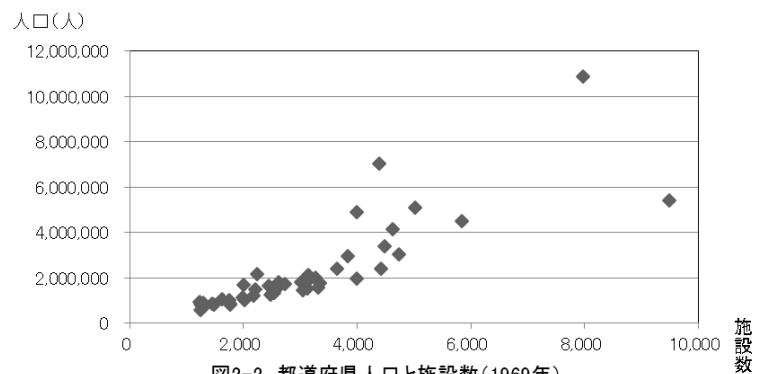


図2-2. 都道府県人口と施設数(1969年)
文部省体育局1970(p.29)より筆者作成

また図には示さなかったが、各部門施設数と人口の相関係数を算出してみても、公共施設が $R=0.561$ 、学校施設が $R=0.681$ 、職場施設が $R=0.885$ 、民間施設が $R=0.838$ と、いずれも強い相関関係を有していた。以上のように、人口を基準とした分布を見てみると、当時はほぼ偏りなくスポーツ施設が整備されていたと言える。

また、各都道府県民 1 人当たりの所得額と総施設数の関係を示したのが、図 2-3 である。これも、 $R=0.532$ と相関係数がやや低いながらも、相関関係がある。すなわち、住民が裕福な都道

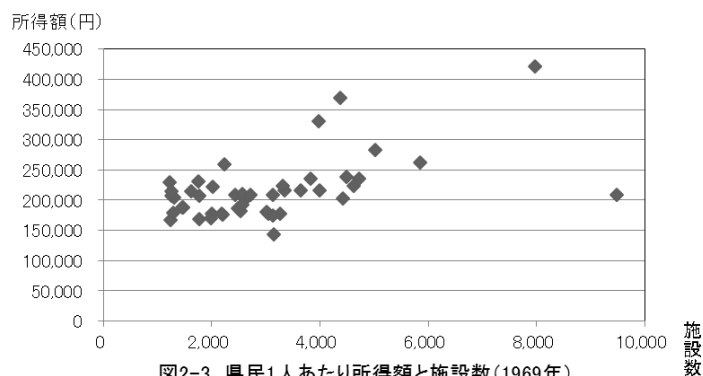


図2-3. 県民1人あたり所得額と施設数(1969年)
文部省体育局1970(p.29)より筆者作成

府県ほど総施設数が多いということである。ただし、これも図には示さなかったが、設置部門別の設備数と都道府県民1人当たりの所得額を見てみると、公共施設が $R=0.262$ 、学校施設が $R=0.296$ 、職場施設が $R=0.858$ 、民間施設が $R=0.771$ となり、相関関係の濃淡に大きな差が出た。つまり、公共施設と学校施設は住民の所得額に関係なくまんべんなく整備されていたのに対して、職場施設と民間施設は1人当たりの所得額の高い都道府県に多く設置されたのである。これは、職場施設についてはスポーツ施設を整備できるほどの大企業が存在する都道府県ほど住民の所得額が高くなるということで、民間施設については住民の所得額が高い都道府県に企業が積極的に進出していったと考えることができるだろう。

(3) 1960年代当時のスポーツ施設の供給構造の特徴

ここまで見てきた内容をまとめると、当時のスポーツ施設の供給構造は以下のように特徴付けられる。

当時、量的には学校施設が圧倒的に多く、その他部門による施設は非常に少なかった。学校部門は主に運動広場や体育館のような特定の種目に偏らない施設を整備しており、また施設規模に大きな偏りはなかった。こうした学校施設は、都道府県人口に比例する形で整備されたが、所得分布とは無関係に整備されたという点で、幅広い人々へのスポーツ提供に寄与していたとすることができる。ただし後に見るように、学校施設は学校開放制度のもとで地域に開放されていたことから、この点においてスポーツ機会の保障に限界があった。

次に公共施設は、都道府県人口との相関性の高さと、所得との相関性の低さという点において、学校施設と似た特徴を持っていた。また、整備された施設の内容も、学校施設と類似していた。こうした類似性は、学校に公立のものが多いため、学校施設も公共施設も広い意味で公的施設と言えるからであろう。ただし両者の大きな違いは施設の規模で、相対的に見て、公共施設は大規模な施設の占める割合が非常に高かった。これは、各自治体が中小規模の公共施設を多く建設するのではなく、土地代の安い場所に大規模な公共施設を整備するという、いわゆる「一点豪華主義」の現れと考えられる。

そして、当時のスポーツ施設数全体の16.1%を占めた職場施設は、学校施設および公共施設と比較して、特定の種目に特化した施設を多く整備した点に特徴があった。また小規模な施設が非常に多かったことも考えると、省スペースで、かつ自社従業員に特定の種目を提供できるような施設が多く整備された点が特徴的であった。また、職場施設は都道府県の所得額と強い相関関係があったことから、都市部ほど多く整備されたと推察できる。

最後に民間施設であるが、量的には圧倒的に少数であった。そして特定の種目に特化した施設が多く、また都道府県の人口および所得額と相関性を持って整備されていたことから、地域の人々に幅広くスポーツを提供するというよりも、特定の種目を効率的に提供することで採算性を高めようとしていた状況が見てとれる。また大規模な施設が相対的に見て多かったことも、規模の経済によって効率的な利潤獲得が目指されたと考えることができる。

こうした諸部門の組み合わせとしてスポーツ施設の供給構造を見ていくと、福祉全般における供給構造と比較して、公共部門の不足を職場部門が補っている点で共通である。だが民間部門がほとんど未形成であったことと、学校部門という福祉全般の構造にはない部門が存在したことは、スポーツ施設の供給構造の独自性である。特に後者については、後に見るように、公共施設も学校施設も教育の論理によって整備されてきた点で類似性がある。公共施設の不足を職場施設が補ったというより、公共施設の不足を一義的に補ったのは学校施設であって、それでも不足だった分を職場施設が補ったと理解するほうが適切だろう。

以上見てきたように、1960年代当時の民間施設は非常に少なく、その他の部門が当時の地域スポーツにおける施設供給の重要な位置を占めていた。そこで次に、民間施設を除いた各種施設の整備の状況と、それを支えた論理についてまとめていきたい。

2-3-2. 公共施設

(1) 施設の状況

公共スポーツ施設数の把握に関する全国的調査は、1955年の社会教育調査（文部省調査局統計課 1955）までさかのぼることができる。1955年当時、陸上競技場が 209、野球場が 364、庭球場が 246、運動広場が 150、体育館が 60 など、全国に合計 1,634 の公共施設が存在した。現在では、陸上競技場が 913、野球場が 6,279、庭球場（屋外および屋内の合計）が 5,157、多目的運動広場が 7,346、体育館が 6,949 など、全国で合計 47,571 の公共施設が存在する（文部科学省 2013b）ことと比較すると、当時の施設数は非常に少なかったことが分かる。

こうした状況は、1960年代においても同様であった。1963年の同調査（文部省調査局統計課 1963）によると、公共施設は全国で 2,524 あり、その内訳上位 5 種は野球場 468、水泳プール 426、庭球場 321、陸上競技場 224、体育館 163 であった。そして施設の平均年間延べ利用者数は 17,398 名で、上記 5 種の施設に限ると野球場が 15,095 名、水泳プールが 30,831 名、庭球場が 6,174 名、陸上競技場が 22,044 名、体育館が 49,066 名であった。参考までに、同調査における博物館⁴⁷の状況を見てみると、施設数が全国で 239、平均年間延べ利用者数は 212,166 名であった。このことから見てみると、当時の公共スポーツ施設は、数としては他の公共施設に劣っていなかったが、平均利用者数では大幅に少なかったことが分かる。

こうした利用者数の少なさの要因として、設備の不十分さを挙げることができる。まず夜間の利用に不可欠な照明設備を備えていない施設が非常に多く存在した。上記 5 種の施設で見ると、照明施設を備えていたのは、野球場で 0.6%、水泳プールで 25.4%、庭球場で 1.9%、陸上競技場で 1.3%、体育館で 98.2%だった。このように、屋外施設の圧倒的多数において照明施設が存在しなかったため、必然的に夜間の利用が制限されていたことが分かる。

⁴⁷ 具体的には、総合博物館、科学博物館、歴史博物館、美術博物館、野外博物館、動物園、植物園、水族館の合計である。なお、これらの中でもっとも利用人数の少なかった総合博物館でも、年間平均延べ利用者数は 66,872 名であった。

また更衣室や浴室（シャワー室）といった設備も、当時はあまり整備が進んでいなかった。全体的に見てみると、更衣室は 37.6%、浴室は 27.1%の整備率であった。さらに上記 5 種の施設で見ると、更衣室の整備率は、野球場で 25.6%、水泳プールで 82.6%、庭球場で 26.5%、陸上競技場で 34.4%、体育館で 86.3%だった。また浴室の整備率は、野球場で 16.2%、水泳プールで 60.1%、庭球場で 12.1%、陸上競技場で 26.8%、体育館で 74.2%だった。これらの数値は、例えば体育館の脇に野球場が併設されているような施設の場合、更衣室や浴室は共用であった可能性があるため、そうした点は差し引いて考える必要がある。しかしそれでも施設の快適な利用のためにはこうした設備の十分な整備が不可欠であり、当時はその水準が低かったとすることができる。

以上のように、当時の公共スポーツ施設は、当時の他の種別の公共施設や現在の公共スポーツ施設と比べてみても、非常に少なかったことが分かる。またそうした量的な点のみでなく、利用を促進するような夜間照明設備や更衣室、浴室といった設備の整備も不十分であった。これらが、当時の公共施設利用者が限られていた 1 つの要因であった。

(2) 施設整備の論理

次に、こうした公共施設が整備された論理について整理したい。当時の公共スポーツ施設の建設の法的根拠は社会教育法、スポーツ振興法、都市公園法といった諸法令であった。このうち、前 2 者によって整備された施設の所管は文部省であり、都市公園法によって整備された施設は国土交通省の所管であった。都市公園法によると、公園施設とは具体的には広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設といったものであり、スポーツ施設はこのうちの運動施設に位置付けられる。ただしこれは、あくまでスポーツ行政というよりも都市政策行政の一部に属する法律である。ここまで示してきたような公共施設数に関する統計結果は、主に各自治体の教育委員会を経由して収集されたものであり、その管轄外の都市公園としての公共運動施設は調査から漏れていた可能性が高い⁴⁸。このように、長らく公共スポ

⁴⁸ 体育・スポーツ施設現況調査は、文部科学省（文部省）が各都道府県の教育委員会を経由して、各市区町村の教育委員会に回答を求めている。そのため、基本的に社会体育施設としてのスポーツ施設は同調査で把握されているものの、都市公園としての運動施設は調査から漏れている可能性が高い。この点について、笹川 2012b では、以下のように言及されている。

本研究の対象とした自治体において社会教育調査から漏れている公共スポーツ施設の例をあげると、①都市公園として整備された運動公園、②障害者スポーツ施設、③教職員の研修施設（一般市民の利用も可能）、④教育委員会（スポーツ担当部局）が所管していない施設などである。これらの施設は、その性質から青少年教育施設等に付帯するスポーツ施設としてカウントされている可能性も低い。したがって、特に複合的に大規模なスポーツ施設を整備する運動公園が、広く市民に公共スポーツ施設として利用されているにも関わらず社会教育調査および体育・スポーツ施設現況調査から漏れている例があることが明らかとなり、これは特筆すべき事実である。

(p.4)

このように、実は公共施設は体育・スポーツ施設現況調査で把握されたものよりも多く存在していた可能性がある。だがそれが人々にとって十分な量だったかと言えば、そうではなかったようである。この点は後述する。

ーツ施設＝文部省管轄下の施設として認識されてきたため、以下では、当時の文部行政の動向に焦点を絞って、公共施設整備に関する背景を概観していきたい。

すでに見てきたように、1960年代において、公共施設数は非常に少ない状態であった。その大きな要因は、この時期において公共スポーツ施設の設置に関する明確な法的根拠が存在しなかったことである。

戦後の行政の中でスポーツを初めて位置付けたのは、1949年に制定された社会教育法であった。社会教育法第2条（社会教育の定義）は、「この法律で『社会教育』とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう」と規定した。ここにおいて、スポーツは明確に教育活動であると定められたのである。これにより、当時根強かった「スポーツ・レクリエーション＝遊び＝怠惰という風潮が、[中略]徐々に克服されてきた」（内海1993、p.69）。だがこれはあくまでスポーツ単体の法律ではなかった。

1959年の第55回国際オリンピック委員会総会において、1964年のオリンピック東京大会の開催が決定された。これに伴い、1959年に東京オリンピック組織委員会が発足した。そして1961年に公布された、オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の適用を受け、財団法人化した組織委員会が大会の準備を進めていった。組織委員会は政府機関と連携しながら資金収集を行い、施設整備に約164億円、大会運営費に約94億円、選手強化費用に約23億円を計上することとなった。特に施設整備に関しては、国立霞ヶ丘競技場をはじめ、多くのスポーツ関連施設が建設され、後の国民のスポーツ参加に大きな影響を与えるものとなった。

こうした状況の中、文部省体育局は、1958年の保健体育審議会答申「スポーツ振興のための必要な立法措置及びその内容について」をもとにして、内閣法務局と調整してスポーツ振興のための法案を具体化していった。途中、国会情勢などにより停滞した時期もあったが、オリンピック東京大会の組織化の過程でスポーツ熱が高まり、1961年にスポーツ振興法が制定されることとなった。スポーツ振興法は、第三条（施策の方針）において「国及び地方公共団体は、スポーツの振興に関する施策の実施に当たっては、国民の間において行なわれるスポーツに関する自発的な活動に協力しつつ、ひろく国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適性及び健康状態に応じてスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めなければならない」と定めしており、スポーツの振興を中央政府ないし地方自治体の義務と捉えていた。ただし、確かにスポーツ独自の法律として制定され、スポーツの振興を公的部門の義務と捉えた点においてこの法律の制定は画期的であったが、実際には国民のスポーツ参加増進に関する規定よりも、来たるオリンピック東京大会に向けてスポーツ団体への公的資金の補助への道を開くという側面が強かった。そのため、施設整備も含めた国民のスポーツ参加の推進に対して強い規定力を持たなかった。

内海1993によると、スポーツ振興法の中で注目すべき点は、スポーツ独自の法律であった点、財源の確保を主眼に置いていた点、そして施設に関する規定が不十分だった点である（pp.137-140）。特にこの3点目に関しては、土地確保に関する規定がなく、施設建設の補助率が低いことや、施設整備の基準がないことなどが限界として挙げら

れている。実際、この施設整備規定の不備は、公共施設の整備の遅滞について重要な影響を与えたと考えられる。スポーツ振興法には、施設整備に関する国庫補助について、以下のような規定が存在する。

第二十条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる経費について、その一部を補助する。この場合において、国の補助する割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

- 一 地方公共団体の設置する学校の水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設の整備に要する経費 三分の一
- 二 地方公共団体の設置する一般の利用に供するための体育館、水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設の整備に要する経費 三分の一

つまり、各自治体が公共施設を整備する際には建物代の $\frac{1}{3}$ が補助されるが、各自治体は残りの $\frac{2}{3}$ を負担せねばならなかったのである。また土地代については全額自己負担であった。

比較対象として、スポーツ施設と同じく公共部門が施設の整備を推進する都市公園の規定を見てみたい。都市公園法施行令には、施設整備に関する国庫補助に関して、以下のような規定が定められている。

第三十一条 法第二十九条の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、都市公園の新設又は改築に要する費用のうち、次に掲げる公園施設の新設、増設又は改築に要する費用にあつては当該費用の額に二分の一を乗じて得た額とし、都市公園の用地の取得に要する費用にあつては当該費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

すなわち都市公園法上の規定では、都市公園の整備にあたって、土地代の $\frac{1}{3}$ 、建物代の $\frac{1}{2}$ が国庫から補助されるため、自治体は土地代の $\frac{2}{3}$ と建物代の $\frac{1}{2}$ のみを負担すればよかったのである。スポーツ振興法では土地代に関する補助規定がなかったことは対照的に、都市公園の整備には手厚い国庫補助がなされていた。

しかも、スポーツ振興法における補助規定も実態に見合った形で作用していたとは言いがたい。内海 2005 によると、

文部省の施設建設への補助金は $\frac{3}{10}$ となっているが、基準単価が実態に合わないことから現実には $\frac{1}{10}$ くらいになっており、おまけに手続きが面倒で、それなら自治体の独自事業でということで、文部省の施設整備予算は使い残しが出たり、それとの関連で、1971年～75年の5年間で全国にできた923の体育館のうち、文部省予算に計上されたものは334で、残りの $\frac{3}{10}$ は単独事業となり、自治体は住民の要求に応えようとするが、それは自治体の借金を増加させながらである、というのが実態

(p.40)

であった。

以上のように見てみると、(文部行政内での) 公共施設の整備が進まなかった要因の1つは、文部行政の予算的限界にあることが分かる。つまり、日本におけるスポーツを管轄する中心的省庁が文部省であったがゆえに、公共施設の整備は予算規定の薄いスポーツ振興法のもとで進められざるを得なかったし、またその運用に限界があった。もし仮にスポーツ政策の中心が国土交通省であり、都市公園行政の中で公共スポーツ施設の整備が積極的に進められたならば、より施設整備が進んでいたかもしれない。当然、当時の公共施設の不足を、当時の政策のみに還元することはできず、その他にも当時の社会状況、例えば政治的混乱や敗戦による貧困などを考慮に入れる必要はある。だがここでは、スポーツが教育の一環として位置付けられ、文部行政が施設整備に関する財政的裏付けを持てなかったことが、公共施設の不足の一端を担ったことを強調しておきたい。

2-3-3. 学校施設

(1) 施設の状況

次に、公共施設の不足を一義的に補っていた学校施設について見ていく。すでに見た各種スポーツ施設数の推移を見ても一目瞭然のように、学校施設は量的側面において圧倒的な存在感を持っていた。だが、こうした施設数の多さを、そのまま地域スポーツにおける重要性の高さとして評価することはできない。それは、学校施設が学校開放制度のもとで限定的に提供されたものだからである。

1960年代に成立していた法律では、学校教育法、社会教育法、そしてスポーツ振興法の3つの法律が、学校開放制度について規定している。学校教育法第137条には「学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる」との規定がある。また社会教育法第44条は「学校(国立学校又は公立学校をいう)の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない」と規定しているし、またスポーツ振興法第13条も「国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない」との規定を設けている。

こうした規定が盛り込まれた法律が次々と整備されていったものの、学校開放は実態としてなかなか進んでいかなかった。これらの法律を背景として、国が学校開放のための設備開発や人材開発に対する補助金事業などを行ってきたが、地域住民の要望に十分に応えられるほどの条件整備は進まなかった。また当時、「学校開放はできれば避けたいというのが学校側の本音」(武笠 1970、p.631)であった。その背景としては、学校開放のための組織を有していなかったことや、学校管理上好ましくない事態があった場合の責任問題に発展すると考えられていたことなどが挙げられる。

本稿の分析の焦点となる時期からはずれるが、そのような状況の中、1976年に出された文部事務次官通知「学校体育施設開放事業の促進について」は画期的な意味を持っていた。この通知は、それまで各自治体が独自に試行錯誤してきた学校開放事業について、実施主体や開放対象施設、管理体制などに対する国の指針を示して各都道府

県教育委員会宛に通知したのである。こうした状況下で、学校開放制度が次第に各都道府県に広がっていき、学校施設が地域スポーツの拠点となっていく。当時の学校開放制度の実施状況について正確に把握することは難しいが、『月刊体育施設』第26巻第1号（月刊体育施設編集部 1997）の特集の中で、各地域の代表的都市の開放事業の実態報告が示されている。この特集によると、多くの都市が1960年代末から1970年代半ばの時期に学校開放制度を開始したようである⁴⁹。このように、本稿の分析の焦点である1960年代においては、学校開放制度のもとで学校施設が地域に開放されることはあまりなかったと推察できる。

それでは、以上見てきたような学校開放事業の制度整備に対して、その実態はどのようなものだったのだろうか。

1969年に実施された体育・スポーツ施設現況調査（文部省体育局 1970）によって、初めて学校開放の現状が定量的に明らかとなった。その概況をまとめた表2-4を一見すると、

表2-4. 学校施設の開放状況(1969年)

	昼間	夜間
全体育施設	31.9%	11.5%
開 屋外運動場	65.0%	14.6%
放 体育館	30.8%	27.9%
プール	8.0%	0.9%
未開放	27.3%	70.3%

文部省体育局1970(p.30)より筆者作成

比較的高い割合の学校が自校体育施設を地域に開放していたように見える。だがそれを額面通りに評価することはできない。以下に挙げるような点を差し引くと、この数値はかなり低く見積もる必要が出てくる。

第1に、夜間の開放率がきわめて低いことである。本稿の分析の主眼である成人は、その多くが昼間に仕事を持っていたと考えられる。そのため、本稿の主題から見れば重要なのは夜間の開放率であるが、それは全体の29.7%にとどまった。これは、当時夜間照明設備がない屋外運動場も多かったことから、夜間に開放することが物理的に困難な学校も多かったためである。夜間照明を有していた施設の割合は全体の25.3%であったが、そのほとんどが屋内施設であり、屋外施設の多くに夜間照明が設置されていなかった。屋外施設としてもっとも量的に多かった運動広場の夜間照明設置率は3.6%、次いで多かった屋外プールの設置率は6.6%に過ぎなかった。

第2に、開放している施設種別にばらつきがあることである。つまり、例えば屋内運動場やプールを開放せずに屋外運動場のみを開放しているだけでも、その学校は学校開放制度を導入していると集計される。こうした点で、この開放率の数値は割り引いて考える必要がある。全体育施設を開放している学校は、昼間で31.9%、夜間で11.5%に過ぎなかった。

第3に、開放頻度にばらつきがあることである。当時の開放頻度は、ほとんど毎日（1週間に4日以上）が24.2%、ときどき（1週間に2～3日）が19.5%、ときたま（1週間に1日以下）が48.3%であった。ここから分かるように、ほとんど毎日開放しているのは学校開放を行っている学校全体の1/4程度に過ぎず、ときたましか開放しない学校が約半数にものぼることを見ても、開放率の割合はさらに割り引いて考える必要が出てくるだろう。

⁴⁹ 特集内で事業開始年が明らかになった都市の中では、札幌市が1967年、青森市が1975年、福島市が1975年、前橋市が1970年、新潟市が1967年、甲府市が1976年、岐阜市が1973年、和歌山市が1975年、鳥取市が1977年、広島市が1976年、高松市が1965年、福岡市が1969年、鹿児島市が1974年、那覇市が1977年に、それぞれ学校開放事業を開始している。

そして第4に、学校開放事業とはいえ、自校の児童・生徒・学生のみに開放するという学校が一定数あったことである。同調査によると自校の児童・生徒・学生だけに開放している学校が12.7%と少数ながら存在した。これらの学校も学校開放制度を導入している割合に含まれることから、地域住民の利用可能性はこの数値より割り引いて考える必要がある。

以上のように、確かに学校施設は、その数量的意味ではスポーツ施設の中で圧倒的に大きな部分を占めてきたものの、地域スポーツという観点から見るとそれをそのまま評価することはできず、以上のような点を割り引いて考える必要がある。試みに、学校施設がどの程度地域に向けて開かれていたのかの割合を概算してみたい。

まず、「学校数⁵⁰×開放率×一般開放率」の計算式で計算をしてみると、昼間で約18,374、夜間で約7,506となった（これらの数値をxとする）。xは、地域住民に対して学校開放を行っている学校数を意味する。

次に、xを学校数ではなく施設数に変換する必要がある。そのためには、1校当たりの平均体育施設数が分かればよい。同調査では、各種体育施設の総数が算出されており、学校が有する体育施設は合計101,672であった。そして学校数が合計31,911であった。よって、 $101,672 \div 31,911 \div 3.19$ となることから、各学校に平均して約3.19の体育施設があったと見積もることができる。よって、xにそれぞれ3.19をかけると、昼間は約58,613、夜間は約23,944の施設が、それぞれ開放されていたことになる（これらの数値をyとする）。

最後に、yを開放頻度割合で除する必要がある。それは、例えば公共施設は基本的に1年365日、地域のスポーツの拠点として存在しているが、学校施設は必ずしも毎日開放されているわけではないからである。つまり、施設の「稼働率」を考慮に入れて、施設の「実質数」を算出する必要がある。同調査における開放頻度は、「ほとんど毎日」が1週間に4日以上、「ときどき」が1週間に2～3日、「ときたま」が1週間に1日以下と規定されているので、それぞれの日数の幅の中間値を取って、「ほとんど毎日」が1週間のうち5.5日、「ときどき」が1週間のうち2.5日、「ときたま」が1週間に0.5日、それぞれ開放しているの見積もった。これらの日数をいずれも7日で除して「稼働率」を算出すると、それぞれ約78.6%、約31.4%、約7.1%となる。

まず昼間の状況について計算する。上述した開放頻度を見てみると、ほとんど毎日開放している施設数は $58,613 \times 24.2\% \div 14,184$ 、ときどき開放している施設数は $58,613 \times 19.5\% \div 11,430$ 、ときたま開放している施設数は $58,613 \times 48.3\% \div 28,310$ となる。そして、それぞれに「稼働率」を掛け合わせると、ほとんど毎日開放している施設の「実質数」は $14,184 \times 78.6\% \div 11,149$ 、ときどき開放している施設の「実質数」は $11,430 \times 31.4\% \div 3,589$ 、ときたま開放している施設の「実質数」は $28,310 \times 7.1\% \div 2,010$ となる。そしてこれらを合計すると、16,748となる。

次に夜間の状況について同様に計算すると、ほとんど毎日開放している施設の「実

⁵⁰ 本来であれば、この計算は施設数をもとに行われるべきであろう。しかし同調査の開放率をはじめとした諸数値が、施設毎での割合ではなく学校毎での割合で算出されているため、学校数を基準として計算せざるを得ない。

質数」は $23,944 \times 24.2\% \times 78.6\% \div 4,554$ 、ときどき開放している施設の「実質数」は $23,944 \times 19.5\% \times 31.4\% \div 1,466$ 、そしてときたま開放している施設の「実質数」は $23,944 \times 48.3\% \times 7.1\% \div 821$ となる。そしてこれらを合計すると、**6,841** となる。

以上の計算結果から、1969年当時における学校施設の「実質数」は、昼間で約**16,748**、夜間で約**6,841**であったと推計できる。すなわち、実際の施設数に比べて、昼間で約**83.5%**、夜間に至っては約**93.3%**も、割り引いて考えねばならないのである。もちろんこの数値はあくまでおおざっぱな計算に基づいたものに過ぎず、また施設種別ごとの開放率などを考慮に入れないものであるが、それでも学校施設の物理的存在感の高さに比べて、実質的な稼働率がきわめて低かったことを示す1つの目安となろう。

(2) 施設整備の論理

このように学校施設は地域住民のスポーツ参加に対して、必ずしも重要な位置を占めてはいなかった。こうした限定性は、いったいどこからもたらされたのであろうか。ここで注目すべきは、学校開放制度を支える論理である。上述の学校開放制度を支える諸法令を見ると、「学校教育上支障のない限り」(学校教育法)、「学校教育上支障がないと認める限り」(社会教育法)、「その設置する学校の教育に支障のない限り」(スポーツ振興法)と、いずれにも学校施設は一義的に当該学校の児童・生徒・学生のためのものであると規定されているのである。こうした、学校開放制度を支える教育の論理が、学校施設を地域スポーツの基盤たらしめるための障壁になっていたのである。

この問題について尾崎 2008 は『学校教育に支障のない限り』という『控除的』なとらえ方にとどまらず、学校が地域社会という基盤の上に立っており、学校教育にとっても地域社会の力を必要とすること、そのことの意味をあらためてとらえ直す」

(p.33) ことが必要であると論じる。これは近年における学校開放制度について論じたものであるが、それは1960年代における状況にも妥当するだろう。とはいえ、本稿ではこうした学校開放制度のあるべき姿について論じるわけではないため、これ以上の言及は避ける。ここで強調しておきたいのは、「当該学校の児童・生徒・学生の教育に支障のない限り」という教育の論理が存在することによって、学校施設が地域スポーツの安定的な基盤になり得なかったということである。学校開放制度を成り立たせる教育の論理が、地域スポーツの基盤としての学校施設の「実質数」を大幅に減じていたことを、ここで強調しておきたい。

2-3-4. 職場施設⁵¹

(1) 施設の状況

最後に、職場施設の状況を見ていく。各部門によるスポーツ施設数が初めて明らかになった1969年の時点で、学校施設に次いで多かったのが職場施設であった。これはすでに述べてきたように、企業を通じた福祉の提供が強かったことと大きく関連している。だが、施設の量的多さを地域スポーツへの貢献度の高さとしてそのまま評価す

⁵¹ 当時の職場スポーツ施設の整備および利用可能性の偏りについて、詳しくは笹生 2013 を参照のこと。

ることはできない。1969年の体育・スポーツ施設現況調査（文部省体育局 1970）によると、職場施設の地域住民への開放は「原則として開放しない」が全体の 86.5%と、きわめて高い割合の企業が自社施設を地域に開放していなかった。なお、同調査では企業規模ごとの開放率も示されているが、大企業ほど地域開放を行い、規模が小さくなるほど開放率が低下するという傾向が見られた⁵²。だが、職場施設が地域へあまり開放されていなかったからといって、本稿の分析の主眼である成人のスポーツ参加の拠点でなかったとは言えない。なぜなら後に見るように、その企業で働く従業員にとって、職場施設はかけがえのないスポーツ実践の場であったからである。

職場施設の設置数に関しては、企業内福利厚生に関する統計から、当時の状況をうかがうことができる。表 2-5 は、1964 年に労働省によって行われた、全国の企業の福利厚生施設に関する調査（労働大臣官房労働統計調査部 1965）の結果である。まず企業規模間の差に着目すると、いずれの業種においても、企業規模と職場スポーツ施設設置割合には明確な

表2-5. 業種・規模別の職場スポーツ施設保有率(1964年)

	企業規模			合計
	500人以上	100～499人	30～99人	
業種				
鉱業	95.0%	73.5%	32.5%	54.1%
建設業	74.7%	51.3%	30.5%	34.1%
製造業	98.9%	91.0%	65.2%	72.5%
卸売業・小売業	93.8%	81.3%	59.9%	64.3%
金融・保険業	92.7%	90.3%	81.2%	82.0%
不動産業	100.0%	68.1%	46.2%	52.5%
運輸通信業	90.5%	67.0%	53.0%	58.2%
電気・ガス・水道業	100.0%	98.3%	96.2%	97.4%
合計	96.8%	83.1%	61.4%	67.1%

労働大臣官房労働統計調査部1965より筆者作成

相関関係がある。すでに述べたような、規模が大きい企業ほど職場施設の設置率が高いという傾向が、あらゆる業種においても当てはまっていたのである。また、1966年に東京都品川区・大田区の企業 37 社を調査した村山 1967⁵³によると、大企業では資金のかかる大規模なグラウンド、野球場、体育館などの施設が多かったのに対し、中小企業では食堂を利用した卓球場や空き地を利用したバレーコートのような簡易なものが多かった（p.38）。このように、企業規模によってスポーツ施設設置割合のみでなく、その内容にも偏りがあったと考えられる。

また業種間の差に注目してみると、電気・ガス・水道業と金融・保険業では、いずれの企業規模においても平均より高い設置率を示しているのに対して、建設業ではいずれの企業規模においても平均よりきわめて低い設置率を示していることが分かる。これらの業種においては、企業規模よりも業種特有の条件、特に労働内容や労働強度などが、職場施設設置に影響を与えていたと考えられる。つまり、例えば従業員の多くが肉体労働者であるような業種では、全体的に職場施設の必要性が低かったため、施設整備が進まなかったのであろう。

このように、職場施設の設置状況については、全体的に企業規模が強く影響を与えていた。ただし、企業規模の影響を比較的受けにくい業種があることも分かった。このようにそもそもの施設整備に大きな偏りがあったうえ、これらの施設が地域に開放されることはまれであった。これらの点において、職場施設も地域スポーツの拠点とし

⁵² 自社施設を原則として開放しない割合は、従業員数が 100～299 人の企業で 90.1%、200～499 人の企業で 83.3%、500～999 人の企業で 75.8%、1,000 人以上の企業で 68.0%であった。

⁵³ 東京都品川区および大田区の企業および労働組合に対して、1966 年 10 月～11 月に実施した調査。回答社は、品川区 17 社、大田区 20 社。回答組合は、品川区 20 組合、大田区 19 組合であった。ただしサンプリングの方法などは不明である。

て十分な量供給されていたとはいいがたかった。

(2) 施設整備の論理

それでは、こうした職場施設はいかなる論理のもとで整備されたのだろうか。職場施設は特定の省庁が積極的に推進したというよりも、各企業が個別に整備していった。よって、ここでは企業スポーツに関する先行研究から、職場施設が企業にとってどのような目的のもとで整備されたのかを確認する必要があるだろう。

そもそもなぜ各企業が自前のスポーツ施設を整備したのかというと、それは従業員の福利厚生の一環としてであった。企業スポーツの発展を論じた澤野 2005 によれば、施設建設費も含めた社員のスポーツのための支出は、伝統的には労務費という費目のためであった。さらに同じ労務費でも、福利厚生費として計上する企業と教育訓練費として計上する企業があり、繊維系企業における女子バレーボールに代表される後者は、次第に広告宣伝のためという意味合いを持っていった。このように澤野は、職場におけるスポーツを大きく福利厚生型と広告宣伝型に分け、職場スポーツ施設はあくまで一義的には従業員の福利厚生・教育訓練のためのものであったと論じる。また新 2013 も、繊維系企業による女子バレーボールの振興の事例を描く中で、「東洋の魔女」と呼ばれた日紡貝塚の活躍が企業の宣伝となったり、対外的に強いバレーボール部を整備することが若年女性従業員の確保のための宣伝となったとはいえ、各企業におけるバレーボールの振興は、あくまで第 1 に福利厚生のためであり、広告効果を持つようになったのは副次的な作用であったとする。

以上のように、現在でこそ企業スポーツは広告宣伝のためというイメージが強いが、職場スポーツ施設は元々、主に従業員の福利厚生としての意味を持っていた。それではこうした福利厚生施設としての職場スポーツ施設は、経営者側にとって具体的にどのような役割が期待されていたのだろうか。

それは何よりも、従業員の心身の改善のためであった。新 2013 によると、繊維系企業で女性従業員に対してバレーボールを推進する動きが起こった理由は、普段猫背の姿勢で労働を行っている従業員たちに対して身体の改善をさせるためであった。そしてそうした身体的側面に限らず、精神的側面に対する効果も期待されていた。職場スポーツの法的位置付けやその歴史、現状などについて網羅的に記している池田 1984 は、1960 年代ごろには「若年労働者に対する企業をはなれた外部の特定の思想・宗教団体の文化・体育サークル活動への参加に対する働きかけが強く、労務管理上、余暇対策を最優先せざるをえなかった」(pp.113-114)としている。このように、スポーツ施設を与えることにより、従業員が特定の思想に染まらないように誘導する効果が求められていた。これは言い方を変えれば、思想的誘導を行うことで、労使間対立を緩和することが期待されたということである⁵⁴。

⁵⁴ なお福利厚生的スポーツに限らず、広告宣伝的スポーツにも、精神的な効果が期待された。新 2013 は、「バレーボールの対外的な強さは、世論から注目されるという喜びが先立ち、それは工場の成員たちにとって誇りであると感じられるかぎりにおいて、会社から与えられる付加給付といってよいだろう」(p.144)と、企業スポーツから得られる誇りが従業員の意欲の再生産に役立ったと分析している。

また思想的誘導という点について草深 1977b は、1950 年代の職場レクリエーション運動を、従業員を独占資本主義というイデオロギーの中に組み込んでいくための運動と見る。しかし、「レクリエーション」という言葉が私的・恣意的行為というニュアンスを含むために、こうしたイデオロギーが前面に出なかったのである。このように、イデオロギー的色彩を抑えながら巧みに従業員をスポーツによって懐柔する点で、「職場レクリエーション」という名を冠された職場スポーツとは、企業による従業員管理の手段として非常に有効であった。ここで草深が強調するのは、あくまでも企業側にとっては労働力の再生産が究極の目的であり、職場スポーツは「搾取材料としての労働力の再生産を損なわない程度において」(p.245) 保護されるべきものだった点である。

このような従業員の心身の改善のための職場スポーツという実態は、量的調査によってもある程度裏付けられている。東京都品川区・大田区における企業経営者に対する調査を行った村山 1967 によると、経営者たちが職場スポーツの条件を整備する理由は、「従業員の体位の向上、健康保持等」、「労働力の再生産をはかり、作業能率をあげ、生産向上を目的とする」、「人間関係の向上、すなわち、和、親睦を目的とする」が上位を占めていた (pp.32-33)。これらの回答はお互いに関連し合うものであって明確に峻別することはできないが、つまるところ身体的側面および精神的側面の両面から、「体育・スポーツ活動を奨励する全ての目標は、生産向上の目的に直結するものとしてあつかわれて」(p.33) いたのである。

以上のように当時の職場スポーツ施設とは、基本的に従業員に対する福利厚生として与えられたものであった。そしてそこで従業員に対して身体的側面と精神的側面の両面から接近し、従業員の労働力の再創造や労使間対立の緩和といった役割が期待されていた。なお、ホワイトカラーもブルーカラーも関係なく自社施設を利用できるようにすることにより、賃金上昇などの面で不満を抱えやすいブルーカラーのガス抜きを行うことも意図されていた。こうした仕組みは、すでに述べてきたような企業国家としての発展に不可欠なものであった。また、一般的にインフラ系企業は福利厚生が充実していると言われるが、表 2-5 で見た電気・ガス・水道業企業における職場スポーツ施設整備率の高さは、それに起因するものと言える。

このような福利厚生としての職場スポーツ施設は、従業員の全生活を企業に縛り付けることとなった。つまり、「企業が積極的に福利厚生活動に取り組んできたことによって、勤労者およびその家族は、住宅、医療、余暇とそのかなりの部分を企業に依存し、職業訓練をはじめ種々の教育を企業から受け、交際する人も職業関係者が中心という状態」(池田 1984、p.116) になったのである。これは、企業国家としての発展にとって重要な仕組みの 1 つであったと言える。

以上のように、職場施設とは自社従業員向けの福利厚生として用意され、そこでは従業員の心身の発達や労働力の再創造、労使間協調などの手段としての役割が期待されていた。そのため、施設が地域に開放されることはほとんどなく、その利用者は自社従業員とその家族に限られていた。しかも、すでに見てきたように、その整備状況にも企業規模や職種によって偏りがあった。こうして、多くの人々が職場施設利用の網の目からこぼれ落ちていったわけであるが、それは職場施設が地域スポーツの拠点としてではなく、企業の福利厚生のために整備されたからであった。

2-3-5. 1960年代におけるスポーツ施設の供給構造の特徴と限界

ここまで、1960年代における各部門によるスポーツ施設整備の状況について分析してきた。ここではこれらの分析をまとめ、この時期のスポーツ施設の供給構造の特徴をまとめたい。

まず全体的な傾向から見ると、学校施設が圧倒的な比重を占めており、その他部門の施設はごくわずかに過ぎなかった。また施設全体の分布の特徴としては、人口の多い都道府県、住民の所得額が高い都道府県にほど多く整備されていた。

公共施設は、福祉全般における傾向と同様、非常に不足した状態であった。それは、主に日本におけるスポーツが教育の一環として、文部行政が中心となって振興されてきたことに原因の一端があった。つまり、各自治体が公共施設を整備しようにも、スポーツ振興法における土地の購入や施設建設に関する補助規定がきわめて弱かったのである。それでも、運動広場や体育館のような職場部門や民間部門では整備しにくい、用途を限定しない施設を整備していた点、大規模な施設を相対的に見て多く整備した点、都道府県民所得の大小に限らずまんべんなく施設を整備した点において、スポーツ参加に関する格差を是正するような性格を持っていたと言える。だが、そうであるがゆえに、そうした性格を持つ公共施設数がきわめて少なかったことが、当時の人々のスポーツ参加に偏りを生んでいたと考えることができる。

次にスポーツ施設独特の部門としての学校部門は、圧倒的に多くの施設を提供し、公共施設の不足を補う役割が期待されていた。運動広場などの大掛かりな施設をそれなりの量提供したことや、都道府県民1人当たりの所得に関係なく整備されたことによって、国民のスポーツ機会の平等化に貢献した。だが一方で、学校施設は教育の一環として整備されたがゆえに、地域スポーツの拠点としての存在意義を大きく減じていた。つまり学校開放制度のもとでの施設開放には様々な制約があり、その「実質数」で見ると、昼間で約83.5%、夜間では約93.3%も割り引いた程度の数しか存在しなかった。こうした「実質数」の少なさによって、当時の人々のスポーツ参加の偏りを是正する作用が小さかったと言える。

そして職場施設は、福祉全般における供給構造と同じく、量的に見ると公共施設の不足を補う役割を果たしていた。特に、バレーボール、卓球、テニスといった具体的な種目に特化した施設が多く、これらは従業員たちの息抜きに貢献した。しかし、それが企業内福利厚生という性格を持っていたがゆえに、逆にスポーツ参加の機会の享受について階層化を促進するような特徴を持っていた。つまり、福祉全般において企業ごとの福利厚生の差が人々の福祉享受に二重構造をもたらしたのと同様、職場施設がスポーツ機会の提供について二重構造をもたらした可能性がある。この点については次節にて詳しく検討するが、それをもたらしたのはまず、所属する企業の規模の差である。そして次に業種の問題、つまり職場施設の設置割合が高い業種と低い業種があったということが挙げられる。さらに、自営業者や家族従業者など、企業に属さない労働者は、そもそも企業施設利用の網の目から外れていた。以上のように、職場施設は必ずしもスポーツ参加の機会の平等化に寄与したとは言えなかったし、そうした職場施設が比較的多く整備されていたことが、当時の人々のスポーツ参加に偏りを生んでいた

と考えることができる。

ここまで見てきたように、当時のスポーツ施設業全体の構造の中で支配的であった公共・学校・職場施設は、必ずしも当時の人々に対して十分なスポーツ機会を提供するものではなかったと考えられる。ここで重要なことは、この不十分さがもたらされたのは、それぞれの部門の施設を支える論理が1つの要因になっていたということである。すなわち、公共施設においては、スポーツ振興法の抱える施設整備に関する規定の限界がその整備を阻害していた。それは、公共施設が文部行政の一環として、財政的裏付けが乏しいままに推進されたことによる。また学校施設は、学校開放制度の規定している「教育に支障のない限りにおいて」という限界性が、地域住民への幅広い開放を阻害していた。そして職場施設は、自社従業員の福利厚生のために整備されたものであったため、職場施設のある企業で働く従業員およびその家族以外は、ほとんど利用できなかった。さらに、企業の規模が小さいほど職場施設の整備率が低かったし、またそもそも自営業者などは職場施設の利用可能性がなかった。こうした職場施設利用の格差もまた、職場施設が地域住民のものではなく自社従業員の福利厚生のために整備されたものであったことによって引き起こされた。もちろん、これらの施設が人々に十分なスポーツの機会を提供できなかったのは、各種施設の整備を支えた論理のみによるものではなく、複合的な要因によるものである。だがしかし、こうした論理による限界性は、過小評価されるべきでないだろう。

本節の最後に、以上のような公共・学校・職場施設が中心となって構成されていた1960年代のスポーツ施設の供給構造の特徴を、福祉全般の供給構造を踏まえて整理したい。

まず、福祉全般における公共部門による供給の不足という特徴は、スポーツ施設の供給構造でも同様であった。後に見るように、当時のスポーツ参加者たちにとって、公的部門に対する施設整備の要望が非常に多かった。これは、公共施設が不足と認識されていたことの証左である。また、スポーツ施設特有の学校部門は、公共部門に近い存在として理解してよいだろう。この学校部門は、量的な面では公共部門の不足を補っていたが、すでに見たように学校開放率がきわめて低く、地域住民のスポーツ参加の機会をほとんど提供できていなかったと考えられる。

次に、福祉供給構造における公共部門の不足を職場部門が補うという特徴だが、これはスポーツ施設の供給構造にもそれなりに当てはまったが、ずれもあった。福祉全般の供給構造における職場部門への依存は、失業率の圧倒的な低さによって正当化されていた。つまりほとんどの人々が職場部門による福祉供給の網の目に引っかかっているからこそ、職場部門に依存する福祉供給構造が正当化されていたのである。ところがスポーツ施設の供給構造に目を向けると、確かに施設の数でこそ公共施設の不足を補っているように見えたが、現実的には職場施設を利用できた層はごく一部であったと考えられ、また地域への開放がほとんどなかったことから、この網の目からこぼれる層が非常に多く存在したと推察できる。

福祉供給における3点目の特徴である二重構造の問題については、次節にて検討していきたい。

以上のような1960年代におけるスポーツ施設の供給構造の特徴を踏まえたうえで、

次に問うていくべきは、こうした構造の中でどのような人々がスポーツに参加できたのか、あるいはできなかったのかという点である。

2-4. 1960年代におけるスポーツ参加者の状況

本節では、前節にて検討した当時のスポーツ施設の供給構造の特徴を、スポーツ参加者の側から分析していく。まず初めに当時の国民全体のスポーツ参加の状況を整理した後に、各層ごとのスポーツ参加の状況を分析する。この作業を通じて、当時の人々のスポーツ参加がどの程度の水準であり、またその中で二重構造のような格差があったのかを検討する。本節では主にスポーツに関する世論調査の1957年、1962年、1965年調査⁵⁵の結果を主に用いる⁵⁶。なお、この3つの調査には質問項目のばらつきがあり、3調査間の比較ができない項目もあった。

2-4-1. 参加者全体の状況

1950年代後半から1960年代の人々のスポーツ参加率⁵⁷は、1957年が14%、1962年が42.4%、1965年が46.9%であった。2013年におけるこの数値が80.9%であることを考えると、当時の人々のスポーツ参加は非常に低い状態であったことが分かる。

次に、当時の人々のスポーツ参加に至るまでの要因について分析してみたい。スポーツに参加しようとする際には様々な阻害要因が存在するが、まずはそもそもスポーツに参加したいという欲求があるかどうかを見る必要がある。当時の人々のスポーツ欲求⁵⁸を見てみると、30%（1957年）、39.6%（1962年）、44.5%（1965年）であった。同じく2013年調査の結果を比較対象に挙げると、2013年におけるスポーツ欲求は88.4%であり、当時の人々はそもそもスポーツ欲求が低かったと言える。

それでは当時においてスポーツ参加欲求がある人たちは、どのような要因によってスポーツから阻害されていたのだろうか。表2-6は、スポーツ欲求を抱えながらもスポーツに参加できなかった人々の、参加阻害要因をまとめたものである⁵⁹。

表2-6. 参加阻害要因(上位5種)

1957年		1962年	
時間要因	84%	時間要因	75.9%
施設要因	27%	疲労要因	12.9%
用具要因	13%	施設要因	11.8%
仲間要因	11%	身体要因	11.6%
経済要因	9%	仲間要因	10.3%

各年調査より筆者作成

⁵⁵ 再掲となるが、各調査の標本抽出方法はいずれも層化二段無作為抽出法であった。そして各調査の回答者数と回収率は、1957年調査が2,588名（86.3%）、1962年調査が2,365名（78.8%）、1965年調査が2,469名（82.3%）であった。このように、各調査とも標本抽出方法が同一で、また標本のサイズがほぼ同等であることから、調査間での比較は可能と考えられる。なお、1957年の調査のみ、集計結果がコンマ以下を四捨五入する形で示されている。

⁵⁶ 以下、スポーツに関する世論調査および体力・スポーツに関する世論調査の結果は、表記上の便利のために「〇年調査」などと表記する。

⁵⁷ 各年度の調査にて、「過去1年間にスポーツを全く行わなかった」と答えた者以外の割合。ただし1962年調査は「スポーツは全然なさいませんか、たまにやることもありますか」という質問に対して「全然やらない」と答えた者の割合であり、過去1年間という制限がない。この指標は、これ以降の分析でも同様である。

⁵⁸ 各年度の調査の中で、「今後やりたいと思うスポーツがない」と答えた者以外の割合。この指標は、これ以降の分析でも同様である。

⁵⁹ 「スポーツに参加したい（＝欲求がある）が参加できない者」についての阻害理由を

これを見ると、1957年と1962年のいずれにおいても、時間要因が強い理由であることが分かる。この傾向は、現在に至るまでほとんど変わっていない。そして本稿の焦点である施設要因は、時間に次いで2位、もしくは疲労要因に次いで3位に位置している。このように当時において施設の問題は、圧倒的とは言えないがそれなりに大きな阻害要因であったと言える。

時間要因について少し踏み込んで見てみたい。

図2-4は、1965年から現在における、30人以上の規模の事業所における月間総実労働時間の推移である。これを見ると、1960年代において労働者の労働時間は総じて減少傾向

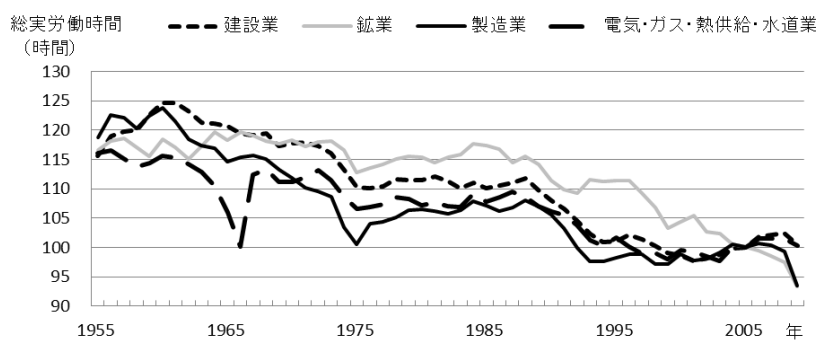


図2-4. 月間総実労働時間数の推移

厚生労働省2009より筆者作成

にあったものの、現在の水準と比べると人々はかなり長い時間労働に拘束されていたと言える。このことは当時の人々のスポーツ参加に強い影響を与えたが、本稿ではこの点についてはこれ以上言及せず、施設という要因に焦点化して論を進めていきたい

60。ここまでは当時の国民全体におけるスポーツ参加について見てきたが、次に実際にスポーツに参加していた人たちについて見ていきたい。表2-7は、1962年と1965年においてスポーツ参加者が利用していた施設の割合で

表2-7. 参加者の利用施設

1962年		1965年	
学校	35.2%	学校の施設	42.5%
あき地や道路	30.8%	職場の施設	29.0%
職場の施設	23.1%	公共の施設	25.7%
公共の施設	12.9%	営利の施設	22.4%
営利の施設	6.5%	クラブの施設	6.5%

各年調査より筆者作成

示すために、各年度で以下の指標を用いた。この指標は、これ以降の分析でも同様である。

1957年調査：「自分でも何かスポーツをおやりになっっていますか」に対して「やっていない」と答え、そのサブクエスチョン「今後やりたいと思うスポーツが何かありますか」に対して「ある」と答えた者（全体の16%）に対する質問「それを今おやりにならないのは、なぜですか」への回答（複数回答可）。

1962年調査：「現在、スポーツをどの程度おやりになっっていますか」に対して「よくやっている方」と答えなかった、熱心なスポーツ参加者以外の者に対するサブクエスチョン「現在スポーツをあまりおやりになっっていないのは、やりたくないからですか、それともやりたくてもできない理由があるからですか」に対して「やりたくてもできない」と答えた者（全体の45.6%）に対する理由を問う質問への回答（複数回答可）。

なお数値の割合はいずれも、スポーツに参加したい（＝欲求がある）が参加できない者の数を100%として計算した。

60 前章にて、スポーツ施設は個人での調達が難しいため、誰が施設を整備するかを考察することは、誰が人々のスポーツ参加を保障するのかという問題を考察することに他ならないと述べた。そうした意味では、スポーツ参加の保障を考えるうえで、自由時間を誰が、いかに創出し、それを人々にどのように利用させるかという問題も非常に重要である。スポーツに焦点化した研究ではないが、本稿同様に企業社会論的視座から自由時間の創出と利用に関わる社会政策の潮流の変化を分析した研究として、市井2006などが挙げられる。

ある⁶¹。これを見ると、当時は学校施設を利用してスポーツに参加する人が多かったことが分かる。前節の議論では、当時、制度的に整備された形で学校施設が利用されていた割合は低かったと推察されたが、人々の利用実態としては学校施設の占める割合は決して低くなかったのである。この逆説については、恐らく当時は学校の管理体制が厳密ではなく、例えば休日に近所の学校の校庭で自由にスポーツを行うような人々が多かったのではないかと考えられる。それは、1962年調査において学校施設に次いで空き地や道路を利用したインフォーマルな形でのスポーツ参加が多かったことから推察できる。

またその他の部門の施設に目を移すと、職場施設の存在感の高さが注目される。前章で見たように、日本は職場部門に強く依存する福祉供給構造を形成してきたことから、スポーツ施設の供給構造においても職場施設の数が多かった。だが、職場施設は基本的に自社従業員への福利厚生として存在しており、また地域への開放もほとんどされていなかったことから、あまり利用者が多くないと推察された。しかし実態を見てみると、この時期においては学校施設に次ぐ存在感を持っていたことが分かる。これは、福祉全般の供給構造同様に、スポーツ参加の場面でも職場施設が公共施設の不足を補うという構造になっていたことの現れと考えられる。この事実は、1960年代のスポーツ施設の供給構造の重要な特徴である。ただし後に見るように、その主な利用者は自社の従業員に限定されていた。

また、いずれの調査でも「営利の施設」と表記された民間施設を見てみると、1960年代序盤には人々のスポーツ生活の中で小さな位置を占めていたに過ぎなかったが、1960年代半ばにはその地位をかなり高めていた。民間施設は1969年の時点で施設総数の1.7%に過ぎず、1965年時点ではより少なかったと考えられるにもかかわらず、これだけのスポーツ参加の機会を提供するようになっていたのである。

⁶¹ 各年度で以下の指標を用いた。この指標は、これ以降の分析でも同様である。

1962年調査：普段の生活の中でスポーツを行うか聞いた質問に対して「全然やらない」と答えた者以外の、「たまに」程度以上の頻度でスポーツを行う者（調査対象者全体の42.4%）による、「山や海・湖を除いて、あなたはスポーツをする場合、おもにどんな場所や施設を使っていますか」に対する回答（複数回答可）。表の数値は、「山や海・湖以外ではスポーツをしない」と答えなかったスポーツ参加者の数（調査対象者全体の40.3%）を100%として計算した。

1965年調査：「あなたがこの1年間におやりになったスポーツや運動」を1つ以上挙げたスポーツ参加者（調査対象者全体の46.9%）の中で、普段整った施設を利用すると答えた者（調査対象者全体の21.4%）による回答（複数回答可）。表の数値は、整った施設を利用するスポーツ参加者の数を100%として計算した。

ただし、両調査の分母が異なることから、調査間での数値の高低の比較をすることはできない。また、質問対象の施設区分にも差がある。例えば1962年調査には「空き地や道路」という項目が含まれるが、1965年にはそれが含まれない。さらに1965年調査では、1962年調査の「民間施設」という区分の代わりに「営利の施設」「クラブの施設」という表現が用いられている。

このような施設利用状況の中、人々はスポーツ施設の整備についてどう考えていたのだろうか。表2-8は、スポーツ参加者の中でのスポーツ参加にあたっての不満である⁶²。これを見ると、いずれの年代においても施設面が突出している。つまり当時のスポーツ参加者たちにとって、施設が大きな不満要因になっていたことが分かる。

表2-8. 参加者の不満(上位5種)

1957年		1962年		1965年	
施設	66.7%	施設	57.1%	施設	61.2%
用具	34.8%	用具	33.2%	用具	19.2%
仲間	20.3%	仲間	23.5%	費用	17.6%
		費用	12.8%	費用	13.3%
		指導者	8.8%	指導者	7.1%

各年調査より筆者作成

こうした、当時の人々の施設への不満は、新聞紙上にも見て取れる。1960年の熊本国民体育大会（以下「国体」）の際には、国体と並行して全国体育施設協議会第4回総会が行われ、政府と日本体育協会（以下「日体協」）に対して各市町村人口に応じたスポーツ施設整備を陳情する旨が決定されていた（朝日新聞 1960年10月23日）。また1968年9月23日の朝日新聞には、勤労青少年による東京都中央青年大会の様子が掲載され、青年たちから当時の美濃部東京都知事に対して「勤労青少年のためのスポーツ施設を早くつくって下さい」という陳情があったことが報じられている。

こうした不満を反映しているのが、当時の人々のスポーツ施設建設要求の高さである。1957年調査では、スポー

表2-9. 国や市町村に力を入れてもらいたいこと(1962年)

施設や場所をもっと作る	施設や場所を使えるように	指導者を頼めるように	スポーツ行事を開く	クラブがほしい	その他	不明	経費を使うことに反対
41.8%	17.9%	3.1%	12.6%	3.8%	0.5%	20.3%	4.6%

1962年調査より筆者作成

ツを盛んにする政策を取るべきと考えている人たちに対して「国民一般がだれでもスポーツがやれるように、スポーツをさせる場所や施設を多く作ることが是非必要だと思いますか、そうは思いませんか」という質問がされ、その結果実に90%の回答者が「是非必要」と回答していた。ここで詳しく示すことはしないが、居住地域別、性別、学歴別、年齢別、職種別に見ても、「是非必要」の割合が80%を切る層が1つもなかった。施設不足はそれほど、どのような人々に対しても共通して認識された問題だったのである。また、1962年調査では回答者全体に対して「あなたは、広く一般の人たちがスポーツを楽しむようにするために、国や市町村には、今後どんなことに一番力をいれてもらいたいと思いますか」という質問がされ、表2-9のような結果となった⁶³。

⁶² 表の分母は「スポーツに参加しており、かつ何らかの不満を抱えている者」である。各年度で以下の指標を用いた。

1957年調査：「あなたは、自分でも何かスポーツをおやりになっっていますか」に対して「やっている」と答えた者（調査対象者全体の14%）による、「あなたが現在スポーツをやっていて、何か不便を感じている点はありませんか」に対する回答（複数回答可）。表の数値は、不便が「ある」と答えた者（スポーツ参加者全体の69%）の数を100%として計算した。

1962年調査：普段の生活の中でスポーツを行うか聞いた質問に対して「全然やらない」と答えた者以外の、「たまに」程度以上の頻度でスポーツを行う者（調査対象者全体の42.4%）による、「現在（少しでも）スポーツをなさっていて、何か不便に感じることはありませんか」に対する回答（複数回答可）。表の数値は、不便が「ある」と答えた者（スポーツ参加者全体の53.3%）の数を100%として計算した。

1965年調査：「あなたがこの1年間におやりになつたスポーツや運動」を1つ以上挙げたスポーツ参加者（調査対象者全体の46.9%）による、「スポーツや運動をするのに何か不便を感じることがありますか」に対する回答（複数回答可）。表の数値は、不便が「ある」と答えた者（スポーツ参加者全体の54.4%）の数を100%として計算した。

⁶³ 表の分母は、「より多くの人たちがスポーツを楽しめるようにするために、国や市町村

「スポーツの施設や場所をもっと作ってほしい」が回答者の**41.8%**、「スポーツの施設や場所をもっと手軽に使えるようにしてほしい」が**17.9%**と、指導者や行事、クラブの整備などを抑えて実に半数以上の人々が施設の充実を望んでいた。また、この傾向はすべての性別、年齢別、職種別、学歴別の層においても同様であった。これらから分かることは、少なくとも**1950年代から1960年代初頭の時期**においては、スポーツ参加者たちにとって施設不足の感覚が広く共有されていたということである。

以上のような、**1960年代**における人々のスポーツ参加の状況をまとめると、以下のようになるだろう。まずこの時期は、人々のスポーツ欲求も、そしてスポーツ参加率も次第に上昇した時期であったが、現在の状況と比べるとそれらの水準は低かった。そのような状況下においてスポーツに参加したくてもできないという人たちは、主に時間的な要因によってスポーツから阻害されていたが、施設の要因もそれに次ぐ重要性を有していた。そして実際にスポーツに参加している人たちから見ると、施設は非常に重要な問題であった。スポーツ参加者の多くは学校施設や職場施設でスポーツを行っていたが、それでは不足であると認識されていた。その結果、公的部門に対してスポーツ施設の建設を求める声が非常に強かった。

2-4-2. スポーツ参加と施設利用の偏り

それでは次に、こうした社会状況の中で誰がスポーツ施設を利用でき、誰ができなかったのかについて分析していきたい。福祉全般の供給構造では、大企業従業員およびその家族とその他の層の人々の間の福祉享受の格差が二重構造と呼ばれていた。こうした問題は、**1960年代**を通じてその社会的重要性が高まった余暇の領域においても顕在化していた。経済企画庁によって出された『余暇社会への構図』（経済企画庁余暇開発室 **1973**）では「余暇における格差の是正」という章が立てられ、余暇活動をめぐる格差について以下のように述べられている。

我国の余暇活動の特徴として従来、企業内レジャーの比率がかなり高かったことがあげられるが、このことは充実した企業内余暇施設をもつ大企業の従業員と中小企業従業員、自営業者、老人等の間に余暇享受条件に大きな格差を生み出している。余暇施設を公的施設、企業内施設、営利施設に分けてみると、従来前二者が安価なレジャー機会を供給してきたが、公的施設は量的にきわめて不足しており、恵まれた企業内余暇施設をもつ大企業従業員以外は低価格の余暇施設の利用機会はきわめて制限されていた。

(pp.61-62)

こうした余暇活動格差の問題は、『わが国余暇の現状と余暇時代への展望』（通商産業省余暇開発産業室 **1973**）において「レジャー・プアー」(p.102)と表現され、具体的には育児期の家庭婦人、高齢者、零細企業の従業員とその家族、農・漁民がレジャー・プアーに当たると指摘されている。これらの層はまさに、二重構造の中で福祉の享受

の経費をもつと使うことにあなたは賛成ですか、反対ですか」という質問に対して、賛成した者およびどちらともいえないもしくは不明と答えた者（全体の**95.6%**）である。

に不利な立場に置かれてきた層である。企業国家的発展のゆえに福祉の享受が制限されてきた層は、余暇活動の面でも同様に不利な位置に置かれてきたと言える。それでは余暇活動の中の特にスポーツという面において、同様の構造は現出していたのだろうか。

上記の余暇関連諸政策の中で問題視されていたのは、中小企業従業員、農漁民を含む自営業者、高齢者、家庭婦人といった層である。これらの層のスポーツ参加と施設利用の状況を捉えるために、以下では一連の世論調査の中で示された、性別、年齢別、職種別、就業形態別、そして被用者の所属企業規模別の状況を分析していく。なお、できるかぎり民間施設の影響が及びにくかった時期の状況を捉えたいという意図から、1962年のデータと1965年のデータの両方が存在する場合には、特に前者に焦点を当てて分析する。

(1) 性別

表2-10は、1962年と1965年における性別のスポーツ参加率を示したものである。これを見ると、明らかにいずれの年代においても男性のほうが女性よりもスポーツに参加していたと言える。この傾向は1962年と1965年の間でほとんど差がなく、いずれの年代でも女性は男性に比べてスポーツ参加から遠ざかっていた。

表2-10. 過去1年間の参加率

	1962年	1965年
男性	56.4%	58.8%
女性	31.2%	36.7%
合計	42.4%	46.9%

各年調査より筆者作成

それでは、当時スポーツに参加していなかった人々はどのような要因によってスポーツから阻害されていたのだろうか。表2-11は、男女別に見たスポーツに参加しない理由

表2-11. 参加阻害要因上位5種(1962年)

	時間要因	疲労要因	施設要因	身体要因	仲間要因
男性	76.4%	15.4%	13.3%	11.0%	8.0%
女性	75.7%	11.1%	10.8%	12.1%	11.9%
合計	75.9%	12.9%	11.8%	11.6%	10.3%

1962年調査より筆者作成

である⁶⁴。これを見ると、男女間でスポーツから阻害される理由に大きな差はない。

次に、スポーツに参加している人々の状況を見ていく。表2-12は、性別に見た、整った施設を利用してスポーツを行う者たちにとっての主要な利用施設を抜粋したものである⁶⁵。これを見ると、公共・学校・民間施設の利用については男女間であまり

表2-12. 主な利用施設(1962年)

	公共	学校	職場	民間
男性	11.8%	34.1%	28.6%	6.1%
女性	14.7%	37.1%	14.5%	6.8%
合計	12.9%	35.2%	23.1%	6.5%

1962年調査より筆者作成

大きな差が見られないが、職場施設の利用に大きな差がある。当時の企業従業員の多くが男性であったことを踏まえると、この点は示唆的である。当時の職場施設は従業員の家族にも開放されることが多かったものの、現実的には男性従業員本人のみが職場施設を利用していた可能性がある。この点については、後の職種に関する分析にて再度触れたい。

以上の分析から分かることは、当時、女性よりも男性のほうが頻繁にスポーツに参加していたということである。男女とも時間要因によってスポーツから阻害されることが多く、施設不足による阻害の度合いに大きな違いはなかった。そのような中で、ス

⁶⁴ 表の数値は、性別に見た、スポーツを今よりも頻繁に行いたいが行えないと答えた者の数（男性全体の45.1%、女性全体の46.0%）を100%として計算した。回答は複数回答可。

⁶⁵ 表の数値は、性別に見た、整った施設を利用するスポーツ参加者の数（男性全体の54.6%、女性全体の28.9%）を100%として計算した。回答は複数回答可。

スポーツに参加できた男性は、女性に比べてはるかに職場施設を利用することが多かった。一方女性は、男性に比べるとかなりスポーツ参加率が低く、またスポーツに参加している女性も職場施設の利用割合がかなり低かった。この職場施設の利用可能性の低さによるスポーツ参加の阻害という状況は、注目すべきであろう。

(2) 年齢

次に、年齢別に見たスポーツ参加の実態について見ていきたい。

表 2-13 は、年齢別に見た過去 1 年間のスポーツ参加率である。これを見ると、年齢とスポーツ参加率には明確な関係性があり、高齢者ほどスポーツを行っていないと言える。ただしこうした傾向は、施設利用可能性によってもたらされたものというよりも、身体的な要因によってもたらされたものと推察できる。つまり、高齢者ほど身体の疲労感が強く、わざわざスポーツを行う意欲が湧かないものと考えられる。

表2-13. 過去1年間の参加率

	1962年	1965年
18～19歳	84.1%	88.4%
20～29歳	61.8%	68.3%
30～39歳	43.9%	54.1%
40～49歳	26.9%	43.8%
50～59歳	17.4%	28.6%
60歳以上	-	13.8%
合計	42.4%	46.9%

各年調査より筆者作成

その点を確認するために、年齢別にスポーツ参加から阻害される要因を示したのが、表 2-14 である⁶⁶。これを見ると、年齢が上がるにつれて疲労要因と身体要因が高まっていることから、高齢者にと

表2-14. 参加阻害要因上位5種(1962年)

	時間要因	疲労要因	施設要因	身体要因	仲間要因
18～19歳	82.0%	4.0%	22.0%	2.0%	8.0%
20～29歳	83.3%	4.3%	12.5%	5.0%	13.2%
30～39歳	82.0%	8.8%	13.3%	8.6%	11.0%
40～49歳	74.1%	18.5%	9.3%	15.7%	8.3%
50～59歳	51.5%	32.0%	8.3%	26.6%	6.5%
合計	75.9%	12.9%	11.8%	11.6%	10.3%

1962年調査より筆者作成

っては身体の衰えがスポーツから足を遠のさせる要因になっていることが分かる。また施設要因に着目してみると、総じて年齢が若いほどその値が高いことが分かる。この傾向は時間要因でもほぼ同様である。これはつまり、若年層は身体的な点では問題がないものの、時間や施設の要因によってスポーツ参加が難しかったということである。

次に、スポーツ参加者の状況を見ていく。表 2-15 は、年齢別に見た、整った施設を利用してスポーツを行う者たちにとっての主要な利用施設を見たものである⁶⁷。この中で一貫した傾向を見せているものはないため、利用施設種別と年齢に係り性はないと考えられる。

表2-15. 主な利用施設(1962年)

	公共	学校	職場	民間
18～19歳	17.5%	55.3%	20.4%	2.9%
20～29歳	12.8%	35.2%	27.3%	8.8%
30～39歳	15.1%	31.3%	20.4%	4.9%
40～49歳	9.0%	29.3%	23.3%	4.5%
50～59歳	4.8%	35.5%	14.5%	9.7%
合計	12.9%	35.2%	23.1%	6.5%

1962年調査より筆者作成

ここまで見てきたように、年齢別のスポーツ参加の実態は、以下のような点に特徴があると言える。当時は、若年層ほどよくスポーツに参加しており、高齢者層ほどスポーツにあまり参加していなかった。若年層は時間と施設の面から、高齢者層は主に身体的要因から、主にスポーツ参加を阻害されていた。そしてスポーツに参加している

⁶⁶ 表の数値は、年齢別に見た、スポーツを今よりも頻繁に行いたいが行えないと答えた者の数（18～19歳全体の39.7%、20～29歳全体の46.6%、30～39歳全体の50.3%、40～49歳全体の41.4%、50～59歳全体の42.7%）を100%として計算した。回答は複数回答可。

⁶⁷ 表の数値は、年齢別に見た、整った施設を利用するスポーツ参加者の数（18～19歳全体の81.7%、20～29歳全体の58.5%、30～39歳全体の42.2%、40～49歳全体の25.6%、50～59歳全体の15.6%）を100%として計算した。回答は複数回答可。

者の中で、利用施設ごとの特徴は特に見出すことができなかった。スポーツ参加の二重構造という面から見たとき、確かに若年層と高齢者層の間にスポーツ参加率に差はあったが、それは施設利用以外の要因によるものと考えられる。

(3) 職種

次に、職種ごとのスポーツ参加の状況を見ていく⁶⁸。

表 2-16 は過去 1 年間のスポーツ参加率を職種ごとに見たものである。職種を大きくホワイトカラー、ブルーカラー、主婦、その他に分類して示した。これを見ると、職種ごとにスポーツ参加率に大きなばらつきがあることが分かる。自由業・管理職、専門技術・事務職といった層、すなわちホワイトカラーは参加率が高い。逆に商工サービス、農林漁業、主婦といった層、つまりブルーカラーと主婦は全体的に参加率がきわめて低い。

表2-16. 過去1年間の参加率

		1962年		1965年	
イ ホ ト ワ	専門技術・事務職	75.4%	72.5%	80.5%	77.5%
	自由業・管理職	59.4%		62.3%	
ブ ル ー	労務職	57.4%	40.4%	59.0%	
	商工サービス	39.0%		47.1%	44.6%
	農林漁業	31.1%		31.7%	
主婦		23.2%		32.8%	
その他		32.3%		18.3%	
合計		40.7%		45.6%	

各年調査より筆者作成

次に、職種ごとにスポーツ参加を阻害された要因を見てみたい。表 2-17 は、職種ごとに見た参加阻害要因である⁶⁹。その前に注目すべきは、そも

表2-17. 参加阻害要因上位5種(1962年)

		時間要因		疲労要因		施設要因		身体要因		仲間要因	
イ ホ ト ワ	専門技術・事務職	76.7%	75.3%	9.2%	10.3%	17.5%	15.8%	11.7%	11.6%	6.7%	5.5%
	自由業・管理職	69.2%		15.4%		7.7%		11.5%		0.0%	
ブ ル ー	労務職	79.2%		15.4%		14.6%		10.0%		10.8%	
	商工サービス	83.2%	80.8%	15.4%	15.8%	10.3%	11.3%	9.3%	10.0%	6.5%	9.1%
	農林漁業	79.4%		16.4%		10.5%		10.5%		10.5%	
主婦		71.5%		10.1%		11.5%		13.5%		13.9%	
その他		51.3%		5.0%		7.3%		24.5%		19.5%	
合計		76.3%		13.1%		11.8%		11.7%		10.3%	

1962年調査より筆者作成

そもスポーツをやりたくてもできないと答えた人の割合が、ホワイトカラー全体の 37.8%、ブルーカラー全体の 49.4%、主婦全体の 45.7%となっており、ホワイトカラーは比較的スポーツ欲求を行動に直結しやすかったということである。そして表 2-17 を見ると、全体的に時間要因がスポーツ参加に強く影響を与えていることが分かる。時間要因が特に強いのは商工サービス、農林漁業、労務職で、これらはいずれもブルーカラーである。またこれらの職種はいずれも疲労要因も同時に高いことから、ブルーカラーの労働者は、普段から身体を動かして労働を行っていることから疲労が蓄積し、さらにそもそも労働時間がほかの職種よりも長いために、スポーツを行うことができなかったと考えられる。

この職種や労働内容という問題について、保健衛生に特に関心が深い事業所における職場体育の実態調査⁷⁰を行った西川・松浦 1968 によると、製造業、特に化学工業や繊維衣服工業の事業所においてスポーツ実施率が高く、逆に鉱業や運輸交通業の事業

⁶⁸ 本稿の主眼は学校外でのスポーツ活動であることから、以下に示す表では、学生を除いた結果を示した。そのため、合計欄の数値がここまでの分析とは異なっている。

⁶⁹ 表の数値は、職種別に見た、スポーツを今よりも頻繁に行いたいが行えないと答えた者の数（農林漁業が全体の 47.4%、商工サービスが全体の 57.2%、自由業・管理職が全体の 37.7%、専門技術・事務職が全体の 37.9%、労務職が全体の 42.9%、主婦が全体の 45.7%、その他が全体の 44.1%）を 100%として計算した。回答は複数回答可。

⁷⁰ 1968 年実施。日本産業衛生協会が所属する事業所 391 ヶ所を対象とし、うち 41% の 171 ヶ所から回答を得た。ただしサンプリングの方法などは不明である。

所で実施率が低かった。さらに北ほか 1963 による大企業従業員の余暇の過ごし方に関する調査⁷¹の結果、余暇時間にスポーツを選択する者は、事務系では 18%であったのに対して現場系では 10%であった。これらの調査は標本抽出の方法に問題があるものの、職種や労働内容によってスポーツ参加の割合に偏りがあったことを示唆している。

次に、実際に施設を利用してスポーツを行っている人々が、どの種別の施設を利用しているのかを見たのが、表 2-18 である⁷²。特徴的なのは、専門技術・事務職、自由業・管理職、労務職は職場施設を利用する割合がかなり高いのに対し

表2-18. 主な利用施設(1962年)

イホ トフ	専門技術・事務職 自由業・管理職	公共		学校		職場		民間	
ブル ー	専門技術・事務職	13.9%	13.4%	20.4%	22.8%	53.5%	50.7%	9.1%	9.3%
	自由業・管理職	10.5%		36.8%		34.2%		10.5%	
	労務職	13.6%		19.5%		40.8%		6.5%	
主婦 その他	商工サービス	15.3%	13.4%	37.2%	35.1%	5.1%	16.9%	8.0%	5.4%
	農林漁業	11.3%		50.7%		0.7%		2.0%	
主婦		11.9%		29.6%		4.4%		3.7%	
その他		32.0%		40.0%		0.0%		8.0%	
合計		13.7%		30.7%		24.8%		6.4%	

1962年調査より筆者作成

て、商工サービス、主婦、農林漁業といった職種はその利用割合が非常に低いということである。この点は後述するが、主婦以外の層では就業形態が大きな影響を与えていると考えられる。また主婦における職場施設利用率の低さは、注目に値する。すなわち、一般的に企業から提供される福利厚生は、基本的に自社従業員のみならずその家族をも利用対象者として想定している。しかしスポーツ施設に関しては、家族の利用が限られていたと考えられるのである。

ここまで見てきた職種別のスポーツ参加実態に関して、以下のようにまとめることができる。職種別に見ると、ブルーカラーの人々はおおむねスポーツ参加率が低かった。これらの職種は、普段の労働内容によって疲労が蓄積されているほか、他の職種に比べて労働時間が長いということも影響していたと考えられる。またホワイトカラーの人々は職場施設の利用率が高かったが、これは職種というより、次に見るような就業形態という要因が強く影響を与えているようである。また主婦は参加率が低かったが、それは主婦のスポーツ参加者が職場施設をほとんど利用していなかったことから、職場施設の利用可能性の低さがスポーツ参加を阻害していた可能性があった。

(4) 就業形態

次に主婦およびその他の層を排除して、いわゆる「労働者」に限定し、被用者と自営業者、家族従業者の間でのスポーツ参加の格差を見ていく。

表 2-19 は、就業形態別に見た過去 1 年間のスポーツ参加率である。これを見ると、被用者と、自営業者・家族従業者では、大きな差があることが分かる。これほどの差は、ここまでの分析では見られないものであり、当時のスポーツ参加格差の実態として非常に大きなものと言えよう。この差の原因の 1 つとして、上述したような職場施

⁷¹ 1962 年実施。大企業 3 社の従業員 2,103 名（事務系 722 名、現場系 1,381 名）を対象に、休日の過ごし方として「休養」や「映画、音楽、読書」、「スポーツ」など 9 項目について複数回答可で調査を実施した。ただしサンプリングの方法などは不明である。

⁷² 表の数値は、職種別に見た、整った施設を利用するスポーツ参加者の数（農林漁業が全体の 29.9%、商工サービスが全体の 36.6%、自由業・管理職が全体の 55.1%、専門技術・事務職が全体の 72.6%、労務職が全体の 55.7%、主婦が全体の 21.5%、その他が全体の 26.9%）を 100%として計算した。回答は複数回答可。

設が利用できるかどうかという要因を想定することができる。それは当然のことながら、職場施設は基本的に自社従業員の利用を想定して整備されており、自営業者や家族従業者には利用が不可能だったからである。この事実は、後に見る被用者全体の職場施設の利用率の高さからも推察できる。また被用者の中でも労務職の参加率が低いことに注目すると、すでに指摘したように、労働内容、特に身体を用いるかどうかもスポーツ参加に影響を与えていると言える。

以上の分析から言えることは、以下のようなことである。被用者は自営業者、家族従業者に比べて圧倒的にスポーツに参加していた。その要因はデータの制約上詳しく明らかにすることができなかったが、職場施設の利用可能性が大きく影響していると考えられる。この点は、次の被用者に限定した分析にて再度検討する。また自営業および家族従業者はブルーカラーが多いため、すでに分析したように労働内容と労働時間の長さから、スポーツ参加への意欲が湧かなかったとも推測できる。

(5) 企業規模

最後に、対象をさらに被用者に絞って、その中の企業規模ごとの傾向を見ていく。

表 2-20 は、被用者の中で、所属する企業別に見たスポーツ参加率である。民間企業のみを見ると、おおむね企業規模が大きいほどスポーツ参加率が高いという傾向があることが分かる。これは、すでに見たような職場施設の整備率と大きく関係していると考えられる。ただしその格差はそれほど大きなものではなく、被用者は全体的にスポーツ参加率が高い。

表2-19. 過去1年間の参加率(1965年)

被用	管理職	80.0%	70.3%
	専門技術・事務職	80.5%	
	労務職	59.0%	
自営業	農林漁業	32.5%	39.3%
	商工サービス	46.8%	
	自由業	38.5%	
家族	農林漁業	30.8%	35.7%
	商工サービス	47.9%	
合計		53.6%	

1965年調査より筆者作成

表2-20. 過去1年間の参加率(1962年)

従業員300人以上	70.0%
従業員30～299人	69.0%
従業員29人以下	64.0%
公務員・3公社・5現業・共済組合	69.0%
その他・不明	51.9%
合計	66.6%

1962年調査より筆者作成

では次に、企業規模別のスポーツ阻害要因を見てみたい。表 2-21 の合計欄を見ると、どの企業規模においても時間要因が大きな影響を与

表2-21. 参加阻害要因上位5種(1962年)

	時間要因	疲労要因	施設要因	身体要因	仲間要因
従業員300人以上	90.5%	4.8%	9.5%	7.9%	4.8%
従業員30～299人	67.4%	18.6%	20.9%	18.6%	11.6%
従業員29人以下	83.1%	14.3%	13.0%	7.8%	10.4%
公務員・3公社・5現業・共済組合	72.7%	9.1%	21.8%	12.7%	7.3%
その他・不明	56.0%	20.0%	16.0%	12.0%	8.0%
合計	77.6%	12.2%	15.6%	11.0%	8.4%

1962年調査より筆者作成

えている⁷³。だが企業規模別に時間要因によって阻害されている割合を見ると、その程度にかなりばらつきがあることが分かる。特に、公務員・3公社・5現業・共済組合と従業員30人～299人の中小企業では、時間要因が比較的低い。その代わりこの2つの層に共通しているのは、施設要因が高いという点である。つまり、時間と施設という2大要因を見たときに、大企業と零細企業の従業員では時間要因が、公務員その他と中小企業の従業員では施設要因が、それぞれ相対的に強く影響していたということである。

⁷³ 表の数値は、企業規模別に見た、スポーツを今よりも頻繁に行いたいが行えないと答えた者の数（従業員300人以上が全体の39.4%、従業員30～299人が全体の34.1%、従業員29人以下が全体の47.8%、公務員・3公社・5現業・共済組合が全体の34.8%、その他・不明が全体の46.3%）を100%として計算した。回答は複数回答可。

次に、実際にスポーツを行っていた被用者たちの状況を見てみる。表 2-22 は、企業規模別に見た利用施設の割合である⁷⁴。合計欄を見ると、職場施設が圧倒的に高い割合を示している。このことから、被用者のスポーツライフ

表2-22. 主な利用施設(1962年)

	公共	学校	職場	民間
従業員300人以上	10.1%	9.2%	67.9%	11.0%
従業員30～299人	17.6%	12.9%	51.8%	12.9%
従業員29人以下	14.7%	26.3%	29.5%	7.4%
公務員・3公社・5現業・共済組合	11.2%	32.7%	50.5%	3.7%
その他・不明	18.5%	25.9%	18.5%	0.0%
合計	13.5%	20.8%	48.5%	8.0%

1962年調査より筆者作成

の中では、職場施設の占める割合が非常に高いことが分かる。この点は後にも言及するが、当時のスポーツ参加者全体における職場施設利用率が 23.1%に過ぎなかったのに対して、被用者に限って見てみるとそれが 48.5%にまで高まっていることは注目に値する。また施設種別ごとに見ていくと、企業規模の大きさは、学校施設利用と負の相関関係、職場施設利用と正の相関関係を持っていた。全体として職場施設利用割合がきわめて高いことも踏まえると、被用者たちにとっては職場施設でスポーツを行うというのが第 1 の選択肢であり、大企業従業員はそれが可能だったが、中小企業従業員はそれが不可能であるがゆえに学校施設に流れていったと推測することができる。そうであるとするならば、すでに見たような企業規模ごとの職場施設整備の格差が、そこで働く従業員のスポーツ参加に大きく影響を与えていたということである。

以上のように被用者の所属企業の規模ごとの傾向を見てみると、大企業従業員はスポーツ参加率が非常に高かった。大企業従業員は施設不足によってスポーツ参加を阻害されることはあまりなく、職場施設を利用したスポーツ参加が可能だった。一方、中小・零細企業従業員は、大企業従業員に比べてややスポーツ参加率が低かった。その要因にはっきりした傾向はなかったが、職場施設を利用したスポーツ参加者が中小・零細企業従業員に少ないことから、職場施設の利用可能性の低さが、スポーツ参加を阻害した 1 つの要因になったと推測される。

2-4-3. 1960年代におけるスポーツ参加の特徴と限界

本節では、1960年代における人々のスポーツ参加の状況を見てきた。ここまでの分析で特に注目すべき点は、以下の 2 点である。

まず第 1 は、当時のスポーツ参加者たちにとって、施設は圧倒的に不足と認識されていたことである。この時期の人々のスポーツ参加を阻害する要因としては時間要因が非常に高かったが、施設はそれに次ぐ重要性を有していた。実際、表 2-9 などで示したように、当時の多くの人々は、スポーツ施設をもっと建設すべきと考えていた。そしてその感覚は特定の層に限定されたものではなく、あらゆる層の人々に共有された感覚であった。前節にて検討してきたスポーツ施設の供給構造は、その内訳を見るまでもなく、そもそも不足していたのである。この不足とは、単純に施設の数が不足していたというよりも、学校施設や職場施設の地域スポーツの拠点としての利用可能性が閉じられていたと理解するほうが適切であろう。

そして第 2 に指摘できるのは、特に職場施設の利用可能性が偏っていたということ

⁷⁴ 表の数値は、企業規模別に見た、整った施設を利用するスポーツ参加者の数（従業員 300 人以上が全体の 68.1%、従業員 30～299 人が全体の 67.5%、従業員 29 人以下が全体の 59.0%、公務員・3 公社・5 現業・共済組合が全体の 67.7%、その他・不明が全体の 50.0%）を 100%として計算した。回答は複数回答可。

である。本節では性別、年齢別、職種別、就業形態別、そして被用者の所属企業規模別にそれぞれ分析を行ってきたが、女性、高齢者、ブルーカラー、自営業者・家族従業者といった層ははっきりとスポーツ参加率が低い傾向にあった。まず大きな括りとして性別に注目すると、男性は比較的スポーツ施設の利用可能性に恵まれてスポーツに参加できたのに対して、女性はスポーツ施設の利用において不利な状況に置かれていたと言える。この時期の女性、特に主婦はスポーツ参加率がきわめて低かったが、その要因として、主に職場施設の利用可能性の低さを挙げることができる。一般に職場スポーツ施設は福利厚生の一環であり、福利厚生は従業員とその家族に対して与えられるものである。だが現実的に主婦が職場スポーツ施設を利用する割合はきわめて低く、職場施設が主婦たちのスポーツ参加を保障する基盤にはなっていなかったのである。この点は重要である。

また、主婦以外の「労働者」に着目してみると、職種や職場環境によるスポーツ参加率の偏りを発見することができた。まず目についたのは、ブルーカラー、特に農林水産業従業者のスポーツ参加率の低さである。肉体労働に従事する人々は、労働時間の長さや労働強度によって空き時間にまでスポーツに参加したいという気持ちが湧かなかったと推察できる。さらに職種にかかわらず就業形態別に見てみると、明らかに被用者のほうが、自営業者や家族従業者よりもスポーツ参加率が高かった。そしてさらに被用者の中に限定してみても、その所属する企業の規模が大きいほどスポーツ参加率が高いという傾向がわずかながらあった。このように、まず就業形態別に見てスポーツ参加に大きな差があり、さらに被用者の中においてもスポーツ参加の格差が見られた。これらの格差は、職場施設の利用可能性の偏りによるものと推測できる。

そしてこの
各層ごとのス
ポーツ参加率
の偏りに関し
て重要な

表2-23. スポーツを行いたくても行えない人の割合(1962年)

性別		年齢		職種			企業規模		
男性	51.2%	18～19歳	51.0%	イホ	専門技術・事務職	45.8%	45.1%	従業員300人以上	47.4%
女性	47.3%	20～24歳	51.2%	トフ	自由業・管理職	41.9%		従業員30～299人	40.2%
		25～29歳	55.4%	ブルー	労務職	48.9%	52.4%	従業員29人以下	53.5%
		30～39歳	53.1%		商工サービス	60.6%		公務員・3公社・5現業・共済組合	42.6%
		40～49歳	42.9%		農林漁業	48.4%			
		50～59歳	43.0%	主婦		46.1%			

1962年調査より筆者作成

は、スポーツにあまり参加していなかった層の人々は決して相対的にスポーツ欲求が低かったわけではないことである。表2-23は、スポーツを行いたくても行えない人々の割合をまとめたものである⁷⁵。ここで示された割合は、スポーツをあまり行えていない人々のうち、スポーツを行いたいと感じている人々の割合である。注目すべき点の第1は、いずれの層においても、スポーツを頻繁に行えていない人々のうちの40%以上はスポーツを行いたいと感じていることである。つまり、スポーツに参加していない人々のうち、確かにスポーツ欲求が湧かない者も多くいたとはいえ、それなりの割合の人々がスポーツを行いたくても行えないと感じていたということである。そして第2の注目すべき点は、ここまで検討してきたスポーツ参加率が低かった層の人々は、必

⁷⁵ スポーツを「時々やる程度」、「たまにやることもある」、「全然やらない」と回答した者に対する、「現在あまりおやりになつていないのは、やりたくないからですか、それとも、やりたくてもできない理由があるからですか」という質問に「やりたくてもできない」と答えた者の割合。表の数値の分母は、スポーツを時々以下の頻度でしか行わない者である。

ずしも相対的に見てスポーツ欲求が低かったわけではないということである。例えば、スポーツを行いたいのに行えないと答えた女性の割合は、男性とほとんど変わらない。また、ブルーカラー（特に商工サービス従業者）や零細企業従業員といった層も、それぞれホワイトカラーや大企業従業員よりもむしろ高い欲求を抱えている。このように、スポーツ参加の二重構造で不利な位置に追いやられた層は、その多くが相対的に見て決して低くないスポーツ欲求を抱えながらも、それが叶わない層だったのである。

こうしたスポーツ参加者の状況を踏まえたうえで、改めて当時の福祉全般の供給構造の特徴と、スポーツ施設の供給構造の特徴の相同性について整理したい。

前節で見たように、公共部門による供給が不足していたという点は、福祉全般の特徴と共通していた。これは、本節で見てきた公的部門に対する施設整備要求の高さからも裏付けることができた。つまり、前節で見てきたような公共施設の数では、当時の人々のスポーツ欲求の受け皿とはなり得なかったし、それは学校施設によっても補足しきれていなかったと言える。

次に、福祉供給構造の第2の特徴である職場部門による補足については、スポーツ参加という視点から見ると、やはり福祉全般の特徴と基本的に同一であった。本節で見たように、当時の人々にとって身近なスポーツ施設は第1に学校施設、第2に職場施設であったが、特に被用者たちにとって職場施設は、スポーツ参加のために非常に重要な拠点となっていた。基本的に当時の人々、特に被用者たちにとっては、職場施設がスポーツ参加のための第1の選択肢であり、それが叶わない場合に学校施設に流れているようであった。そして、職種や企業規模ごとの職場施設の整備率の差は非常に大きく、それが人々の利用率に強い影響を与えていた。このように、基本的にスポーツ施設の供給構造においても職場施設が重要な位置を占めていたと理解することができる。

そして、福祉全般の供給構造における第3の特徴である二重構造という問題は、スポーツ施設の利用の場面でも現れていたと言える。むしろ、福祉全般におけるそれよりも深刻なレベルで現れていたと言ってよいだろう。福祉全般の供給構造においては、職場部門による福利厚生享受の可能性によって、二重構造がもたらされていた。この点をスポーツ施設の利用に引き付けて考えてみると、注目すべきは表2-22における被用者の職場施設利用率の高さと、表2-18の主婦の職場施設利用率の低さである。

国民全体の職場施設利用率と、被用者の職場施設利用率の差を見ることで、被用者が職場施設利用において圧倒的に有利な状況にあったことを示すことができる。表2-7で見た1962年当時のスポーツ参加者全体の職場施設利用率が23.1%であったのに対して、表2-22に示された被用者におけるスポーツ参加者の職場施設利用率は48.5%であり、非常に大きな差があった。なお、公共施設では国民全体が12.9%であるのに対して被用者は13.5%、学校施設では国民全体が35.2%であるのに対して被用者は20.8%、民間施設では国民全体が6.5%であるのに対して被用者は8.0%であった。ここから分かることは、公共施設や民間施設の利用については被用者とそれ以外の層の利用傾向に大きな差はなかったが、職場施設と学校施設には大きな差があったということである。つまり、被用者は国民全体の傾向と比べて職場施設の利用率がきわめて高く、職場施設を利用することによってスポーツ参加率を高めることができていたが、

その他の層はそれが難しかったということである。そしてその他の層はそのギャップを学校施設の利用によって埋めようとしていた。こうした傾向はまさに、福祉全般における二重構造と同様の状況であった。

また主婦の職場施設利用率の低さについてはすでに指摘してきたが、これは福祉全般の供給構造と大きく異なる点である。医療保険や年金といった福利厚生は、従業員の家族もカバーするものであり、こうした福利厚生による家族のカバーが、福祉の普遍性を担保していた。だがスポーツ施設の利用に限ってみると、主婦の職場施設利用率はきわめて低く、従業員の家族はその枠組みから外されていたと言える。つまり従業員の家族が、福利厚生たる職場スポーツ施設供給の網の目からこぼれ落ちていたということである。この点において、福祉全般の供給構造の第3の特徴である二重構造の問題は、スポーツ施設の供給構造においてより深刻に発生していたと言えることができる。

2-5. 本章のまとめ

本章では、福祉国家としての日本社会の特徴を整理し、福祉全般の供給構造を踏まえながら、1960年代におけるスポーツ施設の供給構造の特徴を見てきた。

まず福祉国家としての日本社会の特徴についてまとめると、日本では企業という主体が重要な役割を果たした点が特徴的であった。これは日本が企業国家として、経済成長を第1課題として発展してきたことと大きく関係している。日本では高い就業率を背景として、職場部門が福祉供給の重要な位置を占めてきた。そして、職場部門による福祉を享受できない層に対する、公共部門によるフォローアップが貧しい状態であった。こうした構造が、福祉を十分に供給できる大企業に就職できるかどうかによる、福祉享受の二重構造を生み出したのである。

以上のような、公共部門の供給不足、その職場部門による補填、そして二重構造という福祉全般の供給に関する3点の特徴は、基本的に1960年代におけるスポーツ施設の供給構造にも当てはまっていた。

まず公共施設については、そもそも量的に少なかったうえ、利用実績も少なかった。また学校施設はこの公共施設の不足を一義的に補う性格を有していたが、その開放に多くの限界があり、地域スポーツの機会を十分には提供できなかった。そのため、当時の人々による公的部門に対する施設建設要求がきわめて強かった。なおそうした公的施設の不足感は特定の層に限定されたものではなく、幅広い人々に共有された感覚であった。

そしてそうした公的施設の不足を補っていたのは、職場施設であった。量的には公共施設よりも多く整備され、また人々の利用実績としても公共施設を上回っていた。この点で公的施設の不足を補うという、福祉全般の供給構造の特徴に類似していた。だが職場施設は基本的に従業員の福利厚生のためのものであり、地域へ開放される割合は低かった。また職種や企業規模によって整備率に差があり、確かに国民全体としての利用率は高かったが、その利用可能性は偏っていたと考えられた。

職場施設を利用できたのは基本的に大企業で働く被用者のみであり、それ以外の層

は、職場施設利用の網の目からこぼれ落ちていた。特に注目すべきは、主婦である。福祉全般の供給においては、福利厚生は自社従業員とその家族に適用されていた。だがスポーツ施設利用の場面を見てみると、男性従業員自身はそれを利用してスポーツを行っていたが、その家族である主婦はほとんど利用できていなかったことが分かった。このような意味で、スポーツ施設の供給構造における二重構造は、福祉全般におけるそれよりも深刻な状況であったとすることができる。

このように、当時のスポーツ施設の供給構造は基本的に福祉全般におけるそれと類似していたが、利用可能者の少なさや主婦の脱落という点において、より低水準なものであったと言える。その要因の1つとして、各施設を成り立たせていた論理を挙げることができる。公共施設は地域スポーツの拠点として期待されていたものの、文部行政における財政的基盤の不備によって整備が進まなかったし、学校・職場施設はそもそも地域スポーツの振興のために整備された施設ではなかった。学校施設は学校開放制度の限界によって開放率が制限されていたし、職場施設は職種や企業規模などによって利用可能性に偏りが生じていた。そして被用者以外は基本的に職場施設利用の枠外に置かれていた。

以上のように、1960年代におけるスポーツ施設の供給構造は、福祉国家としての日本社会の特徴をよく反映していたが、主婦の脱落などの点で深刻な欠陥を有していた。こうした供給構造の欠陥こそが、次章以降検討するボウリング場に代表される民間施設の伸長の大きな要因になったと考えられる。つまり、スポーツ欲求を抱えながらも、施設が利用できないことによってその欲求を充足できなかった層が、ボウリング場をはじめとした民間施設にてスポーツを行うようになったと考えることができるのである。

第3章 ボウリングブーム現象

本章および次章では、本稿の第2の課題に取り組む。その課題とは、1960年代半ばから70年代初頭において、ボウリング場がいかにスポーツ施設という新しい産業領域を切り開いていったのかを明らかにすることである。まず本章においては、先行研究の知見をまとめる形でボウリングブーム現象の概要を明らかにする。その後、ボウリングの供給側および参加者側の状況を説明していく形で、ボウリングブームの要因を明らかにしていく。

3-1. ボウリングブーム現象の概況

3-1-1. 流行に至る歴史的展開⁷⁶

(1) ボウリングの歴史

ボウリングの歴史は、紀元前5200年にまでさかのぼることができる。1920年代に、ロンドン大学の考古学者F. ペトリーがエジプトの古墳を発掘した際、大理石を加工した3本のピンと、石でできたボールを発見している。ペトリーはその著書『エジプトの発展』の中で「その用具は床の上で行い、3本の大理石のゲートにくぐらせ、石柱を倒すゲームであることは最古のボウリングの原形」とであると判定し、世界の注目を集めた。また、南太平洋のポリネシア原住民の間にも、楕円形のボールを直径8センチの円盤に当てるといふ、ボウリングによく似たコーラ・マイカと呼ばれるゲームが数千年前から存在すると言われる。さらに紀元前50年ごろの北部イタリアでは、アルプス地方に住むヘルブエチア人の間でボッチと名付けられたボウリングによく似たゲームがプレーされたとも言われる。

その後、ボウリングは宗教的なスポーツとして欧州各地に広まった。特に盛んであったドイツでは、3世紀までに教会内の回廊でボウリングがプレーされたという記録も残っており、英国などで盛んなローンボウリング⁷⁷ではない、現在日本で盛んな屋内型のテンピンボウリングの原形ともいえる。当時、ボウリングのピンはケーゲルと呼ばれる悪魔の大王に見立てられ、それにうまくボールを当てることができた者は信仰心の強い者として評価されケグラの称号を与えられ賞賛された。だが一方、ピンをうまく倒せない者は、信仰心が薄いとされ異端者として批判されていた。このように、中世におけるボウリングは信者の信仰心を試すためのゲームであった。4世紀以降、これが人気を博して、一部の庶民にも愛好されていった。

一方英国では、12世紀初頭にW. フィステッアンによって書かれた『ロンドン概観』において、子どもたちが石を投げて遊んでいると記述されている。英国では、現在に至

⁷⁶ 本小節の歴史的事実については、主に上村 1967、Sullivan 1968=1974、Pezzano and Weiskopf 1981=1985、田川 1987、宮田 1992、日本ボウリング振興協議会教育指導分科会 1994、大村 2007などを参考にした。

⁷⁷ 日本や米国などで盛んなボウリングは、欧州などではテンピンボウリングと呼ばれる。それに対して英国などで盛んなローンボウリングとは屋外で行うものであり、テンピンボウリングのようにピンを倒すのではなく、ピンにボールを近づける種目である。

るまで屋内ではなく野外で行うローンボウリングが盛んで、その原型が作られたのがこの時代だった。貴族たちは接待用として屋外でローンボウリングを行ったり、屋内にレーンを設けてボウリングをプレーした。そして、その芝生の上でボウリングを行う様子が庶民にも模倣され、次第に全階級に広まっていった。

英国では、ローンボウリングと同時に屋内でのボウリングも盛んになっていったが、その普及は、エドワード 8 世が 1366 年、議会に対して出した親書の中で「ボウリングの流行によって、国民の士気に重要な役割を果たしている弓術の練習が、なおざりにされている」とするほどであり、その結果議会によってボウリング禁止令が出されるようになった。だがこれに対して、ささやかな楽しみが奪われた庶民はもちろん、貴族や僧侶の間でも反発が起こり、やがて禁止令は廃止された。

ところで、当時の欧州各地で行われたボウリングはピンの数が 6 本であったり 8 本であったり 9 本であったりと、まちまちであった。このようなバラバラなスタイルで欧州各地に広まったボウリングのルールを統一したのは、宗教革命家 M. ルターであった。熱狂的なボウリング愛好家であるルターは、無秩序に広まり停滞した当時のボウリングの状況を打開するため、1517 年ごろ、ひし形のプレート上に 3 本のピンを 3 列に並べ、幅 30 センチの長い一枚板を地面に敷いたレーンで木製のボールをころがしピンを倒すというスタイルを確立した。これがナインピンルールの原型となった。

欧州に広まったボウリングが、大西洋を越えて北米大陸に輸出されたのは、1626 年のことである。オランダ移民船に寄せられたナインピンボウリングが、オランダ領ニューアムステルダム（マンハッタン島）に上陸した。オランダ農民たちが、安息日である日曜日に広場に集まってボールを転がして遊ぶようになり、1820 年ごろには全米にナインピンが広まっていった。1850 年ごろには、パークレイ通りから 18 番街のブロードウェイでは、一区画ごとにボウリング場が見受けられるという状況であった。

しかし北米大陸におけるボウリングの普及は、必ずしも順調なものではなかった。1732 年、酒場に初めてボウリングレーンが設置されると、こうしたサロンの付帯設備としてのボウリング場が各地に広まっていった。そこでは賭けボウリングが行われるようになり、ボウリングの賭博化が問題となっていった。英国系の清教徒たちの反対運動を受け、1841 年にニューヨークやマサチューセッツなどの各州でナインピン禁止令が出された。

このように、米国におけるボウリングは民衆娯楽として発達したものの、制度上認められず衰退していった。しかし、1875 年にこうした状況が一変した。この年、ニューヨーク州ブルックリンにある 9 つのボウリング場の代表 27 名によって、新組織 **National Bowling Association (NBC)** が結成され、レーンの長さ、投球数、ピンの高さなどが統一された。その中で後に「名誉の殿堂」入りを果たす J. サムは、従来のナインピンが禁止されているならと、そこにもう 1 本ピンを足したルールを設定し、これによってナインピン禁止令を回避することに成功した。これが、現在日本でも行われているテンピンルールの原型である。その後、ナインピンとテンピンの混乱が起こったが、サムらが 1895 年、マンハッタンに世界初の組織化されたボウラー団体 **American Bowling Congress (ABC)** を誕生させ、テンピンに統一することで、混乱は終息に向かっていった。

ボウリングは、南北戦争中に北軍の軍隊スポーツとして採用されて以来、男性を中心に人気を広げた。その人気は、階層や人種の壁を乗り越え、多様な背景を持つ人々がABCに加盟していった。また、1916年には女性ボウラーによる新組織 **Women's International Bowling Congress (WIBC)** が設立され、またその後 **American Junior Bowling Congress (AJBC)** と **Youth Bowling Association (YBA)** が設立されジュニアボウラーが増加するなど、その人気は性別・年齢・階層にかかわらないものとなっていった。

また、1929年の世界恐慌もボウリング人気拡大のきっかけとなった。F. ローゼベルト大統領のニューディール政策のもとで、米国各州政府はレクリエーション・スポーツ振興予算を競って計上するようになった。その結果、市民スポーツが盛んとなり、ボウリングもその流れに乗って競技人口を確保していったのである。また、不況の波に飲まれたボウリング場も、経営者たちが集まり 1932年に経営者団体 **Bowling Proprietors Association of America (BPAA)** を設立し、健全スポーツと健全経営を目指す様々な試みが行われた。さらに、1958年には 33人のトップボウラーによる **Professional Bowlers Association (PBA)** が設立され、見るスポーツとしてもボウリングは人気を博していくようになる。

またリーグ形式のボウリング大会が盛んなことも、米国のボウリングの大きな特徴である。リーグボウリングとは、ABC、WIBC、AJBCの3つの理事会で制定されたルールに基づいて管理されたリーグで、主に9月から5月にかけて開催される。そこには小・中・高・大学生、シニア、クラシック（上級者）、教会、友愛クラブ、盲人、車椅子など、様々なカテゴリが存在し、各リーグに会長と会計係、そして各チームにキャプテンが存在する。また費用はかからず、どこのボウリング場でも参加方法を教えてくれる。ハンディ制で行われることが多く、記録や競争というよりも社交の手段としての位置付けが大きい種目である。例えばパットナムは「全米最大のボウリングチェーンのオーナーによれば、リーグボウラーはソロボウラーと比べて3倍のビールとピザを消費しており、そしてボウリングから得る金はビールとピザの中にこそあり、ボールやシューズの中にはない」としたうえで「その広い社会的重要性は、[中略] ビールとピザ越しの社会的相互作用と、時折の市民的会話の内にこそ存在する」（Putnam 2000、p.130）とし、リーグボウリングが社会関係を保つうえで重要な役割を果たしていたことを強調している。またその規模も非常に大きく、1,000万人以上のメンバーが通常参加しており、「1980年代のリーグボウリング凋落の後ですら、すでに見たようにその数字は急落したとはいえ、米国成人の2～3%は定期的にリーグでボウリングをしていた」（Putnam 2000、p.130）とされている。

さらに米国ではリーグ以外の競技会も盛んで、群、地方、州単位でアマチュア競技会が開催され、毎年1万人以上が参加している。特に全国大会は世界でもっとも大掛かりなスポーツイベントとも言われ、60～90日間で年間3万人以上が集まる。その他、PBA会員によるプロトーナメント⁷⁸やノンプロトーナメントも開催され、日本に比べ

⁷⁸ 米国ではPBAに属する者だけがプロとされ、ノンプロトーナメントで賞金を稼いでもプロボウラーとしては扱われない。

て組織立った形式でボウリングがプレーされることが多い。

(2) 流行以前のボウリング

日本におけるボウリングの歴史は、現在確認できる範囲では 1861 年 6 月 22 日にまでさかのぼることができる。幕末期、長崎出島近くの外国人居留地で発行されていた **The Nagasaki Shipping List and Advertiser** という英字新聞の中の広告記事の中に、ボウリングレーン付きの社交サロンが 1861 年 6 月 22 日に新装開店されるという 9 行の広告が掲載されたのである⁷⁹。これは、オランダ人が出島にナインピンボウリングを持ち込んだものとされる。また、1864 年にも英字新聞において横浜のボウリングサロンの開店広告が見受けられる。

明治維新を迎えると、政府の積極的な欧米文化導入政策もあり、他のスポーツ同様にボウリングも流入した。1869 年 4 月 20 日には、神戸にボウリングレーン付きの本格的な駐在外国人の会員制クラブが誕生した。さらに 1900 年代以降、外国人体育講師の到来とともにボウリング場がより一層建設されることとなった。ただし、他のスポーツと大きく異なっていたのは、野球などの多くのスポーツのように学校教育の枠組みで普及したのではなく、YMCA 内にボウリング場が建設されるようになったことである。1909 年には、京都 YMCA 内にボウリングレーンが建設されたほか、1917 年には東京 YMCA の体育館に 2 レーンが造られた。特に後者は 1 ゲーム料金が 15 銭で、安さと珍しさで順番を待つ若い会員の列が長く続いたという。他にも 1911 年には大連 YMCA に、1916 年には神田 YMCA にボウリングレーンが設置されるなど、ボウリングは他のスポーツと異なり、学校教育の範疇ではなくキリスト教コミュニティの枠組みで日本に根付いていったのだった。

手作りによるボウリング設備は、第一次世界大戦をきっかけに導入された。日英同盟に基づいて参戦した日本が、ドイツ領の青島を占拠した際、約 4,000 人のドイツ人兵士を捕虜として日本の収容所に送った。1917 年、それらの収容所のうちの 1 つである徳島県鳴門市の坂東収容所内に、ビリヤードのほかナインピンのレーンを設置した木造の独立家屋が建設された。職人歴のあるドイツ人捕虜たちの手作りで、ピンやレーン、ボールなどが乾燥した木材を削って作成された。またその収容所内の新聞では、ボウリングトーナメントの開催やレーン予約の呼びかけなどがなされていた。しかし、再び世界大戦へと邁進する中で、欧米色の強いボウリングは次第にその芽を摘まれていくこととなった。

戦後のボウリングは、米軍基地内での米兵のレクリエーションとして復興することとなった。終戦後 1 年足らずで、日本各地の陸海空合わせて 20 数ヶ所の米軍基地内にボウリング場が建設され、終戦後わずか 2 年あまりで 400 レーンにまで急増した。なお、レーンはすべて米国内で生産されたものを 3 つに分断し、10 レーンずつ大型軍用輸送機に積み込まれてピストン方式で日本に空輸されていた。

一方、米兵たちのそばでは、日本人たちが場内で従業員として働いていた。当時のレ

⁷⁹ 1971 年には、日本ボウリング場協会によって、この 6 月 22 日が「ボウリングの日」として制定されることとなった。

ーンは、現在のように機械が自動でピンをセットするのではなく、ピンボーイと呼ばれる従業員がすべて手動でピンを直していた。そのうちの何人かが、レーンのメンテナンスや研磨、競技会の運営方法までも覚えていき、後に国産ボウリング場を運営していくようになる。当時の米軍基地は、日本人に対してハンバーガーやコーラなどの未知の食品や文化を与えてくれる場であった。その中で米国発の種目として紹介されたボウリングは、当時の若者たちの間で憧れとなっていた。

1950 年ごろには、東京都内でもボウリング場建設の気運が高まっていった。それは米国への憧れの高まりの結果でもあり、また外交官や商社マンなど実際に米国に渡りボウリングの魅力を吸収してきた人々の増加の結果でもあった。そのように米国でのボウリング場のあり方を学んできた人物の中に、増泉辰次がいた。彼は日本各地の米軍基地を訪問してボウリング場を視察しながら、日本人従業員の中で優秀なスタッフをリストアップし、民間ボウリング場第 1 号の建設を目指して準備をしていく。その第一歩として、1949 年にボウリング場の建設・営業を定款に入れた株式会社日本ボウリングが生まれた。

当時はまだボウリングに対するネガティブな評価も強かったため、ボウリング設備の輸入許可を得るのにも権力者のお墨付きが必要だった。増泉は、GHQ と大蔵省に対して、米国のトルーマン大統領もボウリングの大ファンで自宅にレーンを置いていることや、米国では多くの学校で体育の正課になっていることなどのエピソードを交えて輸入許可の請願をした。また、彼とともに日本にボウリング場を建設しようとした加藤義秀は文部省に対して請願を行い、ボウリングは文部省が進めようとしている教育改革の方針に合致したスポーツであるということを繰り返し強調していった。そして、文部省から「ボウリングは青少年のためにすばらしい効用のあるスポーツとして認める」という推薦文をもらい、通商産業省から輸入許可を得ることに成功した。

こうして 1952 年 12 月 20 日、東京都青山の旧学習院戦災地跡に東京ボウリングセンターが設立され、日本における民間ボウリング場第 1 号となった。開場式パーティーには高松宮殿下（日本ボウリングクラブ名誉会長）などが参列し、また当時まだ珍しかったコーラやハンバーガー、ホットドックなどが売りに出されるなど、非常に華やかなムードでの門出となった。東京ボウリングセンターは中流以上のサラリーマンを顧客ターゲットにし、原則としてメンバー制を採用する方針であったので、開場前から日本ボウリングクラブと名付けられたクラブの会則を定め、その会員を募集してきた。入会金は、個人は臨時会員として 10,000 円、額面 10 万円以上の株主は入会金および年会費不要と定め、会員の同伴の来場者からは入場料 50 円を別途徴収する方針を採った。そのため、正門入り口には映画館のような小さな貸し靴券付きの切符販売窓口が設けられた。

だが東京都における映画観覧料が平均 90.8 円（総理府統計局 1951）であったこの時期において、上記のような値段設定は非常に高価で、思うように会員が集まらず、全会員の 2/3 を臨時会員が占めるという事態となった。そのため、開場 4 ヶ月後の会社営業報告書には「ボウリングセンターはかねてクラブ会員のみにより利用する方針であったが、会員数所望の数に達しなかったため、会員外一般入場をも認めるようにし、まずボウリングを広く普及し、漸次会員の増加を図ることとした」（田川 1987、p.29）

との方針が記された。だが結局、利益の分水嶺となる1ヶ月1レーン当たり23ゲームという稼働率をクリアすることができず、赤字が続いた。その結果、東京ボウリングセンターは1953年に経営権を株式会社第一ホテルに委譲することとなった。

その後、1953年に学生ボウリング連盟が設立されたり、1957年に日本初の国産ボウラーによるパーフェクトゲーム(300点満点)が達成されたり、同年に米国ナンバーワンチームのセントルイスバドワイザーが日本チームと親善試合を行うなど、ボウリング界は華々しく始動していった。だが、爆発的な流行現象が起こるのは、それより後のことである。

(3) 流行期のボウリング

1952年から始まった日本のボウリング場の歴史の大きな転換点となったのは、1961年の自動式ピンセッター(ピンスポッター)⁸⁰の導入であった。従来のゲームでは、プレイヤーがボールを投げて飛び散ったピンは、ピンボーイと呼ばれるアルバイトの学生たちが手作業で回収し、再セットしていた。ピンボーイたちの中からプロボウラー第1期生の岩上太郎など後の名選手も生まれることになるのだが、彼らの作業は過酷であり、また人件費と作業効率の点において、ボウリング場の経営を圧迫する存在であった。さらに、彼らの中にはピンを回収しているうちにボールが飛んできて骨折する者もいたように(読売新聞夕刊1986年5月19日)、非常に危険な仕事でもあった。そのような状況の中、倒れたピンを自動で再セットする自動式ピンセッターは、これらの問題を解消した。

米国の2大ボウリング機械メーカーであるブランズウィックとAMFの2社は、それぞれ三井物産、伊藤忠商事と提携して、日本でシェアを拡大させようと画策していた。両社は1961年4月に行われた第4回東京国際見本市において完全自動ボウリングレーンを展示し、国内外から名ボウラーを集め、デモンストレーションを行った。その様子は「精巧な自動機械の見事な動きと、美しいレーンを走るボールとピンの炸裂音は、会場を訪れる人々の心を魅了してしまった。全国から会場を訪れた大小の企業家たちは、初めてみるこの華麗で規模の大きい、新しいレジャースポーツの出現に全く圧倒されたような形で、熱心に見入り、調査し、企画を進めていった」(田川1987、p.63)と、国内のボウリング場経営者たちに強い印象を与えた。

これを受けて、同年6月には後樂園が国内で初めて自動式ピンセッターを導入した。東京都における映画観覧料の平均が134.2円(総理府統計局1961)であったこの時期において、1ゲーム250円という自動式ゆえの高価格が採用されたものの、連日2時間3時間待ちの盛況であった。この後樂園の成功に倣い、近畿日本鉄道や鐘紡などの大手企業が續々とボウリング場建設に着手していき、ボウリング場の建設ラッシュが始まるのである。各ボウリング場は、ピンボーイを集める必要がなくなり、ピンボーイ時代よりもより正確に、そしてより効率的にゲームの回転を高めることができるよう

⁸⁰ ブランズウィック社は「自動式ピンセッター」の名称を用い、AMF社は「自動式ピンスポッター」の名称を用いていたが、これは商標登録の関係上の住み分けに過ぎない。本質的には同一の装置であるので、本稿ではより一般的な名称であると思われる自動式ピンセッターの語を用いる。

になった。このことが、ボウリング場産業が「100年に1度の儲かる事業」とまで言われるようになる大きな要因であった。翌1962年のころには、東京都内ではすでに規模の大きさと豪華さを競う段階へと進んでいく。田川 1987は「この時代は未だ『センター過密論』は真剣に採り上げられる時期ではなくて、誰が何処に出るのだろうかといった、いわば『早い勝ち』の考え方の時代であって、換言すれば、センターという植民地の獲得戦が始まったといつてよいのである」(p.67)としている。また近藤 1984は「スポーツ施設産業は本来スポーツをしたいという需要があり、それに対して施設などを供給するところに成立するものであるが、新しく輸入されるスポーツによくみられるように、施設の建設が先行して供給側が需要を喚起し拡大してゆくケースもある」(p.261)としているが、ボウリング産業はまさにその典型であった。

表 3-1 は、スポーツ市場規模の推移を、チーム競技スポーツ、山岳・海洋性スポーツ、スポーツ服、スポーツ鑑賞、個人競技スポーツ、ボウリング

表3-1. スポーツ市場規模の推移(単位:百万円)

	1965年	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年
チーム競技スポーツ	8,363	17,002	16,594	17,266	20,310	26,494	30,618
山岳・海洋性スポーツ	10,889	25,727	29,749	30,377	35,419	31,254	40,481
スポーツ服	14,765	36,477	37,539	62,652	64,652	75,479	80,235
スポーツ観賞	4,386	7,237	8,139	8,334	11,134	14,166	15,172
個人競技スポーツ	68,133	298,063	495,829	626,866	463,535	388,339	362,415
ボウリング	19,240	185,720					48,323
合計	106,536	384,506	587,850	745,459	595,050	505,732	528,921

余暇開発センター1985(pp.62-63)より一部抜粋

競技スポーツの5種に分け、個人競技スポーツ内に分類されるボウリングの市場規模を別途示したものである。これを見ると1965年から1975年のスポーツ市場規模においては、ゴルフ、ボウリング、テニス、卓球、バドミントン、釣具などの個人競技スポーツの占める割合が圧倒的に大きいことが分かる。そしてボウリングの市場規模に着目すると、流行のピークであった1970年代初頭には約1,900億円の市場規模を有していた。この時期のスポーツ市場は全体で約3,800億円であるから、ボウリング市場はその約半分を占めていたことになる。単一の種目の市場がスポーツ市場全体の約半分にまで達する現象は、どの年代を見ても他に例がない。市場規模で見ても、ボウリングブーム現象は日本スポーツ史に残るインパクトを有していたと言える。

当然、ボウリング人口も爆発的に増加していった。詳しいデータについては後述するが、当時の様子は、「その遊戯人口は全国で二千万人とも三千万人ともいわれた。そろいのユニフォームを作る職場のグループ、競ってマイボウルを持つ学生、早朝割引の回数券を買って日参する中年……。大人、子供問わず『ダブルだ』『ターキーだ』と、はしゃいだ」(読売新聞 1976年3月20日)、「午前三時すぎ一池袋のボウリング場前には、開場を待つボウリングバッグを持った若者が列を作っていた。午前四時、開場。若者たちは、われ先に飛び込み、五十レーンはアッというまに埋まった」(朝日新聞夕刊 1971年8月20日)などと、レジャーとの付き合い方になれていない当時の日本人の狂騒的な姿として描かれることが多い。

また、中山律子や須田開代子などの女性プロボウラーを中心としたボウリング関連のテレビ番組も多く作成されるようになり、いずれも高視聴率をたたき出していた。中村 1978によると、1971年には9本、1972年には10本もの関連番組が放映されており、そのうちの多くを女性プロボウラーが中心となる番組が占めていた。1970年当時、女性プロボウラーの月収は50万円以上と言われ(読売新聞 1970年3月18日)、当時の女性にとってはあこがれの職業であった。また、当時はまだ珍しかった録画中

継が行われており、帰宅後の労働者がビールを飲みながらボウリングの試合を見るという光景も一般化していった（山田 2011、p.32）。このような女性プロボウラー人気に乗って、日本中にボウリングが浸透していった。

図 3-1 は、流行期におけるボウリングレーン数と、全国の総ゲーム数の推移を示したものである。ボウリングレーン数のピークは 1972 年で、全国に 121,021 ものボウリングレーンが設置されていた。また、ここには含まれていない

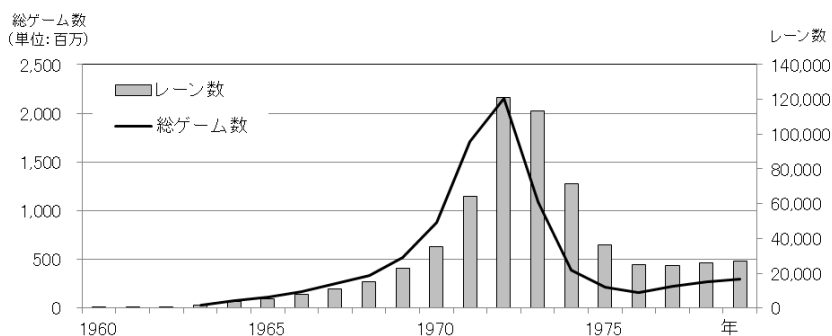


図3-1. ボウリングレーン数と全国総ゲーム数の推移

レーン数は日本ボウリング場協会資料より、
ゲーム数は余暇開発センター1980(p.162)より筆者作成

が、例えばホテルのアトラクションなどの形で設置される簡易型レーンなども多く存在していた。当時の日本の人口に対しての適正レーン数は、3万（田川 1987、p.298）とも6万（瀬沼 1978、p.99）とも言われており、1972年の12万以上のレーン数は、まさに大幅な過剰供給という状態であった。また総ゲーム数に着目すると、1963年には3,000万弱であったのが、流行のピークであった1972年には20億ゲームもプレーされていた。しかし流行が終息した1976年には、1億6,000万ゲームにまで落ち込んだ。

田川 1987 は、1971年の時点で、ボウリングメーカーやボウリング場経営者に対して今後の産業の見通しを質問している（p.374）。これによると、「今後ますます上昇線を描くだろう」（伊藤忠 AMF 社長）、「現時点が限界ではない」（日本ブランドウィック社長）、「今後も上昇線をたどるであろう」（横浜高島屋専務取締役）と多くの経営者たちが流行はまだ続くと考えていた。ところが、この流行は1972年をピークとして急激に終息していく。上述したような過当競争に加え、1973年末に発生したオイルショックによって、大衆の消費力が低下したことがその大きな要因となった。新聞紙上には、「秋風吹くボウリング場 人影さっぱり つくり過ぎて」（朝日新聞 1972年8月24日）、「ボウリング用機械8割減産」（朝日新聞 1973年3月7日）、「ボウリング場休業廃業が続出」（読売新聞 1973年3月22日）、「赤字続きで次々と閉店 ボウリング没落」（朝日新聞 1974年12月21日）といった見出しが並び、ボウリングブームの終息が広く国民の間に浸透していった。

また、ボウリング場が過剰に建設されるにつれて、ボウリングに対するネガティブな評判も現れるようになった。特に深夜営業を行っているボウリング場は少年非行の温床などと言われた。例えば当時の新聞の投書欄には、「ボウリング場の営業時間が制限されていないことや、小、中、高校生も自由に出入りできるため、一日中ここで過ごす児童、生徒がふえ、それがグループを作り、非行に走っている」（読売新聞 1971年9月28日）といった意見も見られた。また、スコアに応じて賞品を提供するボウリング場などでは、安易に人々の射幸心を煽る恐れがあるとされ、後に見るような風俗営業等取締法違反の疑いをかけられるようになった。さらに、「レジャーの奇形児 ボウ

リング狂青年自殺」(読売新聞 1972 年 5 月 30 日)、「ママ、ボウリングに夢中 退屈坊や転落死」(読売新聞 1972 年 12 月 5 日)、「徹底抗戦 許せぬボウリング場建設 ついに法廷闘争へ」(朝日新聞 1970 年 4 月 9 日)といった、ボウリング関連の事件や事故が、新聞紙上で大々的に報道されるようになった。

流行のピークであった 1972 年ごろから、「ポストボウリング」という言葉が聞かれるようになった。ボウリング場事業から撤退した各企業は、かつてのボウリング場のような費用対効果の高い事業を模索していたのである。ボウリング同様、屋内で気軽に汗を流せるようなスポーツとして、光線銃やアーチェリーの施設、アスレチッククラブなどが建設されたが、ボウリングほどの大規模な流行を引き起こすことはできなかった。また、広大なフロアを仕切り規模を縮小してボウリング場を続けるケースや、倉庫や学習塾、パチンコ店、スーパーなどに転用するようなケースも見られた。

こうしてボウリングブームは終息に向かっていくが、1976 年ごろに下げ止まり、「ボウリング場 春ふたたび」(朝日新聞夕刊 1977 年 9 月 21 日)、「帰ってきたボウリング」(読売新聞 1980 年 12 月 11 日)といった新聞見出しが見られるようになった。現在では、ジョギングやウォーキングなどと並んで、人々の参加率の高いスポーツの 1 つとなっている(文部科学省 2013a)。

3-1-2. 流行の要因

以上のように、ボウリングブームとは、日本のスポーツ史上まれにみる一大流行現象であった。このような一大流行現象はなぜ起こったのか。スポーツ社会学やスポーツ経営学、余暇社会学などの領域に属する諸研究は、この現象の発生および終息について、主に 3 つの視点から論じている。それは社会背景、ボウリングという種目の特性、そしてボウリングから利潤を引き出そうとした諸主体による作用の 3 点である。以下では、これらをそれぞれ社会的条件、種目的条件、産業的条件と呼び、先行研究の知見をまとめる形でボウリングブームの要因を整理する⁸¹。

(1) 社会的条件

ボウリングブームの社会条件について、もっとも網羅的に論じているのが河内 1979 である。河内は、余暇の通史的分析の中で、ボウリングブーム現象に言及している。この現象が発生した要因として、余暇時間が増大したこと、高度経済成長を背景として資本が蓄積され、それが設備投資に回される機運があったと同時に国民の所得が増大したことなどが挙げられている。さらに当時、レジャーに関する施設が少なかったことから、数少ないレジャーであるボウリング場に人々が殺到したという点も指摘されている。

ボウリングを含めたレジャーブームの基盤的要因は、労働時間の減少である。清野

⁸¹ なお、上述したようにボウリングブームは非常に特異な現象であったため、この現象について皮相的に触れる文献は数多く存在する。本稿では、そうしたものは分析の対象外とした。採用したものはいずれも、ボウリングブーム現象を中心的課題として扱うか、もしくは他の主題を解く際にボウリングブーム現象について詳細に言及している、社会的あるいは経営学的研究である。

1995 によると、日本人の平均労働時間は、1960 年の 2,426 時間をピークとしてほぼ一貫して減少し続けている。特に 1960 年代後半から 1970 年代半ばにかけて大幅に労働時間が減少しており、これはレジャーが爆発的に流行するための重要な基盤的要因となった。

また図 3-2 は、1 世帯当たりの年間消費支出の変遷である。これを見ると、戦後の貧しい時代を乗り越えた 1950 年代半ば以降の日本人が、その消費水準を一気に向上させていったことが分かる。そうした消費支出の受け皿として、レジャー産業⁸²が発達していったと言える。

さらに江刺ほか 1971 は、自家用車の普及に伴って、郊外へレジャー施設が進出できた点を挙げる。当時はレジャー施設のみでなくスポーツ施設も不足していたため、人々はそれらの活動を行うために、郊外のボウリング場へと向かったのである。

以上のような社会条件に着目する研究群にとって、流行終息の最大の要因は 1973 年末のオイルショックである。それによって「余暇どころではない」と呼ばれる社会状況となり、また折から過密化していたボウリング場がダンピング競争に走り、急速に流行が終息したのである。

(2) 種目的条件

一方、流行の発生・終息の要因を、主にボウリングという種目が持つ特性に関連付けて論じたのが、渡部ほか 1968、三宅ほか 1969、江刺ほか 1971、杉本 1988、中村 1978 などである。

渡部ほかは、1967 年、東京都内 2 ヶ所のボウリング場でプレーしている人たちに対して調査を行い、他の種目と比較した際のボウリングの特性を明らかにしようとした⁸³。その結果、ボウリングは気分転換とストレス解消が目的とされ、老若男女がおおげさな準備なく手軽にプレーできるという、他のスポーツにない諸点が愛好者を惹きつけているとしている。

三宅ほかは、ボウリング場の機能を明らかにすることを目的として 1968 年に、広島

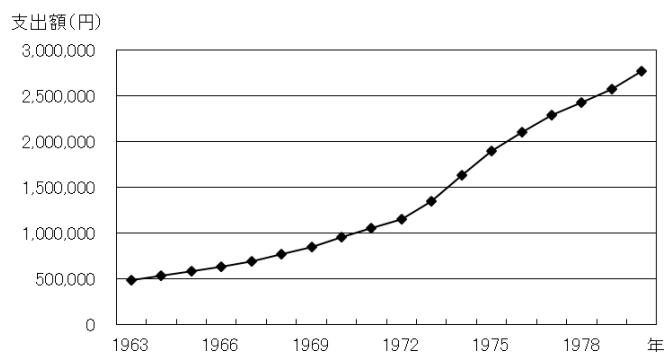


図3-2. 1世帯当たり年間の消費支出
総理府統計局1980より筆者作成

⁸² 本稿では、余暇とレジャーを区別して理解し、レジャーを余暇の下位概念として捉えることはすでに示した。さらに、これ以降レジャー産業という語が多く現れるため、その概念の位置付けについても簡単に示しておく。日本生産性本部 2013 などに見られるように、レジャー産業は、スポーツ部門、趣味・創作部門、娯楽部門、観光・行楽部門に分けることができる。以下では、スポーツ産業や娯楽産業といった語は、基本的にレジャー産業の下位区分として捉えておく。これはあくまで語の分類であって、その概念的妥当性については論究しない。

⁸³ この調査は、日本体育学会第 18 回大会（1967 年）での発表に向けて行われたものであるが、その抄録には調査の詳細が記されていない。

県福山市内のボウリング場を訪れた人々に対して、質問紙、面接による調査を行っている⁸⁴。その結果、ボウリング場利用者は家族とプレーする人が少なかった。また利用者たちは、金にかかるけれども気軽に利用できる健全なスポーツの場としてボウリング場を捉え、余暇を楽しむため、気分転換のためにボウリング場を利用していることを明らかにした。

さらに江刺ほかは、前2者よりもより明確に「ボウリング・ブーム、言葉を変えていえば、ボウリング人口増大の要因について」(p.8)、量的調査に基づいて分析している。彼らは先行研究から、ボウリングブーム発生の要因を①社会経済的要因(所得の向上、余暇時間の増大、マスコミ、自家用車の普及、都市化の進行)、②生活意識の要因(余暇活動に対する積極的態度の形成、自己実現の欲求)、③種目の要因(破壊本能の充足、誰とでもやれる、機械の自動化、合理的ルール、心身の健康にいい)、④運営の要因(手軽にいつでも利用できる、場内の雰囲気がい)、⑤施設の要因(手近にボウリング場がある、都市のスポーツ施設が少ない)の5つに分類し、そのうちの③、④、⑤について量的調査によって明らかにしようとした。そして調査の結果、③種目の要因については、ボウリングは、性・年齢・技術のレベルに直接関係しない個人スポーツで、しかもそのゲームのルールがきわめて合理的なこと、および身体・精神両面の健康のために良いスポーツであることが、④運営方法については、ボウリング場では自分の好きな時間に面倒な手続きを必要とせず、ボール・靴などの用具を貸してもらい、良い雰囲気の中で、普段着のままで手軽に行えることが、⑤施設の要因についてはスポーツ施設の不足が、それぞれボウリングブームの発生条件になっているとした。そして、その中でも種目の特性こそがもっとも重要な要因であり、スポーツ種目の普及のためには、その時代にマッチした種目の特性が必要であると結論付けた。

また杉本は、ボウリングは手軽に楽しめること、ピンが飛び散るときの爽快感、ルールや特別な技術の不要性、初心者にも簡単なこと、体力差が出にくいこと、コミュニケーションの断絶が叫ばれるようになった社会における数少ない社交の場となること、自然環境に左右されない快適な都市型スポーツであることなどが流行の要因であるとしている。

さらに中村は、ボウリングブーム発生の要因もさることながら、特にその終息の要因に重点をおいて分析を行っている。まず流行発生の要因としては、テレビ番組の隆盛やボウリング場の建設状況について言及し、テレビ業界やレジャー産業資本によって人為的に作られたものだったと結論付けている。そして終息の原因としては、テレビ放映においてボウリングの技術や試合結果などではなく、スキャンダラスな要素ばかりが重視されることになったため、人々がボウリングをスポーツではなくお遊びとして見るようになったことを挙げている。すなわち、「日本人のスポーツ観の根底には、“まじめさ、真剣さ”を高く評価するという傾向が存在しており」、日本人にとっては「“まじめさ、真剣さ”を伴わないものなどに対して低い評価が与えられている」(p.111)。ボウリングはそうした伝統的な日本のスポーツ観に合わず、スキャンダラス

⁸⁴ この調査は、日本体育学会第19回大会(1968年)での発表に向けて行われたものであるが、その抄録には調査の詳細が記されていない。

な遊びとして認知されたことが流行終息の要因になったと分析している。

(3) 産業的条件

草深 1977a は、スポーツの産業化を論じる中でボウリングブーム現象に言及している。草深によると、高度経済成長後にスポーツ産業が活発になったのは、国民のスポーツ活動が非日常的・非大衆的・特権的なものから、大衆的なものへと変化したことによるもので、「この質的・量的転換の基盤には、何よりも資本投下とそれを上回る利潤が可能だけのスポーツ需要（購買力）が、顕在的か否かにかかわらず、社会的に現存していること」(p.274)があったとしている。そして、ボウリングブーム現象はこのようなスポーツ産業の構造的変化、スポーツの発展段階の構造を特徴付けるものだとしている。この時期には、このように大衆的な国民のスポーツ需要が高まったものの、「潜在的スポーツ需要は、スポーツ産業の基底的条件ではあっても、決定的な本質因ではない。むしろ、国民大衆のスポーツ要求に着目し、これを『レジャーブーム』と顕在化したのは、ほかならぬ資本の衝動とその利潤追求のエネルギーである」(p.278)としており、ボウリングブームを形成したのは、利潤を追求した企業だと主張する。そして、流行がかくも急速にパニック的に終息したのは、ボウリングという種目の特性もあるだろうが、もっとも本質的な条件は、資本の衝動が「刹那的消費志向性」(p.284)を生み出し、それに基づいて各業界がボウリング商品の過剰生産を行ったことだとしている。

また等々力 1988 は、1969 年以降、ボウリング場数が急増しているにもかかわらず、それを上回る勢いで1レーン当たりのボウリング人口が増加していることに着目した。そして「ボウリング人口の増加を見込んだ企業がボウリング場建設に動くとともに、テレビ局も視聴率アップをねらって放映時間をふやし、いっそう建設に拍車がかかった」(p.129)としている。つまり、草深同様に、ボウリングブームの発生の要因を、利潤を追求しようとする企業やメディアに求めたのである。

3-1-3. ボウリングブーム現象に関する知見と限界

ここまで、ボウリングブーム現象に関する概要の記述と、その要因に関する先行研究の説明をまとめてきた。ボウリング場事業は 1961 年の自動式ピンセッター導入をきっかけとして採算の取りやすいものとなった。それによって多くの企業が経営に参入することでボウリング場数が増加すると同時に、多くの人々がそこに殺到するようになった。こうした状況について先行研究は、社会的条件、種目的条件、産業的条件の 3 つの視点から説明を試みてきた。

以上のように、先行研究の蓄積を眺めるとボウリングブーム現象の状況がある程度理解できた。しかし、これらの説明はいずれも実証性に限界があり、当時のボウリング場経営や人々の参加の様子が具体的に明らかとなっているとは言いがたい。そのため、当時のボウリング場の大規模な拡大が、その後のスポーツ施設産業の定着に向けて具体的にどのような要素を残したのかが明らかでない。つまり、1980 年代以降の大規模なスポーツ施設産業の展開に対して、この時期のボウリング場産業がいかなる土壌を切り開いたのかが明らかでないのである。よって次に、当時のボウリング場の供給と

ボウリング参加者の2つの視点から、より具体的に流行の要因を分析していきたい。

3-2. ボウリング場の供給

本節では、ボウリング場の供給側の視点に立って、当時のボウリング場経営の特徴を明らかにしていく。

3-2-1. 異業種企業の進出

すでに示したように、当時のボウリング場の供給は1972年がピークであり、当時は全国に3,697センター(121,021レーン)が整備され、市場規模は約5,600億円、年間延べ利用者数は約7億2,000万人であった(余暇開発センター1980、p.162)。

当時のボウリング場供給の重要な特徴は、数多くの種類の企業が参入したことである。日本初の民間ボウリング場であった東京ボウリングセンターは、1953年の時点で株式会社第一ホテルに経営権を譲渡したし、その他にも、鉄道、不動産、映画、化粧品、運輸、証券、土地倉庫、セメント、製菓などの非常に多様な企業がボウリング場の経営に乗り出していった。この参入業種の多様性はボウリングブーム現象の大きな特徴である。

表3-2は、1971年時点での映画配給企業によるボウリング場事業参入の様子である。1950年代、映画は余暇の中心として栄えていた。1958年には11億1,000万人の観客を動員し、1960年には7,457館もの映画館が建設された。

表3-2. 映画関連企業のボウリング事業進出

	ボウリング 事業開始 年	センター数 (1971年11月 1日現在)	レーン数 (1971年11月 1日現在)	全営業収入 に占める映画 配給の比率	全営業収入に 占めるボウリ ング事業の比 率
松竹	1963年	11	280	11.4%	14.4%
東映	1964年	25	582	27.8%	19.3%
日活	1967年	7	150	19.8%	21.1%
東宝	1969年	11	310	16.8%	-

出典：読売新聞夕刊1971年11月8日

だが、テレビの普及を背景として、映画はその時期をピークに下降線をたどり、1969年には観客数が2億8,400万人に、映画館が3,602館へと大きく減少した(河内1979、p.202)。こうした映画産業の衰退を受け、映画配給企業は新しい事業としてボウリング場に注目していった。表3-2を見ると、1971年の時点で、松竹、東映、日活、東宝の4社で計54ものボウリング場を経営するようになり、新たな可能性をボウリングに見出すようになっていった。さらに、各社の収入の内訳を見ると、松竹と日活においては、本業である映画配給よりもボウリング場事業のほうが収入比率が高いことが分かる。また、出典の本文中では東宝のボウリング事業収入比率は約25%と推測されており、それが正しいとするならば、映画配給4大企業のうち3社までもが、本業よりもボウリングによって高い収益を得ていたと言える。このように、この時期には各配給企業において脱映画が志向されており、ボウリング場はその行く先として有望な事業であった。これは、映画配給企業は全国各地に土地を所有しており、倉庫や撮影所として利用されていた広大な土地をボウリング場に変えるケースが多かったからである。

映画配給企業をはじめとして、このように多様な業種の企業が参入できた理由としては、ボウリング場が施設中心型の事業であったことが挙げられる。すなわち、一度造ってしまえばそれ以降専門的な技術を持った従業員が必要となるわけではないし、また屋内型で天候に左右されるわけでもなく、安定した収入を期待できる。また、他のス

スポーツ施設、例えばゴルフ場のように広大な土地が必要になるわけでもないため、大きな施設投資は不要である。当時のボウリング場事業は「粗利益率が40～50%、投下資金の回収率は3～4年で出来たといわれており、このような事業は他業種には見当たらない」（余暇開発センター1980、p.153）などとも言われていた。実際、当時の日活の兜木取締役事業本部長が「いまの時点では、ボウリングに代わるものはちょっと見あたらない。開店してすぐ客が来る、採算がとれる。ウチなんかの場合、そのメリットは大きいですよ」（読売新聞夕刊 1971年11月8日）とするように、きわめて短期間で採算を取れる事業として、ボウリング場事業は注目されていたと言える。プレイヤーの側から見てボウリングという種目は手軽で参加しやすかったのと同様に、ボウリング場の供給側からもボウリングは手軽で参加しやすかったとすることができるだろう。こうした特徴から、ボウリング場は「施設産業」と呼ばれるようになる。この「施設産業」という言葉が含意するのは、ボウリング場は特別なサービスが不要で、施設さえ建設すれば利益が見込めるという意味である。そして、様々な企業の経営多角化策の中で、ボウリング場は有効な事業として位置付けられた。

こうして1960年代終盤から次第に様々な業種の企業がボウリング場経営に参入していったが、それに追い討ちをかけたのが、1971年のドルショックであった。ドルショックは、特に繊維・鉄鋼・化学・パルプ産業などに対して大打撃を与えたが、それによって生まれた工場跡地などの遊休土地にボウリング場が建設されていったのである。これらの企業にとっては、工場跡地を休ませておくよりもそこを有効活用し、かつ経営多角化を推進して企業の基盤を強固にすることが望まれた。その結果、電鉄、倉庫、繊維、工業、電機、造船、不動産など、多様な業種の企業がボウリング場事業に参入した。これらの企業は「施設産業」としてのボウリング場の収益性の高さに大いに期待していた。例えば、名古屋市内の遊休地12,000平方メートルにボウリング場を建設した明電舎は、3年から4年で投下資本を回収できると見積もっていた（読売新聞 1972年1月27日）。また、東洋電機製造は「老朽化した事務所を高層に改築したところ、八千平方メートルのあき地ができた。横須賀線戸塚駅から歩いて三分という場所だけに『不況のおりから遊ばせておくのはもったいない』と、社内で利用方法を話し合った結果、ボウリング場建設に踏み切った」（読売新聞 1972年1月27日）というように、遊休地の活用法としてボウリング場事業は大いに注目を浴びた。このようにドルショックは、ボウリングブーム現象をより押し上げるものとして作用していた。

さらに、大手企業は早期の資本回収を目的としていたため、広大な遊休地に大型のボウリング場を建設する傾向にあり、この時期のボウリング場は大型化が進んだ。米国における流行期の1施設当たりの平均レーン数はおおよそ15レーン程度であったが、それに対して日本の場合、流行初期から平均20レーン以上、多様な企業が参入してきた1970年代以降は平均30レーン以上となり、次々と巨大なボウリング場が建設された⁸⁵。こうした巨大なボウリング場は、初期投資を短期間で回収するために、賞金・賞品提供や深夜営業といった施策によって他のボウリング場に対する競争力を高め、

⁸⁵ 日本ボウリング場協会資料および余暇開発センター1980より筆者算出。ちなみに最大平均レーン数は、1施設当たり32.7（1972年）であった。

人々の金銭消費を促進した。それがボウリング場同士の過当競争と、ボウラーたちに対する過剰刺激をもたらす結果となり、流行が終息していくのである。

3-2-2. ボウリング場の経営施策⁸⁶

以上のように、当時のボウリング場は「施設産業」と呼ばれており、それが異業種企業によるボウリング場事業への殺到を呼んだ。それでは、なぜボウリング場事業は「施設産業」となり得たのであろうか。なぜ、各企業はボウリングの専門的ノウハウがなくとも経営に参入することができたのだろうか。次にこの点を説明するために、当時のボウリング場事業における経営施策について考察していきたい。

表 3-3 は、1971 年当時の経済誌が試算して作成した架空のボウリング場投資計画である⁸⁷。これによると、ゲーム料収入がもっとも高く約 81%と見積もられ、その他の収入の中でもっとも多い食堂・喫茶売上ですら、全体の約 8%と設定されている。このように、当時のボウリング場は飲食物や貸し靴代などよりも、ゲーム料収入に強く依存する収益構造を有していたことが分かる。

表3-3. ボウリング場投資計画

	収益見込み	内訳
ゲーム料収入	129,600,000	80.9%
貸し靴代	8,640,000	5.4%
食堂・喫茶売上	12,960,000	8.1%
売店売上	7,776,000	4.9%
予約料収入	1,296,000	0.8%
年間収入計	160,272,000	100%

吉本興業株式会社事業部1971(p.64)より
筆者作成

なお表 3-4 は、時代が下った 2001 年および 2004 年度における、日本のボウリング場産業全体の年間売上高の比率を示したものである。これを見ると、ボウリング場の収入は、8 割近くが利用料金収入、すなわちゲーム代から獲得されている。その一方、食堂・売店売上は 6%程度に過ぎず、収益全体に対して大きな比重を持つとは言えない。つまり、流行当時とまったく同様に、現在でもボウリング場はゲーム代収入に強く依存する収益構造を有しているのである。

表3-4. 収入区分別の売り上げ状況(単位:百万円)

	2001年	2004年	内訳
利用料金収入	102,538	102,210	78.5%
入会金収入	131	211	0.2%
年・月会費収入	776	844	0.6%
食堂・売店(直営)売上	17,463	7,725	5.9%
その他		19,294	14.8%
年間売上高計	120,908	130,284	100%

経済産業省経済産業政策局調査統計部2005より筆者作成

すでに述べたように、ボウリングが大衆向けの種目となったきっかけは、1961 年に自動式ピンセッターが導入されたことであつた。それまで、倒れたピンはピンボーイの手によってセットし直されていたが、それではゲームの公平性という意味でも人件費という意味でも、非常に効率が悪かった。ところが自動式ピンセッターの導入によって、大幅な合理化が可能となったのである。自動式ピンセッターの導入によって人件費が削減され、かつ設備の操作のスピードが向上したことで、経営管理がしやすくなったばかりか採算が取れるようになった⁸⁸。これにより、ボウリングというソフトは

⁸⁶ 日米のボウリング場の経営構造の違いとその社会的背景の比較について、詳しくは笹生 2010 を参照のこと。

⁸⁷ この試算はボウリング設備メーカーの資料提供によって作成されたものなので、当時のボウリング場の収支状況を反映するものとして適切であると考えられる。

⁸⁸ 自動式ピンセッターの導入コストを、自動式ピンセッターが普及した 1970 年の基準に換算して試算する。1952 年に開業した東京ボウリングセンターは、ピンボーイを 1 人当たり月額約 10,000 円で雇用していた(田川 1987、p.27)。これに対して、1970 年における娯楽接客員の平均給与は月額約 38,100 円(労働大臣官房労働統計調査部 1971)であり、単純計算で賃金水準が約 3.8 倍に向上したことが分かる。そして東京ボウリングセンターは、20 レーンに対してピンボーイを 50 名雇用していたので、1 レーン当たりの人件

非常に効率の良い事業へと変貌したのである。そして自動式ピンセッターの導入により、ボウリング場の収益向上とはすなわちレーン回転率の向上を意味するようになった。つまり、設備費や電気代などは固定費として計算されるため、ボウリング場の収益を向上させるには、1人でも多くの客に1ゲームでも多くプレーさせ、レーンの利用率を向上させることが必要不可欠となったのである。

こうした回転率重視の経営施策は、一見自明のものと思われる。しかし実は、これは必ずしも普遍的なものではない。比較対象として、ボウリングの本場である米国のボウリング場の収益構造を見てみると、ゲーム代は収入全体の約50%に過ぎず、残りは飲食物、プロショップ、コンピューターゲーム機、その他の付属物によってまかなわれており⁸⁹、特に飲食物収入は、一般的にボウリング場の全体収入の約30%をも占めている⁹⁰。すなわち、確かにゲーム代収入が主要な収益源であるにせよ、日本と比べて飲食代による収入が収益の大きな柱になっているのである。実際、米国におけるボウリング場経営者団体である **Bowling Proprietors Association of America (BPAA)** は「**BPAA Foodservice**」というウェブサイトを用意し、ハンバーガー、飲料、スナック菓子などを用いたボウリング場経営を推奨すると同時に、飲食物関連企業を各ボウリング場に紹介するサービスも行っている。米国の場合、このように飲食物収入を高めることで、必ずしもゲーム代収入に依存しない収益構造を構築しているのである。

このような必ずしもゲーム代に依存しない米国的経営は、米国に特徴的なリーグ形式によるボウリング提供によって可能となった。リーグは、年齢、性別、企業、教会、障害者など様々なカテゴリによって編成されている。ボウリング場経営者たちは、参加者の特性に合わせてリーグ開催時間を調整し、空きレーンを

表3-5. 米国におけるリーグゲームの割合

年	リーグ	オープン	合計	リーグ割合
1973	6750	4271	11021	61.2%
1974	6826	4380	11206	60.9%
1975	7118	4234	11352	62.7%
1976	7247	4172	11419	63.5%
1977	7373	3905	11278	65.4%
1978	7227	3650	10877	66.4%
1979	7000	3400	10400	67.3%

余暇開発センター1980(p.100)より筆者作成

減らす工夫をしている。表3-5は、1973年から1979年にかけての、米国のあるボウリング場におけるリーグゲーム数とオープンゲーム数を比較したものである。リーグゲームとは定期的に人々が集まって行われるものであり、オープンゲームとは日本によく見られるような偶発的に行われるものである。これを見ると、リーグゲームは全体の6割以上を占めており、米国のボウリング場がリーグ経営によって顧客を安定的に確保していることが分かる。

費は、当時の水準で月額50万円÷20レーン＝約25,000円、1970年水準で25,000円×3.8＝約95,000円であった。これに対して自動式ピンセッターは、1970年の時点で1基約270万円、耐用年数約25年であった（北原1970、p.206）。このことより、約25年間利用できる自動式ピンセッターは、270万円÷9.5万円＝約28.4ヶ月で償却可能であったと言える。すなわち、自動式ピンセッターはピンボーイ約2年半分の費用で25年間利用でき、さらにピンボーイ以上に正確なピンのセットや管理の容易さという価値をもたらしたと言える。

⁸⁹ 米国のボウリング場マネジメントサイト「**Bowling Management.com**」主宰者 **Paul Kreins** 氏に対する電子メールによる調査（2008年5月5日受信）より。**Kreins**氏は、かつて米国でプロボウラーとして活躍し、現在はボウリング場経営や講師、文筆業などを行っており、米国のボウリング産業界でもっとも尊敬される人物の一人と言われる。

⁹⁰ 米国における大手ピザチェーン **California Pizza Kitchen** のCEOである **Fred Hipp** 氏のインタビュー記事より（**Chain Leader** 2005）。

リーグボウラーは様々な事務手続きを行いながらプレーするため、試合終了までにかかる時間が長く、それではレーン回転効率が悪い。しかしその分積極的に飲食を行っており、飲食物の売り上げが施設回転率鈍化の分を補っている。パットナムが指摘するように、「米国最大のボウリング場チェーンのオーナーによると、リーグボウラーはソロボウラーに比べて3倍のビールとピザを消費し、ボウリングにかかる費用はボールや靴ではなく、ビールやピザの中にあつた」(Putnam 2000、p.113)のであり、飲食物収入こそがボウリング場の経営の根幹を担っていた。また「ブランズウィック社は、1965年度にボーリング・センター・オペレーション部を設置して、利益のあがらないアメリカやカナダのボーリング場134センターを買収し、スナックバーや、レストランを兼営し、経営を再建して他に売却する方式をとっている」(北原 1970、p.128)という事例が示すように、ボウリング設備会社が積極的に飲食設備の設置に乗り出すケースも多かった。このように米国のボウリング場では、レーン回転率向上を諦める代わりに客の滞留時間を延長させ、飲食物を消費させることが選択されたのである。

一方、日本のボウリング場の場合、その普及の初期から多くの客に恵まれていた点が米国における普及との大きな差だった。すなわち米国の場合は、昼間や夕方といった利用者の少ない時間帯にレーンを埋めることが収益の向上のために不可欠であり、そのためにリーグを編成する必要があつた。ところが日本の場合、若者を中心として普及の当初から昼夜問わずレーンが埋まっていたため(城 1972、p.14)、あえてリーグを編成して客を呼び込む必要がなく、むしろできるかぎり早く客をさばく必要があつた。例えば新聞紙上でもボウリングのマナーとして、「じん速さも心がけたい」、「自分の順番がきたら、すぐ投球できるように、いつでも準備していることです」(朝日新聞 1969年1月31日)などと、できるかぎり早く投球を行うことが推奨されている。このように、設備の回転率を向上させることに経営上の主眼が置かれており、1日1レーンにつき42ゲームの損益分岐点⁹¹に向けて、効率的に設備を稼働していた。そのため、リーグを編成する必要がなく、飲食物売上に依存する必要がなかったのである。

実際、当時のボウリング場は他のスポーツ施設に比べても設備の回転の早い施設であつた。表3-6は、日体協が1967年から1968年にかけて行った全国各地のスポーツ施設の利用実態に関する調査(日本体育協会 1971)⁹²の結果である。これを見ると、民間施設の割合が高いと考えられる施設はいずれも回転率が

表3-6. 施設別回転率(1967年～1968年)

	有効利用 時間(分)	平均滞留 時間(分)	回転率
水泳プール	552	122.2	4.5
体育館	678	205.9	3.3
運動広場	618	185.3	3.3
庭球場	618	237.1	2.6
卓球場	642	110.2	5.8
アイススケート場	774	100.2	7.7
ボーリング場	1,020	107.4	9.5
ゴルフ練習場	714	83.6	8.5

出典：日本体育協会1971、p.244

⁹¹ ボウリング場間の競争がもっとも激化していた1972年時点での数値(レジャー産業資料編集部 1972、p.186)。

⁹² 上述のように、全国のスポーツ施設の実態が初めて明らかになったのは、1969年に文部省によって行われた体育・スポーツ施設現況調査(文部省体育局 1970)である。しかしそれよりも早く、日体協が1967年より全国のスポーツ施設の状況を調査していた。それが本調査である。この調査は全国のスポーツ施設に対して調査票を配布し、回答を求めた。しかし内容が煩雑であるなどの理由から、有効回答は73,540票にとどまった(文部省体育局 1970によると、1969年時点での総施設数は148,059)。このように、本調査は調査票の回収率の点で問題はあるものの、スポーツ施設の実態を解明しようとした先駆的な調査である。

高いが、中でもボウリング場は客が1日に約9.5回転しており、他のどの施設よりも設備の回転率が高い。もちろん、1回転当たりの収益は種目によって異なるため、回転率の高さが収益の高さに直結するわけではない。しかしここに示されたように、当時のスポーツ施設の中でもボウリング場は群を抜いて施設回転率が高く、それが収益性の高さの大きな要因となっていた。

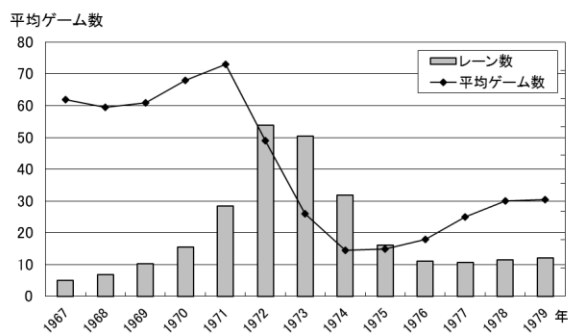


図3-3. ゲーム数とレーン数の関係(日本)
余暇開発センター1980(p.127)より筆者作成

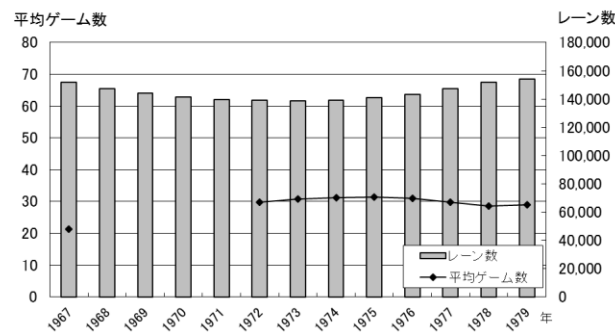


図3-4. ゲーム数とレーン数の関係(米国)
余暇開発センター1980(p.121)より筆者作成
注:1968年～1971年のデータは欠損している

再び米国の状況と比較してみると、日本のボウリング場の経営的特徴がより鮮明化する。図3-3および図3-4は、日米両国における、1967年から1979年までの平均レーン稼働率とボウリング場数の推移を示したものである。この時期は世界的な不況に見舞われ、日米共に国民の余暇支出が減少した時期である。日本のものを見ると、2年程度のずれを伴って、平均レーン稼働率の増減を受けてレーン数も増減していることが分かる。実際、平均ゲーム数を2年分後ろにずらしてレーン数との相関係数を算出すると $R=0.712$ となり、両者の間には強い相関関係が見られる。このように日本の場合は「平均ゲーム数が増加すれば2年間のタイムラグを伴ってレーン数が増加し、平均ゲーム数が減少すれば同じく2年間のタイムラグの後にレーン数が減少する」という相関関係が認められるのに対して、米国の場合はこうした明白な相関関係は見受けられない。すなわち日本の場合、米国とは異なり、ボウリング場の経営が成り立つかどうかは、設備の回転率に強く依拠していたと言えるだろう。

以上のように、流行当時のボウリング場産業は、設備の回転率を重視する経営方針を採ってきた。これは言い換えると、飲食物提供やサロンの整備などの業務をすべて省略することができるということであり、これによって専門的なノウハウが不要となり、異業種企業の参入障壁を下げることとなった⁹³。

⁹³ 参考までに、当時のゴルフ場の経営方針を見てみたい。『レジャー産業資料』第83巻には、ゴルフ場の常務取締役による架空のゴルフ場の事業計画が記載されている（大塚1975）。これは数値で収支を示した記事ではないが、経営部門として営業部門、ゴルフ場統括部門、フロント部門、コース管理部門、キャディー部門、キッチン部門、カウンター部門、食堂部門が挙げられ、プレー以外の面にも目を配った配置となっている（p.60）。このように、ゴルフ場経営においては収益全体に占める飲食物の割合が高く見積もられていると考えられ、そのことから異業種企業のゴルフ場経営参入は容易でなかったと言える。

3-2-3. なぜボウリング場の供給が増加したのか

本節では、流行期におけるボウリング場産業について、特に施設供給という側面に焦点を当てて分析してきた。

日本のボウリング場は、施設の回転率向上を主眼とする経営施策を採っていた。ボウリングの本場である米国のボウリング場では、必ずしも施設の回転率向上のみを主眼とした経営を行っていたわけではなく、飲食物売上にそれなりの比重を置いていたことから、ボウリング場は社交場としての役割を果たしていた。これに対して日本のボウリング場は、とにかく人々に多くプレーさせることを経営上最優先しており、飲食物収入には期待せず、ゲーム代収入に依存していた。

こうした収益構造となったことで、流行当時のボウリング場はとにかく設備の回転率を向上させることが最重要課題となった。それによって特別な経営のノウハウが不要となり、ボウリング場は「施設産業」と呼ばれるようになった。そして、ボウリング専門の企業でなくてもボウリング場経営が可能となり、鉄道、不動産、映画といった異業種の企業が多く参入していた。このことが、当時のボウリング場が非常に多く供給された重要な要因であったと言える⁹⁴。そして後に見るように、こうした回転率を重視し、異業種企業の参入障壁を下げる経営施策は、民間スポーツ施設経営のための1つのモデルとなり、ボウリングブーム現象以降の民間スポーツ施設経営にも応用されていた。

3-3. ボウリング参加者

次に、ボウリング参加者の視点から、どのような人々がボウリング場に足を運んだのかを明らかにしていく。

3-3-1. 参加者全体の状況

表3-7は、日本ボウリング協会⁹⁵によるボウリング人口の推移である。これを見ると、1967年の時点では650万人程度であったのが、1972年には約4,300万人と、約7倍に人口を伸ばしている。だがそれ以降急激に参加人口は減少し、1976年には400万人にまで減少してしまった。また1977年版の『レジャー白書』（余暇開発センター1977）には、1976年のスポーツ人口調査の結果が掲載されている。1976年は流行の底の時期であったが、この調査によれば、この時期でもなお14.2%もの国民がボウリングに参加しており、これは調査を行った49種目中8番目の結果であった。そして、有効活動人口が1,203万人、繰越活動人口が1,779万人、潜在活動人口が76万人で、潜

表3-7. ボウリング人口の推移

年	ボウリング人口
1967	6,454,692
1968	9,123,420
1969	12,543,420
1970	17,503,860
1971	32,001,320
1972	42,974,880
1973	30,935,740
1974	14,357,400
1975	6,757,446
1976	4,000,736
1977	5,983,488

出典：中村1978(p.94)より日本ボウリング協会のデータを重引

⁹⁴ ただしこうした施策のもとで経営していたがゆえに、従業員のサービス業従事者としての意識が低下し、接客態度が悪化した。そしてそれが、ボウリングブーム終息の1つの要因ともなった（大村2007、p.123）。

⁹⁵ 後に見るように、同協会は1968年に解散している。中村1978に示されたデータは、恐らく全日本ボウリング協会によるものと考えられる。

在的なものまで含めた総活動人口は **3,058** 万人であるとしている。この数字は、**49** 種目中最も多きものであった。このように、ボウリングという種目は流行が過ぎてその人口を減らしたものの、他の種目との比較のうえでは依然大きな割合を占めるものであった。以上のデータは「ボウリング人口」の基準もまちまちのものであったが、ボウリング人口がピークに達した **1970** 年初頭には全国民の **3** 割近くがプレーした国民的流行現象であったこと、そしてその流行は一気に急落し、**1970** 年中盤には人気の底を迎えたものの、それでも他のスポーツに劣らない競技人口が存在したことなどが分かる。

次に、国民のスポーツ参加全体の状況の中におけるボウリングの位置を見てみたい。以下では、スポーツに関する世論調査の **1965** 年と **1972** 年の結果を比較し、人々の間にどの程度ボウリングが浸透していたのかを見ていく⁹⁶。同調査の結果を見てみると、**1965** 年におけるス

表3-8. 参加率上位5種目

1965年		1972年	
海水浴	19.1%	ボウリング	27.5%
キャッチボール	14.8%	体操	18.6%
体操	13.3%	遊泳	17.4%
ハイキング	9.5%	キャッチボール	13.2%
野球	9.3%	釣	11.3%

各年調査より筆者作成

スポーツ全体の参加率が **46.9%**であったのに対して、**1972** 年にはそれが **60.0%**にまで上昇していた。そして次に、**1965** 年と **1972** 年における参加率の高い種目上位 **5** 種を、表 3-8 に示した。これを見ると、**1972** 年においてボウリングの人气が突出している。明らかにボウリングが当時の人々のスポーツ参加を押し上げたと言えるだろう。

3-3-2. 各層の状況

前章で見てきたように、当時の公共・学校・職場施設は全体として量的に不足していたばかりか、職場施設の利用可能性によるスポーツ参加の二重構造を生み出していた。そして二重構造で不利な立場に置かれた層の人々は、決して相対的に見て弱くはないスポーツ欲求を抱えていた。こうした状況において、当時のボウリング場はどのような人々にスポーツの機会を提供したのだろうか。

(1) 性別

表 3-9 は、**1965** 年と **1972** 年のスポーツ参加率の比較である。これを見ると、**7** 年間で男性のスポーツ参加率が **10.0%** 向上したのに対して、女性は **16.4%** も向上している。そして男女間のスポーツ参加率の差も、**1965** 年の **22.1%** から、**1972**

表3-9. スポーツ参加率

	1965年	1972年	増加幅
男性	58.8%	68.8%	10.0%
女性	36.7%	53.1%	16.4%
合計	46.9%	60.0%	13.1%

各年調査より筆者作成

年には **15.7%** へと減少している。男女間のスポーツ参加率の差は依然として存在するものの、この期間でその差が多少縮まったことが分かる。

⁹⁶ 再掲となるが、各調査の標本抽出方法はいずれも層化二段無作為抽出法であった。そして両調査の回答者数と回収率は、**1965** 年調査が **2,469** 名 (**82.3%**)、**1972** 年調査が **2,529** 名 (**84.3%**) であった。このように、両調査とも標本抽出方法が同一で、また標本のサイズがほぼ同等であることから、調査間での比較は可能と考えられる。

そこで次に、表 3-10 に 1972 年における参加率の高い種目を示した。女性においては、体操と並んでボウリングの参加率が非常に高く、男女間のスポーツ参加格差の解消にボウリングが果たした役割は大きかったと言える。ただし男性においてもボウリング人気がきわめて高かったことから、ボウリングが女性のみに関心させたということとはできない。

表3-10. 参加率上位5種目(1972年)

男性		女性	
ボウリング	33.7%	ボウリング	22.6%
キャッチボール	25.9%	体操	21.1%
釣	22.4%	遊泳	14.3%
遊泳	21.4%	バドミントン	10.4%
体操	15.4%	ハイキング	8.7%

1972年調査より筆者作成

(2) 年齢

次に、年齢別の状況を見ていく。表 3-11 は、1965 年と 1972 年における、年齢別に見たスポーツ参加率である。これを見ると、全体的なスポーツ参加率は向上しているものの、その伸びが高いのは 20 歳代や 30 歳代の元々スポーツ参加率の高い層であり、従来参加率が低かった層の伸びはあまり大きくない。このように、確かにスポーツ参加率は全体的に向上したものの、年齢間でその格差が埋まるようなものではなかったことが分かる。

表3-11. スポーツ参加率

	1965年	1972年	増加率
20～29歳	68.3%	84.8%	16.5%
30～39歳	54.1%	76.3%	22.2%
40～49歳	43.8%	57.5%	13.6%
50～59歳	28.6%	36.9%	8.3%
60歳以上	13.8%	19.6%	5.8%
合計	46.9%	60.0%	13.1%

各年代世論調査より筆者作成

次に、1972 年における参加率の高い種目を年齢別に示したものが、表 3-12 である。これを見ると、ボウリングは特に 20 歳代から 30 歳代の人々から非常に強い支持を得ていた。特に 20 歳代の若者にとってのボウリング参加率は突出しており、ボウリングブーム現象は主に若者に支えられたものだったことが分かる。高齢者は確かにそれなりにボウリングに参加してはいたものの、ボウリングによってスポーツ参加が促進されたとまでは言える状況ではなかった。

表3-12. 参加率上位5種目(1972年)

20歳代		30歳代		40歳代	
ボウリング	55.4%	ボウリング	36.3%	ボウリング	19.1%
遊泳	32.7%	遊泳	23.2%	体操	18.0%
体操	26.3%	体操	22.4%	遊泳	14.2%
キャッチボール	23.4%	キャッチボール	17.3%	釣	12.5%
ピンポン	17.6%	バドミントン	13.4%	キャッチボール	12.0%
50歳代		60歳代			
体操	12.4%	歩け歩け運動	9.2%		
ボウリング	8.8%	体操	7.0%		
釣	8.0%	釣	5.3%		
歩け歩け運動	6.1%	ボウリング	1.7%		
遊泳	5.0%	遊泳	1.4%		

1972年調査より筆者作成

(3) 職種

次に、職種別のスポーツ参加の状況を見ていく。表 3-13 は、職種別に見た 1965 年と 1972 年におけるスポーツ参加率である⁹⁷。1965 年においては、ホワイトカラー、ブルーカラー、主婦の順でスポーツ参加が盛んであり、その格差は非常に大きいものであったが、1972 年にはその格差がやや解消される方向に進んでいった。従来スポーツによく参加していたホワイトカラーは 9.7%の参加率の伸びを見せたが、ブ

表3-13. 過去1年間のスポーツ参加率

		1965年		1972年		増加幅	
イホ トワ	専門技術・事務職	80.5%	77.5%	89.7%	87.2%	9.2%	9.7%
	自由業・管理職	62.3%		75.0%		12.7%	
ブル ー	労務職	59.0%		71.2%		12.1%	
	商工サービス	47.1%	44.6%	61.6%	57.9%	14.4%	13.3%
	農林漁業	31.7%		37.5%		5.8%	
主婦		32.8%		54.8%		22.0%	
その他		18.3%		24.9%		6.6%	
合計		45.6%		59.7%		14.1%	

各年調査より筆者作成

⁹⁷ 第2章の表ではホワイトカラーに分類されていた自由業が、この表ではブルーカラーに分類されている。これは、1962年調査では「自由業・管理職」で1つの職種として割合が算出されていたのに対して、1972年調査では自由業が自営業および家族従業に分類されていたためである。両調査とも自由業者の数は非常に少なく、全体的な傾向に大きな影響を与えないと判断した。

ルーカラーは 13.3%、主婦にいたっては 22.0%もの伸びを見せた。この主婦の伸び幅は、本節の分析対象であるすべての層の中でも特筆すべきものである。主婦は 1960 年代においてとりわけ職場施設の利用可能性の低さからスポーツ参加が抑制されていた層であるから、本稿の関心から見て、このスポーツ参加率の伸びには大きな意味があると言える。また、同じく職場施設の利用可能性が低かった商工サービス従業者も、スポーツ参加率を特に伸ばしている。

次に、表 3-14 に 1972 年における参加率の高い種目を職種別に示した。これを見ると、すべての職種において、ボウリングは上位 2 位までに入っており、ボウリングがあらゆる職種の人々にとって重要なスポーツの機会になっていたことが分かる。

表3-14. 参加率上位5種目(1972年)

管理職		専門技術・事務職		自由業			
ゴルフ	34.0%	ボウリング	50.3%	ボウリング	37.9%		
ボウリング	27.7%	遊泳	35.7%	遊泳	24.1%		
体操	25.5%	キャッチボール	28.9%	ピンポン	20.7%		
釣	17.0%	体操	28.4%	キャッチボール	17.2%		
キャッチボール	17.0%	ピンポン	22.7%	体操	13.8%		
				釣	13.8%		
労務職		農林漁業		商工サービス業		主婦	
ボウリング	39.9%	体操	10.7%	ボウリング	28.3%	ボウリング	21.2%
キャッチボール	24.0%	ボウリング	8.0%	キャッチボール	16.6%	体操	20.9%
遊泳	22.6%	遊泳	8.0%	体操	15.3%	遊泳	13.1%
釣	19.5%	釣	7.1%	遊泳	8.4%	バドミントン	11.7%
体操	17.5%	キャッチボール	6.0%	ピンポン	8.2%	ハイキング	9.7%
		バレーボール	6.0%				

1972年調査より筆者作成

特にブルーカラーおよび主婦においてボウリングは重要な位置を占めており、上述のこれらの層のスポーツ参加率の大幅な向上の一端を、ボウリングが担っていたと推察することができる。

(4) 就業形態

最後に、主婦とその他を除いたいわゆる「労働者」における就業形態別のスポーツ参加状況の変化を見ていく。表 3-15 は、1965 年と 1972 年における、就業形態別のスポーツ参加率である。前章にて、就業形態別のスポーツ参加率の格差は特筆すべきものであると指摘したが、その状況は 1972 年になってもあまり変わっていなかった。とはいえ、従来職場施設の利用可能性が低かった自営業者のスポーツ参加率の増加幅が顕著であることは注目に値する。

表3-15. 過去1年間のスポーツ参加率

被用	管理職 専門技術・事務職 労務職	1965年		1972年		増加幅	
自営業	農林漁業	32.5%		39.8%		7.3%	
	商工サービス	46.8%	39.3%	62.2%	53.6%	15.4%	14.3%
	自由業	38.5%		62.5%		24.0%	
	家族	30.8%		34.8%		4.0%	
家族	農林漁業	47.9%	35.7%	60.0%	45.4%	12.1%	9.7%
	商工サービス	-		80.0%		-	
	自由業	-		80.0%		-	
合計		53.6%		66.3%		12.7%	

各年調査より筆者作成

表 3-16 は、1972 年における就業形態別の主要参加種目である。これを見ると、いずれの就業形態においてもボウリングの人気のもっとも高い。このことから、ボウリングは特定の就業形態の人々に対して強く作用したわけではなかったことが分かる。とはいえ、この間に大幅にスポーツ参加率を伸ばした自営業の中でもっとも参加率が高い種目はボウリングであり、ボウリングがこの層のスポーツ参加を押し上げたと言ってよいだろう。

表3-16. 参加率上位5種目(1972年)

被用		自営業		家族従業	
ボウリング	43.8%	ボウリング	19.1%	ボウリング	20.0%
遊泳	27.7%	体操	13.8%	体操	11.9%
キャッチボール	25.8%	遊泳	7.6%	遊泳	11.2%
体操	22.8%	ピンポン	5.7%	キャッチボール	8.1%
釣	19.4%	釣	5.7%	バレーボール	6.2%

1972年調査より筆者作成

以上のように、ボウリングは様々な層に対してスポーツの機会を提供していた。男性、若者、ホワイトカラー、被用者といった従来スポーツ参加率の高かった層にもボウ

リングはプレーされていたが、そうではない層にも広まることで、スポーツ参加の格差が解消される方向へと向かっていった。従来あまりスポーツに参加していなかった層に焦点を当てると、高齢者こそスポーツ参加率をあまり向上させていなかったが、女性、ブルーカラー（特に商工サービス従業者）、そして主婦といった層は、軒並みスポーツ参加率を大幅に向上させていた。その要因は様々であり、時間要因の改善という面もあるだろうが、これらの層がもっとも多く参加した種目がいずれもボウリングであったことから、ボウリングがこれらの層のスポーツ参加を押し上げたと言ってもよいだろう。

このような従来スポーツに参加していなかった層へのボウリングの普及は、当時の新聞紙面でも大きく扱われていた。例えば、茨城県鹿島町に完成したボウリング場を取り上げた新聞記事では、

四十六レーンのボウリング場は県一番とのこと。ミニスカートやスポーツシャツのヤング連がいっぱい。そのなかで「オラもやっぺ」とねじりはち巻の農家のおっさん、アネさんかぶりにモンペズボンのおばはん。「安い遊びだね」と工事現場のトビ職たち。毛糸の腹巻をのぞかせた職人スタイルもまじる

（朝日新聞 1970 年 7 月 10 日）

と、ファッション性に富むボウリングというスポーツに対して「おっさん」、「おばはん」、「トビ職」といった「異質」な人々が混じることへの好奇と揶揄がにじみ出ている。このように、従来あまりスポーツに参加していなかった人々へのボウリングの普及が、社会的な関心事として報じられていた。

またボウリングは元々、都市型のスポーツとして普及していったため、地方部への普及は遅れていた。しかし 1971 年には、東京都の新島と八丈島の勤労福祉会館に都営ボウリング場が建設された。初めて見るボウリングに対する島民の反応が『『どうやって、ボウル、ころがすべ』『なあに、わけねえさ』（朝日新聞 1971 年 2 月 28 日）、「昨年、八丈島と新島にできた都立勤労福祉会館にレーンができてから新島モンモ（娘）も八丈のアニイ（青年）もやみつきになってしまった」（朝日新聞 1972 年 3 月 13 日）などと報じられるなど、地方部へのボウリングの普及もまた、珍しい事象として報道されていた。

さらに 1972 年 10 月 10 日には、福島県二本松市で第 1 回身体障害者車イス・ボウリング大会が開催され、これも「身障者ボウリング ガターも楽し」（朝日新聞 1972 年 10 月 11 日）などと報じられた。

以上のように、ボウリングは従来スポーツにあまり参加していなかった層のスポーツ参加を大幅に押し上げたと言え、軽々に断ずることはできないものの、そうした層に対して一定程度のスポーツ参加の機会を提供する役割は果たしていたと考えられる。そして、新しい層に対してスポーツ機会を提供していた様子が、ときには好奇や揶揄をにじませながら報道されていた。

3-3-3. ボウリングの性格

以上のように、当時のボウリングは従来あまりスポーツに参加していなかった層にまで普及していったが、それはなぜ可能となったのであろうか。この点は、先行研究の指摘してきた種目的条件および産業的条件からの説明が有効と考えられる。中でも本稿が注目したのは、当時のボウリングの有していた、従来のスポーツにはない性格である。

日本におけるスポーツは、従来体育、つまり身体の教育として理解されてきた。戦後、最初にスポーツが法律の中に位置付けられたのは 1949 年に制定された社会教育法の中であるし、現在地域スポーツと呼ばれるものは社会体育の文脈の中で広まっていた。そして現在でもスポーツを管轄する主要な省庁は文部科学省である。また 1961 年に制定されたスポーツ振興法が、スポーツを「運動競技及び身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含む。）であつて、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう」と規定していることから分かるように、従来のスポーツとは国民の心身の発達のためのもの（＝身体の教育）として振興されてきたと言える。

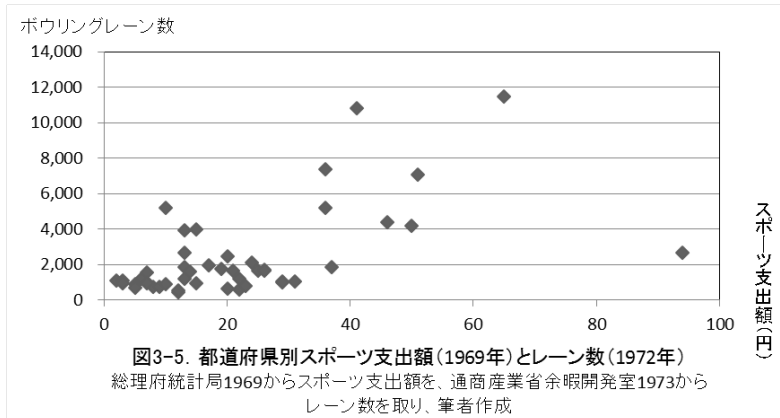
それに対して当時のボウリングは、従来の体育とはまったく異なる性格を有しており、その性格こそが従来スポーツにあまり参加していなかった人々をボウリングに向かわしめた重要な要因と考えられる。先行研究はボウリングに独特な性格を多く指摘してきたが、ここでは特に、金銭消費性とファッション性に立脚した差異顕示性に注目したい。

（1）金銭消費性⁹⁸

すでに見たように、1970 年時点でのスポーツ市場規模は約 3,800 億円であったが、このうちボウリング産業は約 1,900 億円と、全体のほぼ半分を占めていた。ボウリング場はそのほとんどが民間企業によって建設されたものであり、典型的な商業レジャー施設であった。1961 年ごろから都市部を中心として急速にボウリング場が増加していったが、そこにおける主要な顧客は若者であった。1 ゲーム 250 円に貸し靴代などがかかり「1,000 円レジャー」と呼ばれていたボウリングは、決して安価な余暇活動とは言えなかった。例えば 1970 年当時には東京都内での映画観覧料が平均 351 円（総理府統計局 1970）であったことを考えると、この額は余暇活動に費やす費用としてかなり高価だったことが分かる。しかしそれでもなお、この時期には 1 レーンにつき 1 日当たり 60 ゲーム程度プレーされており（余暇開発センター1980、p.162）、ゲームをするために 2 時間 3 時間待ちは当たり前とまで言われていた。この 1 回 1,000 円かかるボウリングを、流行のピーク時には国民が 1 人当たり年間平均 6 回以上プレーしていた。実際、2 万円程度の月給に対して、一晩で 5、6 ゲーム程度プレーした上、飲食を行って 2,000 円程度使うという生活をしているような若者も存在した（読売新聞 1964 年 1 月 27 日）。このように、ボウリングは当時の余暇活動として非常に高価であり、金銭消費性の強い活動であったと言える。

⁹⁸ 当時のボウリングの有していた金銭消費性について、詳しくは笹生 2009a を参照のこと。

図3-5は、ボウリングブームのピークの時期の、各都道府県民の1ヶ月間の平均スポーツ支出額⁹⁹と各都道府県のボウリングレーン数である。両者の相関係数は $R=0.568$ であり、当時のスポーツ支出額とボウリングレーン数の間には相関があった。これはつまり、スポーツ



支出額の大きい都道府県ほどボウリングレーンが多いという傾向があるということである。ボウリングは、当時としては非常に高価な余暇活動であったため、住民の余暇活動への支払い能力の高い都道府県ほどボウリングレーンが多く整備されたと考えられる。これは、ボウリングが高い支払い能力に立脚するものであったという1つの証拠と言えよう¹⁰⁰。

当時のボウリングが金銭消費性を有していたことは、多くの先行研究が指摘している。この性格は、ボウリングという種目に内在する性格であったというよりも、ボウリング関連産業が利益を求めて意図的に付与した性格と言える。例えば大橋・江刺 1977は、国民生活の相対的向上、都市における運動施設の不足、国民の運動欲求の顕在化といった社会背景の中で、スポーツ産業とマスコミ産業が経済的発想から人々に働きかけていったとしている。そのため、ボウリングは普及の当初からすでに商業的性格を持つものであった。また「ブームが、愛好者の増加を背景にしつつ、これを利潤の対象にしようとする企業やテレビにあおられる形で起きたものである」(等々力 1988、p.130)、「日本のボウリング場建設ラッシュは、[中略] 供給側の働きかけ、活発な売り込みがもたらしたものである。62年頃から自動式ピンセッターが輸入され始め、経営効率の良さも加わって新余暇施設としてのボウリング場が注目されたが、それをリー

⁹⁹ 全国の国民のスポーツ関連支出額を調べた調査として、総理府統計局による家計調査と、同じく総理府統計局による全国消費実態調査が存在する。前者は家計収支の時系列的变化の把握を主眼としたものであり、標本数が少ない。それに対して後者は、毎年実施しない代わりに標本数を増やし、その時期における家計の状況を構造的に捉えることを目的としている。このような理由から、ここでは後者の全国消費実態調査の結果を用いた。なお、前者は年間の収支額を調べているのに対して、後者は月間の支出額を調査している。ここで利用した1969年の全国消費実態調査は、農林漁家を除く全国の消費者世帯について家計の実態を分析することを目的とした調査である。農林水産業などのいくつかの例外を除く全国の消費者世帯を母集団とし、普通世帯と単身者世帯を区別して標本を抽出した(普通世帯は42,564世帯、単身者世帯は3,590世帯)。調査方法は、数ヶ月にわたる家計簿の記入や調査票の記入、調査員による対面調査など、多岐にわたる。調査時期は1969年9月から11月であった。

¹⁰⁰ このデータだけでは「スポーツに高額な金銭を支払える人が多いからボウリング場が建設された」のか「ボウリング場が建設されたからスポーツに高額な金銭を支払う人が増えた」のかという、因果関係までを明らかにすることはできない。だとしても、この両変数の関係性にはボウリングの金銭消費的性格の一端が示されていると言えよう。

ドしたのは大手商社である」(中藤 2004、p.120)、「流行は、国民生活の相対的向上、都市における運動施設の不足、国民の運動欲求の顕在化という背景があったことを考慮にいったとしても、スポーツ産業とマスコミ産業とによって、経済的発想から意図的に作りだされたものといえよう」(大橋・江刺 1977、p.361)と、多くの研究が、利潤を目的とした商社やマスコミなどの周辺産業がボウリングに金銭消費的性格を付与したことに着目している。

(2) ファッション性

以上のような金銭消費性と同時に、当時のボウリングにはファッション性という性格も付与されていった。

従来の体育は汗をかくために着替えることが必須であると考えられていたが、ボウリングは冷暖房の効いた屋内でのプレーであるため、特段の着替えを必要としなかった。そのため、ボウリングを行うための特有のファッションが編み出されていった。例えば図 3-6 は、当時の新聞記事に現れたボウリング用ファッションである。これは日本レイヨンが主催したボウリング用ファッションの発表会の記事で、そこにはファッションのポイントとして、以下のような点が挙げられている。



図 3-6. ボウリング用ファッションの紹介記事
出典：読売新聞 1963 年 10 月 23 日

- ①玉を投げるための手や背の運動量を考えて編むホール（ソデ付き線のカット）や背、わきに余裕を作り、伸縮性のあるニット生地を入れ②エリ先をとがらせて若さとスポーティーな味を見せ③足を長く見せるスラックスのくふう、たとえば丈を短くして足首を見せたり、足首につりヒモをつけて長さを感じさせるなど④ボーリングを象徴するマーク、柄などをつけるといった調子です。

(読売新聞 1963 年 10 月 23 日)

①のみはボウリングをプレーするうえでの優位性を確保するための特徴であるが、②から④はいずれもボウリングのプレーとは本来的に無関係である。にもかかわらずこのような点を強調していることは、当時の人々がいかにボウリングをファッションとして消費していたかを示していると言えよう。

また図 3-7 は、この時期におけるボウリング場の代表的な広告である。上段はあるボウリング場がボウリング雑誌に掲載した広告で、一面に華やかな服を着た女性の絵が掲載され、「Fashionable」の文字が付け加えられている。下段もまた、カラフルな格好をした若い男女を前面に押し出している。そこには「アベアアップ¹⁰¹はファッションから／ただ投げればいいというものではないんだなァ、ボウリング／というものは。／スタイル、これを大切にしなきゃあー。」というコピーが大きく挿入されており、ボウリングにはファッション性が必要であることを直接的に訴えている。これらの広告は、ボウリング場へのアクセスや料金といった情報はほとんど省略し、ボウリングのファッション性の高さのみを強調する構成になっている。当時の雑誌におけるボウリング場の広告は、これらの広告に典型的に見られるように、そのほとんどがこうしたファッション性の高さをアピールするものだった。これは、ボウリングをプレーするうえでは本来最重要項目ではないはずのファッション性という要素を強調したものであり、ボウリング場の宣伝という本来的役割が後景に退いた広告であった。

このように当時のボウリング関連の広告は、カラフルでファッショナブルなイメージで覆われており、次第にボウリングという種目そのものがそうしたイメージで語られるようになっていった。実際、アド・リサーチ 1972 によると、人々にとってのボウリングに対するイメージとして、「派手な」「豪華な」「若い」「陽気な」といったイメージが強かった。

このような、派手さや陽気さといったボウリングのイメージのシンボルであり、流行を牽引した要因の 1 つが、当時一世を風靡した須田開代子、中山律子、並木恵美子らの女性プロボウラーであった。流行のピークである 1971 年から 72 年ごろには女性プロボウラーを前面に押し出したテレビ番組が制作されるようになり、1971 年春ごろには「レディズチャレンジボウル」が約 17%、「ストライクボウル」が約 14%の視聴率を記録し（読売新聞 1971 年 3 月 10 日）、ドラマ「美しきチャレンジャー」は最大 27.2%の視聴率を記録した（日本ボウリング振興協議会教育指導分科会 1994、p.36）。こうしたボウリング関連番組は、ゲームとゲームの間に CM を入れやすいことや、有名俳優が出演するドラマのような高い制作費が不要であることなどにより、番組編成側にとって好都合だった（朝日新聞 1971 年 12 月 20 日）。また女性プロ第 1 期生の中山律子



図 3-7. 『ボウリングファン』誌における広告
出典：上段は 1971 年 8 月号（マスレジャー研究所 1971a）、下段は 1971 年 7 月臨時増刊号（マスレジャー研究所 1971b）

¹⁰¹ アベレージ、すなわちボウリングの平均得点を向上させるという意味。

は「さわやか律子さん」のキャッチフレーズでテレビ CM に出演し、ボウリングのイメージを全国へ浸透させていった（日本ボウリング振興協議会教育指導分科会 1994、p.36）。特に中山律子は、1970 年に女性初のパーフェクトのスコアをたたき出したことでも有名になり、このゲームが当時テレビで放映されたことも、ボウリングを社会現象まで引き上げた要因の 1 つとなった（山田 2011、p.70）。さらに中山は東京タワーボウリングセンターの選手であったため、シャツには「東京タワー」の文字が記されていた。当時の東京タワーとは「都会性」の象徴であり、中山の着たシャツを通じて、ボウリングという種目それ自体にも「都会性」のイメージが付与されていった（山田 2011、p.77）。

この女性プロボウラーの果たした役割として重要だったのは、容姿の良い選手たちが当時流行のミニスカートを履き、視聴者に見る楽しさを提供した点である（松田・斎藤 1980、p.167）。こうした女性ボウラーの演出は、ボウリングという種目に派手さや陽気さ、またはいかかわしさといったイメージを付与し、それが新たな客層の開拓に対して重要な役割を果たした。テレビ番組の制作側もそれを戦略的に意図しており、中山らに続く女性プロボウラーが育成される中で、こうした要素が強化されていった。そして、女性プロボウラーはひざ上 10 センチのスカートを履くことが義務付けられるようになった（山田 2011、p.46）。また番組制作側は、「スリルとお色気」（読売新聞 1971 年 3 月 10 日）によって高視聴率を稼いでいると認識していた。すなわち、「ボウラーの技術、心理的なかつとうなどが一球ごとのスリルにつながって、へたなドラマよりよっぽどおもしろい」（NET 運動部小出プロデューサー）ものであり、かつ「まず技術がとまわなければどうしようもありませんが、ミニスカートのお色気も重要な要素」（TBS 運動部菊池プロデューサー）だったのだ。また毎日放送はより徹底した戦略を用いており、女性プロボウラーの中から容姿の良い選手を見つけるのではなく、容姿の良い女性にボウリングの技術を習得させてプロに育てあげるという方式を採用していた（読売新聞 1971 年 3 月 10 日）。さらに東京都台東区のあるボウリング場は、女性プロの養成所を開講しており、そこでは「年齢十八歳から二十二歳までボウリングの“経験がなく”運動神経、社交性、教養そして容姿のすぐれたもの」を条件に選考し、元ファッションモデルなどの 4 人の女性に対して、報酬を与えながらトレーニングを課していた（読売新聞 1969 年 5 月 15 日）。また、普通のイヤリングはプレー中に外れてしまうため、テレビに出演する際には当時まだ珍しかったピアスを着用したり、ゲームの合間にテレビ局側がメイクを直したりするといった演出を行っていた（朝日新聞 1971 年 12 月 20 日）。さらに、「いま、トップボウラーはサインを求める小、中学生に囲まれている。服装はカラフルになった。須田は森英恵と高田賢三デザインの服を着ている」（朝日新聞夕刊 1971 年 12 月 20 日）という記事に見られるように、スポーツ選手としての技量よりも、そのファッション性に注目するようなメディアの報道が多く見られた。このように、女性プロボウラーがテレビのキラコンテンツとなった背景には、制作側からミニスカートや容姿といった要素が意図的に付与される過程があった。

以上のように流行期のボウリングは、雑誌広告やテレビなどを通じて、従来のスポーツに付与されていた汗臭さや涙といったイメージを引き剥がし、ファッション性や

いかがわしさなどのイメージを獲得することに成功した。重要だったのは、こうしたイメージはボウリングという種目に本来的に備わっているものではなく、ボウリングの作り手たるテレビ局やボウリング関係者らによって、意図的に付与されたという点である。このことは、上述の金銭消費的性格においても同様であった。

(3) 差異顕示性

以上のように、当時のボウリングは金銭消費性とファッション性という性格を併せ持つものであった。こうした性格は、従来のスポーツには薄く、ボウリング特有の性格であったと言える。そのため当時のボウリングは、そこに参加すること自体に周囲に対する見せびらかしの効果があった。例えば「敏感な地方の若者たちがボウリングウェア姿で、ボウリング靴をかかえ、マイカーを駆使するファッションが地方でも見られるようになった」(田川 1987、p.273)のように、都市部から始まったボウリングが地方部に広まる際には、こうした見せびらかしの効果が一定の重要性を持っていた。

ここで、金銭消費性やファッション性と見せびらかしの効果のつながりについて、記号論的消費社会論の視座から簡単に説明したい¹⁰²。Baudrillard 1970=1995 は、生産されたモノが過剰に溢れるようになり、特定の商品が物理的なモノとして用いられるのみならず、そのモノを消費することに特定の意味が付与されるようになった社会のことを、消費社会と呼んだ。消費社会においては、あるモノの有用性＝使用価値よりも、その持つ意味が重要な価値を持つようになる。例えば洗濯機は、単に衣服を洗浄するという使用価値を有するのみでなく、権威や幸福といった意味を表現するという価値をも有している。このように、消費社会におけるモノの消費過程では、そのモノを消費することによって他者との差異を顕示することができるようになる。これは言い換えるならば、記号としてのモノが、ヒエラルキーの中の地位上の価値として秩序付けられていると言える。このように意味付けされた価値を、差異顕示的価値と呼ぶ。

また、日本の文脈において消費社会論を展開した内田 1987 は、消費社会における価値の恣意性に着目する。工業社会においては、合理性の論理が支配しており、価値の増殖とは労働によって生産されるモノの増殖という客観的な規定性を持つものであった。そうした社会において、例えば自動車は人間を移動させるという機能を有するモノであった。ところが消費社会においては、合理性の論理は後退し、モードの論理が卓越化する。モードの論理とは、「モノの恣意性（超機能的性）の次元を加熱し、モノを活性化する。この超機能的な次元の差異はモノに示差的な価値を与える」(内田 1987、p.38)ものである。モードの論理のもとで生み出される価値とは、労働の裏書きを失い、恣意的に生成される無規定的な価値である。例えば自動車は、人間を移動させるという機能的価値ではなく、デザインや色といった超機能的な価値に規定される。このような社会においては、人々のモノに対する欲求は生産者側によって恣意的に操作されるようになる。消費者は、単純にある地点へ移動したいという欲求を充足するために自動車を選択するのではなく、メーカー側から提示された色やデザインによって自動車を

¹⁰² 当時のボウリングの性格に関する消費社会論的分析について、詳しくは笹生 2009b を参照のこと。

選択するのである。このように、内田の視座によれば、消費社会とはモノに超機能的な価値が恣意的に付与される社会である。このようなモードの論理が支配する社会では、モノに付与された記号が大きな意味を持つ。そしてそうした記号が支配する社会においては、広告を通じたモノのイメージの生産が重要となっていく。

これらの記号論的消費社会論において重要な点は、このような消費社会的特徴は、単に物理的なモノのみではなく、時間や文化、余暇のような実態を持たない領域にまで現れるとした点である。**Baudrillard 1970=1995** は、工業社会における余暇について批判的に分析している。本来余暇とは、生産活動から自由になった非生産的時間のことである。ところが消費社会においては、例えば冷凍のジュースよりも液体のジュースのほうが、解凍にかかる時間を短縮できる点において高い価値を持っているように、時間そのものが価値を有するのである。このような、本来非生産的なものであるはずの余暇が、いわば「時は金なり」のスローガンに支配されるような生産的価値を有するようになった状態を、ボードリヤールは「余暇の悲劇」(p.225)と呼ぶ。

このように工業社会化以降、余暇は悲劇的逆説を内包するものとなったが、消費社会的変容が進むと、レジャーにも差異顕示的価値が付与されるようになる。すなわち、レジャーが生産性の論理、合理性の論理に絡め取られているからこそ、「あえて何もしない」ということが人々に対する見せびらかしになるのである。例えば日照時間が短い国においては、生産的価値を生まないバカンスを享受できることを誇示するという意味において、日焼けした肌が差異顕示的価値を生む。

1960年代半ばから70年代初頭の日本では、レジャー活動そのものが他者との差異を顕示するという価値を有していた。「人の行くところに行かないと安心できない。食べるのを減らしてもレジャーやバカンスに行くということで、60年代のレジャーはどこもかしこも過密であった」(河内 1979, p.121)と言われるようになり、レジャーはそこに参加しないと安心できないという、国民に対する社会的強制作用を持つものとなった。さらに草深 1977a も、レジャーコマーシャルリズムの中の依存効果やデモンストレーション効果について言及し、レジャー志向性が社会的強制作用として機能していると論じる。つまり、低所得者層ほど強いキャッチアップ意識を有しており、「いわば、食うものも食わずに、貧困であるがゆえにレジャースポーツ産業ベースにのせられていく」(p.290)のである。

以上のように、差異顕示性とは本来不要であるはずの要素を獲得することから生成されていく。であるならば、当時のボウリングは、金銭消費性やファッション性といった従来のスポーツに本来内蔵されていない要素を有しており、それによって差異顕示性を獲得していったと言えよう。そしてこのことが、人々を大量に引き込むことができた1つの要因と言える。金銭消費性を強く有するボウリングを行うことは、合理的観点から見ればあくまで浪費にすぎなかった。実際、「あんなタマを二十投して三百円ナリ。ピンがいくら倒れたかで悲喜こもごも。どの角度からみても結論は「クダラナイ」。グラウンドか野原で砲丸投げを競った方がより健康的だ。[中略]それが上達したところで有利な条件で就職、昇進の道があるでなし、ホントニクダラナイ」(読売新聞 1972年4月2日)と考える人々も存在した。このように、健康や昇進といった手段的視点から見たとき、ボウリングという行為はまさに「クダラナイ」ものであったと言え

る。しかし、であればこそ、そうした無駄に投資できるという点で、そこには差異顕示性という価値が付与されたのである。

以上のように、ボウリングの爆発的な流行に大きな影響を与えたのは、金銭消費性やファッション性に立脚した差異顕示性という性格であった。ボウリング場に設置された巨大なピンや、マイボウルとマイシューズを収納するバッグを抱えて歩く姿などは、一種のステータスシンボルとして機能していた（城 1972、p.12）¹⁰³。そして重要なことは、金銭消費性もファッション性も、ボウリングという種目が本来内蔵していたものではなく、周辺産業が意図的に付与したものだということである。よって当時のボウリングの有していた差異顕示性もまた、意図的に作られたものと言うことができる。このように意図的に作られた差異顕示性は、次に見るように、従来スポーツにあまり参加していなかった層の人々を引き込む重要な要因となった。

3-3-4. 主婦の参加

以上のように、当時のボウリングは金銭消費性およびファッション性、そしてそれらに由来する差異顕示性という性格を有していた。次に、これらの特徴を通じて従来スポーツにあまり参加していなかった層がいかにボウリングに参加していったのかを見ていく。すでに見てきたように、当時のボウリングはあらゆる層に働きかけたと言えるが、ここでは特に主婦、中でも比較的裕福だった主婦に着目したい。前章では、スポーツ施設の供給構造から欠落していた特徴的な層は主婦であったと論じた。つまり、一般的な福祉において主婦は夫の職場の福利厚生を享受することができていたのに対して、スポーツ施設の利用ではそうした構造が生まれていなかったのである。このような意味で主婦はスポーツ参加欲求を強く抑圧されており、以下で考察するように、ボウリング場産業の格好のターゲットであったと考えることができる。そして実際、すでに見てきたように、主婦はボウリングを通じてスポーツ参加率を大幅に向上させていた¹⁰⁴。

¹⁰³ 見田宗介『まなざしの地獄』（見田 2008）は、ボウリングブーム現象が起こらんとしている当時の社会を舞台に、青森県の田舎から東京都に上京してきた永山則夫元死刑囚が、「都市のまなざし」によって自らのアイデンティティを否定的に意味付けられたことによる苦悩を描いている。永山は、背広やネクタイに身を包むことで田舎出身という過去を覆い隠そうとし、また高校の夜間部に入学することで中卒というスティグマを払拭しようとした。こうした態度はいずれも、あこがれであった「別世界」としての都市部に入り込むためのものであった。その永山は、初めての射殺事件を起こす直前に、池袋、新宿、渋谷といった繁華街をさまよった後に、ボウリング場でボウリングをプレーする若者を見物し、最後には東京プリンスホテルにさまよいこんだ。永山にとって、ボウリング場とは、繁華街や東京プリンスホテルなどと同様に、あこがれの都市を象徴する施設だったと言える。この事例のみから一般化することはできないが、このように当時のボウリングは若者たちにとって一種のステータスの象徴であったと考えることができる。

¹⁰⁴ なお、当時の主婦のスポーツ参加が多くの人々の目に触れるようになったきっかけの1つは、家庭婦人バレーボール（通称ママさんバレー）人気の高まりであった。オリンピック東京大会において「東洋の魔女」と呼ばれた日本代表チームの活躍に刺激を受けた家庭婦人たちが中心となり、1970年に第1回全国家庭婦人バレーボール大会が開催された。

まず、女性全体のスポーツライフの中でボウリングがどのような位置を占めていたのかを見ていく。表 3-17 は、1965 年と 1972 年における女性の過去 1 年間の参加率上位 5 種目を示したものである。1965 年に上位に位置していた海水浴（遊泳）とハイキングは 7 年間でほとんど参加率が変わらなかった一方、ボウリングと体操は大きく参加率を伸ばしている。体操は 1965 年の時点でかなりの人気を集めていたが、ボウリングはこの 7 年間で突如登場し、強い人気を集めた。またアド・リサーチ 1972 による調査では、東京都および大阪府の男性の 69.0%がボウリング経験者であったのに対して、女性の経験率は 48.9%と、確かに男性よりも経験者の割合は少ないものの、半数近くの女性がボウリング経験を有していた。

こうした女性のボウリング参加率の高さの背景の 1 つに、女性プロボウラーの活躍があった。上述のように、当時の女性プロボウラーはボウリングのファッション性の象徴として理解されていったが、その一方で女性に対するスポーツの啓蒙という役割も果たした。当時の女性プロボウラーを育てたテレビ局関係者は「女性はなかなか新しいものに手を付けないが、一度はじめると凝る傾向がある。女子プロがテレビで活躍するのを見て、私たちにもできそうだと始めた人が多いと思う」と分析している（読売新聞 1971 年 5 月 27 日）。

こうした女性プロボウラーのイメージに沿って、各ボウリング場は女性をターゲットにした戦略を練っていった。例えば図 3-8 は、当時の新聞に掲載されたボウリング場の広告である。当時のボウリング場の広告の多くは女性を採用しており、ボウリングの主要なターゲットが女性である点を強調していた。当時のスポーツ、あるいはパチンコなどの娯楽産業の主要な担い手が男性であったことを踏まえると、これらの広告は従来のスポーツや娯楽産業とはかけ離れたイメージを提供していたと言える。

さらに女性の中でも特に主婦に焦点を当てて集客を図ったボウリング場も多くあった。当時増加しつつあった団地に送迎バスを送って、団地内の主婦を一括でボウリング場に運ぶといった施策は広く普及していた。当時の新聞記事は、以下のように伝える。

ママは二階でボーリング、小さな子どもたちは、一階の保育室で積み木遊びやすべり台。東京・池袋の H ボーリング場でよく見受ける風景だが、このママ族の中には比較的団地の主婦が多い。東京・世田谷区・東経堂団地の主婦たちもここの常連で、毎週木曜日、午

表3-17. 女性の過去1年間の参加率上位5種目

	1965年		1972年
海水浴	13.4%	ボウリング	22.6%
体操	11.0%	体操	21.1%
フォークダンス・民謡	10.8%	遊泳	14.3%
ハイキング	8.3%	バドミントン	10.4%
卓球	6.4%	ハイキング	8.7%

各年調査より筆者作成



図 3-8. 新聞紙面における広告

出典：上段は読売新聞 1962 年 1 月 14 日、下段は読売新聞 1963 年 12 月 7 日

前中一時間半の球技を楽しんでいる。このママさんたちも“ボーリングは風紀がよくない”といった風聞をそのままのみにしていたのだが、とにかく、ためしに一回行ってみただけで、すっかり認識を新たにした。美容体操のかわりにもなるというわけで、夫や子ども同伴でボーリング場に出かける愛好者まで生まれた。

しかし、団地の主婦をここまでひっぱってきたのは、バスで送り迎えまでするボーリング場の、主婦の立場に理解を示した“たくましき商魂”に負うところが大きいといえる。主人や子どもを会社、学校に送り出したあとの午前九時にバスで迎えにき、子どもが学校から帰る午後一時前には、団地まで送りかえしてくれる。幼児のためには保育室もある。これが魅力となってHボーリング場には、いま十一の団地の主婦が大挙して出かけ、年に一回は団地対抗ボーリング大会が開かれるほどの盛況ぶりだという。

(読売新聞 1965 年 4 月 18 日)

このように、ボウリング場は午前中の施設が埋まりにくい時間帯を、主婦の参加によって埋め合わせようとしていた。しかも、前章で見たように主婦のスポーツ参加を抑制する要因として時間要因も重要であったが、家事労働の中で比較的時間の取りやすい午前中を狙いとすることで、ボウリング場は主婦の動員を達成していた。このように、当時のボウリング場は明確に主婦をターゲットとしていたからこそ、上述の図 3-8 の下段では容姿のあまり良いわけではない、典型的な主婦の姿が描かれていたのである。また、当時における団地とは「都会性」を象徴するものであり、その点でボウリングの有していたファッション性にも親和的だったと考えることができる。

以上のような主婦のボウリングへの参加は、ボウリングの持つ差異顕示性にも支えられていたと考えられる。当時の新聞記事は「家庭に三 C があるかどうかよりも、隣の奥さんの知らない、マージャン、ボウリング、ビリヤードの遊び方を知っている。その方が優越感をくすぐる時代になってきた、と分析する社会学者がいる」(読売新聞 1970 年 9 月 13 日)と、ボウリングが優越感の象徴となっていることを指摘する。1950 年代の家電の「三種の神器」として知られるテレビ、洗濯機、冷蔵庫は、特に家事労働の苦労を軽減するという点で主婦の生活を一変させることに大きく役立ち、「カカア電化」などと呼ばれた。こうした「三種の神器」としての性格を引き継ぎ、1960 年代にはクーラー、自動車、カラーテレビの 3 つの耐久消費財が 3C と呼ばれ、注目を集めた。この 3C の象徴的価値について、武田 2008 は「団地での家電製品普及率が高かったことも、そうした消費者の購買行動の特徴を表していた。生活や豊かになってきたことを自らに印象付け、納得させるために、そして自らの社会的な地位が平均的な豊かさのなかにいることを『見せびらかす』ことも購入の動機となって急激な普及が進んでいたというべきであった」(p.108)と分析する。このように当時は、耐久消費財の購入が主婦の生活を一変させるとともに、人々に差異顕示性を与えるものであった。そして、上記の新聞記事がボウリングを 3C と並列して挙げているように、当時のボウリングもまた耐久消費財と同様、差異顕示性を持つものとして浸透していったと言える。このように、当時の主婦、特に 3C を購入できるほど裕福な家庭の主婦などは、差

異顕示性を持つボウリングという活動に積極的に参加していたと考えられる¹⁰⁵。

3-3-5. なぜ人々はボウリングに殺到したのか

以上、本節では流行期のボウリングについて、特に参加者の側面から分析を行ってきた。当時のボウリングの性格は多様であったが、特徴的だったのは、従来のスポーツにはなかった金銭消費性とファッション性に立脚した差異顕示性であった。これらの性格を有していたことにより、従来よくスポーツに参加していた層のみでなく、スポーツにあまり参加していなかった層をもボウリングに引き込むことに成功し、国民のスポーツ参加を底上げしていたと言える。前章にて見てきたスポーツ参加の二重構造の状況を見てみると、従来スポーツに参加していなかった層が1972年にスポーツ参加率を伸ばしており、二重構造が解消される方向に向かっていた。前章にて、人々のスポーツ参加を阻害していた重要な要因は時間要因であったと指摘したが、図2-4を見れば分かるように、1960年代から70年代にかけて国民の総労働時間は確かに減少したものの、それほど劇的な減少とは言えなかった。そうした時間要因の影響もあったであろうが、スポーツ参加率が急上昇した層においてもっとも頻繁に行われていたスポーツがボウリングであったことから、当時のボウリング場産業がこれらの層のスポーツ参加を押し上げたと評価することができるだろう。その典型は、スポーツ参加の二重構造の中で特にスポーツ欲求を抑圧されていた主婦、その中でも特に裕福な主婦であった。また後に見るように、こうした差異顕示性に基づいた集客は、その後の民間スポーツ施設における集客のための重要な要素でもあった。

なお、当時のボウリングが有していた新しい性格は、ボウリング場産業の拡大のためにもう1点の重要性を有していたと考えられる。それは、公共部門によるボウリング場の供給を抑制した点である。つまり、当時のボウリングは上述のような性格を有していたことから、各地でボウリング場建設の反対運動が起こった。例えば、1966年から1970年にかけて、東京都世田谷区の大蔵住宅自治会が新規ボウリング場建設に大規模な反対運動を行い、最後は法廷闘争になるという事件があった。こうした動きは各地に広がり、東京都内だけでも大田区、保谷市、荒川区といった場所にこうした動きが広がった。これらの一連の反対運動での焦点は、ボウリングの騒音や交通渋滞の発生などに加え、教育的観点からの風紀の乱れが強く主張されていた。例えば大田区の運動では「ボーリングが悪いというのではない。ただその場所が少年のたまり場になりやすいので、生徒に悪影響があると心配だ」（読売新聞夕刊1966年6月16日）、「[引用者注：学校近くにボウリング場が建設されては]派手な身なりの若者たちや行動がいやでも目にふれる」（朝日新聞1971年3月9日）といった報道が多くなされた。このように、当時のボウリングは教育上ふさわしくないものと認識されており、そのような種目を公共部門が整備することが難しかったと考えられる。そして、公共部門によるボウリング場の供給が抑制されたことが、民間部門によるボウリング場の整備の

¹⁰⁵ 現実的には、ボウリングに参加できたのは比較的裕福な主婦であり、参加したくてもあまり参加できなかった主婦も多くいたと考えられる。ここで言及できたのは、前章にてスポーツ欲求が強く抑制されていたと指摘した主婦のうちの、ごく一部の層についてのみである。こうした主婦層内の階層性については、データの制約上明らかにできなかった。

ための重要な要因になったと言える。

3-4. 本章のまとめ

以上、本章ではボウリングブーム現象の状況を記述するとともに、その主要な要因を供給側と参加者側の視点から説明してきた。

ボウリングブーム現象とは、**1972** 年をピークとして過剰とも言えるほどのボウリング場が民間企業によって提供され、またそこに対して人々が **2 時間 3 時間** 待ちは当たり前と言われるほど殺到した現象であった。このように特定の種目に対して圧倒的な数の人々が殺到する出来事は、日本のスポーツ史上でもまれなものだったと言える。

この現象をボウリング場の供給側の視点から説明していくと、**1961** 年に開発された自動式ピンセッターの存在が重要であった。それまでのピンボーイによるピンのセットに比べて、正確性という点でも経済的効率という点でも、利便性が大幅に向上した。それによってボウリング場が非常に利益率の高い事業として認知されるようになったが、そこで重要だったのは、日本のボウリング場が施設の回転率という概念を重視した形で経営を行っていたことだった。つまり、ボウリングの本場である米国のボウリング場と比較して、ボウラーに対する快適性向上のための施策や飲食物の提供などを行わず、ただひたすらに早くプレーを行わせて設備を回転させることに主眼を置いた経営を行っていた。そのことは、空間の演出や飲食物供給といったノウハウを不要とさせたため、ボウリング場はただ施設さえ整備すれば儲かるという「施設産業」と呼ばれるようになった。この点を背景として、ボウリング専門の企業に限らず、映画や不動産、鉄道などの企業が経営多角化の一環としてボウリング場事業に進出することが可能となり、それがボウリング場の過剰供給をもたらしていた。後に検討するように、当時のボウリング場産業の作り上げた、回転率を重視し異業種企業の参入障壁を引き下げる施策は、その後の民間スポーツ施設経営の **1 つ** のモデルとなり、その後のスポーツ施設産業の展開に重要な影響を与えた。

そしてボウリングブームの要因を参加者側から見ると、従来からスポーツによく参加していた層のスポーツ参加を押し上げたのはもちろんであるが、それ以上に従来あまりスポーツを行っていなかった層を引き込んだことが重要であった。それがなぜ可能となったかという点、それは当時のボウリングが従来のスポーツとは異なる性格を有していたからであった。その中でも重要だった性格とは、金銭消費性とファッション性を有しているがゆえに差異顕示性を持つという性格で、これらはボウリングという種目に内蔵されたものではなく、周辺産業が意図的に付与したものであった。こうした性格は、従来スポーツ欲求を抑圧されていた層、例えば裕福な主婦を引き込むために重要であった¹⁰⁶。さらにそうした従来のスポーツとかけ離れた性格によってボウリングは教育上ふさわしくないものと見られるようになり、公共部門によるボウリン

¹⁰⁶ 経営学では、従来の商品とは異なる価値を提供することで商品のイメージを変え、新しい顧客を開拓する戦略を、ブルー・オーシャン戦略と呼ぶ。当時のボウリング場におけるブルー・オーシャン戦略について、詳しくは笹生 **2009c** を参照のこと。

グ場の整備を足踏みさせた。このことも、民間のボウリング場が増加する 1 つの要因だったと言える。こうした性格もまた、後に見るようなその後のスポーツ施設産業の展開に影響を与えていた。

以上、本章では 1960 年代半ばから 70 年代初頭のボウリング場産業が大規模に展開したという現象を、供給側と参加者側の 2 つの視点から説明してきた。以上のような説明の中で論究が不足しているのは、そもそもなぜ当時のボウリングはこうした独特な性格を獲得できたのかという点である。次に課題となるのは、当時のボウリング独特の性格がいかにして獲得されたのか、そのプロセスを明らかにすることである。

この点を考察する際に示唆を与えるのは、Ozaki 1996 による指摘である。Ozaki は、スポーツ欲求を抱えた人々がボウリング場でそれを充足させたという単純な説明ではなく、ボウリング場が積極的に人々の欲求を掘り起こしたという説明を行った。つまり、ボウリング場に殺到した人々の中でも、従来あまりスポーツに参加していなかった層というのは、当時のボウリング独自の性格によって欲求そのものが喚起されたのである。この指摘は、人々の欲求が意図的に操作されたという説明を行う点で、ボウリングブーム現象を十分に説明するために重要な視点と言える。ただし、この指摘は示唆的なものであるが、実証性に乏しい。そこで次章では、当時のボウリング場が人々のスポーツ欲求をただ吸収したのみならず、欲求自体を喚起していたという視角から、それがいかに可能となったのかを見ていきたい。そのためには、ここまで見てきたようなボウリングの周辺産業のみでなく、当時のボウリングの普及の方向性を決定付けた諸主体の動向を明らかにする必要がある。

第4章 関連団体による多様な性格の獲得

前章にて、1960年代半ばから70年代初頭におけるボウリング場産業が多くの人々を引き込むことができた重要な要因の1つが、当時のボウリングが有していた特徴的な性格にあったことを明らかにした。本章では、こうした性格がいかにして獲得され、またどのようにして人々のスポーツ欲求を喚起したのかについて検討する。本稿が着目したのは、流行期にボウリングの性格を様々な方向に誘導していたボウリング関連団体である。本章では、それらの団体が何を意図してボウリングの普及を行い、そこにどのような葛藤があったのかを明らかにする。

4-1. ボウリング関連団体¹⁰⁷

当時のボウリングの多様な性格を生み出した主体として本稿が着目したのは、ボウリングという種目の普及の方向性を決定付ける役割を果たしていた、当時のボウリング関連団体である。特に、ボウリング競技者団体である全日本ボウリング協会（以下「JBC」）¹⁰⁸と、ボウリング場経営者団体である日本ボウリング場協会（以下「日場協」）¹⁰⁹の2団体は、当時のボウリング場産業の方向性を決定した主体として、きわめて重要な役割を果たしていた。後に述べるように、スポーツ施設という新しい産業領域を切り開く過程の中で、ボウリング場産業は様々な社会的障壁に直面したが、これらの団体はボウリングという種目のイメージを様々な方向へ誘導することによって、そうした障壁を乗り越えていった。以下では、こうしたボウリングという種目の持つイメージの揺れという点を軸に、当時のボウリング場産業が直面した諸問題とその対応の経緯を分析していきたい。

流行初期のボウリング場産業は、アルコール販売や賞金・賞品提供などの施策を行うことで収益を高めていたが、次第に大きな問題に直面するようになった。すなわち、深夜営業や賞金・賞品提供といったパチンコや麻雀に通じるような娯乐的施策が、風俗営業等取締法（以下「風営法」）や娯楽施設利用税による規制を呼び込み、パチンコや麻雀同様、営業時間や顧客層などの面で様々な規制を受けざるを得ない状況となってしまった。そこでJBCと日場協の両団体は、ボウリングのイメージを娯楽からスポーツへと転換させるべく、様々な方策を採った。

JBCは、現在日体協に加盟するボウラー団体であり、ボウリングの発展に主導的な力を発揮した。この団体は、他のスポーツ競技団体で言うところの日本陸上競技連盟

¹⁰⁷ 本節および次節の歴史的事実については、主に田川 1987、日本ボウリング振興協議会教育指導分科会 1994、大村 2007、全日本ボウリング協会会報などを参考にした。

¹⁰⁸ 以下では、「日本ボウリング協会」という団体も現れる。この団体は、全日本ボウリング協会と同様、JBCと略称される団体であるが、全日本ボウリング協会とは別団体である。株式会社東京ボウリングが結成された際、その後に増加していくであろうボウリング場の経営者団体として、1950年に結成された。その後、全日本ボウリング協会や日場協がボウリング業界全体に対する影響力を高めるにつれてその存在感を失い、1968年に解散した。

¹⁰⁹ 以下、「場協会」という略語も現れるが、これは「日場協」と同義である。

や日本サッカー協会などに相当する団体である。JBC の原型は、1953 年に一般社会人のボウリング愛好家の集まりとして結成された社会人ボウリング連盟であり、それは 1955 年に日本ボウリング連盟へと改名された。そしてボウリング人気の高まりを受け、社会人も学生も範疇に含むボウラーの全国組織として、1964 年に文部省を管轄省庁とする財団法人全日本ボウリング協会が誕生した。現在では、アマチュアボウリングの普及および振興を図るとともに、アジア競技大会や国際柱技者連盟トーナメントに日本代表を派遣している。

JBC の目指したスポーツ像は、日体協加盟やアマチュアリズムに特徴付けられる。JBC は、ボウリングという種目を野球や相撲などに類似した種目として普及させようとする立場を取っており、日体協へ加盟し、名実ともにボウリングを体育として普及させることを悲願としていた。流行初期のボウリングは娯楽的意味合いが強いものとして認識されていたため、JBC はそうした社会的まなざしを取り除き、より健全な種目であることを訴えるために、様々な制度の改革や国体種目化運動などを行った。後に見ていくように、そうした JBC の目指すボウリング像は、例えば競技記録の公認権へのこだわりという点に表れていた。ボウリングはゴルフなどのスポーツ同様に記録が残るものである。その記録は、世界中どこかのボウリング場においても同じ規格の設備が提供されていることで、初めて普遍性が担保される。よって、普遍性のある公平な記録を提供するためには、国際柱技者連盟と連携している JBCこそが設備の公認権を有すべきであり、商業的な団体である日場協にはそれはふさわしくないという立場を取った。以上のような JBC が有していたアマチュアリズムや競技記録の普遍性を強調するようなスポーツ観を、以後、当時の資料における表現から引用して「純粋スポーツ」（田川 1987、p.443）と呼ぶ。

一方の日場協は、ボウリングという種目独特の団体である。ボウリング場のほとんどが民間施設であり、当然各施設には利益を目的とした経営者が存在する。こうした民間のボウリング場の経営者たちが集まって作られた組織が、日場協である。あくまでも「ボウリング場」の統率を図ることが目的である点が、「ボウラー」団体である JBC との違いである。後述するように、流行初期の各ボウリング場は規制を受けることなく自由な経営を行っており、中にはパチンコなどに類似した娯楽的経営を行うボウリング場も多く存在した。しかし、後に見るように 1963 年に風営法問題に直面し、法律にてボウリング場の経営が規制されそうな事態に発展すると、彼らは娯楽色を弱めた経営を意図するようになった。その際に、業界内での連携が不可欠であるという合意が形成され、1965 年に社団法人日本ボウリング場協会が発足した。

日場協は、ボウリングを「純粋スポーツ」として普及させることには消極的であった。なぜなら、ボウリング場経営者たちにとっては、ボウリングという種目が真面目で金銭の消費を抑えるような性格を有していると、一定の利益が確保できなかったからである。日場協はパチンコや麻雀のような娯楽としての普及にも賛成はしなかったが、JBC の推進するような「純粋スポーツ」としての普及にも賛同しないという立場を取った。そこで、ボウリングを体育でも娯楽でもない、健全でありながらも適度な金銭消費性を持つ種目として普及させる方向性を志向していた。以後、こうした日場協が志向したスポーツ観を、当時の資料の表現を用いて「社会スポーツ」（田川 1987、p.256）

と表現する。

以下では、ボウリング場産業が立ち上がる過程で直面した様々な問題と、それに対する両団体の対応、その後の両団体の駆け引きなどを整理していく。そしてその経緯を、ボウリングという種目が娯楽のイメージに流れていった時期(1952年～1963年)、それがスポーツのイメージに流れていった時期(1963年～1971年)、そして両団体がボウリングのイメージをめぐって対立した時期(1971年～)の3期に分け、両団体の対抗・協調関係を軸としてボウリングブーム現象の内情を明らかにしていく。

以下では、様々な主体によってボウリングのイメージが様々な方向に誘導された様子が記述される。そうした方向性を簡潔に表現するために、ボウリングを「純粋スポーツ」や「社会スポーツ」の方向に誘導しようとする志向性を「スポーツ化」、パチンコなどと同様の不健全な娯楽の方向に誘導する志向性を「娯楽化」と呼ぶ。

4-2. ボウリングの多様な性格の獲得過程

4-2-1. 娯楽化(1952年～1963年)

そもそもボウリングという種目は、その輸入された時期から娯楽なのかスポーツなのか曖昧なものであった。1952年12月、東京都に初めてボウリング場が建設された際、東京都はこれに対する課税をどのような法令に基づいて行うか検討したが、適当な法令が存在しなかった。また、将来的に各地にボウリング場が建設される可能性があったことから、東京都は自治省の意見を仰ぐこととした。だが、自治省としてもこのような施設は初めてであり、まだボウリングの実態も明らかではなかったため、検討は難航した。結局、ボウリングが単なる娯楽なのかスポーツなのかという点が今後の判断基準とされ、ひとまずアイススケートに準ずるものと結論付けられた。当時、アイススケート場は主要都市に10数ヶ所存在し、これら施設が徴収する滑走料と貸し靴料にそれぞれ10%の課税がされていた。従って東京都は、ボウリング場においてもゲーム券と貸し靴券に対して課税を行うようになった。

こうしてボウリングはアイススケートに準じる種目として課税されていたが、1953年7月にはアイススケートの貸し靴に対する課税が撤廃された。マイシューズを持つ人や場外における貸し靴屋が増加するにつれて、そうした場内の貸し靴に対して課税する意味が薄れていったからである。この措置に伴い、ボウリングにおいても貸し靴への課税が撤廃された。さらに1957年には、アイススケートが大衆的スポーツとして認められ、ゲーム券に対しての課税が撤廃された。従来の原則によれば、これでボウリングにおいてもゲーム券に対しての課税が撤廃されるはずであったが、ボウリングに関してはこの原則が適用されず、依然としてゲーム代に税金が課せられたままであった。それはおそらく、この時期のボウリングはまだ娯楽としての意味合いが強く、大衆的スポーツではないと考えられたからであろう¹¹⁰。当時の新聞に、当時の文部省

¹¹⁰ 田川 1987 は、ボウリングのゲーム代課税が撤廃されなかった理由として、ボウリング場当時者が気付かずだったことと、外形課税により料金課税本来の姿が失われていたことを挙げている (p.47)。

体育局長が「深夜のボーリングが健全なスポーツであるかどうか・・・わたしにもきめかねます」（読売新聞 1964 年 2 月 19 日）と述べていたり、1970 年代に入っても「ボウリングがスポーツか、単なる娯楽か、いまだに議論があるところだ」（朝日新聞 1971 年 6 月 17 日）などと書かれていることから、当時のボウリングにはその社会的立ち位置についての合意がなかったことが分かる。

ともあれ、この時期にゲーム代の課税を撤廃できなかったことが、後々のボウリング場産業の大きな足かせとなっていく。1961 年の時点で、東京都内のボウリング場では外形課税方式で 1 レーン当たり 20,000 円の娯楽施設利用税¹¹¹が課されており、この負担はボウリング場の経営を大きく圧迫していくこととなる。また、この税を撤廃できなかったということは、少なくとも税制上は、ボウリングは娯楽であると認識されていたということである。そして 1965 年 3 月、自治省は地方税法第 75 条の一部を改正する法律案を議会に提案し、その中で、ボウリング場を娯楽施設利用税の対象に加えることが可決された。こうして、従来映画館やパチンコ屋などの娯楽に課されていたこの税が、正式にボウリング場にも課せられることとなったのである。

以上のように、ボウリングが娯楽であるかスポーツであるかという議論は、課税の問題において最初に表面化したが、この問題は後々、様々な局面で議論されることになっていく。

1961 年に自動式ピンセッターが導入され一気にボウリング場が増加すると、ボウリング人気に火がついた。殺到する客の増加をさばききれないボウリング場は、設備を酷使し、営業時間を延長し、待ち時間用にゲームの筐体などの娯楽設備を増設することで対応した。また、ボウリング場間の競争が厳しくなるにつれて、パーフェクト賞に対する賞金や賞品の提供を行うボウリング場も増えていった。その賞品は、電化製品一式、米国旅行、自家用車、モーターボートなど、非常に豪華なものであった（田川 1987、p.102）。

だがこうした施策は、ボウリングの娯楽性を高めることにつながり、社会的な批判も育っていった。つまり、高価な賞品は射幸心を煽るものである、スポーツであるはずなのに深夜にまでプレーしているのはおかしい、ボウリング場が青少年の非行の温床となる、といった批判である。また、待ち時間用の娯楽設備が青少年たちを惹きつけたことも、ボウリングの不健全なイメージを高めることにつながった。さらに深刻なケースでは、多くの外国人が集まる中で闇物資の横流しが行われたり、賭けボウリングを行う者もいた。こうした背景から、次第に警察の取り締まりが厳しくなり、青少年に悪影響のある娯楽というイメージが広がっていく。さらに 1963 年には、翌年にオリンピック東京大会開催を控え、社会環境浄化の必要性が叫ばれるようになった。そのため、従来トルコ風呂や深夜喫茶などを取り締まっていた風営法を改正し、取り締まり対象を拡大する動きが見られた。そしてその中で、次第に社会的イメージが悪化してきたボウリングを取り締まりの対象とすべきという論調が目立ってきた。

¹¹¹ 元々地方税として課税されていたが、1954 年に税制度が改正され、第 3 種の施設（ゴルフ場、パチンコ場、マージャン場など）は、娯楽施設利用税に組み込まれることとなった。

現在では、例えばビリヤードやダーツなど、スポーツと娯楽の中間的性格を持つ種目が普及しているが、当時のボウリング関係者たちはスポーツと娯楽を明確に区別していた。当時においてスポーツとはすなわち、野球や相撲のような「純粋スポーツ」を意味していた。それは、日体協に加盟する団体が管轄し、学校体育や社会体育の一環として行われるような活動である。これに対して娯楽とは、風営法で規制されるような風俗営業、すなわちパチンコや麻雀といった射幸心を煽る営業、もしくはトルコ風呂やヌードスタジオのような不健全なイメージのある営業を意味していた。ボウリング場が風営法の適用を受けるということは、これらの娯楽と同等と見なされ、広告、営業時間、料金、客層などの面で規制され、また娯楽施設利用税のような税金が課されることを意味していた。そして、そうした規制に見合うだけの利益を獲得するためには、賞金・賞品提供や深夜営業などによって人々の金銭消費を煽る必要があった。ここにおいてボウリング場産業は、パチンコなどと同様の娯楽施設産業として発展していくか、それとも健全なスポーツ施設産業として発展していくかの岐路に立たされることとなった。当時はスポーツ施設産業というものが未発達であり、ボウリング場が娯楽施設ではなくスポーツ施設を選択するということは、前例のない道を切り開いていかざるを得ないということの意味した。

4-2-2. スポーツ化（1963年～1971年）

1963年の秋ごろから、警視庁保安課が東京都内のボウリング場の視察を行い、その結果、「ボウリング場の雰囲気は不良化し、賞品、その他は豪華すぎて、射幸心を著しくそそっている」（田川 1987、p.102）と判定された。警視庁はボウリング場側に深夜営業の自粛や賞品の簡素化を求めたが、これに対してボウリング場経営者たちは、ボウリング場は健全なスポーツの場であり深夜に営業しても差し支えない、パーフェクトゲームはそう簡単に達成できるものではない、と当初は反発していた。だが警視庁の強硬な態度に対してボウリング場側が折れることとなり、自主規制を行うことが決まった。1963年12月、東京都、千葉県、神奈川県のボウリング場支配人が集まり、1964年1月から、営業時間は夜中12時までとする¹¹²、夜11時以降は場内でアルコールを販売しない、夜11時以降は未成年者入場禁止、プライズマネー（賞金）の禁止、賞品提供の禁止という自主規制を敷くこととなった（田川 1987、p.109）。この「営業時間、賞品、未成年」を柱とする原則は、自粛三原則と呼ばれた。こうした経営者たちの自助努力の甲斐もあり、当時の国家公安委員長が「ボウリング場は全国で57ヶ所あるが、深夜営業は東京などの数都市だけで、公安委員会としては行政指導で深夜営業をやめるよう自粛を要望している。現在では自主規制もあって東京の場合、新宿で1～2ヶ所が深夜営業をしているに過ぎず、今後とも行政指導で善処したい」と発言するに至り、1964年にボウリングは風営法適用を免れることができた（田川 1987、p.119）。ただし、これは附帯決議付きの決定であり、今後再びボウリング場が風営法の対象になる可能性は残った。

このような風営法問題に関する関東のボウリング場経営者の集まりが、1965年の日

¹¹² ただし、東京都などの地域では朝3時まで営業可能であった。

場協発足につながった。さらに同年には、ボウラー団体である JBC、経営者団体である日場協、設備メーカーの 3 者によって、日本のボウリングに関する最高協議機関である日本ボウリング協議会（以下「NBCJ」）が設立された。NBCJ は、娯楽施設利用税や風営法問題などについて取り組み、ボウリングが健全なスポーツであることを積極的に広くアピールしていくことが主な活動内容となった。こうして、当時のボウリング関連団体は協調し、娯楽ではなくスポーツの方向性を志向することとなった。

NBCJ は、パチンコや麻雀などのように射幸心を煽る不健全なイメージのある娯楽ではなく、健全なスポーツであると主張することによって、ボウリングに対する社会的な信頼性を高めようとした。そのために、具体的には JBC の日体協加盟運動や娯楽施設利用税撤廃運動などを展開した。また NBCJ は、ボウリング場から娯楽的要素を排除しようとした。アルコールはもちろん、過度な飲食施設を持つボウリング場は日場協に加盟を許されず、また長時間の経営も規制された。そして、大会の賞品もトロフィー程度に制限された。だが、NBCJ によるスポーツ化に関する施策はあくまでも紳士協定に過ぎず、明確な罰則規定も存在しなかったため、これを遵守しない経営者も多数存在した。これらの日場協に加盟しないボウリング場の経営者はアウトサイダーと呼ばれ、独自に娯乐的経営を行っていた。アウトサイダーたちは深夜営業や賞金・賞品の提供を続け、若者たちを引き込み、多くの利潤を獲得していった。こうしたアウトサイダーの数は、流行発生期にはボウリング場全体の 10%程度にとどまったため（日本ボウリング場協会資料）、数としてはさほど大きな影響力を持つことはなかったが、それでもスポーツであるはずなのに深夜営業を行い、豪華な賞品を提供する姿は、警察や世間の注目を集めた。このように、NBCJ がボウリングをスポーツとして普及させるという方向性は決まったものの、依然としてボウリングを不健全な娯楽とみなすような社会的気運がくすぶり続けたのである。

アウトサイダーによる深夜営業や賞金・賞品提供の頻発を受け、1965 年には、再びボウリング場に対する風営法適用議論が行われるようになった。こうした動きを受けて JBC は緊急会議を開き、ボウリング場は深夜 11 時以降の営業を停止することと、深夜 11 時以降も営業するボウリング場には JBC 加盟ボウラーは立ち入り禁止とするものの 2 点を日場協に申し入れる決定をし、また風営法適用を免れるよう署名活動を行った。これに日場協も呼応し、9 月 1 日には NBCJ の川島総裁が、ボウラー側のみでなくボウリング場側からもボウリングの健全性をアピールするべく、自粛三原則を徹底し、またボウラー数に合わせて適切な施設数を配置するよう務めると声明を発表した。また、NBCJ は声明を発表したのみでなく、風俗営業等調査小委員会に対して風営法適用反対を強く訴え続け、結局 9 月 28 日の調査小委員会において、風営法の適用を見合わせる旨が発表された。

こうした **NBCJ** 主導のボウリングのスポーツ化の成果は、産業分類の推移を見ても分かる。図 4-1 は、『日本標準産業分類』による、ボウリング場の分類の推移を示したものである。1967 年版では、ボウリング場は「娯楽業（映画を除く）」内の「遊技場」に位置付けられていた。同じく遊技場に位置付けられていたのは、当時はまだいかがわしいイメージを持っていたダンスホールやビリヤード場、パチンコ屋などの娯乐的種目だった。しかしその次の 1973 年版に

『日本標準産業分類』1967 年版

大分類 L-サービス業

└─...

└─79...

└─80 娯楽業（映画を除く）

└─805 運動場

└─：体育館、スケートリンク、水泳プール...

└─807 遊技場

└─：ダンスホール、玉突き場、囲碁将棋所、
パチンコ屋、ボウリング場...

『日本標準産業分類』1973 年版

大分類 L-サービス業

└─...

└─79...

└─80 娯楽業（映画を除く）

└─805 運動場

└─：運動競技場、体育館、ゴルフ場、ボウリング場...

└─807 遊技場

└─：ダンスホール、ビリヤード場、
囲碁将棋所、ぱちんこホール...

図 4-1. 『日本標準産業分類』によるボウリング場の位置付けの変化
行政管理局統計基準局 1967、行政管理局行政管理局統計主管 1973 より筆者作成

なると、ボウリング場は「娯楽業（映画を除く）」内の「運動場」へと移ることになる。ここには運動競技場や体育館、ゴルフ場などが分類されており、ボウリングは少なくとも産業分類上ではスポーツに位置付けられることになったのである。

こうしてひとまずスポーツに向けての方向性を定めた **NBCJ** であったが、普及の過程において様々な問題が噴出した。それは主に、レーンの過密化問題、**JBC** と日場協の間でのレーン認証問題、そして娯楽施設利用税問題の 3 つの問題である。これらの問題をめぐって、**NBCJ** は様々な対応を迫られた。

(1) 過密化問題

風営法問題以降発足した **NBCJ** は、ボウリング場産業全体の方向性を定める統率者としての役割を果たしていった。**NBCJ** の取り決めの中でもとりわけ重要だったのは、ボウリング場の新設の規制に関するものだった。具体的には、ボウリング場新設の際の距離制限や、新規ボウリング場による日場協入会金納入の義務、日場協に加盟しなければ **JBC** のレーン認証が受けられないことなどが決められた。ボウリング場事業は新規参入が容易であったため、多くの企業が無秩序にボウリング場を新設してしまっ

ては、すぐに市場が飽和し、過当競争が起こると考えられていたのである。

図4-2は、1960年から1972年における、ボウリング場の増加数を1年ごとに集計したものである。これを見ると、1960年以降毎年ボウリング場は増え続け、特に1969年ごろから一気に新規建設数が高まっていることが分かる。1年間の増加数が増えるということは、それだけボウリング場の過密化が加速度的に進行したということであった。

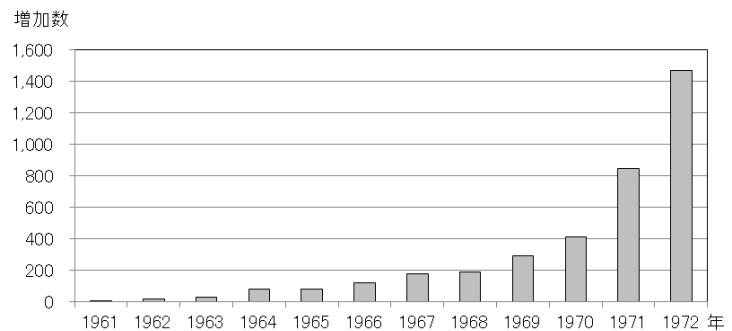


図4-2. ボウリング場年次増加数の推移
日本ボウリング場協会資料より筆者作成

このような急激なボウリング場の増加の背景には、ボウリング場事業の特性が大きく関係していた。つまり、上述のように、当時のボウリング場は「施設産業」と言われ、特別なノウハウが不要な事業であった。よって、ボウリング専門業者でなくとも、土地と設備さえ用意すれば参入可能だったのである。そのため、異業種企業が次々とボウリング場事業に参入していった。こうした状況に対して、NBCJは設立当初からボウリング場の過密化を防ぐ方法を検討してきたが、それは具体性を持つものではなかった。しかし1969年ごろから加速度的にボウリング場が増加すると、いよいよ具体的な対策を講じる必要が出てきた。

NBCJがボウリング場の乱立を防ぐために採った対策は、以下の3点の取り決めだった。第1は、新設ボウリング場は既存のボウリング場と一定の距離を置かねば建設することができないこと、第2は、新設ボウリング場は必ず日場協に加盟することが求められ、そのためにはレーン数に応じた入会金¹¹³を払う必要があること、第3は、新設レーンは日場協に加盟すればJBCによるレーン認証を受けることができ、JBC公認競技大会を開催し、またプロボウラーの派遣を受けることができることであった(田川1987、p.294)。こうした取り決めは、既設のアウトサイダーボウリング場を、日場協に加盟しにくいものとした。アウトサイダーからすれば、こうした取り決めは「JBC公認」というお墨付きを勝ち取るために多額の入会金が必要になるということであり、彼らの間で不満が募っていった。そしてこれは、新規ボウリング場のアウトサイダー化と、それら同士の団結の可能性を生むものでもあった。

さらに、1960年代末からボウリング場数が急増し、ボウリング場間の競争が起こり始めたため、再び娯乐的経営を行って自施設の利益を高めようとするボウリング場が増加した。例えばある地域では「過当競争の結果、お客を引止める手段として深夜営業をあえてしている業者もあるため、これまで周辺の住民から『夜遅くまで営業をつづけていて眠れない』と深夜の公害を訴える住民や『少年非行の温床ではないか』とか『高額な賞品を出すのは好ましくない』などとの苦情が多かった」(朝日新聞1967年10月27日)という状態であった。1967年に警察庁が行った調査によると、深夜営業

¹¹³ この入会金は一律に定められていなかったが、地元協会への加入に200万円プラス1レーン当たり10万円という高額を要求するところもあった(朝日新聞1971年12月7日)。またこの時期はボウリング場の大型化が進んだため、入会金は一気に膨れ上がっていった。

を行っている施設は、調査対象施設の 9.2%にあたる 40 ヶ所で、これは 2 年前の調査よりも多かった。また午後 11 時以降少年と思われる者の入場者も 5.9%にのぼり、これも前回調査を大きく上回った（朝日新聞 1967 年 10 月 27 日）。さらに 1969 年に警視庁が行った調査によれば、都内のボウリング場のうち約 70%が過剰な賞品を提供し、全国の約 32%のボウリング場が休日前に深夜営業を行っていた（田川 1987、p.288）。そして茨城県のある中学校では、ボウリング場の風俗の乱れを理由に生徒のボウリング場入場を禁じるようになった（朝日新聞茨城県版 1971 年 5 月 27 日）ほか、岡山県のあるボウリング場にはボウリング賭博を行うグループも現れた（山陽新聞 1971 年 12 月 16 日）。このように、ボウリング場の過密化が進む中でアウトサイダーが娯楽的施策を行い、そうした施設ではボウリングが再び娯楽として提供されるようになっていった。

（2）レーン認証問題

JBC も日場協も、ボウリングを健全なスポーツとして普及させることを目的としていた。スポーツとして普及するということは、ルール上の公平性を保つ必要があり、レーンは必ずどこにおいても統一的な規格を持っていなければならなかった。ところがこのレーンの検査や公認の権利については、流行が起こるまで統一的な基準が存在しなかった。

1952 年、日本ボウリング協会（旧 JBC）増泉理事長は協会規定の中で、以下のような規定を設けていた。

協会は日本国内の各ボウリング競技場の建設、育成、協同、諸用具の輸出入及び国内調達、外国競技場との連絡並びに選手の交換及び国内、国際諸協議会等の世話をなす。これがため、協会は特に関係諸官庁との連絡並びに ABC [引用者注：American Bowling Congress] との連繋及び米国又は国内における用品メーカーとの特別契約をなすものとす。[中略] 協会は競技場の新設にあたりては、設計、設備等の指導斡旋をなす。これがため、建設者は 1 アレーベッドにつき金貳万円の割をもって協会へ指導斡旋料を納入するものとする。

（田川 1987、p.31）

これはすなわち、ボウリング場はまずレーン設備が存在しなければ成り立たない事業であったため、流行以前の時期からレーン設備に関する規定を持たねばならなかったということである。

ところが日本ボウリング協会が実行力を失い、全日本ボウリング協会（JBC）や日場協が力を強める中で、こうしたレーンに関する規定は曖昧化していく。ボウリングブーム発生以前には、設備メーカーが自主的に検査と認証を行っていたが、次第に JBC に対して検査と認証を委託するメーカーが増えていった。そのため、AMF やブランズウィックといったメーカーの独自の基準による公認レーンを備えるボウリング場もあれば、JBC 公認のレーンを備えるボウリング場もあり、統一的な基準でレーンの公認がなされなくなっていった。

NBCJ がボウリングをスポーツとして普及させていく中で、このレーン認証権の間

題は中心的な議題となっていた。しかし、設備の専門家であるメーカーに委託すべきである、国内におけるボウリングを統率する JBC が権限を持つべきである、第3者機関を設置すべきである、といった様々な意見が飛び交い、この問題の収束には時間がかかった。JBC としては、国内のボウリングに関する業務をすべて引き受けたいという思惑と、レーンの公認を行うことによる収入への期待という思惑があり、レーン認証権はぜひとも手に入れたい権利であった。

こうして難航したレーン認証権問題は、1966 年によりやく決着がついた。JBC と日場協のそれぞれの理事会で承認され、JBC がレーン認証権を持つことが確認されたのである。その内容は、レーンの認証は JBC が実施し、メーカーとボウリング場は必要に応じて検査作業に協力すること、1966 年 4 月以降 JBC は認証のないレーンでは一切の競技を公認しないこと、レーンの認証はボウリング場からの申請によって実施するが、JBC は日場協加盟ボウリング場以外では公認競技を実施しないため、申請ボウリング場は日場協への加盟が必要であることなどであった（田川 1987、p.211）。JBC によって公認されたボウリング場では JBC の認定書が場内に掲示され、公認競技が実施できるボウリング場としての資格が明確化されていった。

このレーン認証権問題で重要だったのは、レーン認証という問題を通じて、JBC と日場協が現実的な利益関係を共有するようになったことである。それまでは健全なスポーツ化の推進という大義を追う仲間として緩やかに協調していたに過ぎなかったが、このレーン認証権問題を経て、日場協に加盟したボウリング場以外は JBC 公認の大会を開催することができなくなったのである。また、プロボウラーたちも公認レーン以外でプレーすることが禁じられていたため、非公認レーンでは客寄せの手段としてプロボウラーを呼ぶことができなくなった。このことは、JBC が日場協に対して公認というお墨付きを与えることでアウトサイダーを排除し、それが両者の利益を確保することにつながった。

（3）娯楽施設利用税問題

上述のように、ボウリング場はその税制的位置付けが定まらないままに拡大していき、1965 年に正式に娯楽施設利用税による課税対象となった。こうした課税に対して NBCJ が課税撤廃運動を行っていった。NBCJ は 1966 年、課税撤廃請願を行った。その趣旨は、「ボウリングは国民的なレクリエーションスポーツであるから、体育・スポーツ振興の観点からこれに課税するのはおかしい」、「ボウリング場のほとんどが民営であるため利用料がかかるのは仕方がないが、スポーツ振興の観点からできるだけ利用料を安くし、国民に広く広める必要がある」、「ボウリングは大衆的スポーツとして広がっており、彼ら大衆は担税力に乏しい」、「課税が撤廃されればスポーツとしての意識が明確になり、よりボウリングが健全なものとなる」といったことであった（田川 1987、p.228）。またこの撤廃運動のため、ボウリング業界に対しては、各方面において団体組織を整備し規律ある発展を目指すこと、自主規制を守ること、スポーツとしての秩序を確立することなどを徹底していった（田川 1987、p.228）。これ以降、NBCJ はこれらの趣旨にのっとり、文部省、自治省、通商産業省などに対して頻繁に課税撤廃を訴えていくことになる。しかし、娯楽施設利用税課税対象全体に占めるボウリング

場の割合は非常に高く、財政難にあえぐ地方公共団体にとって課税撤廃とはすなわち貴重な財源の消失を意味したため、こうした申し入れはなかなか受け入れられなかった。

4-2-3. 関連団体の対立（1971年～）

以上のように、ボウリングブームが過熱していく中で、ボウリング場産業は様々な社会的障壁に立ち向かわざるを得なかった。それに対して **NBCJ** は様々な対応を行ったが、次第にその内部での関係性にひびが入っていった。特に **JBC** と日場協の対立の根幹にあるのは、スポーツというものに対する価値観の差異であった。つまり、「純粹スポーツ」としてのボウリングを求める **JBC** と、「社会スポーツ」としてのボウリングを志向する日場協の間で、今後のボウリングの普及戦略に齟齬が生じ始めていったのである。

このような両団体の摩擦が強まる中、**1971年9月13日**、ボウリング業界を揺るがす事件が起こった。公正取引委員会が、**JBC** や日場協など **14ヶ所** を独占禁止法（以下「独禁法」）違反の疑いで強制捜査したのである。捜査の理由は、レーン認証協定によってアウトサイダーが不当に締め出され、客寄せなどの点で不利な立場に立たされたことや、新設レーンに対して不当な料金を請求したことが、独禁法第8条「実質的な競争制限」違反に当たるとの疑いが持たれたことである。

新聞各社はこの日の夕刊でこのニュースを大きく扱った。「ボーリング場ヤリ玉 “新規参入はばむ経営”」の見出しを掲げた日本経済新聞は、**1966年12月** ごろに **JBC** と日場協が、**JBC** は日場協加盟のボウリング場以外のレーンについては記録を認証しないという協定を結んだため、アウトサイダーが記録の公認などの点で客寄せに不利な状況となったほか、日場協が過当競争を防ぐ目的で新設ボウリング場 **1軒** 当たり **200万** から **300万円** もの入会金を求めたことなどを報じた（日本経済新聞夕刊 **1971年9月13日**）。また「ボウリング場協会を“摘発” 新規店あくどく制限」と過激な見出しを掲げた読売新聞はさらに踏み込んで、日場協はアウトサイダーに法外な入会金を課すことで、実質上レーンの公認が行われないような措置を行ったとまで報じた。さらに、栃木県宇都宮市の新設ボウリング場が既存のボウリング場に嫌がらせを受け、「あいさつ料」を払わされたという事例まで紹介している（読売新聞夕刊 **1971年9月13日**）。その後、国会にてこの問題が追求され、新規ボウリング場に対して法外な加盟料が請求されたことや距離制限が課せられたこと、徴収された金は使途不明であり脱税の可能性のあることなども報じられた（朝日新聞 **1971年12月17日**）。

こうした強制捜査に至った経緯は当然機密事項とされているが、それまでの経緯から見て、アウトサイダーによる公正取引委員会への告発があったことが推察できる。日場協の木村専務理事は「今回の事件は非加盟センターのグループ〔中略〕と関係しているでしょうが、同連盟も我々場協会活動の恩恵を平等に受けている筈です」（田川 **1987, p.381**）とし、自肅三原則を守らない上に独禁法まで持ち出したアウトサイダーたちを批判した。

各ボウリング場にとっての、レーンの公認を受けることのメリットは、大きく分けて **2つ** あった。つまり、公認レーンであれば **JBC** 公認アベレージを出せること、そし

て公認レーンを備えたボウリング場ではプロボウラーを客寄せの手段にできることの2点である。前者については主に競技志向ボウラーにとってのみ重要だったが、後者は一般のボウラーを集める意味でも大きな意味を持っていた。

田川 1987 が「ボウリングが現在健全なスポーツとして一般に受け入れられ、またボウラー人口 2 千万とも称される国民スポーツの一員にまで急成長をとげた時点での、この報道だけに関係者のみならず一般ボウラーにとっても相当のショックを与えた事件であった」(p.377) としたように、独禁法問題は関連団体のみならず、国民全体に大きな衝撃を与えるものであった。そして 1971 年 12 月 28 日、公正取引委員会は、JBC と日場協の間の協定は非加盟ボウリング場を締め出すための協定であると断定し、これは独禁法第 8 条第 1 項第 3 号で禁じられている「一定の事業分野における事業者の数の制限」に触れるものであるとして、協定を破棄するとともに、その旨を業界全体に徹底させるよう両協会に勧告を行った。これに対して日場協は「この申合せは、深夜営業をしない、過大な景品はつけない、など営業三原則を守らせるためのもので、アウトサイダーの多くが深夜営業などしており、青少年の非行化防止という協会の健康経営方針に沿っていないことから申合せの意義は明らかだ」と反論したが、公正取引委員会はこれについて「営業三原則はたしかにけっこうだ。それをとやかくいうつもりはないが、いわばレーンや記録の認証をエサに三原則を守らせるのは行きすぎだ」と批判している(朝日新聞夕刊 1971 年 12 月 28 日)。さらに朝日新聞がこの事件を「“ヤミ協定”をたてにいわばブームを食っていた“黒いボウリング”事件」(朝日新聞夕刊 1971 年 12 月 28 日)とし、日本経済新聞がレーン認証協定を「アウトサイダー締め出し協定」、「全国約百三十のアウトサイダーに不当な圧力を加える、いわばヤミ協定」(日本経済新聞夕刊 1971 年 12 月 28 日)と報じるなど、社会的にボウリングに対するイメージが悪化していった。

そして 1972 年 1 月 17 日、日場協は独禁法違反の事実はないという理由から、公正取引委員会の勧告を拒否する通告を行った。ところが 1 月 20 日、文部省から JBC に対して、日場協とのレーン認証協定を破棄し、JBC はアマチュアスポーツ団体としての姿勢を強化すべきであるとの指示があり、もし文部省の指示に理解を示さない場合は、以後大会の後援を取り消すという強い申し入れがあった。そして JBC はこの申し入れを受け入れる。そこには、JBC の 2 つの思惑があった。つまり、JBC は日体協加盟を至上命題として活動してきたために、ここでアマチュアスポーツ団体としての姿勢を見せることで文部省へのアピールを行おうとしたこと、そして日場協との関係を断ち切ってクリーンなイメージを回復しようとしたことである。この時期は、ボウリング関係者の間で流行が近い将来終息するだろうと言われ始めた時期であった。「今年にはいって、どのボウリング場も客の入りが悪くなってきた。五月の連休からは、そのかげりは一層ひどい。ボウラー人口そのものは、むしろふえた、と業界はいう。ボウリング場がふえすぎた結果らしい」(朝日新聞 1972 年 8 月 24 日)という状態となっていた。このような状況を見るにつけ、JBC としては文部省との関係を悪化させてまで公正取引委員会の勧告に反発するメリットはなかった。

こうして JBC と日場協の間に溝が生まれつつあったが、こうした溝が決定的に深まったのが、1972 年 9 月の第 7 回全国選抜チーム選手権大会の開催をめぐる対立であっ

た。日場協常務理事と JBC 常任理事による懇談会の席で、日場協側が、この大会を JBC の公認なしで、日場協独自の運営で開催する旨を通告した。この大会はそれまで JBC と日場協の協力のもと、JBC 会員たちが集まって行う大会であったが、日場協側はこの大会をボウリングの祭典であると認識し、JBC 会員以外にも広く開かれた大会にしようと画策したのである。これに対して JBC 側は、会員からの要望もあり、この大会に代わる JBC 会員の祭典として全日本支部対抗チーム選手権という大会を創設し、9 月 15、16 日に名古屋で開催することを決定した。ところが日場協側では、すでに 9 月 16、17 日に名古屋で全国選抜チーム選手権大会を開催することを決定しており、JBC 側の決定は大会に対する妨害行為であると解釈した。この点について、JBC と日場協の両者は激しく対立していくこととなる。日場協側からすれば、JBC による支部対抗チーム選手権の開催は日場協の選抜チーム選手権大会に対する妨害行為であるため、日場協加盟ボウリング場は JBC 側にレーンの提供を行わないよう呼びかけた。それに対して JBC 側は、日程が重なってしまったことは開催地である愛知県連の都合であり、日場協に対する妨害の意図はないとし、むしろ日場協が JBC に会場を提供するなどと呼びかけたことこそが妨害行為であると指摘した。こうして両者は一歩も譲らず、とうとう法廷での争いにまで発展していく。そして JBC は会員たちに対して、日場協主催の大会に参加することはアマチュアルールおよび JBC 規定に触れるため、参加した会員は即除名するとまで通告するようになった。

以上のように、独禁法問題を契機として JBC と日場協の関係は修復不可能なまでに悪化していった。そしてこの対立は、流行の発生期に生じた 3 つの問題、すなわち過密化問題、レーン認証問題、そして娯楽施設利用税問題の 3 つの領域にて複合的に顕在化していった。

(1) 過密化問題

JBC と日場協の対立の深まりに伴って NBCJ のボウリング場産業に対する影響力は低下していき、日場協に加盟しないボウリング場の割合が次第に増加した¹¹⁴。図 4-3 は、日場協未加盟ボウリング場の割合の推移である。従来、アウトサイダーの割合は 10%程度であったが、JBC との対立が深まる中でその数値は急上昇し、1975 年には全国のボウリング場の約 40%がアウトサイダーという状況となった。1971 年には、JBC と日場協に反発するアウトサイダーを中心に日本ボウリング場経営者連盟という経営者組織が結成され、業界が分裂していった。こうして自粛三原則を守らない多くのボウ

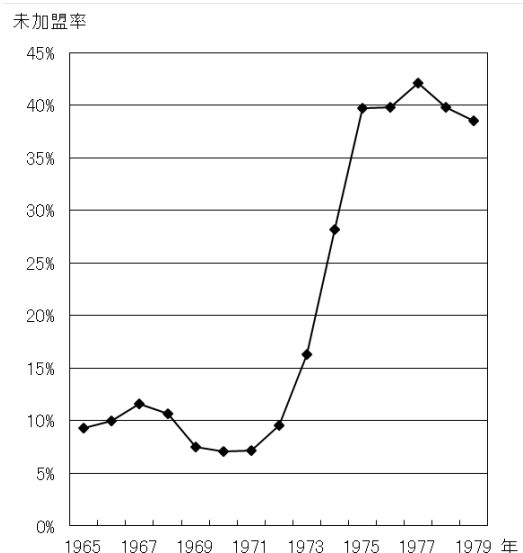


図4-3. 日場協未加盟率の推移
日本ボウリング場協会資料より筆者作成

¹¹⁴ アウトサイダーの親企業の業種に関する内訳などの詳細については、具体的なデータが存在しないために示すことができない。ただし、1970 年代初頭からアウトサイダーの

リング場が、他のボウリング場との競争の中で料金ダンピング、過大賞品の提供、投げ放題といった無秩序な娯乐的経営を行うようになっていった。

また、NBCJ の影響力低下によって距離制限を無視した形で多くのボウリング場が建設され、1972 年には全国で 12 万以上ものレーンが整備されるなど、明らかに供給過多の状態となった。人口比で見ると、流行のピーク期には国民約 888 人当たりにつき 1 レーンが整備されたが、これはボウリングの本場である米国における流行のピーク期（1965 年）の、国民約 1,380 人当たりにつき 1 レーンという割合（余暇開発センター1980、p.99）と比べても、過剰な数字であったと言える。このように、需要に合わない数のボウリング場が建設されることで、個々のボウリング場に対するパイの配分が減少し、各ボウリング場は収益を減少させていった。図

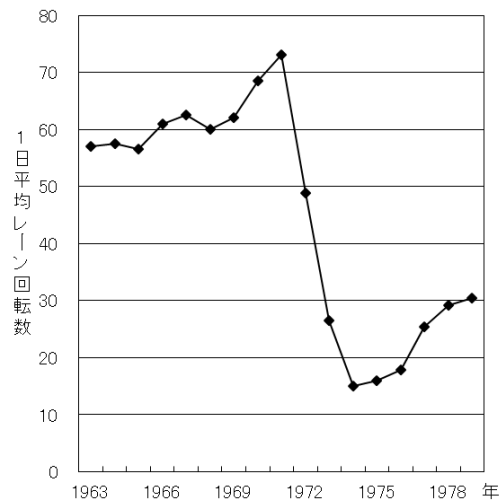


図4-4. 平均ゲーム稼働数の推移
余暇開発センター1980 (p.162) より筆者作成

4-4 は、1 日の 1 レーン当たりの平均ゲーム数の推移を示したものである¹¹⁵。これを見ると、1971 年には 1 日平均 70 ゲーム以上回転していたにもかかわらず、それ以降は急激に回転率が低下していることが分かる。山田 2011 によると、ボウリング場の採算ラインは 1 レーン当たり 1 日 35 から 40 ゲームであり（p.88）、1973 年以降はこのラインを下回っていたことが分かる。これは、ボウリング場間の過当競争によって各ボウリング場の動員力が減少したことや、レジャーの多様化と不況によってボウラーの多くがボウリングから離れていったことなどによると考えられる。こうして回転率が著しく低下したボウリング場は次々に倒産していった。

こうした NBCJ の影響力の低下は、様々な面でボウラーたちの足をボウリング場から遠ざけていった。まず競技志向ボウラーたちにとっては、JBC の会員にならなければアジア選手権などの国際大会の選考会に参加することができなくなっていた。また、JBC 会員たちは日場協主催の大会に参加した場合、即除名とされた。そして、JBC は 1974 年にプロボウラーとアマチュアボウラーの交流禁止を決定し、JBC 所属のアマボウラーたちは、プロボウラーと同じ舞台で試合をすることができなくなってしまった。この他にも、世界大会につながる記録の公認権が JBC にあるため、日場協加盟のボウリング場で出した記録は公認されない、プロボウラーは JBC に加入できないなどの問題も起こった。これらの JBC と日場協の対立による問題は、ボウラーたちに大きな混乱を生んだ。どの大会に出ていいのか、どのボウリング場なら記録が公認されるのか

割合が急激に高まったこと、1971 年のドルショックをきっかけとして異業種企業がボウリング場経営に乗り出すケースが増えたこと、そして後発のボウリング場は短期での利益回収を目的として大型化するケースが多く、レーン数が多かったために日場協に対する入会金が高くなったこと、の 3 つの事実を勘案すると、大型ボウリング場を整備することの多かった後発の異業種企業ほどアウトサイダーになりやすかったと推察できる。

¹¹⁵ 全国総ゲーム数÷レーン数÷1 年間の日数で算出した。

といった混乱は、次第にボウラーたちの足をボウリングから遠ざけていった。

そして、競技としてボウリングを行うわけではない一般ボウラーたちにとっても、この対立は影響を与えた。JBC 対日場協の、互いの利益を優先しボウラーたちの顔を見ない泥沼の争いは、社会のボウリングに対する不信感を募らせた。また、JBC がプロボウラーに対する冷遇策を採ったために、「見るスポーツ」としてのボウリングの発展が妨げられ、新たな顧客を掘り起こす機会が失われてしまった。一般ボウラーたちにとって、それまでのプロボウラーによる指導は貴重な技術向上の機会だったのである。また、「ボウリング場“村八分”事件」（朝日新聞 1972 年 1 月 28 日）などと両団体の対立や新規ボウリング場に対する締め出しなどが報じられるうちに、ボウリングという種目そのものに対して不信感が募っていったと考えられる。

（2）レーン認証問題

JBC と日場協の関係が独禁法違反と報じられる中で、JBC は日場協との連携を断ち切り、自ら競技場を指定し、そこで競技を行うという方向性を模索するようになった。つまり、従来のレーンの公認は日場協加盟ボウリング場のみにしか行わず、日場協に加盟していることこそが公認の基準であった。ところが独禁法問題以降、公認の基準を JBC 独自に設けることにしたのである。JBC は 1972 年 2 月、指定競技場の設置基準を示した。そこには、JBC 会員に対してゲーム料金の割引などの優遇措置が行われることなどが盛り込まれ、3 月から実施された。この指定競技場制の導入はすなわち、あくまでボウラー団体であった JBC が、日場協の業務の領域に踏み込んだということであった。JBC は日場協に対してこの指定競技場制に理解を示すよう申し入れたが、日場協の常務理事会は「指定競技場設置基準の要項には、ボウリング場の経営権に触れる事項や、過大な協力義務など、将来、大きな問題をひき起こさせるところがある」（田川 1987、p.417）などの理由から、協力の態度を保留した。

8 月の JBC 緊急理事会において、レーンなどの設備の規格に限らず、その競技場全体が競技者にとって公平で適正な運営ができており、JBC 会員に推薦できるかどうかを基準とする指定競技場制が提案された。この「競技場全体」というのはつまり、飲食物の販売などレーンの外の設備もアマチュア基準に沿っているかを認証基準に盛り込んだということである。従来のような設備規格のみを公認する権利を超え、ボウリング場全体に対する認証権を主張する JBC に対して日場協は反発し、JBC の申し入れを白紙撤回して規格の認定権は日場協にあると主張した。田川 1987 によれば、「指定競技場制で JBC の目指すところは要するに 2,500 のボウリング場の中から、JBC の希望する諸条件を満たした優良センターを指定し、ここでプレイする JBC 会員に料金その他の優遇措置を与えようとするもので、この組織を拡大発展させて、文部省の支援のもとに体協加盟へのステップに育て上げようとする」（p.431）というものであった。

こうして、レーン認証権をめぐる JBC と日場協の間の対立は決定的となった。そしてついに 1972 年 9 月、JBC が臨時代議員総会を開き全会一致をもって正式にレーン認証協定を破棄し、今後 JBC が自主性を持ってレーン認証を行うことを通達した。そして 12 月には当然のごとく NBCJ も解散し、また 1974 年 4 月には JBC によって公認されたボウリング場同士の協議機関として、全国ボウリング指定競技場協議会が発

足した。これらの一連の動きによって、流行初期以来の JBC と日場協の協調関係が寸断され、レーン認証基準やボウラーの権利などに関して国内における統一的な基準がなくなってしまった。そして、「純粋スポーツ」としてのボウリングを目指す全国ボウリング指定競技場協議会、「社会スポーツ」としてのボウリングを目指す日場協、そしてアウトサイダーによる日本ボウリング場経営者連盟という、3 種類のボウリング場統括組織が乱立した。

(3) 娯楽施設利用税問題

レーン認証権をめぐる JBC と日場協の間で対立が深刻化すると、娯楽施設利用税による課税撤廃運動の足並みは一層揃わなくなっていった。JBC は文部省に接近し、真面目な「純粋スポーツ」であることをアピールすることで娯楽施設利用税適用の不当性を主張していったのに対して、日場協はボウリングがすでに健全な娯楽性を持つ「社会スポーツ」として全国民的に広まっている点を強調することで、撤廃を訴えていった。両者の間で免税請願理由にずれが生まれていったのである。

1970 年 8 月、JBC は JBC 主催大会への課税の撤廃を目指して単独で撤廃陳情運動を行った。すなわち、一般客がただ遊びでプレーしている場合に課税するのは構わないが、文部省が後援している JBC 主催の大会にまでも娯楽施設利用税が課せられるのはおかしいという形で、運動に対するスタンスを変更したのである。JBC のこうした姿勢に対して日場協の不満は高まっていき、同時に JBC も日場協の非協力的な態度に不信感を強めていった。また 1974 年 6 月には、日場協による撤廃デモ行進が行われたが、ついに JBC はこれに参加しなくなった。JBC は日場協とは請願理由が一致せず、免税の対象を指定競技場における公認ゲームに絞り、あくまで限られた狭い運動を考えるようになったのである。JBC 藤野副会長は「われわれは施設利用税の負担者であるアマチュアの競技者を守るために、前面に立ってやるのであって、場協会とは請願の趣旨が違う」（田川 1987、p.549）と発言し、両者の対立関係が明確化していった。こうして娯楽施設利用税の撤廃が進まなかったということは、税金の分だけボウラーたちに高い利用料金を強いることを意味した。こうした両団体の足並みの揃わなさが、ボウラーたちの不利益として具現化されていったのである。

4-3. 関連団体による欲求の喚起

以上、流行期におけるボウリング場産業の開拓に伴う諸問題と、それに対する関連団体の対応について概観してきた。以下では、まずこのボウリングのイメージの揺れの概況を整理し、次にそれによって人々のスポーツ欲求を掘り起こすことが可能となった状況を見ていく。

4-3-1. 関連団体によるイメージ戦略

日本にもたらされたばかりのころのボウリングは、深夜営業や賞金・賞品提供、アルコール販売などが行われる娯楽として提供されていた。それにより、ボウリング場に対する風営法の適用や娯楽施設利用税による課税といった、ボウリング場経営の根幹

を揺るがす大問題へと発展していった。そうした状況に対して、当時の JBC と日場協は、「スポーツ化戦略」と言うべき戦略をもってボウリングという種目を健全なものとしようとした。これはつまり、ボウリングは不健全な娯楽ではなく健全なスポーツであるという主張を行うことによって、様々な社会的障壁を乗り越えようという戦略である。そのベースとなったのは健全性を強調するための自肅三原則であり、この原則を順守することを各ボウリング場に求めることで、ボウリングという種目が娯楽ではなくスポーツであることを強調した。こうした施策は一定の効果を果たし、実際に風営法適用から外れるという成果をあげ、さらに社会的にボウリングはスポーツであるという認識を高めることにつながった。一方これらの団体の枠組みから外れたアウトサイダーと呼ばれるボウリング場経営者たちは、積極的にパチンコや麻雀のような形での普及、「娯楽化戦略」と言うべき戦略をもってボウリングを普及させようとした。こうした「スポーツ化戦略」と「娯楽化戦略」の対立に加えて、「スポーツ化戦略」も一枚岩ではなく、JBC は真面目な「純粋スポーツ」をイメージしていた一方、日場協はスポーツと娯楽の中間的性格を持つ「社会スポーツ」をイメージしており、アウトサイダーも含めた 3 者がそれぞれの方向にボウリングのイメージを誘導しようとしていた。JBC と日場協の両団体は、ボウリングという種目に対する様々な規制や混乱と対峙することを余儀なくされた。そして、ボウリングの進むべき方向性をめぐってときに協調し、ときに対立しながら、ボウリングを普及させていった。

以上のような、ある種目が普及する際に直面した困難を、そのイメージの変更という戦略によって乗り越えた事例として、スキーが知られている。西山 2006 は、日本におけるスキーの普及を事例として以下のような論を展開した。近代スポーツをめぐっては、禁欲的で、反肉体、反自然、努力といった点を強調する〈禁欲的ヘゲモニー〉と、快楽主義的で、自然や肉体そのものに特権を与え、強制的規律や精進などから距離を置く〈自由放任主義的ヘゲモニー〉との対立がある。日本に輸入された当初のスキーはもっぱらブルジョワの占有物で、〈自由放任主義的ヘゲモニー〉の支配下にあるスポーツと認識されていた。しかし大正から昭和へと時代が移る中でマルクス主義に基づいたブルジョワスポーツ批判が広まると、大谷武一のような体力を国力の源とみなす民族主義者たちがスポーツの指導者となっていった。その中でスポーツをめぐる正当性は、次第に身体や人格形成の手段としての価値を強調する〈禁欲的ヘゲモニー〉に接続されていった。スキーはその禁欲的性格を強調するために、バジテストという制度を導入した。これは主に武道に見られる段級制度をスキーに導入したもので、これによって「スポーツ道」としてのスキーを出現させることとなった。武道と同様、国民の心身を鍛えるためという立ち位置を獲得したスキーは、戦時中も弾圧を回避することに成功した。そして戦後、逆に武道が GHQ によって禁じられるような社会状況の中、スキーは〈禁欲的ヘゲモニー〉から脱し、〈禁欲的ヘゲモニー〉と〈自由放任主義的ヘゲモニー〉を親和させた〈修養主義的ヘゲモニー〉を獲得していった。〈修養主義的ヘゲモニー〉を獲得したスキーは、エリートのたしなみとしてのスキーと大衆教育のためのスキーという 2 つの顔を使い分けることに成功し、広く普及することとなった。

以上のようなスキー同様に、ボウリングもまた、様々なイメージを使い分けるとい

う戦略を用いることによって普及が促進されたと言えることができる¹¹⁶。初期の娯楽的性格に対する様々な社会的規制に対しては、ボウリングはスポーツであり、健全なものであるという主張を行うことで対処した。しかしここで注目すべき点は、ボウリング場はそのほとんどが民間施設であり、一定の利益を確保する必要があったことである。そういう意味では、ボウリング場経営者の団体である日場協が最初からパチンコなどのような娯楽の方向での普及を志向しても不思議はなかった。パチンコ産業の規模の大きさを見ても分かるように、経営的な合理性から見た場合、むしろ「娯楽化戦略」のほうが最善の戦略であった可能性がある。それではなぜ、当時の日場協は、「娯楽化戦略」ではなく「スポーツ化戦略」を選択したのだろうか。

実はこの決断は、やはりあくまで経営上の手段として合理的・戦略的に選択されたものであった。当時のレジャー産業は「水商売」と呼ばれるほど不安定なもので、何が儲かるのかという見通しを立てることが難しかった。そのためレジャー施設経営者にとっては、本業が失敗に終わった際の施設の転用を考えておくことが、リスクヘッジとして必要不可欠であった。つまり、当時のレジャー施設業は失敗が前提に置かれていたのである。なお当時のレジャー施設においては、最終的には倉庫やスーパーに転用することが一般的だった。ところがボウリング場はパチンコなどの施設に比べると規模が大きかったため、設備の入れ替えが困難であった。また、施設の天井が高すぎる、荷重が弱い、ガター用の溝が掘られているなどの点も転用に不利だった。パチンコなどであれば、流行が過ぎ経営が困難な状態に直面したとき、設備や営業業種そのものを入れ替えて新規性を演出することで、再び客を取り込むことが可能となる。これらの施設は、風営法によって営業時間や広告、店舗面積などの面で規制を受けながらも、逐次新規性を演出することで利益を高めるという経営手法を構築している¹¹⁷。そしてそれらの設備の入れ替えが失敗に終わっても、最終的に倉庫などに転用できる。ところがボウリング場は、こうした新規性の演出も、倉庫やスーパーへの転用も難しかったため、一度建ててしまえばボウリング場として存在し続ける必要があったのである。すなわち、事業が失敗した際、風営法から受けるダメージが他のレジャー施設よりも相対的に大きかったため、必然的に風営法を回避するために娯楽の方向性を断念し、「スポーツ化戦略」を選択せざるを得なかったのである。ボウリングブーム現象の凋落を象徴するシーンとしてしばしば記述される、廃業したボウリング場に巨大なピンだけが取り残されているといった光景は、まさにボウリング場が他の業種に転用す

¹¹⁶ なお、こうした種目のイメージを変化させることによって新しい顧客を開拓するという戦略は、米国におけるボウリングでも同様であった。米国では元々、ボウリング場は酒場の付帯設備として普及し、そこには暗くいかげわしいイメージが付与されていた。そこにおける中心的顧客は、成人男性であった。しかし1950年代ごろから「家族の一体感」マーケティングが導入され、ボウリングは派手でけばけばしいイメージに生まれ変わり、家族層を取り込むようになった（Hurley 2001）。日本でも、米国と同様の展開が見られたのである。

¹¹⁷ 例えば加藤1984は、パチンコ業界では数ヶ月ごとにパチンコ台の機種を戦略的に陳腐化させ、常に新装開店を謳った花輪を店先に並べることで、来店客数が増加すると論じている。

ることが難しく、そのまま放置されざるを得なかったことを物語っている¹¹⁸。

このように、当時の日場協は経営的合理性を追求するうえで「スポーツ化戦略」を採用せざるを得なかった。この選択は、風営法や娯楽施設利用税といった社会的規制という環境に適応するために選び取られたものと言える。しかしすでに述べたように、ボウリング場経営者たちにとっては、スポーツでありながらも一定の不健全性を保って人々に金銭消費を煽る必要もあった。そのため、日場協はボウリングの娯楽的性格も否定できなかった。実際、日場協および **NBCJ** は娯楽的経営を行う経営者たちを特に厳しく罰することはせず、半ば黙認していた。このことは、**NBCJ** による「スポーツ化戦略」が、あくまで風営法を回避するための一種の方便に過ぎなかったことを意味する。すなわち、スポーツ志向から娯楽志向まで多様なニーズを持つ顧客を幅広く取り込むことが、ボウリング場産業全体の利益となったのである。日場協 **O** 氏は、以下のように述べる¹¹⁹。

結構風営法をかけられちゃうと、これなんちゅーの、風俗営業っていうのは規制が、それも警察の規制じゃないですか。なかなか商売やりにくくなるって、当時の人が、業界の指導者が考えたんじゃないでしょうか。だからなんとしても風俗営業を逃れたい。それを逃れるためには、スポーツを前面に出すのが一番逃れ易いことだから、風営法を逃れるために、スポーツを前面に出した、というかんじじゃないですかね。出さざるを得なかったというか。それで、逃れたということだと思うんですよ。

[中略]

風営法のときは、**JBC** 中心に、場協会もそうだったよね。特に深夜営業だったんじゃないでしょうか。深夜営業の問題。アルコールは、あまりどうだったんだろ…さっき言うその、ビール飲みながらやってた人はやってたのかなあ。酔っ払いは困るからあれだけどね。楽しみの範疇ではやってたんじゃないかな、適当に。

(調査者：そうすると、当時のボウリングはスポーツでもあり娯楽でもあり？)

そうそうそうそう。

(調査者：日場協もそれ[引用者注：娯楽的経営]を黙認という形で？)

そうそうそうそう。それで、まあ、風営法をあれするための方便といいますか、それともう1つあれはやっぱり、**JBC** の体協加盟だとか、体協加盟のあとに、国体参加ができたわけですけども、そういうのについてはやっぱり、スポーツの面を強調しないとできないから、やってきたと。

このように、**NBCJ** による「スポーツ化戦略」は、実際には風営法を回避するための方便に過ぎず、現実的にはアウトサイダーなどの娯楽的経営には目をつむっていたことが分かる。そして、「スポーツ化戦略」によってもたらされた風営法不適用という環境の上で、多くのボウリング場が実際には娯楽的経営を行っていた。なお、上述のよう

¹¹⁸ 以上の分析は、日場協 **S** 氏への調査(2006年12月1日)の結果をもとに行った。

¹¹⁹ 日場協 **O** 氏への調査(2009年6月19日)より。**O** 氏はボウリングブーム当時にはボウリング場の経営者を務めていた。

に当時の JBC は日体協加盟を悲願としており、そのためにも「スポーツ化戦略」は必要であった。

これらの「スポーツ化戦略」対「娯楽化戦略」、そして「スポーツ化戦略」内部でのスポーツ観をめぐり対抗関係は、ときに激しく対立しながらも、ときに妥協し合うことで、ボウリングという種目の持つイメージを大きく揺さぶることにつながった。すなわち、ある面では相撲などのような真面目な「純粋スポーツ」に近いが、ある面ではパチンコなどの娯楽に近く、またある面ではその中間的性格も有しているという、多様な顔を持つようになった。こうした性格の多面性は、多様なニーズを持つ客を取り込むことにつながったと言える。つまり、「純粋スポーツ」としてボウリングをプレーしたい客、例えば JBC 会員となってアベレージ向上を目指すような人々も、娯楽としてプレーしたい客、例えば飲酒を行いながら仲間内でプレーしたいような人々も、同時にボウリングに引き込むことが可能となった。そして、その中間的性格にボウリングの魅力を感じた人々も多く存在したと考えられる。

以上の分析から分かるように、当時のボウリングは特定の性格を持った種目として普及したというよりも、真面目な「純粋スポーツ」を目指す JBC も、娯楽性を認めた「社会スポーツ」を目指す日場協も、そして娯楽を目指すアウトサイダーもそれぞれ存在し、それぞれの方向を向いてボウリングを広めていったという表現がもっとも適切であろう。ここで重要なことは、ボウリングは元々確固とした理念のもとで普及していったわけではなく、各主体にとっての利益の最大化という目標のもとで多様な性格を帯びていったということである。利益の最大化のために右往左往した末に多様な性格を獲得し、それが結果的にスポーツ施設という新しい産業領域の土壌を切り開くことにつながったのである。言い方を変えると、ボウリング場によるスポーツ施設産業の形成とは、何らかの主体が意図してもたらされたものではなく、多様な主体がそれぞれの利益を追求した結果もたらされたということである。このことは、後に見るように、人々に対するスポーツの場の安定的な供給という観点からは重要な問題をはらむものであった。

なお、このように従来のスポーツとは異なる性格をもって普及したことは、ボウリングに対する社会的批判も同時に育てていった。特に青少年がボウリングにのめり込む姿は、不健全なものとして報道されることが多かった。例えば以下のようなものが挙げられる。

こんなにおそくなって、家で心配しない？「ボーリングへいったといえぱだいじょうぶよ」ひとりがいえぱ、イヌがほえる“連鎖反応”のように「わたしも」「わたしもよ」ときた。[中略] ボーリングも健全なスポーツの一つにちがいあるまい。だが“深夜営業”というところに、明るい光を避けて“なにか”がしのびこむ“悪”にとっては絶好のかくれ場なのだ。

(読売新聞 1964 年 1 月 27 日)

ボウリング場の営業時間が制限されていないことや、小、中、高校生も自由に出入りできるため、一日中ここで過ごす児童、生徒がふえ、それがグループを作り、非行に走っている。

(読売新聞 1971 年 9 月 28 日)

子どもたちだけで出かけるのがけっこういるし、その待つ時間、退屈して、他のゲームをやったり、食物を買ったりするという。女の子同士で行って、中学生や高校生と知合いになったものもいるという。これが、非行に移らないかと気になる。

(朝日新聞 1971 年 11 月 27 日)

こうした、若年層が非行に走ることを懸念した記事に加えて、「ボウリング代欲しさに盗む 高校生ら補導」(朝日新聞 1971 年 8 月 15 日)、「レジャーの奇形児 ボウリング狂青年自殺」(読売新聞 1972 年 5 月 30 日)、「ボウリング狂中学生 悪の道へ“ガター”」(読売新聞 1972 年 11 月 14 日)といった見出しを掲げ、ボウリングと青少年犯罪を結びつけるような報道も多く見られた。

これらの新聞記事の意味するところは、まず当時の若者たちにとってボウリングは非常に強いあこがれの対象だったということである。だが一方、大人たちから見ればボウリングは少年非行の温床として映った。これらの若者たちのボウリング参加を批判的に見る視線は、当時の人々のスポーツ観をめぐる動揺と読むことができよう。すなわち、上述のように当時のボウリングは娯楽性を有したスポーツという新しい性格を持ち合わせており、従来の「純粋スポーツ」とは一線を画したイメージを有していた。例えば深夜にボウリングに参加することや、ボウリング場でグループを作ることとは、「純粋スポーツ」とはかけ離れたものであった。NBCJ は「スポーツ化戦略」を用いて健全性をアピールし、それが風営法の適用回避という成果をもたらしたものの、一方で社会的には不健全なものとしても理解されていた。例えばボウリングブーム現象を振り返った新聞記事では「盛り場のふん囲気の中で、単なる遊びとして扱われ、スポーツとしての正しい発展ができなかった」(朝日新聞 1979 年 6 月 20 日)などと、当時のボウリングはスポーツとして正しくなかったと断じている。ここにおいては、スポーツ＝「純粋スポーツ」という価値観が根底にあることが分かる。

4-3-2. スポーツ欲求の喚起

以上のように、流行期におけるボウリングがその最適なポジションを探して右往左往する過程は、従来のスポーツにもレジャーにもない、新しい性格を獲得することにつながった。そしてそれは、結果的にスポーツとレジャーの合流をもたらし、従来スポーツにあまり参加していなかった層に対してまでもスポーツ欲求を喚起する結果となった。

従来、日本におけるスポーツとはすなわち体育のことであり、明治期以降エリートたちの独占物となることで、極端に「真面目の領域」と関連付けられ、真面目で非娯乐的なものであるべきという伝統的価値観が存在していた(木下 1971、川口 1977 など)。そこにおけるスポーツのイメージとは、汗や涙といったイメージと強く結びついていた。そのため、大量の汗をかかないために着替えが不要であり、また深夜までプレー可能という特性を備えていたボウリングは、しばしば「スポーツとは名ばかり、深夜のスポーツとは一体何事か」(田川 1987、p.76)などと批判され、従来のスポーツ観とは相容れないものとして認識されることとなった。

一方、当時のレジャーの特徴は、第1に金銭消費的性格が強かったこと、第2に静態的活動が主流であったことであった。糸野 1972 は、当時の若者にとってレジャーとは個人的で金のかかる遊びとして認識されていると分析したが、当時の主要なレジャーであったパチンコ、麻雀、ゴルフといった活動は、いずれも参加のために高額な金銭が必要であった。また 1960 年のレジャー関連支出の内訳を見ると、パチンコ¹²⁰や麻雀のような静態的レジャーが 1 兆 6,117 億円の市場規模を有していたのに対して、動態的レジャーは 6,537 億円に過ぎなかった（河内 1979、p.123）。

以上のように、従来のスポーツとは金銭消費性が薄い健全な身体活動として認識されており、一方で従来のレジャーとは金銭消費性の高い静態的活動が主流であった。こうした状況において、当時のボウリングはスポーツとレジャーの境界線を引き直していったと言える。まず従来のスポーツから見たとき、ボウリングは楽しさと金銭消費性を帯びていた点が特徴的であった。一方、従来のレジャーから見たとき、ボウリングは動態的活動である点が特徴的であった。こうした金銭消費的性格を有した楽しい身体運動という特徴を持ったボウリングは、例えば以下のように認識されていた。

ボウリング場には灰皿やコカ・コーラー^ㄣがあって、当時〔引用者注：1963 年ごろ〕の日本におけるスポーツ観からすれば全くの異端児であった。

この異端児的な、アメリカから直輸入された雰囲気^ㄣが、逆に昭和という時代にマッチしていたようだ。

特に、コカ・コーラー^ㄣという薬臭く舌に痛い飲み物が、日本中に広がっていったのには、このボウリング場の存在なしには考えられなかった。

この頃、日本のスポーツ界では、ラグビーの試合でよく引き合いに出される「勝って悄然、負けて泰然」という言葉が美德とされていて、勝利しても派手なガッツ・ポーズは慎むように言われていたものだ。

ところが、そのガッツ・ポーズを初めてやってのけたのが、このボウリングである。

もっとも、それは男子選手だけだったが、それだけボウリングには自由さがあったのだ。それも人気の原因のひとつと言えよう。

（山田 2011、pp.27-28）

以上のようなボウリングの目新しい性格は、スポーツとレジャーの参加者層を拡大する要因となった。すでに見てきたように、従来あまりスポーツに参加していなかったのは女性やブルーカラーといった層であった。また、麻雀やパチンコのような従来支配的であったレジャー活動に対して女性が消極的であることは、経験的にも知られている。こうした状況に対してボウリングは、前章で見たような裕福な主婦に代表される多様な層に受け入れられ、従来のスポーツおよびレジャーの参加層を拡大したのである。しかも、単純に従来通りのスポーツに対する欲求を抱えていた人々に対して

¹²⁰ この時期のレジャーの代表格は、パチンコであった。パチンコは「日本の戦後が生み出した最初のレジャー産業」（藺田 1979、p.76）と言われ、1954 年には全国で 45,317 ものパチンコ店が建設され、設備メーカーも 600 社以上がしのぎを削っていた。

その充足の場を提供したのみでなく、レジャーとしての新しい性格を持っていることによって新たな欲求を掘り起こすよう働きかけていった。

また、従来の余暇活動が静態的なものに限定されていたのは、当時の労働内容の質に関係していた。つまり、当時の労働形態は身体を動かすものが支配的であり、当時の人々にとって、労働から解放された時間＝余暇時間にまで、身体を動かすというモチベーションが湧かなかった。よって余暇活動の中心は休息か静態的なものに限定されていた。しかしボウリング場産業は、前章で見たように、普段身体運動を行って労働している肉体労働者にまでも、わざわざ余暇時間に身体運動を行うという行動を導入した。これはつまり、ボウリングが単純な身体運動なのではなく、前章で見てきたような多様な性格を有する身体運動として、新しい価値を持つものとして認識されていたということである。しかも、人々はただ身体を動かすのではなく、安くない金銭を支払ってまで身体を動かしていた。このような余暇行動の導入は、日本のスポーツ文化および余暇文化の中でも画期的な出来事だったと言える。実際、「スポーツに金を払うことのナショナルコンセンサスは、高度成長時代のボウリングブームによってつくられた」（鎌田 1985、p.91）と言われている。こうした、わざわざ金銭を支払ってまで身体を動かすという余暇行動は、従来のスポーツにおいてもレジャーにおいてもほとんどないものであり、それをもたらした点が当時のボウリング場産業の意義の1つである。そしてその後、オートメーション化や技術革新などによる頭脳労働の増加は、こうした動態的余暇活動の必要性を押し上げていった。

なお、そもそも企業国家として発展してきた日本では、余暇時間というのはあくまで労働力の再生産の時間として認識されており、労働に従属する時間であった（市井 2006 など）。すでに述べたように、企業国家においては、企業が従業員の全生活を囲い込むことが重要であった。つまり従業員たちは、例えば職場のスポーツ施設や海の家といった施設を利用し、職場から与えられた福利厚生を通じて余暇時間を充実させていたのである。そうした意味で、企業国家における従業員たちにとっての身体運動は、従来職場レクリエーションと呼ばれており、それはあくまで労働力の再生産のためのものであった¹²¹。ところがボウリングブーム現象は、そうした労働力の再生産という意味のみならず、楽しみを伴った、それに取り組むこと自体に意味がある活動を広く国民に普及させた点で画期的だった。

¹²¹ 余暇の意味の変化を論じた小澤 2003 によると、レクリエーションという語は労働力の再生産という意味を持ち、その点で労働に従属するものであった。一方、レジャーという語は労働と対等の位置で論じられ、固有の価値を有するものだと言える。なぜならレジャーが一般的になった 1960 年代以降、余暇と労働は、労働＝人間性を疎外する場、レジャー＝人間性を回復する場として、主従関係ではない、同じ平面で語られるようになったからである。またこの小澤の論も踏まえてレクリエーションとレジャーの差異を分析した青野 2014b は、レクリエーションは労働力の再生産のような価値志向的な活動であったのに対して、レジャーは没価値を目指し、その結果再生産と対照的な消費主義に結び付いたとする。こうした視座から見ると、職場レクリエーションもボウリングも「楽しみを伴った身体運動」という点では共通しているものの、前者はあくまで労働に従属する活動であったのに対して、後者は労働に従属しない、活動そのものに意味のある活動だった点において区別することができる。

以上のように、ボウリングブーム現象は、本来休息の時間であった余暇時間に金銭を支払ってまで身体を動かすという余暇行動を導入した点で、人々のスポーツ行動やレジャー行動にブレークスルーをもたらしたと言える。そして、従来のスポーツにはない性格を有していたことにより、女性やブルーカラーといった、従来スポーツにあまり参加していなかった層のスポーツ欲求を喚起できた。この点は、後にスポーツ施設産業が展開するための重要な基盤的要因となった。

4-4. 本章のまとめ

以上、本章では流行期におけるボウリング関連団体の動向を中心として、当時のボウリングという種目が多様な性格を獲得し、人々のスポーツ欲求を喚起した状況について分析してきた。前章にて検討した当時のボウリング独特の性格は、諸主体がボウリングという種目の適切なポジションを模索して右往左往した結果獲得されたものであった。

流行前夜のボウリングは過剰に娯楽的性格に傾倒しており、風営法の規制対象となろうとしていた。そうした状況に対して JBC と日場協は、「スポーツ化戦略」を用いて対処しようとした。そして実際、自粛三原則を各ボウリング場に徹底する形で、風営法の規制を回避することができた。こうして、風営法不適用という環境のもとでボウリング場産業が発展していくこととなった。JBC と日場協を中心とした NBCJ は、様々な規制を敷くことによってボウリング場の過密化を未然に防ごうとした。例えば、新規ボウリング場に対して日場協に加盟することを強制し、入会金の支払いや、日場協に加盟しなければ JBC によるレーン認証が受けられないこと、既存ボウリング場との距離制限などが定められた。こうした規制は確かにボウリング場の過密化に対する一定の歯止めとなったが、逆にアウトサイダーたちによる反発を引き起こした。その結果、NBCJ は独禁法違反と認定されることとなり、それをきっかけとして業界全体を統率することができなくなっていった。まずアウトサイダーは従来禁じられていた娯乐的経営を公に始めたし、JBC と日場協はその目指すスポーツ観の違いによって仲たがいでいった。そしてそれによって、娯楽施設利用税撤廃運動なども頓挫し、流行が終息していった。

以上のように、1960 年代半ばから 70 年代初頭におけるボウリング場産業は、風営法問題をはじめとした様々な社会的障壁と対峙せざるを得なかった。そうした状況において、NBCJ は「スポーツ化戦略」を用い、アウトサイダーは「娯楽化戦略」を用いた。さらに NBCJ の中でも、JBC は「純粹スポーツ」を志向し、日場協は「社会スポーツ」を志向していた。このように、当時のボウリングは様々な方向を向いていたが、であるがゆえに多様なニーズを持った人々を顧客として引き込むことに成功したのである。つまり Ozaki 1996 が指摘したように、当時のボウリング場産業は単純に従来のスポーツと同じ性格をもって、従来よくスポーツに参加していた層の欲求を吸収したのみならず、ボウリングに多様な性格を付与することによって、新しい欲求を喚起したのである。それによって、結果的にスポーツ施設という新しい産業領域を切り開くことが可能となった。ボウリング場産業に引き込まれていった典型的な層は、前章に

て詳しく見てきた、従来スポーツにあまり参加していなかった裕福な主婦であった。それらの人々は、単純にボウリングで運動欲求を充足したのみでなく、そこに参加することが他者への見せびらかしになるという価値に支えられてボウリングに参加していた。これは主婦に限らず、多くの参加者に共有された感覚であったと考えられる。これが可能となったのは、ボウリングが従来のスポーツにもレジャーにもない性格を獲得したからであった。ボウリングブーム以前のレジャーに求められた役割は主に身体の休息であり、従来のレジャー活動とは映画やパチンコ、麻雀といった静態的なものが主流であった。こうした状況下においてボウリング場産業は、「金銭を支払ってスポーツを行う」という新たな余暇行動を導入した。こうした余暇行動は、普段身体を動かして労働を行うような人々の間にまで浸透していった。これは、レジャー産業の中にスポーツという領域を切り開いたということであり、このことはその後のスポーツ施設産業がレジャー産業の一領域として広まっていくための基盤になったと言える。

なお、本章で検討してきた関連団体の業界全体に対する影響力の低下は、流行の終息にも大きく関係していたと言える。

終息の要因の第1は、ボウリング場が人々のニーズと比べてあまりに過剰に供給されたことである。すでに述べたように、ボウリング場は当時「100年に1度の儲かる産業」などと言われるほど高い利益を上げることができる産業となり、またそこに参入することがきわめて容易であったがゆえに、ボウリング場が増え過ぎていった。ここには、ドルショックの影響で各企業の遊休地が増え、大型のボウリング場が次々に建設されたことも影響していた。従来はNBCJがこうした過密化に歯止めをかけていたが、独禁法問題以降これが不可能となり、ボウリング場が急増した。こうしてボウリング場が増え過ぎたことは、参加者にとっての過剰刺激になったと言える。

終息の第2の原因は、あまりに容易に利益を上げることができたがゆえに、業界全体にサービス業としてのノウハウが積み上がっていかなかったことである。すでに述べたように、流行期のボウリング場は米国のそれとは対照的に、設備の回転率向上を主眼とした施策を採っていた。そのため、人々の交流を促すようなサービスや飲食物の提供といった施策は不要であるどころか、むしろ経営にマイナスな要素であった。そのため、従業員の挨拶といった細かい点も含めたサービス業としての顧客満足度を高めるような施策が積み上がっていらず、結果的にオイルショック後の人々をボウリング場につなぎとめることができなかった¹²²。こうした点について、当時の関連団体

¹²² この点に注目した山田 2011 は、本稿同様に日場協の〇氏にインタビュー調査を行った。当時ボウリング場の経営者であった〇氏は、当時のボウリング場のサービスについて、以下のように述べる。

ボウリング場の親会社が証券会社だったものですから、私たち従業員は、営業でお客様に接する際には、失礼のないようにという態度、物腰を常に心掛けていて、それが自然と身に付いていました。

ボウリング場の仕事に移ってから、入場していただいたお客様には、必ずスタッフ全員で「いらっしゃいませ」と挨拶し、ゲームが終わって帰る時は「ありがとうございました。また、お越しください」と言葉を掛けて送り出し、それが当然のことだと思っていました。

ところが、そのごく普通の挨拶に、お客様の方が戸惑っていて、かえって恐縮しているんですね。それだけ、他のボウリング場ではきちんとした挨拶をされることもなく、お客として扱われていなかったんでしょうね。

はその必要性を自覚していたにもかかわらず、有効な施策を講じることができていなかった。

そして何より、JBC と日場協の争いが泥沼化したことが、流行終息のための第3の重要な要因であった。特にプロボウラーの存在は従来のボウリングの盛り上げを支えた重要な要因であったがゆえに、その露出が減少したことは、流行の終息に大きな影響を与えたと言える。中山律子のような有名なプロボウラーがボウリング場にやってきて一般ボウラーに指導をするといった場合もあり、その際には彼女を一目見ようと多くの人々がボウリング場に押し寄せていた（山田 2011、pp.77-78）。しかし関連団体の対立により、JBC と親しいボウリング場ではこうした施策が採れなくなってしまったのである。また、中村 1978 が指摘するように、関連団体の影響力低下によって業界全体に対する規制がなくなり、ボウリングという種目そのものがスキャンダラスな遊びとして認知されるようになったことも、流行終息に影響していたと考えられる。

以上のように、流行期の関連団体という視角からボウリングブーム現象を眺めていくと、関連団体は意図的に新しい性格を付与することでボウリング参加者層の幅を広げること成功したものの、その内部ではスポーツ観をめぐった対立が起こって業界全体を適切な方向に導けなかったことが分かる。そしてその対立が表面化すると同時に業界全体への影響力を喪失し、ボウリング場の爆発的増加と野放図な経営の放置を招いたことが、流行終息の重要な要因であった。

第5章 結語

本章では、本稿の結論を示す。まずここまでの個別の議論の内容を整理した後に、1960年代半ばから70年代初頭において、ボウリング場産業がスポーツ施設というまったく新しい産業領域を切り開くことができた要因をまとめる。そして当時のボウリング場産業が、1980年代以降のスポーツ施設産業が大規模に展開していく際にどのような要素を残していったのかを示す。そして本稿の意義と限界を示した後に、今後、スポーツ施設産業の展開についてさらに論及していくうえでの展望を示したい。

5-1. 議論のまとめと考察

5-1-1. 各章の内容

第1章では、本稿の課題と方法が設定された。本稿の問題関心は、現在のスポーツ参加の場面において、民間施設の果たす役割が大きくなっているという現状認識から出発した。本稿では、他部門との共存・対抗関係の中で発展してきたという民間施設の特徴を踏まえたうえで、スポーツ施設の供給構造における民間部門の果たす役割の高まりについて考察してきた。

スポーツ施設産業の展開に関する先行研究は、主にスポーツ政策の潮流の変化に沿ってこの展開を捉えていた。それを参考とし、本稿ではスポーツ施設産業の展開の過程を、終戦から1960年代半ばまでの第1期、1960年代半ばから70年代初頭の第2期、1970年代初頭から末の第3期、1980年代以降の第4期に区分した。第1期は次第にスポーツが商品経済の一部として編成されようとした時期、第2期はスポーツブーム現象に乗ってスポーツ施設産業が形成されていった時期、第3期はオイルショックをきっかけに表面上はスポーツ施設産業の展開が停滞したものの、水面下では「日本型福祉社会」構想が生まれ、その後のスポーツ施設産業の大規模な展開の下地が形成された時期、そして第4期はスポーツ施設産業が政策的後押しを受けながら大規模に展開した時期であった。

そして先行研究はこの展開の要因や影響、またそれをさらに推し進めるための方策などについて様々な考察をしてきたが、その発見は大きく分けて4点あった。第1は、現在の大規模なスポーツ施設産業の展開は、直接的には第4期の1980年代以降にもたらされたことを明らかにした点である。第2は、第2期におけるボウリング場の発展が、その後のスポーツ施設産業の展開のための基盤的条件を作り出したと指摘していることである。第3は、この現象は単純な需給関係ではなく、社会全体の成長戦略やスポーツ政策の動向に規定されていると指摘したことである。そして第4は、スポーツ施設産業の展開がその後の人々のスポーツ参加行動に影響を与える可能性を、1970年代の時点ですでに指摘していたことである。一方で先行研究は、スポーツ施設産業の展開の発端となった第2期に関する分析が不足しているという大きな限界を抱えていた。この時期は、スポーツ施設という従来ほとんど存在しなかった産業領域が社会的摩擦の中で切り開かれた重要な時期であるにもかかわらず、その実態が説得的に説明されていなかったのである。そこで本稿では、先行研究がその重要性を指摘し

てきた第2期におけるボウリング場に焦点を当て、スポーツ施設産業の形成の状況を分析した。この時期に着目した数少ない研究は、十分なデータを用いて当時の状況を説明できていないという方法的限界と、スポーツ施設の供給構造を十分に踏まえたうえでこの時期の施設産業の形成を説明できていないという限界を抱えていた。本稿は、これら2点の限界を乗り越えることを大きな目的とした。

本稿における主要な問いは、以下の2点であった。第1の問いは、1960年代まで支配的であった公共・学校・職場部門によるスポーツ施設の供給構造にどのような欠陥があったのかを明らかにすることであった。第2の問いは、そうした従来のスポーツ施設の供給構造の限界性のもとで、ボウリング場がいかにしてスポーツ施設という新しい産業領域を切り開いたのかを明らかにすることであった。

第2章では、第1の問いが検討された。まずは福祉国家としての日本社会の特徴を検討し、福祉全般の供給構造を踏まえ、当時のスポーツ施設の供給構造の特徴を明らかにした。日本社会は、エスピン・アンデルセンの福祉レジーム論の視座から見ると保守主義レジームと自由主義レジームの混合型・並存型とみなすことができ、典型的な企業国家として発展してきた。こうした特徴を有していたことにより、1960年代における福祉の供給構造は、以下の3つの特徴を有することとなった。第1の特徴は、公共部門による福祉供給が不足していたことである。第2の特徴は、そうした公共部門の不足を職場部門が補ったことである。そして第3の特徴は、職場部門による福祉供給の占める割合が高かったがゆえに、それを享受できる層とできない層の間に二重構造が生じたことである。

こうした福祉供給の構造の特徴は、当時におけるスポーツ施設の供給構造にも基本的に反映されていたが、差異もあった。まず公共部門の供給不足という特徴については、スポーツ施設の供給構造にも当てはまった。公共施設の整備は基本的に文部行政のもとで推進されたが、1961年施行のスポーツ振興法は自治体への補助規定が弱く、公共施設の整備を積極的に推進するものではなかった。またスポーツ施設独特の部門としての学校部門も、確かに施設の絶対数という点では公共部門の不足を力強く補うものであったが、学校開放制度の限界により、その「実質数」は非常に低い水準にとどまった。こうした限界は、公共施設の整備および学校施設の開放が教育の論理のもとで進められたことが、その一因であった。表2-9などで見たように、こうした公的部門による施設供給の不足という感覚は当時の人々にとって非常に強いものであり、またその感覚は特定の層に限定されたものではなく、あらゆる層の人々に共有されたものであった。次に、公的部門の不足を職場部門が補うという第2の特徴は、基本的にスポーツ施設の供給構造でも同様であった。当時においては公共施設よりも職場施設のほうが多く存在し、また公共施設利用者よりも職場施設利用者のほうが多かったため、職場施設は当時の人々のスポーツ参加を保障する重要な基盤であったと言える。だが職場施設は職種や企業規模ごとの整備率に偏りがあったうえ、あくまで従業員の福利厚生を範囲を超えることができず、地域スポーツの基盤としての供給量は十分なものとは言えなかった。こうした職場施設の限界は、職場施設が地域スポーツのためではなく、自社従業員の福利厚生を論理のもとで整備されたことからもたらされた。そして第3の特徴である二重構造の問題は、スポーツ施設の利用の場面にも存在した。

1960年代におけるスポーツ参加率を見てみると、女性より男性が、高齢者より若者が、ブルーカラーや主婦よりホワイトカラーが、自営業者・家族従業者より被用者が、中小・零細企業従業員より大企業従業員が、それぞれより多くスポーツに参加していた。こうした格差のうち、施設の問題がどの程度の影響を与えたのかを峻別することは困難であったが、少なくとも主婦、自営業者・家族従業者、そして被用者における中小・零細企業従業員の職場施設利用率が非常に低かったことから、これらの層は当時のスポーツ施設の中心的存在であった職場施設の利用可能性の低さによってスポーツ参加を阻害されていたと考えることができる。これらのスポーツ参加が低調だった層のスポーツ欲求が相対的に見て決して低かったわけではなかったことを踏まえると、二重構造の問題は福祉全般の供給構造以上に深刻だったとすることができる。特に重要だったことは、主婦の職場施設の利用率がきわめて低く、職場部門によるスポーツ施設供給の網の目から外れていたことである。一般的な福祉では、企業で働く従業員とその家族が福利厚生を享受できたが、スポーツ施設の利用において職場部門の恩恵にあずかれたのは男性従業員本人のみであり、家族である主婦はそこから外れていたのである。以上のように、当時のスポーツ施設の供給構造は福祉全般の供給構造と類似していたが、それよりも低水準にとどまった。

第3章および第4章では、以上のような1960年代における公共・学校・職場施設の不備の状況において、ボウリング場産業がいかにしてスポーツ施設という新しい産業領域を切り開いたのかを分析した。

第3章では、ボウリングブーム現象の概況を記述するとともに、その要因を供給側および参加者側から分析してきた。ボウリングブーム現象は、民間企業によって非常に多くのボウリング場が建設されると同時に、そこに圧倒的多数の人々が殺到するという、日本のスポーツ史上まれに見る現象であった。供給側から見ると、ボウリング専門ではない企業が多くボウリング場経営に乗り出しており、それが過剰とも言える施設の供給をもたらしていた。これは、ボウリング場事業は専門的なノウハウが不要であったことにより、多くの企業が投資目的でボウリング場事業に参入した結果であった。これが可能となったのは、当時のボウリング場がサロンの設置や飲食物提供などを省略し、設備の回転率向上のみに特化するような経営施策を採用したことによった。また参加者側から見ると、当時のボウリングには従来よくスポーツに参加していた層のみでなく、従来あまり参加していなかった層もボウリングに参加していた。従来あまりスポーツに参加していなかった層のスポーツ参加が促進されることで、従来のスポーツ参加の二重構造が縮小する方向に進んでいた。これが可能となったのは、当時のボウリングが従来のスポーツにはない性格を有していたからであった。中でも、金銭消費性とファッション性によって、そこに参加することがステータスになるという差異顕示性を有していたことは重要だった。当時のボウリングがこうした性格を有していたことにより、従来スポーツによく参加していた層のみでなく、それまでスポーツにあまり参加していなかった層、例えば裕福な主婦を取り込むことが可能となった。

第4章では、こうしたボウリング場の拡大のための重要な要因であった、当時のボウリングの独特な性格の獲得過程を分析した。流行前夜のボウリングは、スポーツなのか娯楽なのか曖昧であった。流行初期には、パチンコや麻雀のような娯楽として

ボウリングを普及させようとするボウリング場経営者が多く存在していたが、そうした経営施策が風営法によって規制されそうになった。そうした状況下において、JBCと日場協という2つの団体が「スポーツ化戦略」と言うべき戦略をもって、ボウリングをスポーツの方向に誘導した。だがこのJBCと日場協の間でもスポーツをめぐる価値観に対立があり、JBCは「純粋スポーツ」として、日場協は「社会スポーツ」として、それぞれボウリングを振興しようとしていた。結局、ボウリングは「純粋スポーツ」、「社会スポーツ」、娯楽といった様々な顔を使い分けながら普及していくこととなった。こうしたまとまりのなさは、諸主体の間に様々な摩擦を生んだが、一方でお互いに妥協していく中で、ボウリングという種目が多様な顔を使い分けるようになった。そのような多様な顔を使い分けることによって、ボウリングは様々な社会的障壁を乗り越えながら、多様なニーズを持った客を獲得していったのである。この過程においては、ボウリング場産業が単純にスポーツの場を提供して人々の欲求を吸収したのみにとどまらず、産業側が新しい性格を付与することで、人々の欲求を掘り起していったと言える。この点が、それまでスポーツによく参加していた層のみでなく、あまり参加していなかった層にまで受け入れられた要因であった。そして従来のスポーツにも従来のレジャーにもない、金銭消費的性格を有した楽しい身体運動という特徴を持ったボウリングは、人々の間に「金銭を支払って身体運動を行う」という余暇行動を広めることとなった。このことは、後のスポーツ施設産業が、レジャー産業の1つの領域として広まっていくための基盤的条件になったと言える。

5-1-2. 議論のまとめ

以上、本稿における議論を整理してきた。本稿における大きな課題は、1960年代半ばから70年代初頭の時期において、公共・学校・職場施設が多く存在していたにもかかわらず、なぜボウリング場というスポーツ施設産業が形成され得たのかを明らかにすることであった。この点について、本稿の結論を示したい。

第1の要因は、そもそもこの時期に多く存在した公共・学校・職場施設では、当時の人々に対して十分にスポーツの機会を提供できなかったというものである。それぞれの不十分さについてここで繰り返し論じることはしないが、当時の人々のスポーツ欲求の水準に対してそもそもの絶対数が不足していたし、また施設の利用可能性が偏在していた。特に主婦が、職場施設の利用可能性が制限されているがゆえにスポーツ欲求を抑圧されていたことは注目に値した。この第1の要因は、次に挙げる2つの要因の基盤的条件である。

そうした状況においてボウリング場が大量に整備されたわけだが、ボウリング場の大規模な増加が可能となったのは、映画や不動産、鉄道といった異業種企業が次々にボウリング場経営に参画していったからである。これがスポーツ施設産業の形成の第2の要因である。当時のボウリング場は専門的なノウハウが不要なために経営参入のハードルが低く、また利益率も高かったことから、多くの企業が経営多角化の一環としてボウリング場事業に参入した。1971年のドルショックを契機として多くの企業が遊休地を持つことになったことも、これを後押しした。そしてこれらの企業は基本的に利潤の早期回収を目的としていたから、大規模なボウリング場が多く整備されるこ

ととなった。当時の関連団体はこうした無秩序なボウリング場新設を規制していたが、独禁法問題以降、こうした規制を行うことが難しくなっていた。その結果、大規模なボウリング場が大量に整備され、ボウリング場間の競争が激化したと同時に、人々に対する過剰刺激となったことが、流行終息の1つの要因となった。

そしてボウリングブームの要因の第3は、当時のボウリング関連団体が、ボウリングという種目のイメージを様々な方向に揺れ動かし、従来のスポーツにもレジャーにもない性格を獲得したことであった。そこには主に、スポーツ対娯楽という対抗軸と、スポーツ内に「純粋スポーツ」対「社会スポーツ」という対抗軸が存在した。それらを標榜するJBC、日場協、アウトサイダーという3者がそれぞれの方向に種目のイメージを揺れ動かし、ボウリングに多様な性格が付与された。それによって、従来からスポーツによく参加していた層のみでなく、スポーツにあまり参加していなかった層をも引き込むことが可能となった。その典型は、従来スポーツ参加の二重構造の中でスポーツ欲求を抑圧されていた主婦、特に裕福な主婦であった。このように、人々のスポーツ欲求を単純に充足したのみならず、新しい性格をもって欲求を掘り起こしたことによって、大規模な流行現象を引き起こすことができたと言える。こうしたボウリングのイメージの揺れは、ボウリング場の適度な供給を意図したわけではなく、それぞれの主体がそれぞれの利益を追求した結果もたらされたものであった。こうした足並みの揃わなさは、業界全体の統率を難しくしたという点において、流行終息の1つの要因ともなった。

5-1-3. 考察

以上が、本稿にて流行期のボウリング場産業を事例として明らかにしてきた事実であるが、当時のボウリング場産業が開拓した土壌は、その後の大規模なスポーツ施設産業の展開にどのような影響を与えたと言えるだろうか。

ボウリングブーム現象の影響に言及した研究の1つに、河内 1979 がある。河内は、ボウリングブーム現象のもたらしたものとして、レジャーを産業として確立させた点と、レジャーの楽しみを大衆に伝えた点の2点に言及している。前者については、それまでのレジャーとは、本当に収益を上げることができるのか分からない「水商売」などと言われていた。ところがこのボウリングブーム現象は、レジャーであっても一定の収益を上げることができることを実証した点で画期的であり、その教訓こそが後のレジャー産業およびスポーツ産業に残されたものだと言える。また後者に関しては、河内に限らず多くの論者が言及している点である。例えば鎌田 1985 は、ボウリングブーム現象は「日本人にとって、家族ともども、カネをだして遊ぶ風潮を定着させたことでは、一種の意識革命であった」(p.65)としている。以上のように、ボウリングブーム現象は、大きく分けて供給側と参加者側の2つの側面において、その後のスポーツ施設産業の展開のための基盤的条件を形成したと言える。前者についてはレジャーを「水商売」から収益を上げられる産業に昇華したこと、後者については「金銭を支払って身体運動を行う」という形態の余暇活動を広めたことである。

それでは実際、ボウリングブーム現象以降には、どのようにスポーツ施設の供給構造が変化したのだろうか。表 5-1 は、1969 年、1975 年、1980 年における、4 部門の

施設数の変化を示したものである。これを見ると、1969年から1975年にかけて、全体として約27%も施設数が増加していることが分かる。その内訳を見てみると、公共施設と民間施設の増加率が非常に高い。特に民間施設はこの6年間で実に約2.5倍に増えており、この期間においてスポーツ施設の供給構造が大きく変化していたことが分かる。そして1975年から1980年の間の変化を見てみても、その増加率は鈍化したものの、相変わらず公共施設と並んで民間施設が顕著に増加している。

なお、この期間の公共施設の増加は、文部省における施設建設予算の増加に伴うものである。1973年末以降の「余暇どころではない」という社会状況下であっても、大規模な公共投資に基づく内需の拡大が目指され、公共スポーツ施設建設は公共投資の一環と目されるようになった。その結果、1981年をピークとして、文部省における施設建設予算は高まっていったのである（内海 2013b, p.11）。だがそれでも1972年保体審答申で示された整備基準にはまったく達していなかったことは、すでに第1章にて示した。

また図5-1は、1969年から1980年にかけての施設の供給構造の内訳を視覚的に示したものである¹²³。これを見ると、ボウリングブーム現象以降、スポーツ施設の供給構造が変化していることが分かる。端的には、職場施設の占める割合が減少し、その分を公共施設と民間施設が補うようになった。

具体的には、1969年から1980年の間で公共施設は約2.9倍、職場施設は約1.2倍になったのに対して、民間施設は約3.0倍に増加した。このように推移したことから、1969年時点では職場施設の占める割合が非常に大きかったものの、1980年には3部門のバランスが取れた形に変化した。そして、詳細なデータによって示すことはできないが、こうして増加した民間施設は単純に数量的な意味にとどまらず、人々のスポーツ参加における重要性を高めていったと考えられる。

それでは、このように急激に増加した民間施設は、具体的にどのような種類の施設だったのだろうか。表5-2は、1969年、1975年、1980年における民間スポーツ施設の内訳である。これ

表5-1. 各部門施設数の変化

	公共	学校	職場	民間	計
1969年	10,193	101,672	23,768	4,184	139,817
1975年	19,835	120,098	26,873	10,324	177,130
増加率	194.6%	118.1%	113.1%	246.7%	126.7%
1975年	19,835	120,098	26,873	10,324	177,130
1980年	29,566	135,170	29,013	12,666	206,415
増加率	149.1%	112.5%	108.0%	122.7%	116.5%

出典：文部省体育局1970、1976、1981

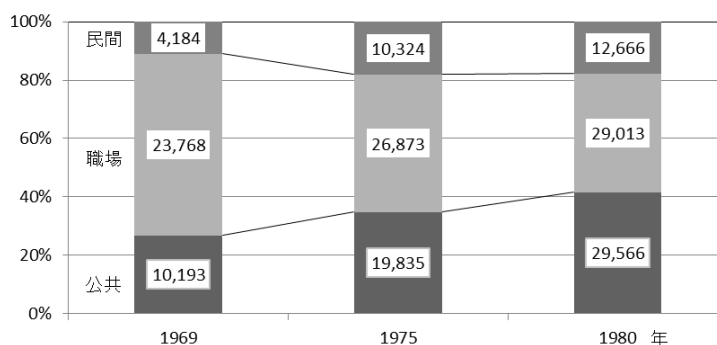


図5-1. スポーツ施設の供給構造の変化

文部省体育局1970、1976、1981より筆者作成

表5-2. 民間スポーツ施設数上位5種

	1969年	1975年	1980年
ボウリング場	601	ゴルフ練習場 2,662	ゴルフ練習場 2,167
ゴルフ練習場	508	ボウリング場 1,397	ゴルフ場 1,838
ゴルフ場	458	ゴルフ場 1,050	庭球場(屋外) 1,745
卓球場	381	水泳プール(屋外) 620	ボウリング場 795
キャンプ場	351	庭球場(屋外) 597	水泳プール(屋外) 633

文部省体育局1970、1976、1981

¹²³ 学校施設は、すでに見てきたようにその供給量自体は非常に多いものの、その「実質数」は大幅に減じて捉える必要があるために、ここでは省略した。なお1980年代半ばにかけて学校開放は進展していき、「地域スポーツの振興にとって望ましい方向に向か」（永吉 1989、p.181）っていった。

を見ると、ボウリングブーム現象以降の民間スポーツ施設は、主にゴルフ場、ゴルフ練習場、テニスコート、水泳プールといった施設によって構成されてきたことが分かる。またこの表にその名称にて直接反映されてはいないが、水泳プールとジムなどの設備が併設されたアスレチッククラブ（フィットネスクラブ）も、この時期の民間施設の代表的存在であった。これらの施設のうち、ゴルフ場は大規模な土地を必要とし、地方部に整備されることが多いが、それ以外の施設はいずれもボウリング場同様に都市部に設置されることの多い民間施設である。これらの施設は 1970 年代初頭にはポストボウリングと呼ばれ、流行期のボウリング場産業に強く影響を受けた施設であった。

ボウリングブームのピークであった 1972 年ごろから、ポストボウリングという言葉が聞かれるようになった。これは、ボウリング場事業から撤退した各企業が、かつてのボウリング場のような費用対効果の高い事業を模索していたことの現れであり、ボウリング場同様、屋内で気軽に汗を流せるようなスポーツ施設として、アスレチッククラブやテニスコートに脚光が当たった。

アスレチッククラブは、水泳やサウナなどを中心とした身体運動を可能にする総合スポーツ施設のことである。米国においてボウリング場産業の後釜として隆盛していたこの産業が、日本にも輸入された。1970 年にはセントラルスポーツクラブ、1972 年には日新製糖によるドゥーススポーツプラザといった、現在も多くを会員を抱えるアスレチッククラブが設立され、その他にもオークラやニューオータニなどのホテルにもアスレチッククラブができていった。その中には入会金 30 万円、年会費 3 万円といった高額な料金によって会員を固定するクラブも多く、会員になることがステータスになるようなクラブも多く見られた。この時期に開業したクラブは、消費者の欲求や需要の高まりに応じて建設されたというよりも、むしろボウリングブームの再来を狙って供給する側が未来産業を先取りしようとする意図のもとで建設されるものが多かった。ボウリング場産業同様、1973 年のオイルショックの影響で一時衰退したが、1983 年に東京都青山に建設されたエグザスの成功によって、第 2 次ブームと呼ばれるような状況が生まれていき、現在でも多くのクラブが整備されている。

また、テニスコートもポストボウリングの本命の 1 つとして期待され、産業規模を拡大していった。元々テニスには 1960 年代初頭に流行を経験しており、その下地に再度火が付いたと表現することもできる。1970 年代のテニスブームの時期には、アスレチッククラブ同様、会員制を採るコートが多かった。例えば 1973 年にオープンした東京都の成城テニスクラブは入会金 50 万円という設定で話題を呼んだが、これも一種のステータスの象徴として理解された（瀬沼 1977、p.20）。

これらのアスレチッククラブとテニスコートは、以下に挙げる 2 つの点で経営的特徴を共有していた。なお、テニスコートについては地方部に民宿などと併設される事例も多いが、以下で述べるのは都市型の民間テニスコートの特徴である。

第 1 は、スポーツ専門の企業のみならず、異業種の企業が盛んに経営に参入した点である。アスレチッククラブではセントラルスポーツのような専門企業に限らず、日新製糖のような製造業系企業、JR 東日本のような運輸系企業、ニチイのような流通系企業など、多様な業種の企業が参入していった。例えば 1986 年の朝日新聞では「フィットネス新時代」という特集が組まれ、「昨年から今年にかけて三井不動産、資生堂、

千代田生命、前田建設、グンゼ…といった企業が相次いでエアロビクススタジオを含む総合スポーツクラブの経営に進出している」（朝日新聞 1986 年 1 月 22 日）と、異業種企業のアスレチッククラブ進出が驚きを伴って報道されていた。またテニスコートでは、オイルショック前後の時期には京王電鉄、東急、旭化成、西武、サッポロビール、明治生命といった、スポーツを専門としない企業が自社の遊休地を活用して参入していった。これが可能となったのは、いずれの施設も流行期のボウリング場同様の「施設産業」であったためである。つまりこれらの施設も基本的に設備の回転率向上に経営の主眼を置いており、そのため専門的なノウハウが不要だったのだ。すでに見てきたように、先行研究はこうした施設回転率を重視した形で提供されるスポーツを「疑似スポーツ」（山下 1989、p.90）などと呼んだ。例えば、本来複数名でプレーされるべきテニスコートにおいて、ソロプレーヤーを集めてスクール形式でコートを提供するような方式が、これに当たる。こうした形式でのスポーツ提供は、先行研究によって 1980 年代以降の民間施設経営の特徴として論じられてきた。しかし実は、こうした施策は 1960 年代のボウリング場経営からすでに行われており、そうした施策に下支えされた高採算性が、異業種企業による民間スポーツ施設経営の参入障壁を引き下げたと言える。

これらの施設が流行期のボウリング場同様の「施設業」となることができたのは、流行期のボウリング場同様に飲食物の提供などを捨象し、設備の回転率向上を促すような収益構造となっていたからであった。表 5-3 は、1974 年のレジャー産業業界誌『レジャー産業資料』における、一般的なアスレチッククラブおよびテニスコートの事業計画に示された収益構造である¹²⁴。表 3-3 で見たように、当時の一般的なボウリング場はゲーム料収入が収益全体の 80%以上と見

表5-3. アスレチッククラブとテニスコートの収益構造

収入源	アスレチッククラブ		テニスコート	
	収入 (単位:千円)	内訳	収入 (単位:千円)	内訳
入会金	-		28,300	33.3%
会費	106,500	37.9%	26,325	31.0%
入場料	130,500	46.5%	-	
ビジター料金	-		1,000	1.2%
スクール	32,220	11.5%	2,700	3.2%
貸コート	-		4,500	5.3%
プロショップ	-		15,000	17.6%
飲食物	4,870	1.7%	-	
レストラン売上	4,640	1.7%	-	
喫茶部テナント料	-		1,200	1.4%
マッサージ	2,110	0.8%	-	
金利	-		4,000	4.7%
その他	-		2,000	2.4%
	280,840	100%	85,025	100%

與儀1974およびエコセン編集部1974より筆者作成

込まれており、飲食物収入は 8%程度に過ぎなかった。それに対して当時のアスレチッククラブとテニスコートの収益構造を見てみると、アスレチッククラブは会費と入場料収入が、テニスコートは入会金と会費が、収益の大部分を占めていた。網掛けで示した飲食物関連の収入源を見ても、その内訳は収益全体の数%に過ぎなかった。このように、当時のアスレチッククラブもテニスコートも、流行期のボウリング場産業同様の収益構造を有しており、「施設産業」であったと言える。よって、異業種企業が施設経

¹²⁴ なお、アスレチッククラブについては総合商社の建築部の人物が、テニスコートについては『レジャー産業資料』編集部員が、それぞれ記事を執筆している。そして前者については一般的な事例として架空の事業計画が、後者については当時の理想的な事例として実在のテニスコートの事業計画が、それぞれ示されている。こうした点に差異はあるものの、当時の民間施設の収益構造を示す資料が少なかったことから、これらの事例を並列的に示さざるを得なかった。だが、いずれの記事内においても、これらの事業計画が特殊なものであったという内容は見当たらないことから、一般的な事例と判断した。

営に参入する障壁が非常に低かったと考えられる。

そしてこれらの施設に共通する第2の特徴は、その種目に参加することに差異顕示性があったことである。1980年代に流行したフィットネスクラブの消費性について分析した河原 1995 は、フィットネスが流行した要因をファッション性に求めた。消費社会における身体とは他者から見られる身体であり、人々は常に自分がどのように見られているかを意識せねばならない。そのような社会においては、フィットネスはスリムな身体を獲得することに寄与するが、それ以上にファッションなライフスタイルを与えてくれる。つまり、フィットネスに参加することそれ自体が、他者との差異化を図るための手段として用いられたのである。また 1980年代のテニスについて分析した杉本 1988 は、テニスの有していたファッション性に着目し、テニスが自己を演出するための格好の舞台と化していると論じた。つまり、テニスの流行の背景には自己のスタイルを顕示したいという欲求が根源にあり、それによって他者と差異化されているという自覚を獲得しているのである。こうしたテニスのファッション性は、当時の女性を多く惹きつけた。当時の新聞は『なんとなくエレガンスな感じでしょ』と OL たちは口をそろえる。腕前よりも、ファッションなのだ。ファッション・スポーツという言葉もある。テニス・ブティックを名乗る店も都内にどんどんふえている」、「[引用者注：量販店の店員の言葉として]やはり、ひと味違うファッション性のあるものに人気があります」、「[引用者注：テニス専門誌編集部員の言葉として]テニスウェアも安くすると売れないというし、やはりファッションなんですかね」などと、女性がファッション性に惹かれてテニスに参加している様子を伝えている（朝日新聞 1979 年 7 月 30 日）。

なお、流行期のボウリング場にはあまり見られなかったが、アスレチッククラブやテニスコート、そしてゴルフ場などの民間施設では、会員制を採るものが多く存在した。これは高額な入会金と会費を必要とするもので、例えば入会保証金 80 万円、入会金 20 万円、会費月額 1 万円といったアスレチッククラブ（朝日新聞夕刊 1974 年 3 月 22 日）から、高額なものでは入会保証金 200 万円、入会金 100 万円といったクラブ（朝日新聞 1986 年 1 月 22 日）まで存在した。こうした高額な金銭を支払うことによって、「フィットネスクラブの会員であることがステータスであるかのようなムード」（松原 2006、p.29）が醸成されていった。1976 年のスポーツに関する世論調査（内閣総理大臣官房広報室 1976）では、主な利用施設として一般の民間施設と区別して「会員制の施設」という区分が設定されていた。世論調査においてこのような会員制施設という区分が設定されること自体、当時のスポーツ参加における会員制民間施設の社会的インパクトの大きさを物語っていると言えよう。こうした会員制の導入も、民間施設でのスポーツ参加における差異顕示性を高める 1 つの施策と言える。

以上のような、ポストボウリングの各種施設の経営に対する異業種企業の殺到と、各種目の持っていた差異顕示性という特徴は、いずれも流行期のボウリング場産業から引き継いだ特徴であった。言い方を変えると、流行期のボウリング場産業がこうした特徴を開発したことで、その後にスポーツ施設産業が大規模に展開していく土壌が形成されたと言えるだろう。これらの点は、河内 1979 が指摘した 2 つの側面と整合的である。特に後者について端的に言えば、流行期のボウリングが、スポーツ

の中に金銭消費的な楽しみという価値を導入すると同時に、レジャー産業の中にスポーツ施設という領域を切り開いたことにより、それに続く種目がその土壌の上で成長できたのである。またこれらのスポーツ施設産業を支えた種目がポストボウリングと呼ばれていたという事実こそが、流行期のボウリング場産業の影響力の強さを物語っている。これらの特徴はボウリングの流行以前にはないものであり、第4章で見てきたようなボウリング場産業の葛藤の歴史によって切り開かれたものと言える。

5-2. 本稿の意義と限界

5-2-1. 本稿の意義

本稿は以上のような分析を行ってきたが、その意義は以下に挙げる2点である。

第1の意義は、従来のスポーツ施設産業の展開に関する先行研究によってその重要性を指摘されてきた流行期のボウリング場産業の立ち上げの状況について、説明的に論じた点である。すでに述べたように、スポーツ施設産業の展開に関する先行研究は1980年代以降に主に焦点化しており、それより前の時期におけるスポーツ施設という産業領域が切り開かれた状況にあまり注意を払ってこなかった。また、この時期に関する数少ない分析は概論的なものにとどまっており、具体的なデータを用いて施設整備や人々のスポーツ参加の状況を捉えたものではなかった。それは資料の収集上の問題によるものと思われるが、本稿では当時のスポーツ参加や施設整備に関する資料、そしてボウリング場産業に関連する資料とインタビュー調査によって、当時のボウリング場産業がいかなる問題と直面し、またそれをどのように乗り越えてきたのかを明らかにしてきた。特に先行研究の多くは、当時のボウリングに特徴的な性格を付与し、流行を煽った主体としてメディアなどの周辺産業に着目してきたが、本稿ではボウリング関連団体がそうしたプロセスに深く関わっていたことを明らかにした。この点は、先行研究にはない視角であった。こうした視角から考察したことにより、ボウリング場産業が立ち上がり得た要因の1つとして、当時のボウリングという種目が多様な顔を使い分け、従来スポーツにあまり参加できていなかった層の人々を引き込めた点に言及できた。同時に、スポーツ施設という産業領域が、特定の目的のもとで切り開かれたのではなく、ボウリングに関連する諸主体が自らの利益を最大化するように働きかけていった結果もたらされたものであることを明らかにできた。

本稿の第2の意義は、当時のスポーツ施設の供給構造を、より実態に沿った形で捉えたことである。つまり、スポーツ施設供給の状況を論じる先行研究は、主に公共施設の不足をもって「未熟」な状態と評してきた。本稿はそのような見方ではなく、福祉国家としての日本社会の特徴を踏まえたうえで、公共施設のみでなく、職場施設や学校施設の存在感の強さにも言及してきた。このように、本稿では施設の供給主体を領域横断的に見ることで、当時の人々のスポーツ参加の実態により沿った形で分析を行うことができた。その結果、当時のスポーツ施設の供給構造に3つの特徴があったことを明らかにしたが、その中でも特に重要だったと思われるのは、人々のスポーツ参加の二重構造の問題である。確かに、従来のスポーツ社会学領域の先行研究は当時のスポーツ参加の二重構造の問題を指摘してきたものの、概論的指摘のレベルにとどまっ

ており、それが具体的にどのようなもので、またなぜ生まれたのかを説明してはこなかった（中山 1991 など）。しかし本稿は、当時のデータを二次分析することで、1960年代における公共・学校・職場部門の問題性、特に職場施設の利用可能性によるスポーツ参加の偏りという問題を発見した。そして流行期のボウリング場が、従来あまりスポーツに参加していなかった層、特に裕福な主婦に対して働きかけることによってスポーツ参加の二重構造を解消させる方向に作用したことを発見した。こうした当時のスポーツ施設の供給構造の問題性に関する研究的積み上げを行ったことが、本稿の第2の意義と言える。

以上の、精緻なデータの利用とスポーツ施設の供給構造の理解という特徴を有していたことにより、本稿はスポーツ施設産業の展開に関する従来の研究に対して理論的積み上げを行うことができた。具体的には、従来 1980 年代以降と考えられてきたスポーツ施設産業の展開は、実は 1960 年代半ばから 1970 年代初頭の間にその土壌が形成されており、この時期のボウリング場産業によって、異業種企業によるスポーツ施設経営への参入障壁の引き下げと、人々に対するスポーツに参加することがステータスになるという意識の導入が行われていた。これが、1980 年代以降のスポーツ施設産業の大規模な展開のための基盤的条件となったのである。そして、当時のボウリング場がスポーツ施設という産業領域を切り開くことができたのは、従来の公共・学校・職場部門中心のスポーツ施設の供給構造の中では、人々のスポーツ欲求を十分に吸収できていなかったからである。その不十分さは、福祉国家としての日本社会の発展の特徴と関わっていた。ボウリング場産業は従来スポーツ参加率の低かった層のスポーツ参加を促進することに成功したものの、それは脆弱な基盤の上の発展と言わざるを得なかった。ボウリング場を整備した民間企業はもちろん、その統率者としての関連団体も含めて、当時のボウリング場に関わる諸主体は自らの利益を最大化することを焦点としており、人々に対するスポーツの場の保障が主眼に置かれてはいなかった。そのために流行は急激に終息し、人々のスポーツ参加の基盤が翻弄されていったと言える。こうしたボウリングブーム現象の経験は、スポーツ施設産業がより大規模に展開した現在のスポーツ環境のあり方に一石を投じるものと考えられる。

5-2-2. 本稿の限界

本稿は、課題設定上、2つの限界を抱えていた。

第1は、時期区分上の限界である。本稿では、スポーツ施設産業の展開に関する先行研究を最初にレビューし、研究の蓄積が不足していた 1960 年代半ばから 70 年代初頭の時期に焦点化して分析を行ってきた。そのため、スポーツ施設という産業領域が形成された第2期の状況については実証的に論じることができたが、1980 年代以降の大規模な展開については本章にてごく簡単に触れたのみにとどまった。こうした 1980 年代以降のスポーツ施設産業の大規模な展開の分析については、今後の課題としたい。特に今後は、部門横断的なスポーツ施設の供給構造という見方を 1980 年代以降の状況にも敷衍していく必要があるだろう。例えば現在、テニスコートはいずれの部門からも提供されており、ある種の共存関係が成立していると言える。民間施設がほぼ 100% であるボウリングやゴルフ練習場といった種目と、テニスのような公民の共存が可能

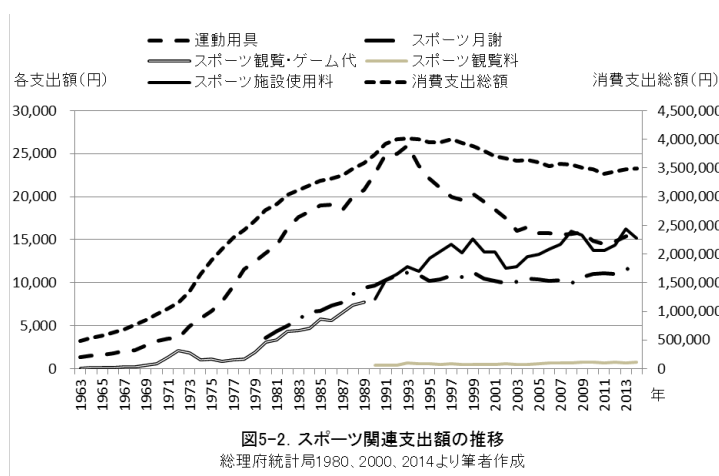
となっている種目の差異などについて、今後論及していく必要がある。こうした部門横断的な視角に関する見通しについて、次節にて今後の展望として簡単に示したい。

そして第2は、施設という問題に限定して論じた点である。本稿の課題はあくまでスポーツ施設の展開であり、主に公共・学校・職場・民間施設におけるスポーツ活動に焦点化して論じてきたが、現実的にはウォーキングやランニング、体操などの施設を使わないで行われる種目も、人々のスポーツ参加の重要な位置を占めてきたと考えられる。こうした施設の枠組みの外にあった種目を通じた人々のスポーツ参加についても、今後論究していく必要がある。また、表2-6を見ても分かるように、当時において、そして現在においても、施設以上に人々のスポーツ参加を強く阻害している要因は、時間に関する条件である。本稿はあくまで施設整備の状況を主題としたために、時間の問題については深く論究せず、1960年代半ばから70年代初頭におけるスポーツ参加の二重構造の解消の主要因をボウリングブーム現象に求めた。だが今後、人々のスポーツ参加の保障の問題を考察していくためには、余暇時間に関する研究を参照しながら問題を捉えていく必要がある。それによって、より実態に沿った形で人々のスポーツ参加に論究できるだろう。

5-3. 今後の展望

以上、本稿ではスポーツ施設産業の展開について、1960年代半ばから70年代初頭という時期に限定して論じてきた。本稿における考察の最後に、本稿の知見を、現在のスポーツ参加行動の分析に応用する可能性を示したい。本稿の知見を踏まえて1980年代以降のスポーツ施設産業の大規模な展開を捉えるために重要と考えられるのは、第1に、ボウリングブーム現象があまりにも「成功」し過ぎたためにその後に民間施設が増加し、人々がそれを「当たり前」のものとして認識することによって、公共施設の増加を抑制してしまった点である。そして第2に、スポーツ施設利用を部門横断的に分析していくことの必要性である。

第4章で見てきたように、ボウリングのイメージはその普及の当初から様々な方向に揺れていった。こうした揺れは、スポーツ施設という従来存在しなかった産業が、最適なポジションを確立するための右往左往の過程と捉えることができる。ここには各主体にとっての利益の最大化という論理のみが存在し、人々のスポーツ参加を保障する基盤として



のスポーツ施設提供というビジョンが欠落していた。つまり、人々のスポーツ参加を十分に保障するための最適なバランスという視点が存在しなかったのである。その結果もたらされたのは、人々における「金銭を支払って身体運動を行う」という余暇行動

の一般化であった。図 5-2 は、1963 年から 2014 年までの各世帯におけるスポーツ関連支出額の推移である¹²⁵。これを見ると、1960 年代半ば以降、物価の高騰にかかわらずスポーツのための支出額が年々増加していることが分かる。支出額としてもっとも多い運動用具は、1990 年代初頭にかけて順調に推移していったが、バブル経済崩壊とともに頭打ちとなっている。そしてより注目すべきは、入場・観覧・ゲーム代である。ここにはプロ野球などの「見るスポーツ」の観戦料と、ボウリングやゴルフなどの「するスポーツ」の施設利用料が混在しており、両者を峻別することはできないが、おおまかな傾向は見ることができる。これを見ると、入場・観覧・ゲーム代は、1970 年代初頭に 1 度大きな上昇傾向を示している。これは、プロ野球の読売巨人軍の 7 連覇や大相撲の大鵬人気と並んで、ボウリングブーム現象が強く影響していると考えられる。その後、入場・観覧・ゲーム代は 1 度減少するが、1980 年代に入って再び上昇に転じた。さらに 1990 年からスポーツ施設利用料という項目が設けられるが、この項目はバブル経済崩壊の影響を受けることなく堅調に上昇していることが分かる。このように施設利用に関する支出は、1960 年代半ばから 70 年代初頭の時期に 1 度盛り上がりを見せ、その後 1980 年代以降は堅調に上昇している。しかもこうした傾向は、消費支出総額の増減に影響されていない。1965 年時点で消費支出総額に占める入場・観覧・ゲーム代は約 0.02% に過ぎなかったが、その割合は堅調に増加し、2014 年における消費支出総額に占めるスポーツ施設利用料の割合は約 0.43% にまで高まっている。このように、スポーツ施設産業の展開と歩調を合わせて、スポーツ施設利用にかかる負担は増大している。これは言い方を変えたと、これらの時期に「金銭を支払って身体運動を行う」という余暇行動が人々の間で定着していったとすることができそうである。Uchiumi and Ozaki 1993 が指摘するように、スポーツ産業の拡大は、スポーツという活動がある意味で高額な金銭消費を伴う行動に変えたと言えよう (p.125)。そうした変化の端緒は、ここまで見てきたようなボウリングブーム現象という国民的体験にあった。

¹²⁵ 家計調査より。この調査は、1946 年に開始された消費者価格調査から発展したものであり、全国の世帯を母集団とし、層化三段抽出法によって抽出された標本を対象としている。ここで示した結果は、「二人以上の世帯」（2000 年以前の調査では「全世帯」と表現）を対象としたものである。また、1999 年以前は農村漁家を含めず、2000 年以降は農村漁家を含めたものである。なお、毎年物価の変動を統制するため、2010 年を基準とする消費者物価指数で実質化して表した。また「入場・観覧・ゲーム代」は、1990 年より「スポーツ観覧料」と「スポーツ施設利用料」に分かれている。

表5-4. スポーツ振興のために公的部門に求めること

1979年		1982年		1985年		1988年	
学校施設の開放	28.1%	行事・大会・教室の開催	24.8%	野外施設の整備	25.3%	指導者の養成	33.0%
野外施設の整備	27.3%	野外施設の整備	24.3%	指導者の養成	23.3%	行事・大会・教室の開催	25.3%
行事・大会・教室の開催	22.2%	指導者の養成	20.8%	行事・大会・教室の開催	22.5%	野外施設の整備	24.3%
指導者の養成	19.8%	学校施設の開放	18.1%	学校施設の開放	18.7%	学校施設の開放	21.2%
施設(野外を除く)の整備	14.0%	施設(野外を除く)の整備	11.1%	施設(野外を除く)の整備	11.4%	国際交流の振興	14.2%
広報活動	9.4%	広報活動	9.3%	国際交流の振興	10.8%	施設(野外を除く)の整備	12.4%
国際交流の振興	5.7%	国際交流の振興	7.3%	広報活動	9.3%	広報活動	11.7%
科学的研究の推進	2.6%	科学的研究の推進	2.1%	科学的研究の推進	3.7%	科学的研究の推進	7.5%

1991年		1994年		1997年		2000年	
指導者の養成	39.2%	指導者の養成	39.4%	指導者の養成	37.9%	年齢にあった種目の普及	38.5%
行事・大会・教室の開催	32.3%	行事・大会・教室の開催	29.1%	学校施設の開放	28.5%	指導者の養成	29.3%
学校施設の開放	28.1%	学校施設の開放	26.5%	行事・大会・教室の開催	26.9%	学校施設の開放	25.7%
野外施設の整備	25.8%	野外施設の整備	23.5%	野外施設の整備	24.5%	地域のクラブの育成	22.9%
国際交流の振興	22.3%	国際交流の振興	19.4%	国際交流の振興	18.1%	行事・大会・教室の開催	22.5%
広報活動	16.4%	広報活動	16.4%	広報活動	17.9%	野外施設の整備	18.3%
施設(野外を除く)の整備	14.6%	施設(野外を除く)の整備	11.4%	施設(野外を除く)の整備	13.1%	健康体力相談体制の整備	17.5%
科学的研究の推進	11.3%	科学的研究の推進	11.0%	科学的研究の推進	9.9%	広報活動	15.7%
						国際交流の振興	12.7%
						ボランティアの支援	12.7%
						施設(野外を除く)の整備	11.5%
						科学的研究の推進	8.3%

2004年		2006年		2009年		2013年	
年齢にあった種目の普及	31.6%	指導者の養成	37.2%	年齢にあった種目の普及	37.2%	学校施設の開放	35.5%
指導者の養成	29.1%	年齢にあった種目の普及	33.9%	指導者の養成	35.3%	行事・大会・教室の開催	35.4%
学校施設の開放	26.8%	学校施設の開放	32.0%	学校施設の開放	33.4%	指導者の養成	34.9%
行事・大会・教室の開催	25.0%	地域のクラブの育成	26.7%	行事・大会・教室の開催	32.5%	年齢にあった種目の普及	33.3%
地域のクラブの育成	22.6%	行事・大会・教室の開催	26.2%	地域のクラブの育成	29.3%	地域のクラブの育成	29.1%
野外施設の整備	19.0%	野外施設の整備	20.5%	野外施設の整備	24.8%	出会い・交流の推進	23.9%
健康体力相談体制の整備	15.8%	健康体力相談体制の整備	18.3%	ボランティアの支援	23.1%	野外施設の整備	23.4%
広報活動	13.5%	ボランティアの支援	18.1%	健康体力相談体制の整備	20.9%	広報活動	20.6%
国際交流の振興	11.7%	国際交流の振興	17.3%	広報活動	19.7%	健康体力相談体制の整備	19.0%
ボランティアの支援	11.2%	広報活動	16.9%	国際交流の振興	16.6%	国際交流の振興	18.8%
施設(野外を除く)の整備	11.1%	施設(野外を除く)の整備	11.2%	施設(野外を除く)の整備	13.1%	障害者の活動推進	18.7%
科学的研究の推進	7.5%	科学的研究の推進	11.0%	科学的研究の推進	12.6%	ボランティアの支援	18.1%
						事故・外傷・障害の防止	16.8%
						施設(野外を除く)の整備	12.9%
						科学的研究の推進	12.2%

各年代世論調査より筆者作成

このような余暇行動が一般化したことによって、どのような問題が生まれたと言えるだろうか。表 5-4 は、体力・スポーツに関する世論調査各年における、スポーツ振興策として公的部門に求めることをまとめたものである¹²⁶。これらのうち、施設に関する要望を網掛けで示した。施設に関する回答の順位の推移を見てみると、1970 年代から 80 年代半ばまで総じて施設に関する要求が上位に位置していたものの、次第にその順位を下げていったことが分かる。特に、濃い網掛けで示した野外施設以外の施設、つまり都市型施設の整備要求は、1990 年代以降非常に低い順位で推移している。因果関係を安易に断ずることはできないが、民間部門による、特に都市部におけるスポーツ施設の供給が増えるにつれて、人々の間での公共施設の整備要求が減退していったと考えることができる。つまり、「金銭を支払って身体運動を行う」ことが当然のものと認識されてしまったことにより、より安価にスポーツを行うことのできる都市型公共施設の必要性が減退してしまったと考えられるのである。

人々による公共施設の整備要求の減退と並行するように、政策立案の面でも公共施設の必要性に関する議論のトーンが変化していった。すでに述べたように、1980 年代以降スポーツ施設産業が大規模に展開する中、『スポーツビジョン 21』（通商産業省産業政策局 1990）はその後の施設整備方針の「見取り図」とも言えるものであった。この中では、従来の公共施設は公式大会用の大規模なものが多い、シャワー等の付帯設

¹²⁶ いずれの年代の調査も、複数回答可である。

備が貧弱である、利用手続きが煩雑であるなどの理由から、一般市民にとって使い勝手が悪いと指摘されている。そして今後の施設整備は、公共部門のみに任せるのではなく、公民の連携によって整備していくべきとの方針が示されている。一見すると、公共性を保ちながら民間企業の活力を生かした施設の整備という方針が示されているようだが、内実は多少異なっている。この公民連携の具体的な中身は、公共部門が土地確保において責任を持ち、また容積率の見直しや農地の転用促進といった法的な優遇措置を行うことが期待されている。これはつまり、公共部門が施設の収益性を高めるための基本的な条件を整備したうえで、民間部門が収益を上げながら施設を整備・経営するということである。ここには、結局のところ民間企業が施設業に乗り出しやすくなるための青写真が描かれているのみであり、人々に対する平等なスポーツ施設提供といった視点は入っていない。もちろん、この文書は通商産業省が中心となって作られたものであるため、そうした色彩が強いことは当然かもしれないが、結果的にその後の施設整備はこうした方針が支配的なものとなっていった。

以上見てきたように、ボウリングブーム現象以降、民間施設が人々のスポーツ生活の中で「当たり前」のものとなっていった。民間施設が人々のスポーツ生活の中で重要な存在になり過ぎてしまったことは、人々のスポーツ参加保障に重要な問題をもたらしていると言える。その問題として、第1章で触れたスポーツ参加の階層性、つまり所得の高い層ほどスポーツを頻繁に実施しているという問題がよく指摘される。しかし以下では、スポーツ社会学領域であまり指摘されることのない、スポーツ施設利用の公民住み分けという問題を指摘しておきたい。こうした見方は、本稿の提示した、スポーツ施設の利用に関する部門横断的視角の応用である。

一般的な福祉においては、その役割に応じて公共部門と民間部門で住み分けがなされている。例えば日本における医療保険では、基本的な医療は公共部門によってすべての国民に保障されている。だが、例えば病院における長い行列を回避するためにより高額な医療を受ける場合や、高価な新薬の処方を受ける場合には、民間部門による保険が適用される。つまり、ナショナルミニマムとしての公共部門による保障と、それを超えた部分に対する民間部門による保障という「2階建て」構造によって福祉が整備されているのである。このような意味で、一般的な福祉では民間部門は公共部門の「代替」ではなく、より高次のサービスのための「補完」として位置付けられるべきである。しかも、例えば民間医療保険の保険料に対して税金の控除があるように、民間部門による福祉であってもこれに公的な補助が認められる場合がある。

一方スポーツ施設はどうなっているかと言うと、民間部門が公共・学校・職場部門の「補完」ではなく「代替」になっていると言わざるを得ない。表5-5は、「スポーツ愛好度」¹²⁷

表5-5.「愛好度」別の各種施設利用量の内訳(2012年)

	公共	学校	職場	民間	大学	利用しない
Aレベル	37.5%	7.4%	1.6%	14.7%	2.9%	35.9%
Bレベル	33.6%	5.4%	1.3%	16.3%	0.3%	43.1%
Cレベル	33.0%	5.3%	1.0%	18.4%	0.7%	41.6%
Dレベル	32.6%	3.6%	1.5%	18.3%	0.7%	43.3%
合計	36.0%	6.6%	1.5%	15.7%	2.1%	38.2%

笹川スポーツ財団2012aのデータから筆者作成

¹²⁷ 笹川スポーツ財団の調査では、過去1年間に頻繁に行った種目上位5種について、それぞれ1年間に何回参加し、1回の活動を平均何分間実施し、またそれを主にどの種別の施設で実施したかを質問している。これらのデータから、各種目について1年間に何分間実施したかを算出し、5種目の実施時間を合計し、1年間の総実施時間を算出した。年

ごとに、それぞれの種別の施設をどの程度の割合で使うのかを示したものである¹²⁸。これを見てみると、民間施設が公共施設の「代替」になっている状況がよく分かる。もしも、例えば医療保険のように公民の役割にすみ分けがなされているとするならば、スポーツにあまり参加しない人々は主に公共施設や学校施設を利用して安価にスポーツを行い、多く参加する人々はそれらに加えて民間施設も利用するという傾向が現れる。よって、「愛好度」の高い人々ほど相対的に民間施設の利用率が高くなるはずである。ところが表 5-5 を見ると、現実はそのような傾向になっていない。「愛好度」が高いほど公共施設および学校施設の利用割合が高く、逆に「愛好度」が低いほどおおむね民間施設の利用割合が高いという傾向がある。つまり、頻繁に、あるいは長時間スポーツを実施する人々は公共施設や学校施設という公的施設を利用している時間が長いのに対して、たまに、あるいは短時間しかスポーツを行わない人々は相対的に民間施設の利用時間が長いのである。スポーツというサービスをより高次に受け取りたいと考える「愛好者」たちは、民間施設でその欲求を充足するよりも、公的施設でそれを充足しており、逆にたまにしかスポーツに参加できないような人々は、相対的に民間施設でスポーツ欲求を充足している時間が長いと考えられる。

こうした最低限のスポーツ参加しか望まない人々が公共施設や学校施設を利用しにくいという傾向は、経験的にも理解できるであろう。つまり公共施設や学校施設は、数ヶ月前から利用の予約を行う必要があり、しばしば抽選によって利用が可能となる。このような施設の利用予約を行う人々には、定期的にスポーツを行う人、つまり「愛好者」が多く含まれていることは容易に想像がつく。よって、本来様々な実施頻度の人々に対して幅広く提供されるべき公共施設や学校施設が、実施頻度の高い人々によって多く利用されているのである。そして、久しぶりにスポーツを行いたいと考えた際には、公共施設や学校施設に足を運ぶよりも、民間のアスレチッククラブやゴルフ場に足を運ぶほうが多いと思われる。

この事実を裏付けているのが、中澤 2006 による調査¹²⁹である。中澤は、その論題で

間の総実施時間が 15,001 分以上の者を A レベル (412 名)、10,001 分から 15,000 分の者を B レベル (232 名)、5,001 分から 10,000 分の者を C レベル (325 名)、5,000 分以下の者を D レベル (519 名) と設定した。この計算方法には、6 種目以上のスポーツを実施した者について集計に漏れがあるという限界があるが、全回答者 2,000 名中 1,648 名が第 5 種目に回答をしなかったことから、大多数の回答者が 6 種目以上のスポーツに参加していなかったと考えられる。なお、ここで示した「学校」とは小・中・高校の学校施設であり、「大学」とは大学・高専等の学校施設である。

¹²⁸ スポーツの総実施時間中、各種施設でどの程度の時間スポーツを実施したかの割合を算出した。この割合は、「愛好度」レベルごとに各種施設での実施時間を足し上げ、同じく足し上げた総実施時間で除したものである。調査では「主として利用している施設は、以下のどのタイプですか」という質問の仕方をしているため、例えば公共施設で年間 10 回、民間施設で年間 9 回バレーボールを行うような人にとって、民間施設での実施時間は集計されない。こうした限界はあるものの、現実的には例示したようなケースはまれであり、定期的にスポーツを行う場合には基本的に同一種別の施設で実施するものと判断した。

¹²⁹ 2004 年 7 月 1 日から 7 日に、神奈川県横浜市内全 17 か所のスポーツセンターを利用した 15 歳以上の男女を対象に、任意の自記式留め置き法質問紙調査を実施した。有効回答数は 9,638 であった。

ある「公共スポーツ施設の〈常連〉とはどのような人たちなのか」という問いに取り組み、公共施設で調査を行った。その結果、公共施設を週に1回以上利用する人は全体の約7割を占めていた。さらに年間利用状況を推定するために、利用者の頻度ごとに重み付けを与えた「頻度別シェア」を算出すると、年間延べ利用者の9割以上が週1回以上公共施設に通う〈常連〉であった。このような、最低限のスポーツ参加しか望まない人々に対して公共施設・学校施設の利用可能性が閉じられており、民間施設がそうした人々のスポーツ参加の機会を「代替」的に保障していることは、現在のスポーツ参加行動の重要な問題と言える。

以上のような、スポーツの「愛好度」に応じた適切な公民施設利用の住み分けができていないという問題はどこからもたらされたかと言うと、突き詰めれば本稿で検討した1960年代半ばから70年代初頭のボウリング場産業に行きつくと考えられる。当時のボウリング場は、1960年代の公共・学校・職場施設が問題性を抱えた状況に登場し、1972年保体審答申に示されたように公共施設整備が力強く推進されようとした間隙を縫うように爆発的に拡大していった。ボウリングブーム現象は、多くの人々のスポーツ欲求を喚起し、スポーツ参加を促し、実際に人々は高額な金銭を支払ってボウリングを行った。スポーツ振興に責を負う文部省は、本来であればこうした金銭消費を伴うスポーツの拡大という状況に対して公共施設の整備を推し進め、安価にスポーツ欲求を充足する機会を人々に提供すべきであった。だが、オイルショック後の「余暇どころではない」という社会状況の中でそれは難しかった。1980年代に入り、「日本型福祉社会」構想によって公的部門のスリム化が求められる中で文部省が示した方向性は、民間部門に対する権限の委譲という新自由主義的なものであった。医療保険改革の中で自己負担額が引き上げられた際の社会的動揺を見ても分かるように、しばしば新自由主義的な福祉制度の改革は大きな社会的反発を招く。しかしスポーツ施設の文脈においては、ボウリングブーム現象以降、「スポーツ参加には金銭を支払う必要がある」という観念が「当然」のものとして広く普及したがゆえに、新自由主義改革に対する反発が起こりにくかったのだと考えられる。それは表5-4にすでに示したように、人々の公共施設整備要求が年々低減していったことから分かる。これによって、安価にスポーツ欲求を充足できる公的施設は頻繁にスポーツを行う層によって「占有」され、たまにしかスポーツを行わない層は民間施設に流れざるを得ないという状況が生まれたと考えられる。ボウリングブーム現象は、裕福な主婦に代表されるような従来あまりスポーツに参加していなかった層に対するスポーツの機会の提供という点で、確かに人々のスポーツ参加の保障を推し進めるものだった。しかしそうした意味でのスポーツ参加格差を縮小した一方で、幅広い層の人々に「スポーツ参加には金銭を支払う必要がある」という観念を広めた結果、スポーツ実施頻度による不適切な公民住み分けという新しい問題をもたらしたと言える。

以上のような考察は、本稿の課題設定の範囲を超えたものであるが、スポーツ施設産業の形成について部門横断的な視座から考察した結果、提示できた仮説である。今後こうした考察を深めることで、スポーツ施設の供給構造のあり方についてより深く論究することが期待できる。従来のスポーツ施設の供給に関する研究は、公共施設が不足していることをもってスポーツ施設提供を「未熟」な状態と評してきた。しかし本

節では、その「未熟」さは単純に公共施設が少ないことではなく、公民の住み分けがなされていないことである点を指摘した。つまり、**1960**年代の公共・学校・職場部門による施設提供が問題性を抱えた状況下においてボウリング場産業が発展したことによって、民間部門による施設提供の成功体験を得た。そのことが、その後の公共施設の整備に対する国民の要求を低減させてしまい、それが現状の民間施設による公共施設の「代替」という状況を生み出す基盤的条件となっていたと考えられる。その結果、現在では医療保険などの一般的な福祉と異なり、スポーツ施設供給の「**2 階建て**」構造のようなものは現出していない¹³⁰。この指摘は、福祉供給に関する議論を踏まえながら、部門横断的な視座から人々のスポーツ参加の状況を分析してきた結果、見えてきたものである。今後はこうした観点から、スポーツ施設の供給構造を論究していくべきであろう。

¹³⁰ スポーツ産業学研究の先駆者である原田宗彦は、**1980**年代末の時点で『『シビルミニマム』としての公共スポーツ施設の充足と、利用者の満足を最大化する良質な社会サービスの提供は急務である』（原田 **1989a**）と指摘していた。本節で示された知見は、こうした原田の提言した課題が現在に至るまで解消されていないことを示している。

参考文献

- アド・リサーチ、1972、『ボウリング・リポート』。
- 青野桃子、2014a、『日本の〈余暇政策〉における2つの余暇善用論—福祉的観点からの余暇環境整備と新たな産業としての注目—』一橋大学大学院社会学研究科2013年度修士論文。
- 、2014b、「余暇研究におけるレクリエーションとレジャーの関係—「余暇善用論」の視点から—」、『一橋大学スポーツ研究』第33巻、pp.34-44。
- 新雅史、2013、『「東洋の魔女」論』イースト新書。
- Baudrillard, Jean, 1970, *LA SOCIETE DE CONSOMMATION Ses Mythes, Ses Structures*, Paris: Gallimard (=1995、今村仁司・塚原史訳『消費社会の神話と構造〈普及版〉』紀伊国屋書店)。
- Bowling Proprietars Association of America, “BPAA Foodservice” (Retrieved March 1, 2015, <http://www.bpaafoodservice.com/>).
- Chain Leader, 2005, “Bowling for F&B dollars: Fred Hipp uses his restaurant experience to raise the food profile at AMF Bowling”, (Retrieved March 1, 2015, <http://www.highbeam.com/doc/1G1-128708759.html>).
- DeFrance, Jacques and Pociello, Christian, 1993, “Structure and Evolution of the Field of Sports in France (1960-1990): A “functional”, historical and prospective analytical essay”, *International Review for the Sociology of Sport*, 28(1):1-21 (=1997、山下高行訳「フランスにおけるスポーツの場の構造と展開(1960-1990) —「機能的」、歴史的、予測的分析試論」、『立命館産業社会論集』第32巻第4号、pp.235-265)。
- 海老原修、2012、「世帯年収と運動・スポーツの関係」、笹川スポーツ財団『スポーツライフ・データ2012—スポーツライフに関する調査報告書』pp.60-66。
- エコセン編集部、1974、「地域特性を巧に生かして好調のコンフィテニスクラブ」、『レジャー産業資料』第79巻、pp.144-150。
- 江刺正吾・荒井貞光・近藤衛、1971、「ボウリング人口増大の要因に関する事例研究」、『九州大学体育学研究』第4巻第4号、pp.7-13。
- Esping-Andersen, Gøsta, 1990, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Oxford: Polity Press (=2001、岡沢憲英・宮本太郎訳『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房)。
- , 1999, *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford: Oxford University Press (=2000、渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎—市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店)。
- 月刊体育施設編集部、1997、「学校開放 列島点描」、『月刊体育施設』第26巻第1号、pp.59-84。
- 行政管理庁行政管理局統計主幹、1973、『日本標準産業分類』全国統計協会連合会。
- 行政管理庁統計基準局、1967、『日本標準産業分類』第1巻、全国統計協会連合会。
- 原田宗彦、1989a、「スポーツ・レクリエーションの経済学」、『体育の科学』第39巻第10号、pp.771-778。

- 、1989b、「スポーツクラブの内側—その問題点と将来への課題」、『体育科教育』第 37 巻第 11 号、pp.53-55。
- 、1991、「体育・スポーツ施設の経営—顧客志向のマーケティング—」、『体育の科学』第 41 巻第 5 号、pp.357-361。
- 、2001、「スポーツファシリティマネジメントの歴史的発展」、原田宗彦・間野義之『スポーツファシリティマネジメント』大修館書店、pp.3-26。
- 原田宗彦・菊池秀夫、1987、「スポーツ・マーケットに関する研究—特にスポーツ消費者とスポーツ・マーケティングに関する研究を中心に—」、『体育の科学』第 37 巻第 6 号、pp.477-484。
- 橋本健二、2009、『「格差」の戦後史』河出ブックス。
- 広田照幸・河野誠哉・澁谷知美・堤孝晃、2011、「高度成長期の勤労青少年のスポーツ希求はその後どうなったのか—各種調査の再分析を通して—」、『スポーツ社会学研究』第 19 巻第 1 号、pp.3-18。
- Hurley, Andrew, 2001, *Diners, Bowling Alleys, and Trailer Parks: Chasing the American Dream in Postwar Consumer Culture*, New York: Basic Books.
- 市井吉興、2006、「戦後日本の社会統合と「レジャー」—レジャー政策から自由時間政策への転換とその意図—」、『立命館産業社会論集』第 42 巻第 3 号、pp.67-86。
- 池田勝、1984、「職場とスポーツ」、浅見俊雄・宮下充正・渡辺融編著『現代体育・スポーツ体系第 3 巻 現代社会とスポーツ』講談社、pp.109-126。
- 伊藤新一郎、2005、「「福祉レジーム論」再考—国際比較研究における意義と課題—」、『北星学園大学大学院社会福祉学研究科北星学園大学大学院論集』第 8 巻、pp.1-13。
- 伊藤高弘、1983、「商業主義のスポーツ“侵略”」、『体育科教育』1983 年 1 月号、pp.24-26。
- 城堅人、1972、『ボウリング場の開設と経営』柴田書店。
- 鎌田慧、1985、『健康売ります！—ヘルス産業最前線からの報告』朝日新聞社。
- 上和田茂、1987、「戦前の YMCA 体育室における計画概念と形態に関する史的考察—社会用体育館に関する建築計画史的研究その 1」、『日本建築学会計画系論文報告集』第 379 巻、pp.63-67。
- 、1994、「我国最初の総合体育館・東京 YMCA 旧体育館に関する史的考察—社会用体育館に関する建築計画史的研究その 2」、『日本建築学会計画系論文報告集』第 465 巻、pp.77-84。
- 加藤哲郎、1988、『ジャパメリカの時代に—現代日本の社会と国家』花伝社。
- 加藤俊彦、1984、『パチンコと日本人』講談社。
- 川口晋一、1995、「「企業社会」日本のレジャーとスポーツ」、Jary, Davido・清野正義編著『スポーツ・レジャー社会学—オールタナティブの現在』道と書院、pp.211-248。
- 川口智久、1977、「現代スポーツ論批判」、川口智久編著『スポーツを考えるシリーズ 1 現代スポーツ論序説』大修館書店、pp.167-228。
- 河原和恵、1995、「消費社会とフィットネスの発展」、原田宗彦編著『スポーツ産業論入門』杏林書院、pp.35-46。
- 河内正広、1979、「爆発するレジャー」、石川弘義編著『余暇の戦後史』東書選書、pp.115-

208。

経済企画庁、1957、『経済白書』昭和 32 年度版。

経済企画庁余暇開発室、1973、『余暇社会への構図—余暇政策の今後のあり方』。

経済産業省経済産業政策局調査統計部、2005、『特定サービス産業実態調査報告書 ボウリング場編』経済産業統計協会。

木下秀明、1971、「日本人のスポーツ観」、『体育の科学』第 21 巻第 1 号、pp.2-6。

北博正・前田博・野見山一生・田中重昭・森本繁・五十嵐穆、1963、「職場スポーツの振興について」、『産業医学』第 5 巻第 7 号、pp.483-487。

北原正夫、1970、『レジャー産業』東洋経済新報社。

北山俊哉・城下賢一、2013、「日本—福祉国家発展とポスト類型論—」、鎮目真人・近藤正基編著『比較福祉国家—理論・計量・各国事例—』ミネルヴァ書房、pp.336-360。

近藤衛、1984、「スポーツ産業の現状と問題」、菅原禮監修・佐伯聡夫編著『現代スポーツの社会学』不昧堂、pp.256-272。

高津勝、2008、『スポーツ社会学の可能性—歴史・身体・社会を探る』創文企画。

厚生労働省、2009、「毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査）」、厚生労働省ホームページ（2015 年 3 月 1 日取得、<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>）。

糸野豊、1972、「レジャーとスポーツ—その裏に潜むもの—」、『健康と体力』昭和 47 年 5 月号、pp.16-19。

草深直臣、1973、「国のスポーツ・レク政策の今日的課題—とくに「施設倍増緊急五ヶ年計画」とその財政的基盤」、『月刊社会教育』第 17 巻第 10 号、pp.60-67。

———、1977a、「スポーツコマーシャリズム」、影山健編著『スポーツを考えるシリーズ 2 国民スポーツ文化』大修館書店、pp.271-296。

———、1977b、「職場レク・スポーツをめぐる諸問題」、影山健編著『スポーツを考えるシリーズ 2 国民スポーツ文化』大修館書店、pp.229-251。

———、1986、「現代日本のスポーツ構造」、伊藤高弘・草深直臣・金井淳二『スポーツの自由と現代』上巻、青木書店、pp.18-54。

町村敬志、2004、「開発主義の終焉か、新しい開発主義か—誰のために「開発」は語られるのか」、渡辺治編著『変貌する〈企業社会〉日本』旬報社、pp.117-137。

丸山富雄・日下裕弘、1988、「一般成人のスポーツ参与と社会階層」、『仙台大学紀要』第 20 巻、pp.19-36。

マスレジャー研究所、1971a、『ボウリングファン』1971 年 8 月号。

———、1971b、『ボウリングファン』1971 年 7 月臨時増刊号。

松原孝臣、2006、「検証日本のフィットネスクラバー—セントラルスポーツの経営研究」、『Sport Management Review』第 2 巻、pp.28-31。

松田義幸、1989、「スポーツ・マーケティングの基本的視点—生涯スポーツの振興方法—」、『体育の科学』第 39 巻第 10 号、pp.760-765。

———、1990、「通産省スポーツ産業研究会について—体育関係者にリベラルな発想の転換を—」、『体育科教育』第 38 巻第 11 号、pp.22-25。

松田義幸・斎藤精一郎、1980、『レジャー産業—レジャー行動の変貌と将来を占う』東洋経済新報社。

- 見田宗介、2008、『まなざしの地獄—尽きなく生きることの社会学』河出書房新書。
- 三宅清香・三好喬・神文雄、1969、「商業スポーツ施設の機能について（第2報）—ボウリング場を中心に」、『体育学研究』第13巻第5号、p.41。
- 宮本憲一、1981、『現代資本主義と国家』岩波書店。
- 宮田哲郎、1992、「ボウリング・ブームの社会史」（日本プロボウリング協会資料）。
- 文部科学省、2008a、「体育・スポーツ施設現況調査（平成20年度）」、文部科学省ホームページ（2015年3月1日取得、
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa04/shisetsu/1261381.htm）。
- 、2008b、「学校基本調査（平成20年度）」、文部科学省ホームページ（2015年3月1日取得、
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm）。
- 、2013a、「体力・スポーツに関する世論調査」、文部科学省ホームページ（2015年3月1日取得、
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa04/sports/1338692.htm）。
- 、2013b、「社会教育調査」、文部科学省ホームページ（2015年3月1日取得、
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/）。
- 文部省調査局統計課、1955、『社会教育調査報告書』。
- 、1960、『社会教育調査報告書』。
- 、1963、『社会教育調査報告書』。
- 文部省保健体育審議会、1972、「体育・スポーツの普及振興に関する基本的方策について（答申）」、文部科学省ホームページ（2015年3月1日取得、
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_hoken_index/toushin/1314680.htm）。
- 、1989、「21世紀に向けたスポーツの振興方策について（答申）」、文部科学省ホームページ（2015年3月1日取得、
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_hoken_index/toushin/1314686.htm）。
- 文部省体育局、1970、『社会体育実態調査（中間報告）』。
- 、1976、『我が国の体育・スポーツ施設—社会体育実態調査（施設調査）報告』。
- 、1981、『我が国の体育・スポーツ施設—社会体育実態調査（施設調査）報告』。
- 、1990、「スポーツ振興対策の改善について」、文部科学省ホームページ（2015年3月1日取得、
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19900423001/t19900423001.html）。
- 森川貞夫、2011、「スポーツにおける「新しい公共」—子どものスポーツを支えるのは誰か？」、『スポーツ社会学研究』第19巻第2号、pp.19-32。
- 村山征悦、1967、「職場体育・スポーツ活動の実態—品川・大田区の調査資料から」、『月刊社会教育』第11巻第7号、pp.32-40。
- 永吉宏英、1989、「施設開放」、池田勝・永吉宏英・西野仁・原田宗彦『レクリエーションの基礎理論』杏林書院、pp.175-191。
- 内閣総理大臣官房審議室、1957、『調査報告書 スポーツ問題に関する世論調査』。

- 内閣総理大臣官房広報室、1963、『調査報告書 スポーツに関する世論調査』。
- 、1965、『調査報告書 スポーツに関する世論調査』。
- 、1972、『スポーツに関する世論調査』。
- 、1976、『スポーツに関する世論調査』。
- 中藤保則、2004「余暇産業と余暇消費」、瀬沼克彰・菌田硯哉編著『余暇学を学ぶ人のために』世界思想社、pp.115-129。
- 中路恭平、2006、「フィットネスクラブにおける会員の顧客満足と会員継続に関する縦断的事例分析」、『体育・スポーツ経営学研究』第20巻第1号、pp.1-15。
- 中村敏雄、1978、「ボウリングはなぜ衰退したのか」、学校体育同志会編『スポーツの技術と思想』ベースボール・マガジン社、pp.91-113。
- 中西純司、2010、「民間スポーツ・フィットネスクラブ経営における顧客苦情マネジメント分析」、『体育・スポーツ経営学研究』第24巻、pp.1-23。
- 中山正吉、1991、「地域のスポーツ研究の軌跡と課題」、体育・スポーツ社会学研究会編『体育・スポーツ社会学研究10 新しい体育・スポーツ社会学をめざして』同和書院、pp.35-50。
- 中山裕登、1989、「スポーツ産業界の現状と将来」、『体育の科学』第39巻第10号、pp.755-759。
- 中澤篤史、2006、「公共スポーツ施設の〈常連〉とはどのような人たちなのか」、『東京大学大学院教育学研究科紀要』第46巻、pp.359-370。
- 中澤篤史・新雅史、2006、「スポーツ実践の個人化(1) —SSF 調査データ(1992-2004)の二次分析」(日本スポーツ社会学会第15回大会一般発表資料)。
- 日本ボウリング場協会、「年別全国センター数・レーン数の推移」(日本ボウリング場協会資料)。
- 日本ボウリング振興協議会教育指導分科会、1994、『The Bowling 写真で見るボウリング』。
- 日本生産性本部、2013、『レジャー白書 2013』。
- 日本生産性本部生産性研究所、1961、『消費革命とレジャー産業』東洋経済新報社。
- 日本体育協会、1971、『スポーツ基本調査報告書 1966～1970』。
- 西川溟八・松浦生成、1968、「職場体育の普及状況：第1報 概況」、『体力科学』第17巻第4号、pp.149-150。
- 西山哲郎、2006、『近代スポーツ文化とはなにか』世界思想社。
- 小熊英二、2012、「総説—「先延ばし」と「漏れ落ちた人々」」、小熊英二編著『平成史』河出ブックス、pp.13-89。
- 大橋美勝・江刺正吾、1977、「国民スポーツ文化形成への道」、影山健編著『スポーツを考えるシリーズ2 国民スポーツ文化』大修館書店、pp.323-378。
- 大村義和、2007、『世界のボウリング 100年の歴史と至難—「スポーツ化」に燃えた50年』遊タイム出版。
- 大西広、1990、「スポーツ産業自立化の歴史的条件について」、『体育・スポーツ評論』第4号、pp.27-46。
- 大塚正三、1975、「新設ゴルフ場の動向と経営のポイント」、『レジャー産業資料』第79

- 卷、pp.144-150。
- 尾崎正峰、1991、「スポーツの産業化と生涯スポーツ」、『一橋論叢』第 105 巻第 3 号、pp.393-409。
- 、1992、「スポーツ産業の戦後過程」、一橋大学体育共同研究室『研究年報』pp.7-10。
- 、2004、「新自由主義改革と地域スポーツの行方」、渡辺治編著『変貌する〈企業社会〉日本』旬報社、pp.259-296。
- 、2008、「地域スポーツと学校開放」、『一橋大学スポーツ研究』第 27 巻、pp.27-34。
- Ozaki, Masataka, 1996, "The History of the Sports Industry in Japan since 1945", Collins, Mike ed., *Leisure in Industrial and Post-industrial Societies*, Eastbourne: LSA Publication, pp.111-124.
- 小澤考人、2001、「問題としての「余暇」」、『相関社会科学』第 11 号、pp.84-99。
- 、2003、「近代日本における『余暇』の問題構成」、『ソシオロギス』第 27 号、pp.269-289。
- Pezzano, Chuck and Weiskopf, Herm, 1981, *Sports Illustrated BOWLING*, New York: Harper & Row (=1985、すみ光保訳『ボウリング』ぎょうせい)。
- Putnam, Robert, D., 2000, *BOWLING ALONE: The Collapse and Revival of American Community*, New York: Touchstone Books (=2006、柴内康文訳『孤独なボウリング—米国コミュニティの崩壊と再生』柏書房)。
- レジャー産業資料編集部、1972、「最新都道府県別全国ボウリング市場の徹底的分析」、『レジャー産業資料』第 5 巻第 11 号、pp.183-187。
- 労働大臣官房労働統計調査部、1965、『昭和 39 年企業福祉施設調査報告』。
- 、1971、『賃金センサス』第 4 巻。
- 労務行政研究所、1974、「福利厚生費の産業別、規模別負担状況」、『労政時報』第 2216 号、pp.2-15。
- 笹川スポーツ財団、2011、「諸外国および国内におけるスポーツ振興施策等に関する調査研究」、文部科学省ホームページ (2015 年 3 月 1 日取得、http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/chousa/detail/1309352.htm)。
- 、2012a、『スポーツライフ・データ スポーツライフに関する調査報告書』。
- 、2012b、『公共スポーツ施設整備財源に関する研究 報告書』。
- 笹生心太、2009a、「レジャーの金銭消費的性格に関する一考察—レジャーブーム期のボウリングの事例に注目して」、『余暇学研究』第 12 号、pp.3-14。
- 、2009b、「消費社会におけるスポーツの価値の変容—1960 年代のボウリングを事例に」、『一橋大学スポーツ研究』第 28 巻、pp.35-42。
- 、2009c、「ボウリング場産業のブルー・オーシャン戦略に関する研究」、『スポーツ産業学研究』第 19 巻第 1 号、pp.55-65。
- 、2010、「余暇の再組織化に関する考察—日米のボウリング場経営の差異に着目して」、『余暇学研究』第 13 号、pp.16-27。
- 、2011、「1960 年代における職場スポーツの社会的意義—企業社会論の視座

- から」、『仙台大学紀要』第42巻第2号、pp.57-67。
- 、2013、「高度経済成長期における労働者間のスポーツ参加格差に関する一考察—職場スポーツ施設整備とスポーツ参加率に着目して—」、『スポーツ社会学研究』第21巻第2号、pp.79-88。
- 澤野雅彦、2005、『企業スポーツの栄光と挫折』青弓社。
- 清野正義、1995、「労働時間、スポーツ、空間」、Jary, David・清野正義編著『スポーツ・レジャー社会学—オールタナティブの現在』道和書院、pp.249-279。
- 関春南、1995、「「スポーツ権」確立への道」、関春南・唐木國彦編著『スポーツは誰のために—21世紀への展望』大修館書店、pp.2-31。
- 、1997、『戦後日本のスポーツ政策—その構造と展開』大修館書店。
- 世戸俊男、2007、「フィットネスクラブのマネジメント」、原田宗彦編著『スポーツ産業論』第4版、杏林書院、pp.117-130。
- 瀬沼克彰、1977、『余暇の社会学』文和書房。
- 、1978、『余暇産業の展開』文和書房。
- 新川敏光、2009、「福祉レジーム分析の可能性—戦後日本福祉国家を事例として—」、『社会政策』第1巻第2号、pp.49-63。
- 鎮目真人・近藤正基、2013、「福祉国家を比較するために」、鎮目真人・近藤正基編著『比較福祉国家—理論・計量・各国事例』ミネルヴァ書房、pp.1-19。
- 藺田碩哉、1979、「大衆娯楽の息吹き」、石川弘義編著『余暇の戦後史』東書選書、pp.67-114。
- 総合研究開発機構、1980、『社会サービスの産業化』。
- 総理府統計局、1951、「小売物価統計調査 調査結果」、総務省統計局ホームページ(2015年3月1日取得、<http://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/3.htm>)。
- 、1961、「小売物価統計調査 調査結果」、総務省統計局ホームページ(2015年3月1日取得、<http://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/3.htm>)。
- 、1967、「労働力調査」、労働力調査 長期時系列データ(2015年3月1日取得、<http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.htm>)。
- 、1969、『全国消費実態調査報告』第4巻品目編。
- 、1970、「小売物価統計調査 調査結果」、総務省統計局ホームページ(2015年3月1日取得、<http://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/3.htm>)。
- 、1980、『家計調査年報』。
- 、2000、『家計調査年報』。
- 、2014、『家計調査年報：家計収支編』。
- 杉本厚夫、1988、「スポーツと流行」、森川貞夫・佐伯聡夫編著『スポーツ社会学講義』大修館書店、pp.200-203。
- Sullivan, George, 1968, *The Complete Book of Family Bowling*, New York: Coward & McCann (=1974、宮川毅訳『ファミリー・ボウリング』ベースボール・マガジン社)。
- 橘木俊詔、2005、『企業福祉の終焉—格差の時代にどう対応すべきか』中公新書。
- 田川彦太郎、1987、『日本におけるボウリング 30年の歩み(資料編)』日本ボウリング振興協議会。

- 武田春人、2008、『高度成長』岩波書店。
- 武笠康雄、1970、「学校開放の現状と問題」、『体育の科学』第20巻第10号、pp.629-632。
- 等々力賢治、1988、「健康ブーム」とスポーツ」、中村敏雄・出原泰明・等々力賢治編著『現代スポーツ論—スポーツの時代をどうつくるか』大修館書店、pp.113-143。
- 通商産業省産業政策局、1990、『スポーツビジョン21』。
- 通商産業省産業政策局サービス産業室、1988、『スポーツ市場最前線—スポーツ開発・運営に関する調査レポート』綜合ユニコム。
- 通商産業省余暇開発室、1973、『余暇ハンドブック』。
- 、1974、『余暇総覧』。
- 内田隆三、1987、『消費社会と権力』岩波書店。
- 内海和雄、1993、『戦後スポーツ体制の確立』不昧堂出版。
- 、2005、『日本のスポーツ・フォー・オール—未熟な福祉国家のスポーツ政策』不昧堂出版。
- 、2013a、「スポーツ・フォー・オールと福祉国家」、『広島経済大学研究論集』第35巻第4号、pp.29-61。
- 、2013b、「戦後日本の福祉とスポーツ」、『広島経済大学研究論集』第36巻第1号、pp.1-31。
- Uchiumi, Kazuo and Ozaki, Masataka, 1993, “History of Sport Policy and Sport Industry in Japan Since 1945”, *Hitotsubashi Journal of Arts and Sciences*, 34(1), pp.103-128.
- 宇土正彦・柳沢和雄、1984、「商業的スポーツ施設における経営戦略に関する研究」、『体育経営学研究』第1巻第1号、pp.9-17。
- 上村瑛、1967、『100万人のボウリング』東都書房。
- 渡部嶺生・長島博・清水瑞秋・松島宏・古河浩二郎、1968、「レクリエーションスポーツ愛好者に関する考察」、『体育学研究』第12巻第5号、p.68。
- 渡辺治、1999、『企業社会・日本はどこへ行くのか』教育史料出版会。
- 、2000、「企業社会日本の再編成」、一橋大学スポーツ科学研究室『研究年報』pp.96-120。
- 、2004、「開発主義・企業社会の構造とその再編成」、渡辺治編著『変貌する〈企業社会〉日本』旬報社、pp.23-114。
- 山田一廣、2011、『復興への狼煙—ボウリング業界光と影』如月出版。
- 山下高行、1989、「『スポーツの産業化』に関する研究ノート」、『立命館大学人文科学研究紀要別冊 保健・体育研究』第6号、pp.71-95。
- 、2009、「企業スポーツと日本のスポーツレジャー」、『スポーツ社会学研究』第17巻第2号、pp.16-31。
- 山崎利夫、2009、「フィットネスクラブの利用頻度分析システムの構築とその応用」、『スポーツ産業学研究』第19巻第2号、pp.161-172。
- 與儀雄介、1974、「アスレチッククラブの事業課計画モデルプラン」、『レジャー産業資料』第82巻、pp.68-72。
- 余暇開発センター、1977、『レジャー白書』。

————、1980、『余暇開発センター調査研究報告書 54 産業 余暇産業に関する調査研究』。

————、1985、『レジャー白書』。

吉本興業株式会社事業部、1971、「産業展望 ボウリング」、『経済人』第 25 巻第 3 号、pp.55-63。

全日本ボウリング協会、「JBC ニュース」（全日本ボウリング協会会報）。

調査の概要

2006 年 12 月 1 日（金） 10 : 00～10 : 30

日本ボウリング場協会 S 氏

電話を通じた聞き取り調査（於一橋大学マーキュリータワー）

2008 年 5 月 5 日（月）

「Bowling Management.com」「Bowling Marketing.com」主宰者 Paul Kreins 氏

電子メールを通じた聞き取り調査（2008 年 4 月 28 日発信、2008 年 5 月 5 日受信）

2008 年 5 月 17 日（土）

United States Bowling Congress Public Relations 担当 Mark Miller 氏

電子メールを通じた聞き取り調査（2008 年 5 月 9 日発信、2008 年 5 月 17 日受信）

電子メールを通じた聞き取り調査（2008 年 5 月 20 日発信、2008 年 5 月 24 日受信）

電子メールを通じた聞き取り調査（2008 年 5 月 26 日発信、2008 年 5 月 28 日受信）

2008 年 12 月 5 日（金） 10 : 30～11 : 00

日本ボウリング場協会 O 氏

電話を通じた聞き取り調査（於一橋大学マーキュリータワー）

2009 年 6 月 19 日（金） 15 : 00～16 : 30

日本ボウリング場協会 O 氏

対面式による聞き取り調査（於日本ボウリング場協会（東京都中央区））

2009 年 6 月 22 日（月） 10 : 00～10 : 10

全日本ボウリング協会 A 氏

電話を通じた聞き取り調査（於一橋大学マーキュリータワー）

謝辞

本稿は、**2015年3月**末日提出を目指して執筆された。**10年前の2005年4月**、私は東京大学教育学部を卒業し、一橋大学大学院社会学研究科の門を叩いた。あれから丸**10年**、思えば遠くに来たものである。

私が大学院でスポーツ社会学を学びたいと決意したのは**2004年**、大学**4年次**の春であった。一橋大学にスポーツ社会学を専門とする先生が多くおられることを知った私は、**1年目**の大学受験で敗退した因縁の一橋大学の講義に「潜り」に行った。目に付くままに飛び込んだのが「プロスポーツ論」で、それを担当なさっていたのが、後の修士課程時代の指導教員となる内海和雄先生であった。

無事に大学院入試に合格し、**2005年**から晴れてスポーツ社会学者の卵となった。指導教員の内海先生は、ときに厳しく、ときに独特のユーモアを交えながら、研究とは何かということについてあらゆる角度から教えてくださった。もっとも心に残っているのは、『研究したいこと』と『研究できること』は違う」という言葉である。当時の私にはあまり理解できていなかったが、**10年**の月日が経ち、あの言葉がどれだけ私の研究を正しい方向に導いてくださったかがはっきりと分かるようになった。そして、内海先生が「研究できること」として具体的に提示してくださったのが、修士論文および本稿の主題であるボウリングブーム現象だった。

2007年に博士後期課程に進学し、この現象をより広い文脈から考察する際の視角を探ようになった。かねてから「この日本という社会の『見えない成り立ち』のようなものを知りたい」と常に考えていた私にとって、企業という主体が我が国のあり方を強く規定しているという企業社会論の視座は、非常に興味深いものであった。スポーツ科学研究室から企業社会論に関する先端課題研究プロジェクトに関わっていらしたのが、私の博士後期課程時代の指導教員である尾崎正峰先生であった。尾崎先生の研究履歴を追っていくと、今から**25年**ほど前から、本稿と同様に、スポーツ施設産業の形成に関心をお持ちだったことが分かる。元々そのような関心をお持ちの尾崎先生が、**15年**の歳月を経て企業社会論の方向に向かわれたことは、私にとって必然に思える。博士後期課程時代は、こうした尾崎先生の関心の変遷を後追いするつもりで、博士論文執筆を目指した。だが、実際にはいくつかの投稿論文は学会誌に掲載されたものの、博士論文のような大きなストーリーを描ききるには至らなかった。

そのような中、スポーツ科学研究室の先輩である涌田龍治さんの紹介を経て、**2010年**から仙台大学体育学部で専任講師としての職を得たことは僥倖であった。仙台大学での**1年目**は膨大な量の講義に迫われ(前後期計**17コマ**担当した)、研究は遅滞した。そして、ようやく**1年間**が過ぎてここから博士論文完成に向かおうとした矢先に、あの東日本大震災に遭遇し、大学の置かれた状況は一変した。このように、教育活動の忙しさや赴任先特有の事情により、思うように博士論文執筆は進まなかった。それでも、先生や先輩、同僚などの支えを得て、スポーツ社会学者の卵となって丸**10年**の区切りに、何とか納得のいく論文を書ききることができた。これもひとえに、周りの方々による温かいご指導・ご支援によるものである。

まず初めに感謝申し上げねばならないのは、論文の審査をご担当いただいた先生方である。

主査の尾崎先生には、わざわざ仙台にお越しいただいてまでご指導を賜った。根拠が薄いままストーリーを作りたがる私にとって、実証性を重視なさる尾崎先生のご指導は、私の先を歩いて「石橋を叩いて」くださるものであった。また、常に柔らかい物腰で学生の指導に当たりながら鋭い研究を量産する姿は、私にとって研究者としての理想の姿でもある。

副査の坂なつこ先生には、学会でお会いするたびに、筆の進まない私を叱咤激励していただいた。また、たびたび「笹生君なら大丈夫でしょう」とのお言葉をいただき、何度も自信を与えていただいた。「能ある鷹は爪を隠す」を地で行く先生の背中から、今後多くを学んでいきたい。

そして 3 人目の審査員を快く引き受けていただいた堂免隆浩先生にも、感謝申し上げたい。2012 年の夏に、仙台にて中澤篤史先生によって引き合わせていただいたことも、運命だったのかもしれない。「専門外なので」とおっしゃりながらいただくご指導は、非常にクリティカルなものばかりであった。私は今後、地域社会とスポーツについての研究を行うつもりなので、ぜひ堂免先生から多くを学びながら研究を進めていきたい。

また、審査には直接関わっていただかなかったものの、論文を読んでいただき、多くのアドバイスをいただいた先生・先輩方にも感謝申し上げたい。

修士時代の主査であった内海先生（広島経済大学教授）には、研究のイロハから本当に多くのことを教えていただいた。一橋大学のご定年を過ぎても一切衰えることのない研究に対する情熱を、私も見習っていきたい。

坂上康博先生には、主に歴史的事実について、私も気付かないような点についてご指導をいただいた。同時に因果関係を明確化させる言葉使いについても細かくご指導いただき、今後の論文執筆でも多いに役立てさせていただきたい。

中澤先生には、先生が一橋大学に着任なさる以前からお世話になっていた。問いを立てるということ、先行研究を読み解くということ、筋道立った文章を書くことなど、研究者としての根本の部分について、これからも様々なご指導をいただきたいと考えている。

そして、この 10 年間で間違いなくもっともお世話になったのは、先輩の金子史弥さんである。私が右も左も分からない状態で大学院に入学して以来、常に「頼りになる兄貴分」として私を引き上げ続けてくださった。金子さんのご指導がなければ、本稿はおろか、恐らく修士論文すらも完成できなかったであろう。私にとってこの 10 年間は幸運なことばかりであったが、2 学年上に金子さんがいたことが、何よりの僥倖であった。まだまだ偉大な先輩の背中には遠いが、ぜひ今後とも切磋琢磨させていただき、一緒に一橋スポーツ社会学を盛り上げていきたい。

また、直接本稿を読んでいただいたわけではないが、以下に挙げる方々も、本稿の執筆に多大なる影響を与えていただいた。まず、岡本純也先生、涌田龍治さん（京都学園大学准教授）、江頭満正さん（尚美学園大学講師）、伊藤高弘先生（武蔵野美術大学名誉教授）、青沼裕之先生（武蔵野美術大学教授）、森敏生先生（武蔵野美術大学教授）、中

島博信先生（元東北大学教授）には、大学院生時代から現在まで様々な形で論文に関するアドバイスをいただきつつ、居酒屋や非常勤先などで様々な人生相談に乗っていただいた。さらに仙台大学の先生方、特に研究領域の近い丸山富雄先生と仲野隆士先生には、有意義なアドバイスをいただくとともに、研究者としての生き方や心構えも教えていただいた。また、同じく仙台大学の藪耕太郎先生と田中智仁先生には、年齢と研究領域が近い博士号取得者ということで、多くの刺激をいただいた。そして、日本ボウリング場協会と全日本ボウリング協会のみなさまには調査にご協力いただき、また笹川スポーツ財団には第 5 章における分析のための生データを提供していただいた。以上の方々にも、心から感謝申し上げたい。

最後に、私を支え続けてくれた家族にも感謝したい。両親と兄は、私が就職もせず大学院に行くことをサポートしてくれた。本来なら社会人 5 年目を迎えているはずの年でも自宅から快く通わせてくれた環境は、本稿を書き上げるために必要不可欠な基盤であった。そして仙台で家族となった珠希は、研究（やフットサルや飲み会）ばかりで帰りが遅くなっても嫌な顔一つせずに支えてくれたばかりか、表 5-5 の集計のためにマクロまで組んでもらった。2013 年 11 月に生まれた長男の理仁のためにも、これから一層研究に励んでいきたい。

この 10 年間、私を支えてくれたすべての人に感謝を込めつつ、次の 10 年間でより精力的に研究を行うことを誓って、筆を置きたい。

2015 年 3 月 退職を控えた仙台大学から蔵王連峰を眺めながら
笹生 心太